明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年三月二日

○第二百四回国会 衆議院会議録 第十号（一）

令和三年三月二日（火曜日）

令和三年三月二日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

令和三年度一般会計予算
令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

午後三時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

○武部新君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

令和三年度一般会計予算
令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算

○議長（大島理森君）　令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長金田勝年君。

令和三年度一般会計予算及び同報告書
令和三年度特別会計予算及び同報告書
令和三年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔金田勝年君登壇〕

○金田勝年君　ただいま議題となりました令和三年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告を申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

令和三年度一般会計予算の規模は百六兆六千九十七億円であり、前年度当初予算に対して三・八％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は六十六兆九千二十億円であり、前年度当初予算に対して五・四％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は四十三兆五千九百七十億円で、公債依存度は四〇・九％となっております。

特別会計予算については、十三の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は二百四十五兆二千五百七十二億円となっております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫など四機関の予算を計上をいたしております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は四十兆九千五十六億円で、二〇九・四％の増加となっております。

この予算三案は、去る一月十八日本委員会に付託され、同月二十二日麻生財務大臣から趣旨の説明を聴取をし、二月四日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、参考人質疑、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、新型コロナウイルス感染症への対応、非正規雇用労働者への支援、総務省及び農林水産省職員の国家公務員倫理規程違反事案、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、男女共同参画社会の実現、令和三年福島県沖を震源とする地震、脱炭素社会の実現など、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局後、立憲民主党・無所属及び日本共産党の共同提出により、また、国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、令和三年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出をされ、趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び両動議について討論、採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、令和三年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。武内則男君。

〔武内則男君登壇〕

○武内則男君　立憲民主党・無所属の武内則男です。

私は、会派を代表し、令和三年度予算案に反対の立場で討論を行います。（拍手）

我が国に新型コロナウイルスの感染者が出始めてから、既に一年余りがたってしまいました。亡くなられた多くの方々に、心より哀悼の誠をささげます。

我が党の参議院議員であった羽田雄一郎さんも、昨年末に急逝されました。痛恨の極みであり、もっと早くに検査を受けておられればと思わずにはいられません。

国会議員にも感染された方が出ており、私たちは、引き続き、最大限の緊張感を持って国政に臨まなければなりません。

そんな中で、国民には緊急事態宣言を出して厳しい自粛を求めておきながら、政府・与党の幹部がこそこそと深夜まで会食を繰り返していたことは、まさに言語道断であり、同じ国会議員として恥ずかしい限りです。自らの行動を一層戒めるとともに、政府・与党の諸君には改めて猛省を求め

ます。

この件に限らず、安倍前政権から菅政権に至るも、おごりや緩み、たるみは看過し難いものがあります。

思い起こせば、コロナ禍の昨年末、桜を見る会の問題に関して、ついにうそがばれ、国会で百十八回も虚偽の答弁をし続けたと謝罪に来た前総理がおられました。あれだけいけしゃあしゃあと答弁し、議事録のどこをどう訂正するかも結局明言できず、全ては秘書のせいでは、あんまりではありませんか。

森友、加計学園もしかりです。事実を隠し続け、隠蔽、捏造、改ざんのオンパレード。国会でも、聞かれたことには全く答えようとしない。不誠実、不正直の極みです。そして、人事を握られた役所の皆さんは要らぬ忖度を繰り返し、官邸官僚だけが我が物顔にばっこする。こんな政治に誰がしたんですか。

顧みれば、与党議員の振る舞いにも許し難いものがありました。

一昨年の参議院選で、自民党本部から一億五千万という桁違いの資金を受け取った河井夫妻は、前代未聞の選挙買収事件を引き起こしました。さらには、国会において何らの説明責任も果たそうとせず、議員の立場にしがみつき続けました。その振る舞いは、醜悪そのものです。担ぎ上げた自民党も、これまで何の自助努力、説明責任も果たそうとせず、まさに言語道断と言わざるを得ません。

また、安倍、菅政権の看板政策であるカジノ導入に絡んで、内閣府副大臣も務めた、当時の自民党のあきもと議員をめぐる収賄事件も起こりました。前代未聞の証人買収事件にまで発展した、このカジノ利権をめぐる元自民党議員の振る舞いは、立法府の尊厳を損なう許し難いものであり、言語道断であるとしか言いようがありません。

また、国民の皆さんが日々の生活にも苦しむ中、コロナ対策に全力で当たらなければならないところ、今国会でも、ルールを破り、利害関係者と平然と会食を繰り返す総務省の官僚が次々に現れました。驚くほかありません。ましてや、その場には、菅総理大臣が総務大臣だったときに総務大臣秘書官に起用した菅総理の御長男が同席したというのですから、これを問題だと思わない方がどうかしています。

思えば、大臣室で平気で業者からお金を受け取ったという農林水産大臣もおられたようですが、大臣も大臣なら、その業者と会食を繰り返していた官僚もいたとのことです。この醜態には、もはやあきれ返るほかありません。どこまで安倍、菅自公政権は腐り切っているのでしょうか。

安倍、菅政権のコロナ対策も、褒められたものではありません。

もちろん、野党は野党の立場として、協力すべきは協力し、正していくべきものは正していきます。我々が先に提案したなどと、手柄の争いのようなことをするつもりは毛頭ありません。政府・与党の皆さんには、もっと柔軟に、謙虚になっていただき、要らぬこだわりは脇に置いて対応すべきです。

そうでないと、入るべき情報が官邸に上がらず、独りよがりで、思いつきのような政策が乱発され、国民を不安に陥れるのです。突然、使われもしない布マスクを配ってみたり、思いつきのように一斉休校をしてみたり、給付金の対応がぶれにぶれたり、事業者への補償が足りなくなったり、生活困窮者への支援が遅れたりするのです。

この間の政府の対応は、まさに後手後手の繰り返し、何もかも小出し、結局は中途半端の極みであり、是非こうした対応を改めていただきたいと重ねて主張します。

こうした観点を踏まえた上で、本予算案に反対せざるを得ない理由について、るる申し上げます。

コロナ禍の我が国において、最優先すべきは、感染症のこれ以上の拡大防止と、感染拡大により窮地に立たされた国民や事業者の救済です。しかしながら、今回の令和三年度予算案のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための予算は、予備費の五兆円を除いて、決して多くはありません。

政府は、新型コロナウイルス対策の予算については、令和二年度第三次補正予算で措置済みであるという考え方で、三年度予算では、ほとんど盛り込むことはしませんでした。しかし、三次補正予算にしても、この三年度予算にしても、編成されたのは状況が全く異なる昨年十二月のことであり、その後の第三波のピークや緊急事態の発令とその対応策については全く織り込まれていません。いずれの予算も、今回の第三波の事態に対応するためには全くもって不十分な内容だと言わざるを得ません。

なお、私ども立憲民主党は、他の野党とも協力し、この令和三年度予算案においても新型コロナウイルス対策のための予算をしっかりつけるべきだとの考えから、委員会段階において、組替え動議を提出いたしました。内容は以下のとおりです。

病床や療養施設の確保のため、国がより積極的に関与するとともに、収入の減った全ての医療機関への経済的支援を行うこと、医療従事者等への再度の慰労金を支給することなど、病床の確保や医療機関支援のために三兆円。

ワクチン接種体制の整備充実や、エッセンシャルワーカーへの定期的公費検査の実施、コロナ検査機器やゲノム解析の普及促進、保健所の体制強化や出入国管理など、再燃防止策、封じ込め策のために二兆円。

生活困窮者や低所得の子育て世帯に対する給付金の支給や、緊急小口貸付け、休業支援金の延長、雇用保険の特例や学生支援など、暮らしを守るために七兆円。

事業規模に応じた持続化給付金や休業支援金の給付、無利子無担保融資の拡大、延長、雇用調整助成金特例の延長、地域公共交通機関への支援など、事業を守るために二十二兆円といった充実した内容となっています。

また、コロナ対策以外の予算としては、保育士、幼稚園教諭、介護、障害福祉従事者等の処遇改善や、小中学校における給食費無償化、児童手当特例給付の所得制限の撤回、廃止、消費者行政の強化、ＤＶ被害者支援、農業者戸別所得補償制度の復活、充実など、持続可能な社会の実現や将来に向けた先行投資等に必要な予算の確保のために二兆円を計上すべきとしています。

しかし、この組替え動議については、自らの無為無策を横に置き、与党側はこれを一顧だにせず、否決をいたしました。与党の議員諸君に、今回の感染拡大の実態とそれに伴う国民の窮状が果たして本当に見えているのでしょうか。仮にそれが見えていないなら論外であり、見えていてなお無為無策を貫き通すなら、無責任の極みであります。

コロナ禍において、私ども野党は、対策に与党も野党もなしとして、数々の異例の国会対応も容認をして対応してきました。同じ立法府に身を置く者として、今回の与党の議員諸君の行動は極めて残念であると言わざるを得ません。

以上、この令和三年度予算の政府案は、新型コロナウイルス対策という、私たちにとって今最も必要とされている内容が極めて手薄になっている一方で、本来なら厳しく精査をして不要不急の部分をカットするべき従来型の既存予算が相も変わらず膨張し続けているという、全くもって理解に

苦しむ内容となっているのが事実です。このような予算案を私たちは決して容認することはできません。

腐敗した政治を終わらせ、真っ当な政治に大転換することを申し上げ、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　藤原崇君。

〔藤原崇君登壇〕

○藤原崇君　自由民主党・無所属の会の藤原崇です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、令和三年度一般会計予算案外二案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

初めに、今般の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表しますとともに、治療、療養中の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、対応に当たっている医療従事者を始めとした皆様に心より感謝を申し上げます。

新型コロナの感染状況は、緊急事態宣言下、多くの皆様の御尽力により、新規感染者数等は落ち着く傾向にあります。

我が国における新型コロナへの対策は、地方分権や人権という自由主義国家共通の価値観、そして人的、財政的な制約の下で取り組む必要があり、その中において感染症対応と経済の両立という二つの要素のバランシングが求められます。

今後は、感染状況を見極めつつ、経済的活動を再開させ、同時に、新型コロナのリスクを許容範囲に収めるという困難な道を歩むことになります。

そのためにも、今は、ワクチンを含めた感染拡大防止に万全を期すと同時に、今後の反転攻勢の起点を作ることが何よりも重要であります。

こうした中、令和三年度予算案は、現下の情勢に的確に対応をする予算となっております。

以下、その理由を申し上げます。

第一の理由は、本予算案は、三次補正予算と併せて感染拡大防止に万全の対応を行っていることです。

具体的には、医療や保健衛生、そして地方公共団体運営の基盤を支える経費などに加え、保健所体制の整備や診療報酬の特例加算により、新型コロナへの対応力を高めるものとなっています。さらには、万一に備えて、五兆円のコロナ予備費を措置しております。

第二の理由は、経済復興期の経済再生の加速に目配りがなされていることです。

現在、政府は、三次補正及び予備費により、時短要請協力金の国負担額の引上げや一時支援金の支給などを行っています。

加えて、本予算案では、六兆円を超える公共事業関係費を確保し、防災・減災、国土強靱化を加速させるとともに、農林水産物輸出五兆円目標の実現に向けた生産体制の強化を図っています。また、新型コロナの影響を受けている観光、地域公共交通等の分野について、重点的な支援を行っております。

第三の理由は、次世代の成長の原動力となるグリーン化、デジタル化などとともに、喫緊の課題である少子化対策などへの配慮もなされている点です。

特に、新型コロナ対応の中で、対応の遅れが露呈したデジタル化に関しては、我が国のデジタル行政の統一的設計図を作る役割を果たすデジタル庁の設立、そして、オンラインで確実な本人確認を行うというデジタル社会の基盤の役割を果たすマイナンバーカード普及に向けた市町村事務を支援することとしています。

第四の理由は、財政の持続可能性の観点から、改革を続ける予算となっている点です。

令和三年度予算では、これまで二年に一度だった薬価改定を毎年行うこととするなど、社会保障の受益と負担の改善を続ける姿勢を示しており、現在と将来の国民を守るための予算となっております。

なお、予算委員会では、省庁職員の倫理法違反事案が議論となりました。本事案については、私からも、各省庁における適正な対応を求めたいと思います。

しかしながら、各省の報告等によれば、行政に対する不適切な働きかけはなかったということであり、予算案に反対する理由にならないのは明らかです。

当事者による調査は信用性に欠けるという指摘もあります。しかしながら、例えば、総務省の調査結果を見れば、当初、違反疑いを指摘された四名以外にも、七名が処分などされており、真摯に調査に取り組んだ姿勢が見えます。

また、対象者十二名からのヒアリングは個別聴取であり、口裏合わせもできません。もし行政をゆがめた事実があれば、完全に口裏を合わせることは困難ですから、個別聴取でそれをうかがわせる徴憑が出てくるはずです。にもかかわらず、それを疑わせる事柄が出ないということは、行政をゆがめるような事実はなかったと判断をするのが自然です。

今、政府が必死に新型コロナ対応に当たっているのと同様に、地方自治体も懸命の努力を行っております。その中で、我々衆議院が行うべき意思表示は、本予算案を本日可決させることによって、それぞれの現場で必死に戦っている皆様の取組を力強く後押しすることではないでしょうか。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。

議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　藤野保史君。

〔藤野保史君登壇〕

○藤野保史君　私は、日本共産党を代表して、二〇二一年度予算案外二案に反対の討論を行います。（拍手）

新型コロナ対策を進める上で、何よりも大切なのは、政治への信頼です。ところが、予算審議を通じて、菅総理の長男が関わった総務省の接待疑惑でも、農水省の贈収賄事件でも、金で行政がゆがめられたのではないかという疑惑は、ますます深まっています。

総務省のワーキンググループは、二〇二〇年十二月、衛星放送のインフラ利用料の負担軽減、そして衛星放送の電波枠の利用という、東北新社側の要求に応える報告書案を出しています。問題は、この報告書案が出される前に接待が集中していることです。その背景には、総理と東北新社との特別の関係があるのではないか。この点も含めた真相の徹底究明が必要です。

農水省では、贈収賄事件の贈賄側の企業との会食に、事務次官が出席していたことが明らかになりました。吉川、西川元農水大臣を始め、農水省ぐるみの疑惑の徹底解明が求められています。

これらの問題に加え、政治への信頼回復のためには、河井夫妻による選挙買収事件、カジノ贈収賄事件、森友問題、加計問題、桜を見る会、日本学術会議への人事介入など、政治への信頼を揺るがす重大問題の真相究明が不可欠です。安倍前総理の証人喚問を始め、関係者の国会招致、関連資料の提出を強く求めます。

本予算案は、新型コロナ対策として不十分であり、コロナ禍で苦しむ国民に対して非常に冷たい予算となっています。

医療崩壊を防ぐという点でも、ワクチン接種を円滑に行うという点でも、医療機関の経営への支援が欠かせません。ところが、政府は、医療機関

への減収補塡に背を向け続けています。ＰＣＲ検査についても、感染者数が減ってきた今こそ拡大強化すべきであるにもかかわらず、抜本的な拡充を行おうとしていません。これでは、再び感染が拡大し、医療崩壊に追い込まれる悪循環が繰り返されかねません。

菅総理は、大企業で働くシフト制非正規労働者に直接お会いになり、実態をお聞きになりました。ところが、これらの方への休業支援金の適用は、昨年四月から六月までに限定されるなど、極めて不十分なものであり、これでは救われないという痛切な訴えが寄せられています。

政府は、持続化給付金や家賃支援給付金の申請を二月十五日で打ち切りました。持続化給付金を申請した企業に対しても、書類の不備などといって切り捨てる姿勢も改めようとしていません。事業規模に応じた補償をという切実な要望にも、背を向けたままです。

生活困窮者への支援について、政府は、緊急小口資金の活用をと繰り返していますが、必要な食料も買えない人に対して、新たに借金しろというのは余りに冷たい姿勢ではありませんか。その一方で、コロナ禍で最も影響を受けやすい七十五歳以上の医療費窓口負担を二倍にする法案を提出するなど、到底認められません。

新型コロナを経験して、私たちは、日本社会が抱える数々の脆弱性、もろさを痛感しました。

第一に、日本の医療保健体制が、感染症の拡大に対応できないところまで弱体化していたということです。

保健所の数はピーク時の半分に減らされ、感染症病床や専門医も減らされてきました。政府は、この期に及んで、公立・公的病院の再編統合方針を撤回していませんが、言語道断です。本気で国民の命と健康を守る立場に立つのかどうか、政治の根本姿勢が問われています。

第二に、非正規雇用の矛盾も改めて浮き彫りになりました。

菅総理は、雇用が増えたことが成果だと自慢してきましたが、その大部分は不安定な非正規雇用であり、多くの方がコロナ禍で真っ先に職を失い、住む場所まで脅かされています。実質的失業者が女性だけで九十万人に達するという調査もあります。この痛苦の経験を踏まえて、こうした不安定雇用に歯止めをかけることこそ切実に求められています。ところが、本案にそのための施策は見当たりません。

本案は、軍事費に五兆三千四百二十二億円を計上しています。これは、七年連続で過去最高を更新するものであり、来年度の後年度負担は過去最大の五兆五千三百三十億円に達します。日本各地で横行する、米軍による我が物顔の低空飛行訓練に物も言えず、沖縄県民の度重なる意思表示を無視して辺野古新基地建設を強行するなど、断じて許すことはできません。

本案は、消費税の五％への減税に背を向け、富裕層に対する優遇税制を温存しています。この間の株高の恩恵で、富裕層の資産は、昨年二月の十二兆円から二十四兆円へと倍増しています。消費税の五％減税に踏み出すとともに、応能負担の原則を今こそ徹底すべきです。

我が党は、立憲民主党と共同で、新型コロナの拡大を防止し、国民の命と暮らしを守るための予算組替え動議を提案しました。今こそ、国民を応援する政治に転換することを強く求めて、討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　濵地雅一君。

（濵地雅一君登壇）

○濵地雅一君　公明党の濵地雅一です。

ただいま議題となりました令和三年度総予算につきまして、賛成の討論を行います。（拍手）

本予算案は、令和二年度三次補正と合わせて、十五か月予算としてコロナ対策、経済回復を万全なものとするための重要な予算であることは、言うまでもありません。

まずは、感染防止対策が急務であります。

令和二年度三次補正で計上した緊急包括支援交付金を始めとする病床の確保やワクチン接種体制の整備費等に加え、本予算案では、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等の報酬を特別加算する臨時措置、業務が逼迫する保健所の体制を強化するための潜在保健師等の人材バンクの創設など、医療保健提供体制整備の更なる強化が図られております。

また、今後の感染状況の急変や予期せぬ影響に備え、五兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を確保しています。これまでも、予備費を活用して、病床確保のための緊急支援、一人親家庭やアルバイト学生等への給付金、飲食店の時短協力金など、適時適切な支援を講じてまいりました。今後は、特に昨年末からの感染急拡大による影響を大きく受けた方々のニーズを的確に把握し、真に必要な支援を迅速かつ確実に講じていただくよう強く要望をいたします。

次に、コロナ禍から事業と雇用を守り抜く予算となっております。

令和二年度三次補正では、事業再構築補助金の創設や、実質無利子無担保融資の拡充を図ったところですが、本予算案においては、中小企業の再生支援や事業承継支援に注力し、雇用や技術などの経営資源を守ります。さらに、後継者による経営革新の挑戦を支援する補助事業も実施します。

また、雇用調整助成金の特例を当面継続するとともに、在籍型出向を支援するため、出向元、出向先双方を支援する産業雇用安定助成金が創設されます。また、離職者を試行的に雇用するためのトライアル雇用助成制度や、介護、障害福祉分野への就職支援金貸付事業を創設、離職者が新たな分野で再就職するための支援策も盛り込まれるなど、雇用の維持、確保に全力を挙げる予算となっております。

その上で、令和三年度は、ポストコロナの新しい社会の建設に挑み、日本経済の回復を確実なものとしなくてはなりません。

予算委員会の中央公聴会や参考人質疑でも多くの識者から期待が寄せられたのが、デジタルとグリーンです。

デジタル改革については、三千億円規模の予算を措置し、官民高度専門人材五百名を集結するデジタル庁を発足させます。デジタル庁を司令塔として、政府情報システムの統合一体化、国、地方共通のデジタル基盤の構築、マイナンバーカードの普及の加速など、行政のデジタル化を強力に進めます。

デジタル教科書の普及やオンライン学習システムの全国展開など、教育のデジタル化も推進されます。

さらには、ローカル５Ｇの推進、異なる事業者間のデータ連携や官民データのオープン化の推進を通じた新たなイノベーションを加速することとしています。

デジタル社会の構築は待ったなしです。企業の生産性向上、生活の利便性の実現につながる、迅速な対応を期待いたします。

グリーン社会の実現に向けては、野心的なカーボンニュートラルの取組を後押しする成果連動型の低利融資制度の創設、先進的な省エネ設備の更新費用に対する補助やクリーンエネルギー自動車の購入支援、また、洋上風力発電の導入拡大、革新的蓄電池の研究開発など、グリーン投資を強力に後押しするものとなっております。

激甚化、頻発化する災害から国民の命と生活を守り抜くことは、政治の大きな使命です。

本予算案には防災・減災、国土強靱化関連予算

として三・七兆円を計上し、五か年加速化対策の初年度として計上した三次補正と併せて、流域全体での抜本的な治水対策を推進します。インフラ老朽化対策や道路ネットワークの整備を一層加速化します。

また、本年は、東日本大震災から十年の節目を迎えます。第二期復興・創生期間の初年度に当たり、必要な復興施策を確実に推進するために、六千二百億円を計上しております。復興を成し遂げるまで震災を風化させない、この決意で取組をお願い申し上げます。

加えて、育休の取得や不妊治療のための休暇の取得に積極的に取り組む中小企業への助成金の創設といった、コロナで更に浮き彫りとなった少子化への対策など、我が国が抱える重要課題に対応する予算が盛り込まれております。

以上、主な賛成理由を述べました。

本予算の速やかな成立と迅速かつ確実な執行を強く求め、私の討論を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（大島理森君）　藤田文武君。

〔藤田文武君登壇〕

○藤田文武君　日本維新の会・無所属の会の藤田文武でございます。

私は、会派を代表して、令和三年度予算三案に反対の立場から討論をいたします。（拍手）

本予算三案において、新型コロナウイルス感染症に対する措置、そして感染症拡大による社会経済活動の縮小に対する措置等が盛り込まれていることは、今まさに直面している問題に対処することであり、当然のことでございます。

一方で、予算審議に当たっては、足下の問題だけに目を奪われることなく、本予算が有効に機能するかという点に加え、我が国が目指すべき中長期ビジョンを指し示すことが重要であり、その視点に基づいて、適切な態度を取るべきであると考えます。

予算三案については、以下の理由で反対をいたします。

第一の理由は、政府はコロナ禍における国民の苦しみに寄り添っていないということです。

国民の皆様への支援の公平性については、予算委員会でも数多く議論されてまいりましたが、コロナとの戦いが一年を超えても、なお、納得感のある公平な支援の仕組みづくりが見えてきません。

第二に、経済成長への道筋が見えないことです。

我が党は、昨年の臨時国会と今国会において、消費税減税特例プログラム法案を参議院に提出し、消費税率を、二年間、五％に引き下げることを主張してまいりました。今こそ、税、社会保障の改革を通じて、国民の負担を極力少なくし、果敢なチャレンジを後押しすることが必要でございます。それこそが、新しい経済成長モデルへの道筋を指し示すことにつながると考えます。

第三に、根本的な政治改革、行政改革を進めないまま、国民に安易に負担を押しつけていることでございます。

そして最後に、最も重大な問題として、現政府・与党は、その場その場で現状維持、微修正型の対応を繰り返すのみで、新しい時代にふさわしい社会像を目指した根本的な構造改革に踏み込むことができないことであります。

長らく、国民の生活実感は悪化し続けています。その代表的な要因は、実質的な可処分所得の減少にあると考えます。

我々日本維新の会は、本通常国会冒頭、馬場伸幸幹事長から、新所得倍増計画を発表いたしました。税体系一体での改革、社会保障改革、成長戦略の三本柱で、国民の可処分所得を大幅に増加させるとともに、新たな経済成長モデルを描くための具体的な改革案でございます。

これは、現状維持、微修正型の政府・与党プランAに対して、新しい時代に合った合理的な社会システムの構築を目指すプランB、我が党の中長期国家ビジョンであります。

コロナ禍であらわになったことが幾つかあります。

それは、国は、どの人がどの程度経済的に困っているのかを把握する仕組みがないこと、そして、困っている人に対して公平公正な支援を素早くお届けするすべを持たないことです。

さらに、目を向けるべきこの問題の本質は、これまで一年以上もコロナと戦ってきたにもかかわらず、有事対応として、事業規模や業種の違いに適切に対応して支援や補償をする仕組みや、困っている個人をきめ細やかに支援する仕組みをつくろうとしてこなかったことに尽きます。

これは、翻って、日本には有事に対応できるセーフティーネットの仕組みが存在しないこと、政府は平時の仕組みの微修正や継ぎはぎで有事を乗り切ろうとし続けているということがあらわになったと言い換えることができます。

今後、このコロナ禍を乗り越えたとしても、感染症の問題は、来年、再来年にまた起こるかもしれません。地震、台風を始めとする自然災害は毎年のように襲いかかってきています。だからこそ、個人も社会全体も、突然有事に突入する可能性を想定した社会システムが求められる時代です。

コロナを契機として、我々は、有事の対応を組み込んだ平時の社会保障システムをつくり直さなければなりません。それこそが、新しい時代に必要な、チャレンジのためのセーフティーネット論であり、新しい成長戦略だと確信をしております。

今、我が国は転換期にあります。

産業構造や都市機能、社会保障や政治システムの在り方といった日本の根本的な社会構造について、大きな転換を求められていることから目を背けてはなりません。そして、新しい社会像を実現するためには、国家百年の計に立った大きな視点と思い切った発想を持った政策思想が必要であります。

我々日本維新の会は、人口減少、超少子高齢社会を始めとする構造的問題と、コロナによってあらわになった社会システムの不備に目を背けず、先送りされてきた日本大改革を目指して積極果敢に挑戦し続けることをお誓い申し上げまして、令和三年度予算三案に対する反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　高井崇志君。

〔高井崇志君登壇〕

○高井崇志君　国民民主党・無所属クラブの高井崇志です。

会派を代表して、ただいま議題となりました令和三年度予算案に反対の立場から討論をいたします。（拍手）

討論に先立ち、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、感染された方々にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者始め、コロナ禍と戦ってくださっている全ての方々に、心から敬意と感謝を申し上げます。

本予算案の中身やこの間の菅政権のありようについては、問題点を挙げれば切りがありません

が、時間も限られておりますので、批判ではなく、建設的かつ具体的な提案を申し上げることで討論に代えたいと思います。

一つ目の提案は、長引くコロナ禍で疲弊する国民生活と日本経済を立て直すため、家計第一の観点から、所得税還付方式による全ての現役世代に対する十万円の一律給付と、住民税非課税世帯などの低所得者に対する二十万円の給付です。世界各国における経済対策や我が国の窮状を考えれば、今ここで国債の発行をためらうべきではありません。

二つ目の提案は、時短要請に応じた事業者に対する、事業規模に応じた給付金です。

現行の一律六万円の協力金は余りに不公平との批判が強く、これに代わるものとして、我々は、米国で実施されているＰＰＰ、ベイチェック・プロテクション・プログラムを参考に、金融機関の融資と連携することにより迅速に支給できる、日本版ＰＰＰ法案を作成しました。

本法案は、米国ＰＰＰを参考にしていますが、その問題点を克服した制度につくり変えています。既にその旨を伝えているにもかかわらず、西村大臣は米国ＰＰＰの問題点を指摘し続けています。先ほどの予算委員会では、西村大臣から、米国は二月二十四日から二十人未満の事業者に限定するようだとの答弁がありましたが、正確には、二十人未満の事業者に対して二月二十四日から二週間の集中受付期間を設けるというものであって、支援対象を限定するものではなく、誤解を招く答弁です。

西村大臣には、法案、制度の詳細を既にお伝えしておりますので、真剣に検討いただき、我々の提案を丸のみしていただけるのであれば、法案を出すまでもありません。手柄争いをするつもりは毛頭ありませんので、是非、我々の提案を使い倒してください。

三つ目の提案は、緊急事態宣言などの発令されていない地域も含めて、業種を問わず、コロナ禍の影響を受けた全ての事業者を対象とする、事業規模に応じた給付金です。

こちらも、支給の迅速化を図る観点から、米国ＰＰＰを参考に、金融機関の融資と連携する、新たな法案を準備しています。

四つ目の提案は、総合支援資金の貸付枠拡大です。

一か月前の補正予算審議における本会議討論で提案いたしました総合支援資金の三か月延長はすぐに採用していただき、田村厚生労働大臣には敬意と感謝を申し上げます。引き続き、貸付審査の迅速化、簡素化や返済免除要件の緩和など、更なる課題についても前向きな取組をお願いいたします。

五つ目の提案は、緊急包括支援交付金などの医療機関に対する支援について、コロナ患者を受け入れる病院の減収補塡に使えるようにする、運用の改正です。

多くの専門家や医療現場からは、この運用改正を行えば、民間病院のコロナ患者の受入れが進み、医療逼迫は解消できると指摘されています。

六つ目の提案は、ＰＣＲ検査に比べて安価で早く結果が出る抗原検査の拡充です。

抗原検査キットは、米国では一ドル以下のものもあり、ＰＣＲ検査に比べて精度は落ちますが、十五分程度で結果が出るため、自宅で気軽に誰でも検査を受けることができます。第四波を封じ込めるためのゲームチェンジャーとなる可能性があります。

七つ目の提案は、的を絞った給付を迅速に行うためのマイナンバーと銀行口座のひもづけや、財源を生み出すための所得税累進性と金融所得課税の強化です。

我々は、必要とあれば、国民にとって耳の痛い政策であっても提案することをいといません。

このほかにも、持続化給付金、家賃支援給付金の増額、要件緩和、雇用調整助成金特例措置の延長と対象重点化、休業支援金・給付金の拡充、医療従事者、介護従事者への慰労金の拡充、学生の授業料半額、貸与型奨学金の返済免除、税、社会保険料の支払い猶予延長、無担保無利子貸付けの返済繰延べなど提案をしておりますが、これらを盛り込んだ予算組替え動議は残念ながら予算委員会で否決されてしまいました。

しかし、その全てを採用してもらわなくても構いません。一つでも二つでも我々の提案を採用していただけるならば、我々は協力を惜しみません。

感染対策と経済の両立を図り、国民の命と生活を守るため、与野党の枠を超えて力を合わせていくことをお約束し、会派を代表しての討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもって採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長（大島理森君）　令和三年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

なお、今回の投票につきましては、順次間隔を空けて登壇していただくため、通常より時間をかけて氏名点呼を行わせます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（大島理森君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（大島理森君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十九

可とする者（白票）　三百十二

否とする者（青票）　百四十七

○議長（大島理森君）　右の結果、令和三年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

令和三年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あべ　俊子君
安倍　晋三君　逢沢　一郎君
青山　周平君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　秋本　真利君
麻生　太郎君　畦元　将吾君
穴見　陽一君　甘利　明君
安藤　高夫君　安藤　裕君
井出　庸生君　井野　俊郎君
井上　信治君　井上　貴博君
井林　辰憲君　伊東　良孝君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君
伊藤　達也君　伊吹　文明君
池田　道孝君　池田　佳隆君

石川　昭政君　石田　真敏君　小泉　龍司君　小島　敏文君　冨岡　勉君　宮崎　政久君
石破　茂君　石原　伸晃君　小寺　裕雄君　小林　茂樹君　中谷　元君　宮路　拓馬君
石原　宏高君　泉田　裕彦君　小林　鷹之君　小林　史明君　中根　一幸君　宮下　一郎君
稲田　朋美君　今枝宗一郎君　古賀　篤君　後藤　茂之君　中山　展宏君　務台　俊介君
今村　雅弘君　岩田　和親君　後藤田正純君　河野　太郎君　永岡　桂子君　村井　英樹君
岩屋　毅君　うえの賢一郎君　高村　正大君　國場幸之助君　長坂　康正君　盛山　正仁君
上杉謙太郎君　上野　宏史君　左藤　章君　佐々木　紀君　二階　俊博君　森山　裕君
江崎　鐵磨君　江渡　聡徳君　佐藤　明男君　佐藤　勉君　西田　昭二君　村上誠一郎君
江藤　拓君　衛藤征士郎君　佐藤ゆかり君　齋藤　健君　西村　康稔君　茂木　敏充君
遠藤　利明君　小倉　將信君　斎藤　洋明君　坂井　学君　額賀福志郎君　盛山　正仁君
加藤　勝信君　加藤　寛治君　坂本　哲志君　櫻田　義孝君　西村　明宏君　森　英介君
梶山　弘志君　勝俣　孝明君　笹川　博義君　塩崎　恭久君　根本　匠君　八木　哲也君
門　博文君　門山　宏哲君　塩谷　立君　繁本　護君　野田　聖子君　山際大志郎君
金子　俊平君　金子万寿夫君　柴山　昌彦君　下村　博文君　野中　厚君　山口　泰明君
金子　恭之君　金田　勝年君　新谷　正義君　菅　義偉君　浜田　靖一君　山口　俊一君
上川　陽子君　神谷　昇君　菅原　一秀君　杉田　水脈君　林　幹雄君　山下　貴司君
大塚　拓君　大西　英男君　鈴木　馨祐君　鈴木　俊一君　原田　憲治君　山田　美樹君
大西　宏幸君　大野敬太郎君　鈴木　淳司君　鈴木　貴子君　原田　義昭君　山本　幸三君
大野敬太郎君　奥野　信亮君　鈴木　憲和君　鈴木　隼人君　平沢　勝栄君　山本ともひろ君
岡下　昌平君　加藤　鮎子君　関　芳弘君　薗浦健太郎君　福井　照君　山本　有二君
奥野　信亮君　加藤　寛治君　田所　嘉徳君　田中　和徳君　福山　守君　吉川　赳君
加藤　鮎子君　加藤　勝信君　田中　英之君　田中　良生君　藤丸　敏君　吉野　正芳君
加藤　寛治君　梶山　弘志君　田畑　裕明君　田村　憲久君　船田　元君　和田　義明君
勝俣　孝明君　門山　宏哲君　平　将明君　高市　早苗君　古川　康君　渡辺　孝一君
梶山　弘志君　門　博文君　高木　啓君　高木　毅君　古田　圭一君　渡辺　博道君
門山　宏哲君　金子　俊平君　高鳥　修一君　高橋ひなこ君　穂坂　泰君　鷲尾英一郎君
加藤　勝信君　金子万寿夫君　竹下　亘君　竹本　直一君　細田　健一君　若宮　健嗣君
小倉　將信君　金子　恭之君　武井　俊輔君　武田　良太君　細野　豪志君　渡辺　孝一君
小里　泰弘君　金田　勝年君　武部　新君　武村　展英君　堀内　詔子君　渡辺　博道君
小此木八郎君　上川　陽子君　橘　慶一郎君　棚橋　泰文君　牧島かれん君　井上　義久君
小田原　潔君　神谷　昇君　谷　公一君　谷川　とむ君　松島みどり君　赤羽　一嘉君
小渕　優子君　亀岡　偉民君　谷川　弥一君　津島　淳君　松本　剛明君　伊佐　進一君
越智　隆雄君　鴨下　一郎君　辻　清人君　土屋　品子君　松本　洋平君　石井　啓一君
大串　正樹君　川崎　二郎君　出畑　実君　寺田　稔君　三ッ林裕巳君　稲津　久君
大塚　拓君　河村　建夫君　とかしきなおみ君　冨樫　博之君　三原　朝彦君　江田　康幸君
大西　英男君　神田　憲次君　渡海紀三朗君　土井　亨君　宮内　秀樹君　太田　昭宏君
大野敬太郎君　神田　裕君　小泉進次郎君　中曽根康隆君　宮腰　光寛君　岡本　三成君
大西　宏幸君　菅家　一郎君　熊田　裕通君　中谷　真一君　三ッ矢憲生君　國重　徹君
岡下　昌平君　木原　稔君　工藤　彰三君　中村　裕之君　御法川信英君　佐藤　英道君
奥野　信亮君　木原　誠二君　国光あやの君　中山　泰秀君　宮腰　光寛君　高木美智代君
加藤　鮎子君　木村　次郎君　北村　誠吾君　長尾　敬君　山際大志郎君　竹内　譲君
加藤　勝信君　木村　哲也君　岸　信夫君　長島　昭久君　山口　泰明君　中野　洋昌君
加藤　寛治君　木村　実君　北側　一雄君　丹羽　秀樹君　山口　俊一君　濵地　雅一君
勝俣　孝明君　城内　実君　黄川田仁志君　二階　俊博君　山口　壯君　濱村　進君
門山　宏哲君　木村　弥生君　岸田　文雄君　野田　聖子君　山下　貴司君　古屋　範子君
金子　俊平君　黄川田仁志君　北村　誠吾君　野中　厚君　山田　美樹君　吉田　宣弘君
金子万寿夫君　岸田　文雄君　国光あやの君　萩生田光一君　山本　幸三君　石崎　徹君
金田　勝年君　北村　誠吾君　小泉進次郎君　橋本　岳君　山本　有二君　下地　幹郎君
神谷　昇君　国光あやの君　　　駒　浩君　吉川　赳君　大塚　高司君　田野瀬太道君
亀岡　偉民君　小泉進次郎君　　　古川　禎久君　吉野　正芳君　白須賀貴樹君　丸山　穂高君
川崎　二郎君　　　　　　　　　古屋　圭司君　和田　義明君　松本　純君
河村　建夫君　　　　　　　　　星野　剛士君　渡辺　孝一君
菅家　一郎君　　　　　　　　　細田　博之君　渡辺　博道君
木原　稔君　　　　　　　　　　堀井　学君　鷲尾英一郎君
木原　誠二君　　　　　　　　　本田　太郎君
木村　次郎君　　　　　　　　　牧原　秀樹君
木村　哲也君　　　　　　　　　松野　博一君
木村　実君　　　　　　　　　　松本　文明君
城内　実君　　　　　　　　　　三谷　英弘君
岸　信夫君　　　　　　　　　　三ッ矢憲生君
北村　誠吾君　　　　　　　　　御法川信英君
国光あやの君　　　　　　　　　宮腰　光寛君
小泉進次郎君

否とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君　中島　克仁君　高井　崇志君
阿部　知子君　青柳陽一郎君　中村喜四郎君　岸本　周平君
青山　大人君　荒井　聰君　長妻　昭君　玉木雄一郎君
伊藤　俊輔君　池田　真紀君　野田　佳彦君　中山　成彬君
石川　香織君　泉　健太君　原口　一博君　古川　元久君
稲富　修二君　今井　雅人君　平野　博文君　前原　誠司君
生方　幸夫君　江田　憲司君　福田　昭夫君　山尾志桜里君
枝野　幸男君　小川　淳也君　堀越　啓仁君　赤松　広隆君
小熊　慎司君　小沢　一郎君　馬淵　澄夫君
尾辻かな子君　大河原雅子君　松尾　明弘君
大串　博志君　大島　敦君　松平　浩一君
大西　健介君　逢坂　誠二君　道下　大樹君
岡島　一正君　岡田　克也君　宮川　伸君
岡本あき子君　岡本　充功君　森田　俊和君
奥野総一郎君　落合　貴之君　矢上　雅義君
海江田万里君　柿沢　未途君　屋良　朝博君
金子　恵美君　神谷　裕君　山岡　達丸君
亀井亜紀子君　川内　博史君　山崎　誠君
菅　直人君　吉良　州司君　柚木　道義君
城井　崇君　菊田真紀子君　吉川　元君
黒岩　宇洋君　玄葉光一郎君　笠　浩史君
源馬謙太郎君　小宮山泰子君　渡辺　周君
後藤　祐一君　近藤　和也君　笠井　亮君
近藤　昭一君　佐々木隆博君　志位　和夫君
佐藤　公治君　斉木　武志君　塩川　鉄也君
櫻井　周君　重徳　和彦君　高橋千鶴子君
階　猛君　篠原　豪君　藤野　保史君
篠原　孝君　下条　みつ君　本村　伸子君
白石　洋一君　末松　義規君　青山　雅幸君
関　健一郎君　田嶋　要君　浦野　靖人君
髙木錬太郎君　武内　則男君　串田　誠一君
津村　啓介君　辻元　清美君　馬場　伸幸君
手塚　仁雄君　寺田　学君　美延　映夫君
照屋　寛徳君　中川　正春君　浅野　哲君

中谷　一馬君　長尾　秀樹君　西村智奈美君　長谷川嘉一君　日吉　雄太君　本多　平直君　牧　義夫君　松田　功君　松原　仁君　緑川　貴士君　村上　史好君　森山　浩行君　谷田川　元君　山内　康一君　山川百合子君　山井　和則君　山本和嘉子君　横光　克彦君　吉田　統彦君　早稲田夕季君　赤嶺　政賢君　穀田　恵二君　清水　忠史君　田村　貴昭君　畑野　君枝君　宮本　徹君　足立　康史君　井上　英孝君　遠藤　敬君　杉本　和巳君　藤田　文武君　森　夏枝君　井上　一徳君

○**武部新君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（大島理森君）**　武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大島理森君）**　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（大島理森君）**　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長石田祝稔君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔石田祝稔君登壇〕

○**石田祝稔君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、固定資産税及び都市計画税について、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和三年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の額に据え置く特別な措置を講ずるとともに、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し等を行おうとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、震災復興特別交付税の確保、緊急浚渫推進事業債の対象となる施設の追加等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日両案について武田総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十八日から質疑に入り、本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君　私は、日本共産党を代表して、地方税法、地方交付税法等の改定案に対する反対の討論を行います。（拍手）

まず、総務省接待問題についてです。

菅総理が、総務大臣当時、大臣秘書官に任命した長男の菅正剛氏が勤める東北新社が、衛星放送の免許認定や衛星放送事業に権限を持つ総務省の幹部官僚に高額接待を繰り返し、東北新社に有利になるよう、行政をゆがめたかどうか問われる重大な問題です。

調査過程で総務省が得た第一次資料の情報も開示されておりません。東北新社の関係者も国会に招致し、真実の徹底解明をするべきです。

地方税法、地方交付税法等の改定案に対する反対の理由を申し述べます。

法案は、地方の財源不足の穴埋めに一・七兆円もの臨時財政対策債の発行を地方に迫るものとなっています。

地域の公衆衛生体制や医療体制の確立、社会保障関係費の自然増分など、地方が必要となる財源は、基準財政需要額を地方財政計画に反映し、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げて地方の一般財源総額を確保することが必要であり、国はその責任を果たすべきです。地方債の特例発行に頼るやり方には反対です。

また、菅政権がコロナ禍を口実に強行しようとしているデジタル庁の設置、行政のデジタル化についてです。

地方公共団体情報システム機構に新たな基金を設け、国費を投入し、自治体業務システムの標準化、全国規模でのクラウド移行、マイナンバーカードを用いたオンライン手続の推進等、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に沿った交付税措置を創設しようとしています。

自治体業務システムの標準化など、これらの推進は、自治体独自のサービスの抑制、個人情報保護の後退、住民自治、団体自治を侵害する危険性があり、問題です。

今大事なことは、オンライン申請ありきではなく、困難を抱える当事者に情報をきちんと届け、自治体が一人一人の生活の状況をしっかりと聞き取り、寄り添ったケースワークをして生活を支える体制強化です。

コロナ禍で格差と貧困が広がる下で、地方税でも生計費非課税、所得の再分配機能を高めることが求められていますが、地方税法の改定内容は応えるものになっていません。

地方税の見直しとともに、消費税五％の減税こそ直ちに行うべきであることを申し述べ、討論といたします。（拍手）

○議長（大島理森君）　松田功君。

〔松田功君登壇〕

○松田功君　こんにちは。立憲民主党・無所属の松田功です。

私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、会派を代表して、両案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

しかし、まず冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を、闘病中の皆様に心からお見舞いを申し上げ、そして、医療従事者の皆様、介護従事者の皆様、そのほか、緊急事態宣言中も生命の危機と隣り合わせながら仕事を続けておられるエッセンシャルワーカーの皆様に、心から感謝を申し上げます。

また、住民の皆様に対するコロナ対応やワクチン接種への準備に日々追われ、過労死ラインを超えて職務に従事しておられる自治体職員の方にも敬意と感謝を表します。

そのような状況下において、自粛すべき時期にもかかわらず、総務省の職員が高額の接待を受けておりました。誠に恥ずかしい限りです。

武田総務大臣は、放送行政がゆがめられた事実はありませんと、いまだに発言を撤回されておりませんが、接待を受けた当事者は、皆一様に、接待内容を覚えておりません、記憶にありませんと発言し、利害関係を否定していました。しかし、マスコミからの音声リークにより、一転、利害発言を認めております。

そのようにいいかげんな官僚の発言を信じ、ゆがめられた事実はないという発言を撤回しない武田大臣には、本当に真実を明らかにする気があるのかと疑問を抱きます。検証委員会を早急に立ち上げるとのことですが、委員に内部の人間が入ることのないよう、立ち上げ時期も含めて国民とともにしっかりチェックさせていただきたいと思います。

そして、菅総理大臣におかれては、今回の問題とは関係ないと一線を引かれておりますが、総理は、自身が総務副大臣、総務大臣を経験され、また、官房長官時代から、携帯電話料金の引下げに言及しておられました。そして、総理に就任され、携帯料金の引下げを政権公約にされるなど、総務行政に関心が高く、総務省への影響力の大きさがうかがわれます。

総務大臣時代には、今回問題となっている御長男、菅正剛氏を秘書官に登用され、正剛氏はその後、総務省の許認可を必要とする衛星放送事業を手がける東北新社へ入社されております。

このような一連の流れの中で、決して関係ないと言い切れるものではないことを自覚していただきたいと思います。

一九九八年の大蔵省の接待汚職事件により、官僚が逮捕され、大臣、日銀総裁が引責辞任し、大蔵省の解体へとつながりました。その後、国家公務員倫理法が施行され、官僚の意識に変化が生じたと言われてまいりました。しかし、安倍政権となり、文書の改ざん、虚偽答弁など、忖度政治なるものが横行しましたが、問題なしとされれば、官僚の倫理意識が低下するのも当たり前ではないでしょうか。

森友問題にしろ、加計問題にしろ、時の総理側に立てば出世し、退官させられても一時的なことで、その後、高い報酬と地位を得られている事実を見れば、官僚は総理の方を向いて仕事をすることになるでしょう。

このように、倫理観が低下した原因を正しく認識していただき、国民に疑念が残るような調査で終了することがないよう、総理からも総務大臣へ強く指示していただきたいと思います。

さて、それでは、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、本来目指すべき分権社会に向けた税源移譲がなされていない点は、極めて残念であると言わざるを得ません。

第二に、固定資産税の据置きは、納税者にとっては負担軽減となりますが、一方で、市町村税の基幹税であるにもかかわらず、税収減になる自治体への代替措置が講じられていません。

第三に、車体課税の環境性能割税制では、新車を買わない限り税金は安くならず、自動車を買わない人にも恩恵はありません。交通政策全体の視点には乏しいと言わざるを得ません。

第四に、住宅ローン控除が延長されますが、新規購入や増改築に限っており、借家住まいを続ける人や増改築しない人には無関係です。幅広い国民に恩恵があるよう、家賃補助や住宅手当の創設

などを検討するべきです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により納税者の負担が増大している現下の状況に鑑み、固定資産税の負担を軽減することや、地方財源の確保のために航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げるなどの税制上の措置を講じることは必要であり、法案に賛成するものです。

続いて、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、地方財源不足の縮小、折半対象財源不足の解消、臨時財政対策債の減額、交付税特会の着実な償還のいずれも実現できず、地方財政の危機的状況はますます深まっています。

第二に、地方から縮減、廃止を求められていた、赤字地方債である臨時財政対策債は、五兆四千七百九十六億円となっています。過去の臨財債の元利償還金を賄うためにも三兆七千六百二十七億円の増発となり、借金を借金で返済する異常事態が拡大しています。

第三に、交付税総額確保のため、各種の繰延べ策を積み上げていますが、後年度の一般財源確保の余地を考えると、そうそう多用できる対策とは言えません。

第四に、地方交付税算定の基となった国の成長率や税収見通しが非常に甘く、当初予算では高く見積もり、補正で減額することが常態化しかねない懸念があります。

第五に、デジタル推進や災害対策、地方回帰支援など、施策の方向性は否定しませんが、地方が自由に使えるはずの一般財源の補助金化が拡大していることについては、懸念が残ります。

第六に、地方交付税法に基づく交付税の法定率引上げ等を含めた抜本的な改革が見送られているのは問題です。総務省の概算要求で毎年度の事項要求にとどまっている法定率の変更を本格的に議論しなければなりません。

他方、二〇二一年度の地方財政は三・六兆円の大幅な減収となり、地方財源不足が前年度比五・六兆円増の十・一兆円までに拡大しています。

そうした中、あらゆる手段を講じ、前年度を上回る一般財源総額を確保したことは、自治体の新年度予算における安定的な財源に目途をつけたやむを得ざる措置であったと言うこともできます。課題は山積していますが、住民や事業者の命と暮らしを支える自治体現場を支援するために、賛成するに至りました。

最後に、地方財政計画は、地方の標準的行政水準を具体化するとともに、日本社会の指針を表すものであり、立憲民主党は、新型コロナ禍だからこそ、地方の皆さんとともに、従来の中央集権的なシステムから脱却し、分権、自治の花開く社会を目指し、地方税財政制度のあるべき姿を描いていかなければならないことを申し上げ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　足立康史君。

〔足立康史君登壇〕

○足立康史君　日本維新の会の足立康史です。

ただいま議題となりました地方税法改正案及び地方交付税法改正案について、反対の立場から討論します。（拍手）

討論に入る前に、国会という病、民主主義を根底から破壊しようとする病について指摘をせざるを得ません。

本通常国会の冒頭、補正予算案の審議に臨んだ我が党の馬場伸幸幹事長は、議員数がより少ない会派よりも一分短い質問時間しか与えられませんでした。それ以降、本日午前の予算委員会締めくくり質疑における私の質問時間に至るまで、毎回毎回、何と十三回にわたって、まさに一分ずつ短い時間しか与えられなかったのであります。このような粘着性のいじめは、よほどの恨みがなければできるものではありません。

これだけではありません。その首謀者は、私の発言議事録のうち、自らに都合の悪い部分の削除を求めてきたのであります。

米国の最高裁判事、ウェンデル・ホームズは、言論の自由とは、相手の聞きたくないことも言う自由であると喝破いたしました。

私は、日本の言論の府を守るため、妥協なく戦い続けることを国民の皆様にお誓いしたいと存じます。

さて、国会が果たすべき役割には三つあります。

第一は、行政監視であります。

総務省の接待事件に関し、ＮＨＫは一切の情報開示を拒んでいますが、本日午前の予算委員会で、私は、総務省の幹部が、東北新社のみならず、ＮＨＫとも会食していたことを明らかにしました。旧郵政省の官僚たちの腐敗は、東北新社だけではなく、放送業界に広く蔓延していたと私は考えています。森友学園のようなずさんな不動産鑑定が全国の国有地の払下げ時に民主党政権時も変わらず行われていたのと同じ構図であります。

総理大臣の印象をおとしめるためだけの的外れの追及は、日本の民主主義にとって百害あって一利なしであると指摘せざるを得ないのであります。

国会が果たすべき役割の第二は、言うまでもなく、立法活動でありますが、最も大切な国会の第三の役割は、政権構想であり、政府・与党のプランＡと真の野党によるプランＢとを突き合わせ、国の未来をかけて相争う政策競争であります。

私たち日本維新の会は、本通常国会の冒頭、馬場幹事長から、新所得倍増計画を発表しました。まさに、維新の政権構想であります。

昨年までは、地方税の果たしている役割を尊重する観点から、一歩前進であれば賛成してまいりましたが、今回の地方税法等には、自民党に正面から挑戦する、そうした姿勢を鮮明にする観点から、反対するものであると申し上げ、討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　井上一徳君。

〔井上一徳君登壇〕

○井上一徳君　国民民主党・無所属クラブの井上一徳です。

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して、反対の立場から討論をさせていただきます。（拍手）

新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けた緊急事態宣言については、三月一日より六府県について先行解除されることとなり、首都圏の一都三県については、三月七日の期限どおりの解除を目指すこととされました。

新型コロナウイルス感染症については、各地で変異株が確認されるなど、いまだ予断を許さない状況にあり、感染再拡大の警戒を決して怠ることなく、今後とも感染防止対策を徹底していかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方経済は疲弊しており、地方税収は大幅な減少が懸念されています。一方で、地域における事業者支援や感染拡大防止、医療体制の確保など、地方自治体の役割が一層重要となってきています。

地域住民に密着する地方公共団体が地域の実情に応じた政策を迅速的確に実行できるようにするためには、地方税収を始め、必要な地方財源を確保しておくことが重要です。そのためには、地方財政審議会意見にあるように、地方税の充実確保を図るとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が求められています。

令和三年度は、地方財政において約十・一兆円

にも上る巨額の財源不足が発生しています。この財源不足を補うため、臨時財政対策債が約五・五兆円発行される予定になっています。地方財政の健全な運営のためには、臨時財政対策債のような借金に頼るのではなく、地方交付税総額をしっかり確保しておくことが重要です。

地方交付税法第六条の三第二項では、地方財源不足が著しく過大となっているときは、地方行財政に係る制度改正又は交付税率の変更を行わなければならないとされております。

総務省は、毎年度の概算要求において、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求していますが、平成二十七年度を最後に、引上げはなされていません。コロナ禍で地方財政が非常に厳しい状況にある今こそ、政府は交付税の法定率引上げに真正面から取り組むべきではなかったのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国と地方の在り方を見詰め直す契機となりました。交付税の法定率引上げを含む地方財政の在り方についても抜本的に見直す時期が来ているということを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○武部新君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　所得税法等の一部を改正する法律案、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長越智隆雄君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔越智隆雄君登壇〕

○越智隆雄君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るため、デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除制度の特例の延長等を行うものであります。

本案は、去る二月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、十六日麻生財務大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十四日から質疑に入り、本日、菅内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、去る二月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、同日、麻生財務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、二十二日参考人からの意見聴取を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　討論の通告があります。順次これを許します。櫻井周君。

〔櫻井周君登壇〕

○櫻井周君　立憲民主党の櫻井周です。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたします。（拍手）

信なくば立たず。政治に最も大切なことは、国民の信頼です。そして、国民の皆様に税金を納めていただくためには、信頼が必要不可欠です。ですが、国民の信頼を裏切るような政府の問題が相次いでいます。

森友学園問題では、赤木俊夫さんが決裁文書改ざんの経緯を記録したとされる赤木ファイルについて、財務省は存否すら認めていません。税務調査では、国民に対して書類提出を求めるのに対して、国民の財産であるはずの公文書については、財務省はその存在すら明らかにしません。このような財務省に国民の税金を託すことはできません。赤木ファイルの国会と裁判所への提出を強く求めます。

また、今年に入ってからだけでも、総務省と農林水産省の幹部が相次いで懲戒処分を受けました。行政がゆがめられてしまっているのではないのか、総理や大臣に近い関係者が有利な扱いを受けているのではないのか、そのような疑念を持たれるような行為はあってはならぬことです。再発防止を確実なものにするためにも、事実を徹底的に解明することが必要です。

ただし、今回懲戒処分を受けた高級官僚の皆さんは、ある意味、気の毒でもあります。なぜなら、不祥事は政治主導で行われたからです。農林水産省のケースでは、農林水産大臣に誘われて会食に参加して、懲戒処分。総務省のケースでは、菅総務大臣のときに秘書官を務めた菅総理の御長男、菅正剛さんに誘われて会食して、懲戒処分。

しかし、ここは、官僚の皆さんは原点に返っていただきたい。国家公務員倫理カードの最初に「国民全体の奉仕者であることを自覚し、」とあります。官僚の皆さんは、官邸や大臣の奉仕者ではありません。官邸のために働くのではなく、利権のために働くでもなく、国民のために働く、そうした真っ当な行政を取り戻していただくよう、お願い申し上げます。

税は国家なりと言われます。税制が人々の行動に影響を与え、社会を形作っていくという意味です。したがって、我が国の社会経済が抱える課題は何であるか、その課題を解決するために税制で何ができるのかということを考え、社会をよい方向に変えていくことが、我々立法府に身を置く者としての責務です。

では、我が国が抱える課題は何か。

目前の課題としては、新型コロナウイルス感染症への対応です。

感染症対策の多くは歳出で行うものではありますが、税制においてもやるべきことはあります。

具体的には、感染症の拡大を受けて、昨年の法改正により導入された納税猶予特例制度。いまだ苦しい状況にある方々が多くいるにもかかわらず、政府は、本年二月一日をもって、この特例制度を延長せずに打ち切りました。厚生年金保険料等の納付猶予特例についても、国税の例によるとされているため、打ち切られてしまいました。

なぜ、この状況で特例制度を打ち切ったのか。感染症の収束が見通せない現下の状況にあっては、猶予特例の延長だけでなく、減免措置を創設すべきです。

また、コロナ禍以前からの我が国の課題としては、少子化、高齢化、人口減少、経済格差拡大、実質賃金低迷、個人消費も低迷、デフレーション、男女不平等などが挙げられます。これらが相互に絡んで、バブル経済崩壊以降、我が国の経済は三十年に及んで停滞し続けています。

昭和の終わり頃には一億総中流と言われていた我が国の社会が、今や、格差社会、子供の貧困などと言われるようになってしまいました。分厚い中間層が、いつの間にか、すっかり細ってしまいました。分厚い中間層を取り戻す、経済格差是正、これこそが我が国が取り組むべき課題です。

なお、誤解のないように申し上げますが、頑張った人が大金持ちになる、これはすばらしいことです。ですが、たくさん稼げるのは世の中が平和で安定しているからであり、もうかった分に応じた負担をお願いすべきと考えます。

特に、グローバリゼーションとイノベーションによって、経済格差が拡大しやすい状況になっています。

もちろん、グローバリゼーションは、世界平和のためにも進めるべきです。イノベーションは、人類の幸福のために進めるべきです。ただ、それらの副作用として経済格差が拡大しやすい状況にあるのですから、経済格差を積極的に縮小させる仕組みを社会に組み込むべきです。すなわち、所得再配分機能を強化する税制として、累進性の強化、資産課税の強化、直間比率の是正などが必要です。

政府は、所得再配分機能の強化について、所得税の最高税率の四五％への引上げ、金融所得課税の二〇％への税率引上げなどにより対応してきたと説明します。しかし、それでは不十分です。金融所得課税は総合課税化すべきです。また、個人所得課税における人的控除を、所得控除から税額控除あるいは給付つき税額控除へと転換するといった改革も見送られています。給付つき税額控除は、消費税の逆進性対策としても、軽減税率制度より優れています。

政府は、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例を延長しようとしています。しかし、総住宅戸数に占める空き家戸数の割合が一割を超えており、住宅市場は供給過多の状況にあります。新築住宅の増加を促進する税制に固執することに合理性はありません。そもそも、住宅ローン控除の恩恵を受けられるのは、ローンを組むことができる中高所得者層であり、低所得者層にはほとんどメリットはありません。

政府は、今年三月末に適用期限を迎える教育資金援助の贈与税非課税措置を二年延長しようとしています。これは、贈与に対する優遇措置であり、経済格差を固定化するものであり、とても容認できません。

政府の言う直間比率の是正は、間接税の引上げでした。これにより、平成の三十年間で、消費税率引上げによる増収分は、所得税と法人税の減税の財源に充てられていました。経済格差是正のためには、累進的である所得税や法人税など直接税の比率を引き上げるべきです。そして、消費税などの間接税の比率を引き下げるべきです。

また、消費税に関連して申し上げれば、二〇二三年十月に導入される予定の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度については、コロナ禍によりただでさえ苦しい状況に追い込まれている事業者が多い状況にあって、更なる事務負担を強いることになるほか、免税事業者に対する取引排除による廃業の増加や不当な値下げ圧力等が生じる懸念もあることから、導入の延期を求めるべきです。

コロナ禍による未曽有の危機にあって、税制が果たすべき役割は小さくありません。そうであればこそ、時機を得た、適切かつ十分な改正を行うことが政治に求められます。

しかしながら、今回の改正は理念と展望を欠いています。抜本的な税制改正の必要性を改めて申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　青山雅幸君。

〔青山雅幸君登壇〕

○青山雅幸君　日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部改正案には賛成の立場から、特例公債法案には反対の立場から討論をいたします。（拍手）

まず、所得税法等の一部改正案について。

この法案には、総理の日本の近未来にかける思いが具現化されていると推察いたします。

日本の最大の課題は、単なる人口減少にとどまらない、人口構成のゆがみにあります。税制を含め、これを少しでも食い止め、減速させていくための総力戦が必要です。

また、新型コロナに関する経済的助成措置において露呈した日本のデジタル化の遅れについても、抜本的対策が必要です。

日本の経済力の基盤は、企業の国際的競争力です。各国企業がしのぎを削る先端的技術開発の後押しは、当然必要なところです。

さらには、地球環境問題への貢献には、カーボンフリー社会への移行は欠かせません。

本所得税法改正案には、これら諸課題への対応として、子育て助成の非課税措置やデジタルトランスフォーメーション投資促進税制、研究開発税制、カーボンニュートラルへの投資促進税制が盛り込まれておりますが、これは日本にとって必須の課題を的確に捉えたものであり、低迷が続く日本を再発進させるために是非とも必要な取組であることは間違いありません。

よって、本法案に示されている、未来のための

的確な取組を評価して、賛成する次第です。

次に、特例公債法について。

我が国の財政に関する法的規律として唯一の存在である財政法四条一項は、建設公債以外の赤字国債の発行を禁じています。その例外としての特例公債の発行は、昭和四十年の特例公債法に端を発するものですが、昭和五十年からはほぼ常態化するものの、それでも単年度ごとに特例公債発行を認めるための法案提出が行われ、国会による監督に毎年度服してきました。

しかし、平成二十四年においては、ねじれ国会を背景として、予算執行が政治的駆け引きにより阻まれるという立法事実の下、複数年度、四年間の特例公債を認めるという異例の措置がいわゆる三党合意の下に成立しました。

ところが、その年限が切れる平成二十八年には、安定多数を政権与党が持つという、平成二十四年とは全く異なる状況にありましたが、厳しい財政状況がある中で安定的な財政運営を確保するためという理由により、再び複数年度、今度は五年間、特例公債発行を認めるという時限的措置が成立いたしました。

しかし、五年間の時限的措置なのですから、五年間経過したら元に戻すのが筋です。積極的財政の立場に立つにせよ、財政規律を重視する立場に立つにせよ、このような手法を特段の事情もなく継続することは、事実上の永続化につながるおそれもあり、国会の監視機能を弱めるものとして、望ましいものでないことは言うまでもありません。

そして、このようなやり方は、人口減少と高齢者層の増大が併存するという異例の事態によって社会保障費が右肩上がりに増大し、それを賄うために特例公債発行を拡大し続けなければならないという我が国の構造的問題をマスクすることにもつながってしまいます。

与党、野党を問わず、現在の日本の最大の課題から目をそらすべきではなく、その観点からも、五年間は財政に関してルール不在とするような小手先の手法は百害あって一利なしと考えるがゆえに、特例公債法案には強く反対の意見を表明いたします。

日本維新の会・無所属の会は、この構造的問題から逃げることなく、社会保障及び税制について正面から大改革を図り、真の意味で持続可能な社会保障システムを構築するとともに、閉塞感の強い現下の国民生活に豊かさの実感を取り戻すべく、さきに馬場幹事長が発表した新所得倍増計画を提唱しています。

既得権益や既存の考え方にとらわれることなく、自由な議論に基づいて国民のための政策実現を目指すことをお誓いし、以上をもって両法案についての討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　落合貴之君。

〔落合貴之君登壇〕

○落合貴之君　立憲民主党の落合貴之です。

立憲民主党・無所属を代表し、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をさせていただきます。（拍手）

まず冒頭、国有財産の在り方を大きく揺るがした森友学園問題で、公文書の書換えを命じられた経緯を詳細につづったいわゆる赤木ファイルを隠し続けている財務省、国の根幹である国会の国政調査権を大きく傷つけている財務省に強く抗議をいたします。

さて、今回の特例公債法案は、赤字国債の発行を認めるもので、昭和五十年度から、発行しなかった数年間を除き、毎年、年度ごとに審議がされてまいりました。

しかし、十一年前の参議院選挙で与党が大敗し、衆参の多数派にねじれ現象が生まれたことから、状況は変わってきました。

その翌年は、東日本大震災があったにもかかわらず、特例公債法案が夏まで通らず、そして、そのまた翌年は、当時の野党が十一月まで法案を通さず、赤字国債が発行できずに、予算の執行にも支障を及ぼす事態となりました。そういったことから、与野党の三党合意により、当初は四年で束ね、特例公債法案を通すこととなりました。

しかし、その後、国会のねじれが解消したにもかかわらず、五年ごとにと、なぜか更に長い年にわたって束ねる法案が出され続けることになってしまっています。

今、衆参はねじれていません。両院共に、与党が大多数を占めています。その中で、毎年国会で審議をしない意味があるのでしょうか。国会のチェック機能の弱体化を、わざわざ国会議員たちが自ら進んで決めるべきではありません。

また、五年という期間は、衆議院の任期より長い。憲法第六十条では、予算に関する衆議院の優越が規定されています。すなわち、衆議院には予算について特別の立場が認められ、責任が課されています。特例公債法案は予算と密接に関係する法律案であるにもかかわらず、衆議院の任期四年を超える期間にわたり白紙委任をするという法を制定することも疑問です。

国家が行う財政活動は国会で審議、決議されなければならない、国会や国民がしっかり監視をするべきであるという財政民主主義の原則は重要です。

予算、税制、国債発行を同じタイミングでその都度議論する、そして、その過程を国民に示していく、これがあるべき姿ではないでしょうか。

なお、この法案には、財政健全化が明記されています。持続可能な財政を実現することは、国家を運営する上でも、国民生活を安定させる上でも重要なことです。しかし、単に歳出額を減らすことと税率を上げることだけで、持続可能な財政運営が実現するのではありません。

特に、リーマン・ショック以降、先進国においても格差の拡大が大きな問題となっています。そして、このコロナ禍がやってきました。各国が経済の回復を模索する中、K字回復が起きてしまうのではないかということも危惧されています。持てる者の経済状況だけが回復をし、持たざる大多数は更に没落してしまう。こうなってしまえば、国民の担税力は弱まり、持続可能で健全な財政は実現することはできません。

このK字回復にはさせない、それは政治にしかできません。財政こそ、格差拡大を止め、健全な経済を実現するのに必要な手段です。

これまで世界各国に財政規律を押しつけていたIMF、国際通貨基金も、財政支出の拡大が今は重要であるということを言い始めました。

我が国は、昨年度は約九十兆円の赤字国債を発行しました。今年もそれなりの額の国債を発行することでしょう。その中で、財政はどのような使われ方をしているでしょうか。経済対策や災害対策と言いつつ、一部の与党政治家の利権のためというような項目ばかりが並んでいる予算。このために赤字国債を費やしていいのでしょうか。

政治家の利権ばかりに使っていってはいけません。財政は国民のために使い、日本のよさであった分厚い中間層、これを復活させなければ、国民の担税力は上がりません。自律的な経済の好循環も生まれません。健全な財政も実現できません。国債を発行した予算は、国民の生活、国民の将来のために使われなければなりません。

また、コロナで悪化した財政の穴埋めに、いずれは消費税の増税をという話まで出てくる気配です。格差拡大の是正が大きな問題であるにもかかわらず、逆進性ある消費税ばかりになぜ重きが置かれるのでしょうか。既に、税収に対する消費税の割合は、消費税、付加価値税の高いヨーロッパ諸国と同じレベルになりつつあります。税率が低くても、税収に対する消費税の割合が高い、つまり、ほかの税を取っていないからです。

年収一億円を超えた辺りからどんどん負担率が下がる日本の税制。金融所得課税は国際レベルだと答弁していますが、お金持ちほど顕著に負担率が減っていく先進国など、この地球上にありません。欧米各国の年収別の負担率をよく調べてください。

また、世界的な税率下げ競争をやってきた法人税は、国際協調の下、我が国が先導し、適正な課税を実現していかなければなりません。特に、ＧＡＦＡを始めとする巨大ＩＴ企業への課税はなかなか進みません。

コロナ禍で、百貨店の閉店が相次いでいます。小売業は、デジタルプラットフォーマーにどんどんのみ込まれています。ほかの分野でも、デジタルプラットフォーマーがどんどん役割を増しています。日本の中小企業の多くもデジタルプラットフォーマーの傘下に入りつつあります。我が国の経済の根幹を握りつつあるこれら世界的な企業に、意見も言えず、課税もできない。これでは、経済政策における主権もいずれなくなってしまいます。財政も成り立たなくなります。

また、この数年の間違ったコーポレートガバナンス改革や間違った働き方改革などによっても、中間所得層はどんどん破壊されています。

予算、国債発行、税制、重要法案は、国民生活のため、この国のために、その都度国会でしっかり審議をするべき。ねじれ国会でもないのに、五年間もの長い期間にわたり、重要な国債発行について白紙委任するような内容となっている本法案には、賛同できません。

今こそ、誰のために政治があるのか、それをよく考えるべきです。国会のチェック機能を自らの手で弱体化させるべきではないということを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　清水忠史君。

〔清水忠史君登壇〕

○清水忠史君　私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。（拍手）

初めに、所得税法等改正案についてです。

反対理由の第一は、コロナで苦しむ国民に対する税制支援が不十分だからです。

今回の税制改正は、ポストコロナに向けた経済構造の転換を掲げ、売上げの減少が見込まれる中でも減税額を増やしたいという財界の要望に応える形で、企業のデジタル化やカーボンニュートラルに向けた投資への減税を措置しています。

しかし、コロナ禍で優先して行うべきは、一昨年の消費税増税で苦しんでいる国民の暮らしを支え、その負担を軽減することであります。

消費税は、食料品、生活必需品や光熱費など、暮らしに不可欠な支出にも課税され、コロナ禍で苦境にあえぐ国民にも容赦がありません。納税猶予の特例により、最も滞納を余儀なくされている税目が消費税であることを見ても明らかです。

消費税減税は、新型コロナの影響を最も深刻な形で受けている所得の少ない人と中小零細企業への効果的支援にもなるものです。既に世界五十か国以上で消費税減税が実施されています。政府は、消費税五％への緊急減税を決断するべきです。

第二の理由は、不公平税制にメスが入っていないことです。

安倍政権以降、富の集中が進み、資産格差が拡大しています。野村総研の資料によると、純金融資産五億円以上を保有する超富裕層の総資産は倍になり、二〇一九年には、僅か八万七千世帯で百兆円近い資産を保有しています。

にもかかわらず、本法案は、金融所得課税の見直しに全く触れていません。麻生財務大臣は、来年度以降に検討すると言いましたが、株価がバブル期に迫る高値となっている今こそ、証券優遇措置を抜本的に見直し、所得が一億円を超える高額所得者ほど税負担が軽くなるといういびつな税制にメスを入れるべきであります。

大企業優遇税制も問題です。

法案には、財界の要望に応えて、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設で百十億円の減税が、研究開発減税の見直しで二百四十億円の減税などが盛り込まれましたが、中小の赤字企業は、税額控除や特別償却の枠を幾ら広げても使えません。体力のある大企業向けの優遇を拡大すれば、更に法人税収が空洞化するだけです。大企業の法人所得が毎年過去最高を更新しながらも、法人税収が増えない不公平税制の是正こそ求められています。

次に、公債発行特例法案についてです。

この法案は、二〇二一年度から二〇二五年度までの五年間、特例公債の発行を自動的に認めようというものであります。

財政法第四条は、原則、公債や借入金を認めていません。これは、過去の戦争で、戦費調達のために大量の国債を発行し、国家財政と国民生活を破綻させた痛苦の教訓によるものです。辛うじて認められるのは、財政規律を保つための最低限の措置として、その都度国会の承認を得たものに限られます。

五年にわたって特例公債の発行を認めればどうなるのか。参考人として陳述された山田博文群馬大学名誉教授は、国債が雪だるま式に膨張すると、国債費が増大し、生活関連予算が圧縮されると指摘しました。

麻生財務大臣は、無尽蔵な国債発行は行わないと強弁しましたが、予算編成の内容は時の政権の判断に委ねられており、歯止めがかかる保証は全くありません。

財政規律を保つための最低限の措置を逸脱し、国会のチェック機能を今後五年にわたって奪うことは、議会制民主主義の重大なじゅうりんであり、到底認めることはできません。

コロナ禍の下、国民生活を守り、日本経済を立て直すために、今こそ不公平税制を正し、負担能力に応じた税制へと見直すことを強く求めて、反対の討論といたします。（拍手）

○議長（大島理森君）　前原誠司君。

〔前原誠司君登壇〕

○前原誠司君　国民民主党の前原誠司です。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。（拍手）

税は社会を規定します。税負担の大小により国民に対するサービスの手厚さも変わり、税の内容次第で社会のありようも変わります。

第二次安倍政権以降、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置が導入されました。

子供や孫の教育になら喜んでお金を出したいという親御さん、おじいちゃん、おばあちゃんの気持ちはよく理解できます。しかし、一部の裕福な

家庭のみ、親や祖父母の財産を入学金や授業料、塾や習い事に使うことができ、より充実した教育を受けることができる。私は大いに疑問を感じます。

日本国憲法第二十六条一項は、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると定めています。その能力に応じてであり、親や祖父母の財力に応じてとは書かれていません。

ある統計によると、年収が四百万円以下の家庭の子供の四年制大学進学率は三一・四％、それに対して、一千万円以上の家庭では六二・四％。二倍の差が生じます。

私は、何も全ての子供が大学に行くべきだと申し上げているわけではありません。高校や専門学校を出て、専門性を身につけて、社会で立派に活躍されている方々はたくさんおられます。ただ、親の収入によって子供の教育機会に不平等が生じることは、あってはならないのではないでしょうか。

しかも、四年制大学を卒業した者の方が生涯賃金は高くなるという調査結果もあります。つまり、親の所得格差が子供の所得格差に引き継がれる。格差の固定化、格差の再生産が起きている。残念ながら、これが日本の現状なのです。

教育資金の贈与税非課税措置を設けて、富裕層だけが教育の充実を享受できるのではなく、例えば、所得税とは分離されている、二割の定率課税の金融所得を総合課税化し、増収分をひとしく全ての子供の教育の充実に使う。みんなが応分に負担し、みんなが受益者になる。これが本来、国家としての役割ではないでしょうか。それが日本のあるべき国柄だと私は考えます。

最後に、コロナ禍とはいえ、公債費率が四〇％を超える予算は異常です。更なるパンデミックや大災害が起きる可能性も考えておかなければなりません。このまま借金体質を放置しておけば、いずれは円の信認が低下し、物価や金利が上昇し、低金利を前提に経営してきた企業が次々に倒産し、不良債権増加により金融システムが不安定化し、失業の増大や賃金や年金の目減りによる生活不安などが現実のものとなり、社会の混乱は避けられないでしょう。まさに、政治の不作為、責任放棄が国民に苦悩をもたらすことになります。

次の選挙ではなく、次の世代を考えるのが我々政治家の使命であります。歳出と歳入の改革、そして、経済成長政策の実行。日本の将来のために、党派を超えて取り組み、国民の負託に応えていかなければなりません。

自らもこの課題に取り組む決意を申し上げ、反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　これより採決に入ります。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

○議長（大島理森君）　日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○武部新君　日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（大島理森君）　武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に小渕優子君を指名いたします。

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	菅　義偉君
財務大臣	麻生　太郎君
総務大臣	武田　良太君
法務大臣	上川　陽子君
外務大臣	茂木　敏充君
文部科学大臣	萩生田光一君
厚生労働大臣	田村　憲久君
農林水産大臣	野上浩太郎君
経済産業大臣	梶山　弘志君
国土交通大臣	赤羽　一嘉君
環境大臣	小泉進次郎君
防衛大臣	岸　信夫君
国務大臣	井上　信治君
国務大臣	小此木八郎君
国務大臣	加藤　勝信君
国務大臣	河野　太郎君
国務大臣	坂本　哲志君
国務大臣	西村　康稔君
国務大臣	平井　卓也君
国務大臣	平沢　勝栄君
国務大臣	丸川　珠代君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二月十九日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る二月二十六日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

（報告書受領）

一、去る二月十九日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和二年における通信傍受等に関する報告

一、去る二月二十六日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の報告

（議席変更）

一、去る二月十九日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

三七三　山田　美樹君
四五三　白須賀貴樹君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

小寺　裕雄君　出畑　実君
玄葉光一郎君　山本和嘉子君
森山　浩行君　櫻井　周君
櫻井　周君　松田　功君
出畑　実君　小寺　裕雄君
松田　功君　森山　浩行君
山本和嘉子君　玄葉光一郎君

総務委員

辞任　補欠

穂坂　泰君　木村　哲也君
奥野総一郎君　後藤　祐一君
井上　一徳君　高井　崇志君
木村　哲也君　穂坂　泰君
後藤　祐一君　奥野総一郎君
高井　崇志君　井上　一徳君

財務金融委員

辞任　補欠

城内　実君　尾身　朝子君
牧島かれん君　佐々木　紀君
尾身　朝子君　城内　実君
佐々木　紀君　牧島かれん君

予算委員

辞任　補欠

岩屋　毅君　斎藤　洋明君
うえの賢一郎君　鬼木　誠君
河村　建夫君　武部　新君
根本　匠君　鈴木　憲和君
渡辺　博道君　津島　淳君
今井　雅人君　武内　則男君
大西　健介君　吉川　元君

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　補欠

加藤　鮎子君　深澤　陽一君

逢坂　誠二君　尾辻かな子君
岡田　克也君　末松　義規君
岡本　充功君　道下　大樹君
玄葉光一郎君　山岡　達丸君
後藤　祐一君　村上　史好君
山本和嘉子君　後藤　祐一君
森山　浩行君　濱村　進君
濱村　進君　本多　平直君
後藤　祐一君　高木錬太郎君
井上　一徳君　吉田　宣弘君
木村　哲也君　笠井　亮君
穂坂　泰君　青山　雅幸君
奥野総一郎君　藤田　文武君
高井　崇志君　浅野　哲君
木村　哲也君　秋本　真利君
後藤　祐一君　石破　茂君
奥野総一郎君　岩屋　毅君
井上　一徳君　うえの賢一郎君
玄葉光一郎君　北村　誠吾君
山本和嘉子君　佐々木　紀君
斎藤　洋明君　根本　匠君
鈴木　貴子君　村井　英樹君
鈴木　憲和君　山本　有二君
根本　匠君　重徳　和彦君
河村　建夫君　大西　健介君
逢坂　誠二君　逢坂　誠二君
小宮山泰子君　岡田　克也君
森山　浩行君　大串　博志君
末松　義規君　長尾　秀樹君
岡田　克也君　菅　直人君
高木錬太郎君　松尾　明弘君
本多　平直君　玄葉光一郎君
今井　雅人君　本多　平直君
岡本　充功君　櫻井　周君
後藤　祐一君　広田　一君
村上　史好君　森山　浩行君
道下　大樹君　太田　昌孝君
武内　則男君　桝屋　敬悟君
玄葉光一郎君　斉藤　鉄夫君
大西　健介君　濱村　進君
濱村　進君　宮本　徹君
吉田　宣弘君　高橋千鶴子君
笠井　亮君　藤田　文武君
宮本　徹君　西岡　秀子君
藤田　文武君　佐藤　明男君
西岡　秀子君　額賀福志郎君
浅野　哲君　長尾　秀樹君
青山　雅幸君　松尾　明弘君
斎藤　洋明君　中谷　一馬君
鬼木　誠君　山川百合子君
武部　新君　伊藤　俊輔君
鈴木　憲和君
津島　淳君
武内　則男君
吉川　元君

城内　実君　杉田　水脈君
前原　誠司君　井上　一徳君
杉田　水脈君　城内　実君
深澤　陽一君　加藤　鮎子君
井上　一徳君　前原　誠司君

予算委員

辞任　補欠

秋本　真利君　青山　周平君
石破　茂君　冨樫　博之君
岩屋　毅君　鈴木　馨祐君
うえの賢一郎君　武村　展英君
北村　誠吾君　上杉謙太郎君
佐々木　紀君　額賀福志郎君
根本　匠君　鈴木　憲和君
村井　英樹君　佐藤　明男君
山本　有二君　山下　貴司君
大西　健介君　重徳　和彦君
逢坂　誠二君　山崎　誠君
岡田　克也君　大串　博志君
森山　浩行君　長尾　秀樹君
大串　博志君　菅　直人君
岡本　充功君　松尾　明弘君
川内　博史君　櫻井　周君
玄葉光一郎君　広田　一君
本多　平直君　桝屋　敬悟君
森山　浩行君　斉藤　鉄夫君
太田　昌孝君　濱村　進君
桝屋　敬悟君　宮本　徹君
濱村　進君　藤田　文武君
宮本　徹君　西岡　秀子君
藤田　文武君　佐藤　明男君
西岡　秀子君　額賀福志郎君
佐藤　明男君　長尾　秀樹君
額賀福志郎君　松尾　明弘君
長尾　秀樹君　中谷　一馬君
松尾　明弘君　伊藤　俊輔君
中谷　一馬君　松田　功君
山川百合子君　早稲田夕季君
伊藤　俊輔君

松田　功君　石川　香織君
石川　香織君　神谷　裕君
早稲田夕季君　尾辻かな子君
尾辻かな子君　池田　真紀君
池田　真紀君　森田　俊和君
神谷　裕君　秋本　真利君
青山　周平君　上杉謙太郎君
上杉謙太郎君　上野　宏史君
上野　宏史君　鈴木　馨祐君
鈴木　馨祐君　佐々木　紀君
岩屋　毅君　北村　誠吾君
根本　匠君　うえの賢一郎君
武村　展英君　石破　茂君
冨樫　博之君　村井　英樹君
福田　達夫君　山本　有二君
山下　貴司君　玄葉光一郎君
池田　真紀君　岡田　克也君
大串　博志君　藤田　文武君
菅　直人君　西岡　秀子君
櫻井　周君　本多　平直君
重徳　和彦君　大西　健介君
古川　元久君　森山　浩行君
杉本　和巳君　岡本　充功君
高橋千鶴子君　斉藤　鉄夫君
桝屋　敬悟君　太田　昌孝君
斉藤　鉄夫君　濱村　進君
山崎　誠君　宮本　徹君
森田　俊和君　藤田　文武君
広田　一君　古川　元久君
鈴木　憲和君　西岡　秀子君
山下　貴司君　本多　平直君
額賀福志郎君　牧原　秀樹君
武村　展英君　和田　義明君
上杉謙太郎君　中曽根康隆君
北村　誠吾君　大西　健介君
うえの賢一郎君　伊藤　俊輔君
佐々木　紀君　松田　功君
岩屋　毅君　森山　浩行君
秋本　真利君　岸本　周平君
神谷　裕君　高井　崇志君

一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

牧原　秀樹君　木村　哲也君
和田　義明君　中曽根康隆君
大西　健介君　伊藤　俊輔君
森山　浩行君　松田　功君
岸本　周平君　高井　崇志君

松田　功君　木村　哲也君　中曽根康隆君　伊藤　俊輔君　神谷　裕君　高井　崇志君

財務金融委員

辞任

穴見　陽一君　津島　淳君　中山　展宏君　宮澤　博行君　山田　賢司君　武井　俊輔君　野中　厚君　青山　周平君　工藤　彰三君　斎藤　洋明君　八木　哲也君

補欠

武井　俊輔君　金子万寿夫君　牧原　秀樹君　和田　義明君　大西　健介君　森山　浩行君　岸本　周平君

予算委員

辞任

石破　茂君　岩屋　毅君　うえの賢一郎君　武井　俊輔君　今井　雅人君　村上　史好君　大西　健介君　逢坂　誠二君　玄葉光一郎君　道下　大樹君　武内　則男君　矢上　雅義君　宮川　伸君　本多　平直君　伊佐　進一君　太田　昌孝君　濱村　進君　後藤　祐一君　吉田　宣弘君　小田原　潔君　高村　正大君

補欠

福山　守君　小田原　潔君　武井　俊輔君　村上　史好君　岡本あき子君　津島　淳君　宮澤　博行君　山田　賢司君　中山　展宏君　斎藤　洋明君　青山　周平君　工藤　彰三君　上野　宏史君　池田　佳隆君　穴見　陽一君　金子万寿夫君　八木　哲也君　野中　厚君　上野　宏史君　池田　佳隆君　後藤　祐一君　太田　昌孝君　濱村　進君　今井　雅人君　玄葉光一郎君　逢坂　誠二君　道下　大樹君　本多　平直君　宮川　伸君　武内　則男君　矢上　雅義君　伊佐　進一君　吉田　宣弘君

一、去る二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

石破　茂君　岩屋　毅君　小倉　將信君　山本　幸三君　森山　浩行君　小田原　潔君　鬼木　誠君　冨樫　博之君　原田　憲治君　黒岩　宇洋君　石破　茂君　岩屋　毅君　うえの賢一郎君　原田　義昭君　古屋　圭司君　渡辺　博道君　太田　昌孝君　伊藤　達也君　根本　匠君　後藤　祐一君　岡本　三成君

補欠

冨樫　博之君　鬼木　誠君　小田原　潔君　小倉　將信君　岩屋　毅君　石破　茂君　山本　幸三君　森山　浩行君　井野　俊郎君　神田　憲次君　鬼木　誠君　勝俣　孝明君　木村　次郎君　岡本　三成君　古田　圭一君　小寺　裕雄君　山崎　誠君　稲津　久君　藤野　保史君　藤田　文武君　西岡　秀子君　浅野　哲君　泉田　裕彦君　井野　俊郎君　武村　展英君　田中　和徳君　宮本　徹君　玉木雄一郎君　前原　誠司君　泉　健太君　逢坂　誠二君　城井　崇君　小宮山泰子君　渡辺　周君　伊佐　進一君　濱村　進君　うえの賢一郎君　渡辺　博道君　田中　和徳君　原田　義昭君　川内　博史君　山本　有二君　伊藤　達也君　河村　建夫君　宮本　徹君　古屋　圭司君　太田　昌孝君　藤野　保史君　西岡　秀子君　塩川　鉄也君　美延　映夫君　今井　雅人君　大西　健介君　岡田　克也君　美延　映夫君　山本　幸三君　小林　鷹之君　玉木雄一郎君　小田原　潔君　串田　誠一君　今井　雅人君　石川　香織君　小林　鷹之君　屋良　朝博君　小宮山泰子君　城井　崇君　本多　平直君　岡本　充功君　川内　博史君　野田　毅君　小田原　潔君　武村　展英君　泉　健太君　尾身　朝子君　杉田　水脈君　古田　圭一君　今枝宗一郎君　斎藤　洋明君　鬼木　誠君　津島　淳君　古田　圭一君　泉　健太君　逢坂　誠二君　城井　崇君　小宮山泰子君　渡辺　周君　伊佐　進一君　濱村　進君　今村　雅弘君　河村　建夫君　うえの賢一郎君　渡辺　博道君　田中　和徳君　原田　義昭君　斎藤　洋明君　繁本　護君　石破　茂君　岩屋　毅君　根本　匠君　山本　幸三君　古屋　圭司君　今井　雅人君　大西　健介君　本多　平直君　伊藤　達也君　宮本　徹君　藤田　文武君　西岡　秀子君　中川　正春君　吉田　統彦君　末松　義規君　菊田真紀子君　尾辻かな子君　濱村　進君　今村　雅弘君　山本　有二君　佐藤　英道君　野田　毅君　今枝宗一郎君　岩田　和親君　尾身　朝子君　神田　憲次君　木村　次郎君　国光あやの君　菊田真紀子君　斎藤　洋明君　繁本　護君　杉田　水脈君　田畑　裕明君　本田　太郎君　岩屋　毅君　根本　匠君　堀越　啓仁君　吉田　統彦君　佐藤　英道君　塩川　鉄也君　田村　貴昭君　串田　誠一君　前原　誠司君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

穴見　陽一君
城内　実君
津島　淳君
中山　展宏君
石川　昭政君
青山　周平君
金子万寿夫君
佐藤　明男君
簗　和生君

補欠

金子万寿夫君
石川　昭政君
佐藤　明男君
青山　周平君
穴見　陽一君
津島　淳君
城内　実君

予算委員

辞任

伊藤　達也君
石破　茂君
うえの賢一郎君
田中　和徳君
原田　義昭君
古屋　圭司君
濱村　進君
藤田　文武君
今村　雅弘君
根本　匠君
逢坂　誠二君
岡田　克也君
岡本　充功君
本多　平直君
太田　昌孝君
玄葉光一郎君
佐藤　英道君
古屋　範子君
藤野　保史君
杉本　和巳君
河村　建夫君

補欠

深澤　陽一君
上野　宏史君
大岡　敏孝君
山田　賢司君
西田　昭二君
古屋　範子君
杉本　和巳君
津島　淳君
石川　昭政君
岡島　一正君
伊藤　俊輔君
長妻　昭君
金子　恵美君
佐藤　英道君
青柳陽一郎君
國重　徹君
中野　洋昌君
清水　忠史君
藤田　文武君
中曽根康隆君

山本　有二君
伊藤　俊輔君
大西　健介君
長妻　昭君
國重　徹君
中野　洋昌君
大口　善徳君
藤田　文武君
青柳陽一郎君
岡島　一正君
西岡　秀子君
石川　昭政君
今井　雅人君
佐々木隆博君
宮川　伸君
吉田　宣弘君
大口　善徳君
青山　雅幸君
安藤　裕君
柿沢　未途君
津村　啓介君
小熊　慎司君
荒井　聰君
山川百合子君
山尾志桜里君
宮崎　政久君
古本伸一郎君
落合　貴之君
緑川　貴士君
近藤　和也君
穀田　恵二君
高井　崇志君
木村　哲也君
細野　豪志君
中谷　真一君
髙木　啓君
上杉謙太郎君
山岡　達丸君
阿部　知子君
濱村　進君
武井　俊輔君
務台　俊介君
山本和嘉子君
近藤　昭一君
笠井　亮君
高橋千鶴子君
浅野　哲君

畦元　将吾君
佐々木隆博君
山井　和則君
宮川　伸君
吉田　宣弘君
大口　善徳君
青山　雅幸君
安藤　裕君
柿沢　未途君
津村　啓介君
小熊　慎司君
荒井　聰君
山川百合子君
山尾志桜里君
宮崎　政久君
古本伸一郎君
落合　貴之君
緑川　貴士君
近藤　和也君
穀田　恵二君
高井　崇志君
木村　哲也君
細野　豪志君
中谷　真一君
髙木　啓君
上杉謙太郎君
山岡　達丸君
阿部　知子君
濱村　進君
武井　俊輔君
務台　俊介君
山本和嘉子君
近藤　昭一君
笠井　亮君
高橋千鶴子君
浅野　哲君

岩屋　毅君
細野　豪志君
渡辺　博道君
阿部　知子君
大島　敦君
荒井　聰君
山川百合子君
落合　貴之君
津村　啓介君
濱村　進君
青山　雅幸君
上杉謙太郎君
鈴木　憲和君
青山　周平君
寺田　学君
村上　史好君
中野　洋昌君
高木美智代君
畑野　君枝君
渡辺　孝一君
鈴木　貴子君
斎藤　洋明君
田嶋　要君
大河原雅子君
中島　克仁君
高井　崇志君
穂坂　泰君
山下　貴司君
野中　厚君
後藤　祐一君
岡本　充功君
大西　健介君
重徳　和彦君
足立　康史君
岩屋　毅君
渡辺　博道君
うえの賢一郎君

鈴木　憲和君
繁本　護君
安藤　高夫君
大島　敦君
道下　大樹君
中野　洋昌君
美延　映夫君
木村　弥生君
青山　周平君
寺田　学君
村上　史好君
玄葉光一郎君
今井　雅人君
谷田川　元君
穂坂　泰君
河村　建夫君
伊藤　達也君
山田　賢司君
山本　有二君
川内　博史君
逢坂　誠二君
岡田　克也君
森山　浩行君
野田　毅君
今村　雅弘君
古屋　圭司君
山本　幸三君
中谷　真一君
野中　厚君
本多　平直君
古屋　範子君
太田　昌孝君
田中　和徳君
原田　義昭君
石破　茂君
繁本　護君
斎藤　洋明君
石破　茂君
原田　義昭君
山本　幸三君
野田　毅君
今村　雅弘君
古屋　圭司君
河村　建夫君
伊藤　達也君
井野　俊郎君
古本伸一郎君

木村　弥生君
斎藤　洋明君
繁本　護君
鈴木　貴子君
中谷　真一君
野中　厚君
今村　雅弘君
古屋　圭司君
河村　建夫君
伊藤　達也君
田中　和徳君
山本　有二君
川内　博史君
逢坂　誠二君
岡田　克也君
森山　浩行君
玄葉光一郎君
今井　雅人君
本多　平直君
濱村　進君
太田　昌孝君
宮本　徹君
藤野　保史君
藤田　文武君
西岡　秀子君

根本　匠君
石破　茂君
原田　義昭君
山本　幸三君
野田　毅君
今村　雅弘君
古屋　圭司君
河村　建夫君
伊藤　達也君
井野　俊郎君
古本伸一郎君

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

秋本　真利君
佐々木　紀君
渡辺　博道君
今井　雅人君

補欠

青山　周平君
牧原　秀樹君
井野　俊郎君
古本伸一郎君

議院運営委員

辞任

遠藤　敬君
串田　誠一君

補欠

串田　誠一君
遠藤　敬君

大西　健介君　　山崎　誠君
岡田　克也君　　枝野　幸男君
岡本　充功君　　松尾　明弘君
川内　博史君　　神谷　裕君
玄葉光一郎君　　村上　史好君
後藤　祐一君　　矢上　雅義君
森山　浩行君　　山井　和則君
太田　昌孝君　　北側　一雄君
宮本　徹君　　塩川　鉄也君
藤田　文武君　　遠藤　敬君
西岡　秀子君　　玉木雄一郎君
井野　俊郎君　　鈴木　憲和君
神谷　裕君　　池田　真紀君
松尾　明弘君　　櫻井　周君
村上　史好君　　武内　則男君
池田　真紀君　　尾辻かな子君
武内　則男君　　中谷　一馬君
中谷　一馬君　　長尾　秀樹君
長尾　秀樹君　　山川百合子君
山川百合子君　　日吉　雄太君
青山　周平君　　秋本　真利君
鈴木　憲和君　　渡辺　博道君
牧原　秀樹君　　佐々木　紀君
枝野　幸男君　　岡田　克也君
尾辻かな子君　　川内　博史君
櫻井　周君　　岡本　充功君
日吉　雄太君　　玄葉光一郎君
古本伸一郎君　　今井　雅人君
矢上　雅義君　　後藤　祐一君
山崎　誠君　　大西　健介君
山井　和則君　　森山　浩行君
北側　一雄君　　太田　昌孝君
塩川　鉄也君　　宮本　徹君
遠藤　敬君　　藤田　文武君
玉木雄一郎君　　西岡　秀子君

（議案提出）

一、去る二月十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二月二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（川内博史君外十四名提出）

（議案受領）

一、去る二月二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

難民等の保護に関する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）　財務金融委員会　付託

一、去る二月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）　内閣委員会　付託

（議案送付）

一、昨一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（川内博史君外十四名提出）

（質問書提出）

一、去る二月十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

災害時の踏切道の管理に関する質問主意書（丸山穂高君提出）

新型コロナウイルス等の殺菌に用いる紫外線に関する質問主意書（丸山穂高君提出）

一、去る二月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問主意書（屋良朝博君提出）

一、去る二月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問主意書（阿部知子君提出）

普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に関する質問主意書（江田憲司君提出）

歩行者の交通事故防止に関する質問主意書（丸山穂高君提出）

一、去る二月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

マイナンバーカードの再交付手数料に関する質問主意書（早稲田夕季君提出）

旧ソ連における抑留死亡者の遺骨収集に関する質問主意書（早稲田夕季君提出）

一、去る二月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

非居住者（外国人）のカジノ所得非課税に関する質問主意書（江田憲司君提出）

イベルメクチンの承認に関する質問主意書（松原仁君提出）

一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

総務省幹部職員の国家公務員倫理規程違反についての菅内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（黒岩宇洋君提出）

（答弁書受領）

一、去る二月十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出通学路沿い等の空き家対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人君提出茨城県等の地方自治体独自の緊急事態宣言下の事業者支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功君提出傷病者の救急搬送の現状に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功君提出予防接種の任意性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功君提出ウイルスの変異に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の日本誘致に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の横浜誘致に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問に対する答弁書

令和三年二月五日提出
質問第三二二号

通学路沿い等の空き家対策に関する質問主意書

提出者　丸山　穂高

通学路沿い等の空き家対策に関する質問主意書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）は、平成二十六年に議員立法によって制定され、平成二十七年五月に全面施行された。これにより、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある等の特定空家等については、助言・指導、勧告、命令が行えることとなるなど、市区町村が空き家に対処するための手段が法的に整備された意義は大きい。他方で、人口減少などを背景に空き家の増加傾向は継続しており、総務省「住宅・土地統計調査」によると、「空き家」の総数は平成十年の五百七十六万戸から平成三十年の八百四十九万戸と二十年間で約一・五倍となった。とりわけ、周辺に通学路等の高い安全性の確保が求められる場所がある空き家（以下「通学路沿い等の空き家」という。）については、自らの判断で危険から身を守ることが難しい児童生徒などの生命・身体の保護を確実なものとすべきという観点や、より積極的な対処を求める地域住民の要望が強いことなどから、引き続き、空家法の見直しも含めた取組の強化が必要である。

上記を踏まえ、以下質問する。

一　空家法の施行の状況等

1　空家法の附則において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されているが、同法が全面施行されてから令和二年五月で既に五年が経過している。そこで、空家法の施行の状況及びその評価について、政府の認識を問う。

2　1の状況等を踏まえ、政府として、空家法の規定について検討を加える必要があると認識しているのか、明らかにされたい。

二　通学路沿い等の空き家への対応強化

1　空家法に基づく助言・指導、勧告、命令は、市区町村が特定空家等として認識することが前提となっているが、その判断に当たっては「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）が大きな役割を果たしている。しかし、ガイドラインにおいて、周辺に通学路があることが「特定空家等に対する措置」の実施の判断に当たって考慮すべき事項に含まれているかは明示されているわけではない。そこで、

①　ガイドラインの「第2章　「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項」において「「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する」とされているところであるが、周辺に通学路があることは、「特定空家等に対する措置」の実施の判断に当たって考慮すべき事項に含まれると考えるが、政府の認識を問う。

②　また、周辺に通学路があることが「特定空家等に対する措置」の実施の判断に当たって考慮すべき事項に含まれないとの認識であるならば、政府はその認識を改めるとともに、ガイドラインを見直し、周辺に通学路があることを考慮すべき事項として明記する必要があるのではないか。

2　特定空家等である通学路沿い等の空き家については、周辺の安全性確保等の観点から、特に迅速に対処する必要がある。しかし、空家法に基づく特定空家等に対する措置は、助言・指導、勧告、命令の三つの段階を必ず経る必要があるため、緊急事態の場合であっても、各段階を省略することはできず、当該空き家の除却等に至るまでに、相当の時間を要する。事例によりばらつきがあるものの、特定空家等として認識してから代執行の実施までに一年以上を要したものも現に見られる。特定空家等である通学路沿い等の空き家に関しては、所有者等を把握できない場合に限らず、必要に応じて助言・指導及び勧告を経ずに、簡易・迅速な手続で、緊急的な危険回避に必要な最小限度の命令等を行えるような手段を、空家法に位置付ける必要があるのではないか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三二号
令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出通学路沿い等の空き家対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員丸山穂高君提出通学路沿い等の空き家対策に関する質問に対する答弁書

一について

令和二年三月三十一日現在、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき空家等対策計画を作成している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全市町村の六十九・四パーセントに相当する千二百八団体、法第七条第一項の規定に基づき協議会を組織している市町村は、全市町村の四十六・六パーセントに相当する八百十二団体と承知している。

また、法施行後における法第十四条の規定に基づく特定空家等（法第二条第二項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に対する措置を実施した件数は、同日までの累計で、法第十四条第一項の規定に基づく助言又は指導については一万九千二十九件、同条第二項の規定に基づく勧告については千三百五十一件、同条第三項の規定に基づく命令については百五十件、同条第九項の規定に基づく代執行については六十九件、同条第十項の規定に基づく代執行については百九十一件と承知している。

政府としては、法に基づき、多くの市町村において積極的に空き家対策が進められていると認識しており、まずは、こうした市町村における法の施行状況を踏まえつつ、現行法の規定に基づいて、同条第十四項の規定に基づき定めら

れた「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の改正等の必要な措置を講じてきているところであり、引き続き、空き家対策のより一層の推進のための措置について、法制上の措置の要否を含め検討してまいりたい。

二の1について

周辺に通学路がある空家等（法第二条第一項に規定する空家等をいう。以下同じ。）について、法第十四条の規定に基づく特定空家等に対する措置を講ずるか否かについては、ガイドラインにおいて、「「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等」及び「その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等」により判断し、「その際の判断基準は一律とする必要はない」とされており、周辺に通学路があるかどうかを含め、当該空家等の状態及び当該空家等の存する地域の実情に応じて総合的に判断することとなると考えている。

二の2について

法第十四条の規定に基づく特定空家等に対する措置については、財産権に対する制約を伴う行為が含まれるため、当該特定空家等の所有者等（法第三条に規定する所有者等をいう。）に対し、行政指導である助言又は指導及び勧告を経た上で、不利益処分である命令等を行うことができるとされていることから、現時点では、御指摘のような「簡易・迅速な手続」に関する規定を設けることについては、慎重な検討が必要であると考えている。もっとも、法第二条第二項において、特定空家等とは、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義されており、将来の蓋然性を考慮して特定空家等であると判断できるものであることから、市町村において、御指摘の「特に迅速に対処する必要」が生じる前の段階から、必要に応じて、法第十四条の規定に基づき、適切に対処されるよう促してまいりたい。

令和三年二月五日提出

質問第三三号

茨城県等の地方自治体独自の緊急事態宣言下の事業者支援に関する質問主意書

提出者　青山　大人

茨城県等の地方自治体独自の緊急事態宣言下の事業者支援に関する質問主意書

政府は、令和三年一月七日、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、全国の十一都府県を実施区域とする緊急事態宣言を発出した。一方で、茨城県は、実施区域となった多くの都府県と同様に首都圏に位置しているものの政府の緊急事態宣言の対象とはされず、県独自に同年一月十八日、感染拡大防止という同じ目的で緊急事態宣言を発令し、要請内容も政府の緊急事態宣言と同様に厳格なものとなっている。

しかし、政府の緊急事態宣言の対象になっていないことから、営業時間短縮要請に協力した茨城県内の事業者に支給される協力金は日額四万円にとどまり、政府の緊急事態宣言実施区域の日額六万円よりも低く、事業者にとって不公平である。自粛要請の内容は政府によるものと同様であり、事業者側から見ると両者は何ら変わりがないにもかかわらず、このような理不尽な差別を事業者に負わせることは適当でない。

また、政府は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対し、「一時支援金」を給付する制度を設けた。この制度に関し、県独自の緊急事態宣言下における事業者（例えば運転代行業者、公共施設が休館となったために休講せざるを得なくなったヨガ等の文化・スポーツ講座講師である個人事業主等）から救済対象となるのか不安だという懸念があがっている。一月二十二日の菅総理の参議院本会議答弁では、「一時支援金」は政府が発出する緊急事態宣言に伴う影響により売上が減少する中小事業者に支給することを基本的考え方として制度の詳細を詰める、とのことであり、政府発出の緊急事態宣言実施区域以外の事業者は対象外とされかねない。

これは茨城県に限った話ではなく、独自の緊急事態宣言を発令した他の県等の地方自治体でも同様であり、多くの事業者の経営や生活が営業自粛により逼迫する中、一刻も早く、支援における不公平さや事業者の不安を解消しなければならない。全国に同じ感染症が拡大している状況では、封じ込めに努めることは全国共通の喫緊の課題であって、宣言の主体によって事業者支援の内容に地域差を設ける合理的理由はないと考える。

そこで以下質問する。

一　地方自治体独自の緊急事態宣言の影響により売上が減少した事業者に対しても、前述の「一時支援金」の制度は広く適用されることとなるのか。

二　前項について、「一時支援金」の対象とならない場合、これに代わる制度を設けて、事業者支援における不公平をなくす予定はあるか。検討状況も含めて政府見解を伺う。

三　今後将来において発令される緊急事態宣言が政府によるものか地方自治体独自によるものかを問わず、緊急事態宣言下の要請に応じる事業者へ公平に適用される新たな支援制度を設ける予定はあるか。検討状況も含めて政府見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三三号

令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員青山大人君提出茨城県等の地方自治体独自の緊急事態宣言下の事業者支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山大人君提出茨城県等の地方自治体独自の緊急事態宣言下の事業者支援に関する質問に対する答弁書

一及び二について

一時支援金は、令和三年一月七日に発出した、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の営業時間の制限等による影響を受けて売上げが減少した中小事業者等を対象とするものである。

御指摘の「事業者支援における不公平」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、一時支援金の対象とならない中小事業者等に対しても、令和二年度一般会計補正予算（第三号）等を活用し、必要な対策を講じていくこととしている。

三について

御指摘の「地方自治体独自」による「今後将来において発令される緊急事態宣言」は、地方公共団体の判断において発出されるものであり、政府において行われる緊急事態宣言とは異なるものである。

また、特措法第二条第四号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下「宣言区域」という。）を定めるに当たっては、特措法第三十二条第六項の規定に基づき、特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針を変更することとされており、基本的対処方針を変更するに当たっては、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、あらかじめ、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴くこととされているなど、法令の規定により慎重な手続が定められている。

これを踏まえ、政府としては、現在のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の交付限度額の算定において、宣言区域に限り、対象者に給付する一日当たりの協力金等の金額の上限（以下「上限額」という。）を引き上げているところである。

具体的には、令和二年十二月十六日から令和三年一月十一日までの間に限り上限額を二万円から四万円に引き上げることとしていた措置を、現在、同月七日に緊急事態宣言を発出したことに伴い当面の間継続しているところ、このうち、宣言区域における上限額については、宣言区域で行われる営業時間の変更に関し、特措法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が特措法第四十五条第二項の規定に基づく要請及び同条第三項の規定に基づく指示を行うことができること等を総合的に勘案し、六万円に引き上げている。

引き続き、営業時間の変更の要請に応じた事業者に対する支援に万全を期してまいりたい。

令和三年二月五日提出
質問第三二四号

傷病者の救急搬送の現状に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

傷病者の救急搬送の現状に関する質問主意書

現在、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下において同じ。）の感染が蔓延する中での救急医療について質問する。なお、回数については、直近で政府として把握しているところを問う。

一　傷病者の救急搬送について受け入れまでの照会回数が四回以上必要な事例は東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県でそれぞれどのくらいの割合になっているか答弁を求める。また十一回以上必要な事例は何回あり、最高何回の照会を必要としたか上記の六都府県の事例について答弁を求める。

二　傷病者の救急搬送について救急要請のあった現地に到着してから受け入れ先が決まり出発するまで三十分以上必要であった事例は東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県でそれぞれどのくらいの割合になっているか答弁を求める。また一時間以上必要な事例は何回あり、最高何分を出発までに必要としたか上記の六都府県の事例について答弁を求める。

三　新型コロナウイルス感染症に罹患している者が自宅で呼吸苦になるなど症状が悪化した場合、救急車を要請することはどのような場合に可能であるか。罹患している者が必要と感じたらいつでも電話にて救急車を要請してもよいのか、政府としての答弁を求める。

四　緊急事態宣言が延長される中で、政府は宣言下にある都府県における救急医療の実態を正確に把握し、助かる命を救うため救急医療体制の維持・確保のための必要な支援を行うべきと考えるが政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三四号
令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員岡本充功君提出傷病者の救急搬送の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員岡本充功君提出傷病者の救急搬送の現状に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの数値については、把握していない。なお、総務省消防庁では、令和二年四月以降、指定都市に設置された消防本部及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第二項の規定に基づき平成十六年二月六日に総務大臣が策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」により都道府県ごとに定められた代表消防機関（指定都市に設置された消防本部を除く。）における傷病者の救急搬送において、消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が四回以上及び現場滞在時間が三十分以上となった事案の発生件数を週ごとに把握しているところである。直近で把握している御指摘の「東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県」内の指定都市等における令和三年二月一日から同月七日までの間の①消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が四回以上となった事案の発生件数及び②現場滞在時間が三十分以上となった事案の発生件数は、それぞれ次のとおりである。

東京消防庁　①千五百九十四件　②三千六件
大阪市消防局　①二百八十六件　②五百十七件
堺市消防局　①十七件　②六十七件
横浜市消防局　①百八十六件　②七百三十九件
川崎市消防局　①六十八件　②二百十八件
相模原市消防局　①十八件　②七十五件
名古屋市消防局　①四十九件　②百三十九件
さいたま市消防局　①八十四件　②二百三件
千葉市消防局　①八十三件　②百八十九件

三について

お尋ねについては、令和三年一月二十九日の衆議院本会議において、菅内閣総理大臣が「新型コロナ患者の方々に対しては、事前に保健所から緊急性の高い症状を具体的にお示ししており、こうした症状に気づかれた場合には、直ちに保健所等に御連絡をいただくようお願いしています。その際、保健所等においては、事前に確保された救急体制により、速やかに医療機関への搬送等を行うものと承知しています。」と答弁したとおりである。

四について

御指摘の「宣言下にある都府県における救急医療の実態を正確に把握」及び「救急医療体制の維持・確保のための必要な支援」については、総務省消防庁において、令和二年四月以降、一及び二についてで述べた事案の発生件数を週ごとに把握し、厚生労働省等に対して情報提供を

行うとともに、同省において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に救急医療を実施することができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を通じ、各都道府県における救急医療提供体制の整備を支援しているところである。

令和三年二月五日提出
質問第三五号

予防接種の任意性に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

予防接種の任意性に関する質問主意書

現在、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下において同じ。）に対する予防接種の準備が進んでいると承知している。そこで接種の任意性について答弁を求める。

一　新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を事業主が労働者に勧奨することは認められるか。また接種することを求め、応じないことを理由に解雇や減給、配置転換など不利益な取り扱いは認められるか。また採用時に接種をしていることを条件とする、もしくは面接で接種の有無を聞くことは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

二　新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を国または地方公共団体が公務員に勧奨することは認められるか。また接種することを黙示的に求め、応じないことを理由に不利益な取り扱いをすること、もしくは、することを示唆することは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

三　新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を事業者が取引先に勧奨することは認められるか。また接種することを求め、応じない事を理由に取引を中止することもしくは契約しないことは認められるか。また取引先に接種の有無を聞くことは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

四　イベントや飲食店などの施設の入場や公共施設や交通機関の利用に新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種証明の提示を求めることは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

五　新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種証明の提示を求めることが出来るのはどのような場合か。その根拠となる法令とともに答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三五号
令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員岡本充功君提出予防接種の任意性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出予防接種の任意性に関する質問に対する答弁書

一及び三から五までについて

御指摘の「勧奨」そのものを禁じる法令はないが、政府としては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）については、国民が自らの判断で受けるべきものと考えている。

また、お尋ねの「接種することを求め、応じないことを理由に不利益な取り扱い」、「採用時に接種をしていることを条件とする、もしくは面接で接種の有無を聞くこと」、「接種することを求め、応じない事を理由に取引を中止することもしくは契約しないこと」、「取引先に接種の有無を聞くこと」及び「接種証明の提示を求めること」そのものを禁じる法令はないが、政府としては、予防接種を受けていないことを理由として不利益な取扱いが行われることは適切ではないと考えている。

二について

一及び三から五までについてで述べたとおり、御指摘の「勧奨」そのものを禁じる法令はないが、予防接種については、国民が自らの判断で受けるべきものと考えている。

また、お尋ねの「接種することを黙示的に求め、応じないことを理由に不利益な取り扱いをすること、もしくは、することを示唆すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、国家公務員の分限及び懲戒については国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十四条等の規定に基づき、地方公務員の分限及び懲戒については地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条等の規定に基づき、公正でなければならないとされている。

令和三年二月五日提出
質問第三六号

ウイルスの変異に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

ウイルスの変異に関する質問主意書

現在、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下において同じ。）の遺伝子配列の変異が国民の関心を呼んでいる。そこで以下の質問をする。

一　日本において確認されている新型コロナウイルス感染症の原因として令和二年一月に中華人民共和国で確認されたコロナウイルスの遺伝子配列と比べて変異のある株（以下、変異株という。）のうち、日本で最初に確認された変異株は何種類あるのか。政府として把握しているところを問う。その感染性や変異に伴う致死率や重症化率について検討したことはあるか。検討したのであればその結果を明示されたい。

二　英国で最初に確認された変異株由来のもので、すでに日本国内で人から人への感染がおこっていると考えられる変異株は何種類で、それぞれ何人感染し、その変異はそれぞれどのような変異か承知しているか。

三　南アフリカおよび南米諸国で最初に確認された変異株由来のもので、すでに日本で人から人への感染がおこっていると考えられる変異株は何種類で、それぞれ何人感染し、またその変異はそれぞれどのような変異か承知しているか。

四　日本における変異株の確認のためのゲノム解析などの検査は令和三年二月五日現在、地方衛生研究所を含め何施設で実施され、それぞれどのような検査法を用いているのか、また、一日に確認できる検体数はそれぞれの施設で何検体か、さらに、一検体のゲノム解析に必要な時間はそれぞれの施設で何時間か、政府が把握しているところについて答弁を求める。

五　令和三年一月十八日に厚生労働省が発表した静岡県内で確認された英国由来の変異種はすでに日本で市中感染がおこっていると考えるのか見解を問う。市中感染していないというのであればその根拠を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三六号
令和三年二月十九日
内閣総理大臣　菅　義偉
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員岡本充功君提出ウイルスの変異に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出ウイルスの変異に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本で最初に確認された変異株」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国立感染症研究所が同研究所のホームページで公表している「感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される新型コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－二）の新規変異株について（第五報）」における「ウイルスのヒトへの感染性・伝播のしやすさや、すでに感染した者・ワクチン接種者が獲得した免疫の効果に影響を与える可能性のある遺伝子変異を有する「新型コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－二）の新規変異株」（以下「新規変異株」という。）であって、他国と比較して日本で初めて検出されたものを意味するのであれば、他国で当該新規変異株が検出された時期を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、「英国で最初に確認された変異株由来のもので、すでに日本国内で人から人への感染がおこっていると考えられる変異株」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、「南アフリカおよび南米諸国で最初に確認された変異株由来のもので、すでに日本で人から人への感染がおこっていると考えられる変異株」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

「日本における変異株の確認のためのゲノム解析などの検査は令和三年二月五日現在、地方衛生研究所を含め何施設で実施され、それぞれどのような検査法を用いているのか」とのお尋ねについては、政府として地方衛生研究所を含めた「施設」における「検査法」の詳細について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。また、「一日に確認できる検体数はそれぞれの施設で何検体か、さらに、一検体のゲノム解析に必要な時間はそれぞれの施設で何時間か」とのお尋ねについては、「ゲノム解析」に要する時間が個々の検体に応じて異なることから、一概にお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、「市中感染」について明確な定義がないことから、お答えすることは困難であるが、令和三年二月十一日に開催された厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボードの資料一「直近の感染状況等の分析と評価」において、「英国、南アフリカ等で増加がみられる新規変異株は、世界各地に拡大しつつあり、国内でも、国内での感染によると考えられる、海外渡航歴のない者から変異株が発見される事例が・・・生じている」とされているところである。

令和三年二月九日提出
質問第三七号

カジノ（ＩＲ）の日本誘致に関する質問主意書

提出者　江田　憲司

カジノ（民間賭博）の日本誘致に断固反対する立場から、以下、質問する。

一　私は、「観光立国」には賛成だが、欧米でも東アジアでも、既にカジノ事業は過当競争で飽和状態である。今更、日本に誘致しても、どこの国の人が「カジノ目当て」「カジノ目的」で訪日するのか。考えられるのは中国の富裕層だが、中国人でカジノをやりたいなら、中国語が通じるマカオか、近場の韓国に行くと考える。わざわざ高い旅費等を払って日本には来ない。政府の見解を問う。

二　二〇二〇年八月、中国は、海外のカジノが自国民の財産や安全を脅かしているとして、カジノがある外国都市への渡航を制限するブラックリスト制度の創設を公表した。念頭には、海外のカジノが汚職や腐敗といった犯罪の温床になっているとの懸念があるとも言われる。この制度について政府として把握していれば答えられたい。

また、これにより、来訪者の大半を中国人富裕層に依存する東アジアのＩＲ（カジノ）経営は、コロナ禍による影響に加え、大きな打撃を受ける可能性がある。過去に中国政府は、米軍の地上配備型ミサイル迎撃システムの配備を理由に韓国への渡航制限をした例もあり、この制度を政治利用するおそれもある。この制度により、ますます、日本にカジノ（ＩＲ）を設けても、外国人、特に中国人観光客の来場は期待できないのではないか。政府の見解を問う。

三　世界的に有名なラスベガスでも、昨今はカジノから他のエンターテインメントに比重が移っていると聞く。直近五年間で、ラスベガスへの観光客のうち、外国からの観光客の占める割合について政府として把握していれば答えられたい。

四　観光庁の調査では、訪日理由の上位は「日本食」や「温泉」「古民家等の街並み」などが占めている。コロナ禍以前に、日本へのインバウンド、外国人観光客が増えていたのは、日本の伝統・文化、自然等、他の国にない、その魅力に惹かれてのことではないか。政府の見解を問う。

五　政府は、ＩＲ（カジノ）は「成長戦略の目玉」（安倍晋三前首相）と言うが、ＩＲ（カジノ）には「カニバリゼーション（共食い）現象」があるとされる。大規模小売店舗の進出により、過去、地元商店街が「シャッター通り」化したように、まるで「蟻地獄」のように地元、周辺地域の消費を吸い上げる。米国ニューハンプシャー州は、カジノ開業で周辺地域から四十％～六十％の「消費の吸上げ」が発生するとの理由でカジノ導入を断念した。政府は、こうした負の経済効果を試算しているか。また、ＩＲを申請する自治体に、その認可に当たり、その試算を求めるか。

六　カジノには、ギャンブル依存症の飛躍的増大、反社会的勢力と結びついた治安や風紀の乱れ、青少年の教育への悪影響等々の弊害が指摘される。政府は、こうした負の社会的コストを試算しているか。

韓国では、カジノ導入により七・七兆円の損失が生じたとの試算があるし、米国ニューハンプシャー州の報告書では、その社会的コストは「病的ギャンブラー」一人当たり五千百四十四ドルという推計がされている。

およそ、プロジェクト実施の可否の判断に当たっては、費用便益分析等を行うのは当然のことである。カジノ誘致に動いている政府や関係自治体は、こうしたカジノの負のコストを含めたＩＲの総合評価をすべきではないか。政府の見解を問う。

七　政府は「世界最高水準のカジノ規制」（安倍晋三前首相）と胸を張るが、法規制では、週三回

（月十回）まで入場可となっている。週三回もカジノ通いする人は、既にギャンブル依存症と言っても過言ではない。韓国では「内国人利用可のカジノ」は「公営」に限り、手軽にカジノを利用できる周辺の地域住民は月一回しか入場を認めていない。また、「大都市（百万都市）」から車で二・五時間以上という設置基準も設け、日本より厳しい規制をしている。これらに比し、日本のカジノ規制のどこが「世界最高水準」なのか。政府の見解を問う。

八　「ＩＲ中核施設の設置要件」をみると、大阪市や横浜市といった大都市にしか誘致できない基準となっているのではないか。

例えば、国際会議場の収容人数に応じて展示場の面積が決められているが、会議場六千人以上の場合は、展示場面積が二万平方メートル以上必要となる。会議場は国内最大である東京国際フォーラムやパシフィコ横浜でも収容人数は約五千人、また、二万平方メートル以上の展示場となると、東京ビッグサイトや幕張メッセなど全国で六カ所程度にすぎない。しかも、その両方の要件を満たす必要がある。

さらに、ホテルの客室総床面積は十万平方メートル以上とあるが、単純計算で五十平方メートルの部屋が二千室必要となる。帝国ホテル東京でも三万九千平方メートル、ホテルニューオータニ東京でも四万四千平方メートル、客室数も平均約千五百室にとどまる。

以上の基準に照らせば、獣医学部新設で加計学園しか通れない「穴」をあけたように、カジノについては横浜市と大阪市しか通れない「穴」をあけようとしているのではないか。政府の見解を問う。

九　赤羽国務大臣は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に対する衆議院本会議（二〇一六年十二月十五日）での自身の賛否について、衆議院内閣委員会（二〇一九年十一月二十九日）において、「社会的政策の側面の懸念と経済的政策のメリットの、なかなかはかりがたいものがあったので、私は、本会議、賛否は保留して、棄権をしました。」と答弁している。赤羽大臣はＩＲ担当大臣として、その当時の考えと変わりないか。変わったとすればその理由は何か。

十　赤羽一嘉国務大臣は、私との衆議院内閣委員会での質疑（二〇一九年十一月二十九日）において、「私、別に（カジノ）推進派という立場でこの役職についているわけではございません。基本的には中立な立場」「江田先生と、多分私、考えはよく似ていると思う」と答弁したが、

1　その答弁の趣旨如何。

2　ＩＲ設置の便益よりも費用の方が大きい場合は認可しないということでよいか。

3　菅義偉首相も赤羽大臣答弁と同じ考えか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三七号
令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の日本誘致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の日本誘致に関する質問に対する答弁書

一について

我が国における特定複合観光施設区域（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。）の整備は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示施設、レクリエーション施設等が一体的に運営される統合型リゾートを整備するものであり、世界中から観光客を集めることにより、観光先進国の実現を後押しするものと考えている。

二について

中華人民共和国が令和二年八月に御指摘のような制度の創設を公表したことは承知しているが、当該制度の具体的な内容については公表されておらず、後段のお尋ねについてはお答えを差し控えたい。

三について

お尋ねの割合について、「Las Vegas Convention and Visitors Authority」によると、公表されている直近五年間の割合は、二千十五年が約十四パーセント、二千十六年が約十三パーセント、二千十七年が約十四パーセント、二千十八年が約十四パーセント及び二千十九年が約十三パーセントであると承知している。

四について

御指摘の「観光庁の調査」が何を指しているのか必ずしも明らかではないが、観光庁の「訪日外国人の消費動向　訪日外国人消費動向調査結果及び分析　二千二十年一―三月期（速報）　報告書」によると、訪日外国人が「訪日前に最も期待していたことを単一回答で尋ねたところ、「日本食を食べること」（二十八・〇パーセント）、「自然・景勝地観光」（十二・二パーセント）、「ショッピング」（十・二パーセント）、「スキー・スノーボード」（九・八パーセント）の順となった」ものと承知している。

五及び六について

都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が、民間事業者と共同して区域整備計画（法第九条第一項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、同項の規定による認定の申請を行う際には、区域整備計画に、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（その実施に要する費用の見込みを含む。）等を記載させることとしている。また、国土交通大臣は、法に基づき、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与、経済的社会的効果、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等の観点で優れた区域整備計画を認定することとしている。いずれにせよ、我が国における特定複合観光施設区域の整備は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させるとともに、我が国の魅力を発信することにより国内外からの観光旅客の来訪を増加させ、国内における各地域への観光旅行を促進することを目指すものであり、「カニバリゼーション（共食い）現象」がある」との御指摘は当たらないものと考えている。

七について

法においては、カジノ行為への依存防止に関し、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限、入場料の賦課及びカジノ事業者による貸付けの制限を行うとともに、全ての入場者を対象として、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講ずることをカジノ事業者に義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定、カジノ施設に係る面積の制限、カジノ事業又はカジノ施設

に関する広告及び勧誘の規制を行う等の重層的・多段階的な取組を制度化し、万全を期したものである。

八について

御指摘の「ＩＲ中核施設の設置要件」については、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議」（平成二十八年十二月十三日参議院内閣委員会）の三において「特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものと」するとされていること等を踏まえ、特定複合観光施設区域整備推進会議における議論を経て定められたものであり、特定の都道府県等を対象とすることを念頭に置いたものではない。

九について

お尋ねは、赤羽国務大臣の当時の国会議員としての見解に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十について

お尋ねは、赤羽国務大臣個人の見解に関するものであると考えられることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

令和三年二月九日提出

質問第三八号

カジノ（ＩＲ）の横浜誘致に関する質問主意書

提出者　江田　憲司

カジノ（ＩＲ）の横浜誘致に関する質問主意書

このコロナ禍の最中にも、私の地元、横浜市は粛々とＩＲ（カジノ）誘致の手続きを進めている。よって、以下、質問する。

一　一般社団法人「横浜港ハーバーリゾート協会」会長（前横浜港運協会会長）は、カジノ（ＩＲ）の山下ふ頭への誘致を「ふ頭を博打場にはしない」「命を張っても反対する」「絶対に立ち退かない」等々と、断固反対の姿勢を貫いている。

1　衆議院内閣委員会（二〇一九年十一月二十九日）で赤羽一嘉国務大臣は私に、認可には「用地が一体的かつ確実に確保されていることが必要」「土地の使用の権限をＩＲ事業者が既に有しているか、又はその権限をＩＲ事業者が取得する見込みが明らかにされていることについて確認を行う」として、「立ち退かない限り認可できない」旨答弁したが、それは内閣の方針ということでよいか。念のため確認したい。

2　山下ふ頭に倉庫等を有する港運事業者が立ち退かない場合、立退きの強制執行は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律等のＩＲ関連法で想定、許容されるのか。横浜市が「用地確保」のために強制執行で土地（山下ふ頭）の権限を取得した場合、それは「土地使用の権限あり」と認定されるのか。

二　政府もＩＲ誘致には「国民の理解が重要」と言い、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針にも「ＩＲ区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、ＩＲ事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる」と書かれている。

1　具体的にどのような手法で、どの程度まで理解が進めば、「地域における十分な合意形成」「良好な関係」が構築され、「国民の理解」を得たと考えるか。

2　横浜市では、いつ何時、どの世論調査でもカジノ（ＩＲ）誘致に反対が七割前後を占め、全世代、全党派、男女かかわらず反対多数となっている。また、昨年秋に行われた「カジノＩＲ誘致の是非を問う住民投票条例」を求める署名運動では、署名数が法定必要数の三倍超（二十万筆弱）に上った。こうした状況では、とても基本方針が示す「合意形成」や「理解」を得たとは言えないのではないか。政府の見解を問う。

3　地方自治体の長やその議会の議員は、ＩＲ（カジノ）の賛否だけで当選したわけではない。ましてや、横浜市長は前回の市長選ではカジノ（ＩＲ）は「白紙」と訴え、住民投票条例に反対した自民党や公明党の市議会議員は誰一人として「ＩＲ（カジノ）推進」を公約しなかった。こういう場合は、米国や台湾での例のように、少なくとも地方自治法で認められた市民の正当な権利行使を認め、ＩＲ（カジノ）誘致の賛否を住民投票にかけるべきと考えるが、政府の見解を問う。

三　この夏の東京都議会議員選挙後、東京都も、お台場を予定地にＩＲ（カジノ）誘致を表明するという方向で準備が進んでいると聞くが、事実か否か、政府として、関連した動き、情報を把握しているか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三八号

令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の横浜誘致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出カジノ（ＩＲ）の横浜誘致に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「立退きの強制執行は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律等のＩＲ関連法で想定、許容される」及び「強制執行で土地（山下ふ頭）の権限を取得」の意味するところが明らかではないため、これらの点に関するお尋ねにお答えすることは困難であるが、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第十一項の規定による区域整備計画の認定の審査（以下単に「認定の審査」という。）を行うに当たっては、法第五条第一項の規定に基づき定められた「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（令和二年十二月十八日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）において「ＩＲ区域の土地の使用の権原をＩＲ事業者が既に有し、又はその権原をＩＲ事業者が取得する見込みが明らかにされ」ることとされていることを踏まえ、「ＩＲ区域の土地の使用の権原」に関して確認を行うこととしている。

二について

都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が、法第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請（以下単に「認定の申請」という。）をするに当たって、地域の理解を得るために、御指摘の「住民投票」を含め、「具体的にどのような手法」を採るかについては、それぞれの都道府県等の判断によるものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。また、御指摘の「ＩＲ区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、ＩＲ事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる」という点については、提出された区域整備計画の内容を踏まえ、認定の審査の際に評価するものであり、お尋ねの「どの程度まで理解が進めば」及び「基本方針が示す「合意形成」や「理解」を得たとは言えないのではないか」という点について、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、認定の申請を受けた段階で、都道府県等において、同条第五項から第九項までの規定に基づき、協議会における協議又は立地市町村

等及び公安委員会との協議、これらの者の同意の取付け、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の実施、議会の議決等の手続を適切に行っているかを確認することとしている。

三について

認定の申請をするかどうかは、都道府県等が判断するものであり、お尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたい。

令和三年二月九日提出
質問第三九号

中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問主意書

提出者　松原　仁

中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問主意書

中国の新疆ウイグル自治区については、各国の調査機関や複数の人権団体から百万人以上のウイグル人等が再教育キャンプに強制収容され、イスラム教徒のウイグル人に対する「中国化」の洗脳教育や、一部で強制労働が行われていると国際社会から指摘されている。二〇一八年夏、国際連合人種差別撤廃委員会は百万人のウイグル人が強制収容所に入れられていると報告、二〇一九年には国際調査報道ジャーナリスト連合は、同地区の収容キャンプの実態が詳述された中国政府の内部文書を公表している。オーストラリア戦略政策研究所はウイグル人が強制収容所から中国各地の工場に送られていると分析・報告しており、米国メディアも衛星写真などをもとに収容施設内で工場が増設されたと報じている。米国シンクタンクや非政府組織などは中国が多数のウイグル人を綿花栽培などで強制的に働かせていると主張しているが、中国政府は一貫して強制労働を否定している。

英国とカナダは本年一月十二日、中国の新疆ウイグル自治区で強制労働によって生産された製品の輸入を阻止するための厳格な新規則を発表した。英国のドミニク・ラーブ外相は、「この一連の施策は、政府・民間を問わずいかなる英国の組織も、意図的か過失によるかにかかわらず、新疆で行われているウイグル人や他の少数民族への人権侵害から、利益を得ることも、またこれを幇助することもないようにすることが目的である」と述べた。英国のプリティ・パテル内務大臣は、「企業と公共団体は、かつてないほど警戒を強め、不注意によってサプライチェーンに強制労働が入り込まないよう確実にする必要がある」と述べた。カナダのフランソワ＝フィリップ・シャンパーニュ外務大臣は、「英国とともに、新疆のウイグル人イスラム教徒への人権侵害に私たちが決して加担することのないよう施策を講じる」と述べた。

米国は本年一月十三日、強制労働の情報があるとして新疆ウイグル自治区で生産された綿製品とトマト製品の輸入を禁止すると発表した。米国国土安全保障省のケン・クチネリ副長官代理は声明のなかで、「国土安全保障省は、米国のサプライチェーンにいかなる形の強制労働が入り込むことも許さない」と明確にした。

さらに米国は本年一月十九日、事実を慎重に検証した結果、中国がウイグル人イスラム教徒に対してジェノサイド（民族大量虐殺）と人道に対する罪を犯していると認定したと発表した。マイク・ポンペオ国務長官（当時）は声明の中で、「第二次世界大戦の終わりのニュルンベルク裁判は人道に対する罪を犯した者たちを起訴したが、いま同じ罪が新疆で犯されている」「私たちは沈黙しない。もしも中国共産党が自国民に対してジェノサイドと人道に対する罪を犯すことが許されたならば、さほど遠くない将来、自信をつけて大胆になった同党が自由世界に対してなにを行ってくるか想像してほしい」と述べた。後任のアントニー・ブリンケン国務長官は本年一月二十七日の記者会見で、「ウイグル人に対してジェノサイドが行われたとの認識はそのままで、変わっていない」と述べた。

英国放送協会（ＢＢＣ）は本年二月三日、新疆ウイグル自治区の収容所でウイグル人女性が組織的に強姦され拷問されていると報じ、被害者女性や元職員の詳細な証言を紹介した。

こうしたなか本職は、ウイグル人への人権侵害に対する日本政府の非難が諸外国で報道されていないことに、危惧の念を抱いている。平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、ジェノサイドや人道に対する罪に沈黙したならば、我が国の地位は地に墜ちる。ポンペオ前国務長官が述べたように、自信をつけて大胆になった中国共産党が今後我が国に対して取る行動についても、深く憂慮している。

そこで以下お尋ねする。

一　新疆ウイグル自治区の人権状況について政府の認識如何。

二　昨年十月、日本を含む三十九か国が国連総会において、中国による人権侵害を非難する共同声明を発表し、チベット、新疆、及び香港における人権の状況について深刻な懸念を表明するとともに、特にチベット人とウイグル人の人権を尊重するよう中国に対し求めている。

政府はこれまでに新疆ウイグル自治区の人権状況について中国にいかなる働きかけを行ったか、あるいは、今後、どのような働きかけを行う計画であるか。

三　強制労働に関する条約（昭和七年批准）で定義された強制労働によって新疆ウイグル自治区で生産された製品が我が国に輸入され、結果として人権侵害を助長する事態を防ぐため、政府はいかなる措置を講じたか。

四　米国はウイグル人への人権侵害に関わったとして、中国共産党幹部や中国企業を制裁対象に指定しているが、政府は制裁対象者との取引について我が国の金融機関にいかなる指導を行ったか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第三九号
令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員松原仁君提出中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問に対する答弁書

一について

我が国としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念している。

二及び三について

お尋ねの「働きかけ」及び「措置」については、例えば、令和元年十二月に安倍晋三内閣総理大臣（当時）から習近平中華人民共和国主席に対し、また、令和二年十一月に茂木敏充外務大臣から王毅中華人民共和国国務委員に対し、我が国としては、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重及び法の支配が中国においても保障されることが重要であると考えている旨を伝達した上で、国際社会からの関心が高まっている新疆ウイグル自治区の人権状況について、中国政府が透明性のある説明をするよう働きかけたところである。

引き続き、ハイレベルの意思疎通を含む様々な機会に我が国の考えを中国政府に伝達するとともに、米国を含む関係国と共に、中国政府に対して具体的な行動を強く求めてまいりたい。

四について

金融庁においては、同庁作成の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、金融機関による国内外の制裁に係る法規制等の遵守の観点から、金融機関に対して、顧客の氏名等と関係当局による制裁リストとを照合する等の同ガイドラインで明確化された必要な措置の実施を求めているところである。

一、去る二月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出香港民主派に対する一斉逮捕に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業者支援の一時金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出地方自治体における小中学校等の施設を提供して行われる面会交流及びＤＶ等支援措置に基づく戸籍の附票等の写しの交付等の制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国共産党幹部等への米国金融制裁適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出国家公務員が職務上知ることのできた情報をＳＮＳ上に公開することに関する質問に対する答弁書

令和三年二月十日提出

質問第四〇号

香港民主派に対する一斉逮捕に関する質問主意書

提出者　松原　仁

香港民主派に対する一斉逮捕に関する質問主意書

香港特別行政区で本年一月六日、香港国家安全維持法に違反した容疑で米国人弁護士ジョン・クランシー氏や立法会前議員を含む五十人以上が警察に一斉逮捕された。

米国国務長官と英国、カナダ、オーストラリアの外務大臣は三日後の一月九日、一斉逮捕について「深刻な懸念」を表明する共同声明を発表した。声明は香港国家安全維持法が「香港の人々の権利や自由を抑制」しており、「異議申し立てや政治的異論を抹殺するために使われていることは明白だ」と非難した。そのうえで中国と香港の当局に対して、法で保障された香港の人々の権利と自由を尊重し、逮捕や拘束で威嚇することのないよう求めた。さらに延期された立法会選挙が、様々な政治的立場の候補が立候補して公正に行われることが決定的に重要であるとした。

米国は本年一月十五日、一斉逮捕を受けて六名の中国共産党幹部と香港当局者を新たに制裁対象に指定すると発表した。報道声明のなかでマイク・ポンペオ前国務長官は、「香港の自由と民主主義的手続きを侵害する中国の行動を非難する」とし、香港の自由を侵害した者に対して「責任を取らせるために、今後とも実行可能なすべての手段を行使していく」と述べた。後任のアントニー・ブリンケン国務長官は本年一月三十一日に行われたインタビューで、中国は香港返還に際して行った国際公約を「言語道断に」害する行動をとっていると非難したうえで、弾圧被害者の受け入れに言及した。

欧州連合（ＥＵ）のジョセップ・ボレル外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長は本年一月七日、ＥＵを代表して香港における一斉逮捕を非難する声明を発表した。「これらの逮捕は、基本的な民主主義的価値を尊重する政治体制下であれば、完全に合法的な政治活動を罰している。今般の逮捕は、香港と中国本土の両当局が、同法を用いて香港の複数政党制度と、香港法および国際法で保護されている人権と政治的自由の行使を抑止しようとしている最新の兆候である」とした。

こうしたなか本職は、香港における一斉逮捕を非難する政府のコメントが諸外国で報道されていないことに、危惧の念を抱いている。自由と民主主義を求める香港の人々や、我が国に親しみを持つ中国の人々を、深く失望させているのではないか。我が国が、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持する国であることについて、諸外国に疑念を抱かせているのではないか。

日本国憲法の前文にあるように、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務である。

そこで香港国家安全維持法違反容疑による本年一月六日の一斉逮捕について、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四〇号

令和三年二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員松原仁君提出香港民主派に対する一斉逮捕に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員松原仁君提出香港民主派に対する一斉逮捕に関する質問に対する答弁書

香港は、我が国にとって緊密な経済関係及び人的交流を有する極めて重要なパートナーであり、「一国二制度」の下、香港において自由で開かれた体制が維持され、香港が民主的及び安定的に発展していくことが重要であるというのが我が国の一貫した立場である。

御指摘の「香港国家安全維持法」施行後の香港の情勢をめぐる動向については、香港の繁栄を支えてきた「一国二制度」の根幹である言論の自由や報道の自由といった基本的な価値の尊重に対して深刻な疑念を抱かせるものであり、お尋ねの「一斉逮捕」は、我が国として、先に述べた立場に照らして許容することはできず、重大な懸念を強めているところである。

我が国としては、こうした立場及び懸念を中国側に伝達しており、また、令和二年六月十八日に発出された「香港に関するＧ７外相声明」のようにＧ７を始めとする関係国と連携して対応してきたところであり、引き続き、関係国とも連携しつつ適切に対応していく考えである。

令和三年二月十日提出

質問第四一号

新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業者支援の一時金等に関する質問主意書

提出者　山井　和則

新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業者支援の一時金等に関する質問主意書

緊急事態宣言の延長の中、日中も含めた外出自粛要請やイベントの開催制限等により、緊急事態

宣言地域の観光地や商店街では、ますます経営環境の悪化と困窮が深刻化しており、都道府県知事が地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」を活用して実施する協力金（以下、時短協力金という。）に限らず、支援強化を強く要望されています。

そこで以下の通り、質問します。

一　緊急事態宣言やＧｏＴｏ事業停止により多大な影響を受ける観光地や商店街などで、時短協力金の対象外となる事業者への支援を拡充、強化すべきではありませんか。

二　困窮する事業者の事業継続や雇用維持を図るため、事業規模に応じた持続化給付金及び家賃支援給付金を再支給すべきではありませんか。

三　新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまで、現行の雇用調整助成金特例措置の内容を維持し、そのまま延長すべきではありませんか。

四　日中のいわゆるランチタイムに営業する飲食店が対象となる、経済産業省が行う一時支援金（以下、一時支援金という。）の額は、夜間の飲食店に対する時短協力金と比べて低すぎて「不公平だ」との批判が強いです。ついては、一時支援金（法人六十万円以内、個人事業者等三十万円以内）の額を大幅に引き上げるべきではありませんか。

五　人流が減少した直接的な影響による事業者のみならず、人流が減少したことにより、売上げが減った事業者に製品を納入する、製造事業者なども被害を受けます。そのため一時支援金については、このような人流減の間接的な影響により売上げが五割以上減少する事業者も、幅広く対象にすべきではありませんか。

六　一時支援金は、昨年同月比で売上げ五割以上減が要件ですが、過去一年以内の新規創業の事業者も同様に人流減による売上げ減になっています。ついては、昨年の持続化給付金の際に、追加措置として新規創業の事業者も対象に加えたように、今回の一時支援金も新規創業の事業者を対象にすべきではありませんか。

七　時短協力金の一律、一日六万円は、中規模、大規模な飲食店にとっては足りず、赤字となります。衆議院での新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議でも、「経営への影響の度合い等を勘案し、（中略）必要な支援となるよう努めること」と規定されており、時短協力金の金額は一律ではなく、中規模、大規模の飲食店に対しては、規模に応じて金額を設定すべきではありませんか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四一号
令和三年二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員山井和則君提出新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業者支援の一時金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業者支援の一時金等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、営業時間の変更の要請に応じた事業者に対する協力金等の対象外となる事業者に対しても、令和二年度一般会計補正予算（第三号）等を活用し、必要な対策を講じていくこととしている。

二について

政府としては、持続化給付金及び家賃支援給付金を再度給付することは考えていないが、令和二年度一般会計補正予算（第三号）等を活用し、事業者の事業継続や雇用維持を図るため、必要な対策を講じていくこととしている。

三について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまで」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一日当たりの支給の上限額を最大で一万五千円にすること、助成率を最大で十分の十に引き上げること等の雇用調整助成金の特例措置については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第三十二条第一項の規定に基づき令和三年一月七日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）に係る同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日（以下「緊急事態解除宣言日」という。）の属する月の翌月の末日まで延長することとしており、緊急事態解除宣言日の属する月の翌々月からは、雇用情勢が大きく悪化しない限り、当該特例措置は段階的に縮減することを予定している。

いずれにせよ、雇用調整助成金の在り方については、新型コロナウイルス感染症の感染状況、雇用情勢等を踏まえ、適切に検討してまいりたい。

四について

政府としては、営業時間の変更の要請に応じた事業者に対する協力金等と一時支援金は、趣旨が異なるものであることから、御指摘のような「不公平だ」との批判は当たらず、一時支援金の上限額を引き上げることは考えていない。

五について

一時支援金の具体的な給付の要件については、現在、検討しているところであるが、御指摘の「人流が減少したことにより、売上げが減った事業者に製品を納入する、製造事業者など」についても、不要不急の外出及び移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者として、一時支援金の給付の対象となる場合があると考えている。

六について

御指摘の「過去一年以内の新規創業の事業者」の取扱いについては、持続化給付金の例も参考にしつつ、現在、検討しているところである。

七について

御指摘の「時短協力金の一律、一日六万円」については、政府としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の交付限度額の算定において、「対象者に給付する一日あたりの協力金等の金額・・・に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額」を用いており、当該算定における「対象者に給付する一日あたりの協力金等の金額」の上限（以下「上限額」という。）を、緊急事態宣言を踏まえ、それぞれ、特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域については六万円、当該区域以外の区域については四万円としているものである。

営業時間の変更の要請に応じた事業者に対する協力金等の金額は、事業規模等に応じて異なるものとするかどうかを含め、地方公共団体が判断するものであり、政府としては、上限額の範囲内で地方公共団体を支援しているところである。

なお、政府において把握している限りにおいては、現在のところ、全ての地方公共団体が、事業者の店舗の数に応じて給付を行っており、事業規模にも配慮した支援となっていると承知している。

営業時間の変更の要請に応じた事業者への支援については、「新型インフルエンザ等対策特

別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和三年二月一日衆議院内閣委員会)の十三及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和三年二月三日参議院内閣委員会)の十三の趣旨を踏まえ、今後とも、適切に対応してまいりたい。

令和三年二月十日提出
質問第四二号

地方自治体における小中学校等の施設を提供して行われる面会交流及びＤＶ等支援措置に基づく戸籍の附票等の写しの交付等の制限に関する質問主意書

提出者　山内　康一

地方自治体における小中学校等の施設を提供して行われる面会交流及びＤＶ等支援措置に基づく戸籍の附票等の写しの交付等の制限に関する質問主意書

民法第七百六十六条第一項は、離婚後の子の監護者や面会交流など子の監護に必要な事項について、父母による協議で定めるとともに、その際に子の利益を最優先の考慮事項とすることを定めている。非監護親の面会交流は、子の生活関係、その健全な成長発達の面などからも重要であるとされるが、配偶者からの暴力や児童虐待等が含まれる事案では、事態が急展開などして子に重大な危害が及ぶおそれもある。実際、平成二十五年十二月二十三日には、東京都文京区の小学校で、少年野球の親善試合中に別居中の父親がやってきて、子どもと一緒に灯油をかぶり、火をつけて無理心中し子どもが死亡するという事件が発生している。平成二十九年四月には、兵庫県において、家庭裁判所で定められた面会交流中に、父親が子どもを殺害するという事件も発生している。近年、家庭裁判所においては、禁止・制限すべき特段の事由がない限り、面会交流が積極的に認められる傾向にある。子どもの面会拒否権は、中学生以上の年齢で、且つ、子ども本人が合理的な理由を述べて面会を拒否した場合のみ尊重される。子どもが幼少の場合は、子どもが別居親との面会交流を拒否し、精神的・身体的不調により面会交流を慎重にすべきという医師の診断書があっても面会交流が拒否できない例がある。婚姻中にＤＶ(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待が見られる事例でも、ＤＶや虐待の立証が困難な場合や、加害者が反省した態度を示す事案では、非監護親と子どもの面会交流が認められている。大きな事件に至らない場合であっても、ＤＶ被害者や虐待を受けた子どもが面会交流について恐怖感を抱いているケースは少なくない。面会交流にあたっては、ＤＶ被害者や子どもの安全確保を最優先に考えて対応する必要がある。

静岡県藤枝市のウェブサイトには、令和二年十二月十七日更新の情報として、「藤枝市立小中学校における面会交流について」と題する取扱いが掲載されており、同取扱いでは、「裁判所が作成した調停調書、審判書、判決書又は両親の合意書面等により現実の面会交流が認められていない場合や子供に悪影響を及ぼす場合以外は、離婚して親権を失った親でも小中学校の施設管理権を侵害しない範囲内で可能」としている。また、同市立保育園等においても、同様の取扱いがなされている。しかしながら、ＤＶや虐待がある場合においては、当事者間でそもそも面会交流について何も取り決めないという場合も多く、面会交流が調停調書などの明文で制限されることはまれである。また、前述のとおり、非監護親が面会交流を希望すれば、監護親や子どもの意思のみで面会交流を拒むことはできない。面会交流の実施にあたって、特に支障のない事案においては、面会交流はどこでも行える。学校や保育園を利用しないと面会交流が実施できないという事案ほど、背景にＤＶや児童虐待が存在していて、面会交流が円滑に行われない可能性があるが、対象となる子どもの安全のみならず、その他の児童の安全を第一に考える必要がある。

さらに、平成十六年の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部改正により、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用してＤＶ等の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、ＤＶ等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置(以下「ＤＶ等支援措置」という。)が可能となり、各市区町村において法令等に基づき戸籍の附票の写し等の不交付など統一的な取扱いが行われている。しかし、近時、戸籍の附票の写しの不交付決定を受けた不服審査申立てに対する令和元年六月三日付けの東京都大田区の答申(第七号)の事案にもあるように、加害者が被害者の住所を知っている場合には、ＤＶ等支援措置において保護されるべき対象には含まれないとして、地方自治体にＤＶ等支援措置の撤回を働きかけ、被害者の戸籍の附票の写しを入手しようとする動きもある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　面会交流が制限されるべき場合について

婚姻中にＤＶや子どもへの虐待の申告がある場合や、子どもが面会交流を拒否している場合においては、子の最善の利益をはかるとともに、ＤＶ被害者及び子どもの安全を確保する観点から、非監護親と子どもとの面会交流を禁止、制限すべきものと考えられるが、政府の考えを明らかにされたい。

二　地方自治体における小中学校又は保育園等の施設を提供して行われる面会交流

1　小中学校又は保育園等(以下、「小中学校等」という。)の施設を提供して行われる面会交流が実施された場合、小中学校等で子どもの連れ去り、子どものパニック、子どもに対する暴力や暴言、無理心中などの事態が生じることを予測すべきでないか、そのような場合に備えて小中学校等でどのようにして子どもの安全を確保するべきか、政府の考えを明らかにされたい。

2　小中学校等の施設を提供して行われる面会交流にあたって、藤枝市では「子どもに悪影響を及ぼす場合以外」という要件があるが、子どもに悪影響を及ぼすか否かについては、どのような基準に基づいて、誰が判断すべきであるのか、政府の考えを明らかにされたい。

3　一方の親から小中学校等の施設を提供して行われる面会交流の申し込みがあった場合、他方の親が拒否した場合はどのように取り扱うべきか、その場合に、学校が夫婦間(もしくは元夫婦間)の紛争に巻き込まれる可能性がないか。また、両親は同意しているが子どもが拒否している場合は、どのように取り扱うべきか、子どもの意思の確認にあたって教職員が聞き取りを行うことが適切か。以上の調整に関する教職員や保育士の負担は、教育や保育という通常業務に加えて過重な負担とならないか。以上について、政府の考えを明らかにされたい。

4　小中学校等が、保護者でない非監護親から面会交流の希望を受けた場合、小中学校等に回答義務はあるか。回答をすること自体が個人情報保護法違反ではないか。場合によってはＤＶや虐待から逃れてきた被害者の安全を脅かすことにならないか。面会交流を受け付

けるにあたって、戸籍謄本を確認する権限があるのか。以上について、政府の考えを明らかにされたい。

5　運動会や授業参観など、不特定多数の者が学校敷地内への立入りが予定されている学校行事において、非監護親が自己の子である児童又は生徒を学校内から連れ出そうとする場合又は当該児童若しくは生徒が、「止めて」「嫌だ」など明確に非監護親を拒否する発言や態度を示している場合には、児童又は生徒の精神的・身体的安全を確保する観点から、非監護親と児童又は生徒とを一時的に引き離すことが重要である。このような場合に、教職員等は、学校における施設管理権を根拠として、非監護親に対し、学校敷地内からの退去を求めることができ、非監護親が退去要請に任意に応じないときは、警察署に通報することができるとすることの可否及びそのように考える理由を明らかにされたい。

三　戸籍の附票等の写しの交付等の制限

1　DV等支援措置に基づき戸籍の附票等の写しの交付、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票等の写し等の交付等の制限をしている場合において、加害者である請求者が、秘匿した住所を興信所等を使って探り当てる事案も生じているところ、加害者である請求者が、仮に被害者の住所を知り、被害者の住所を探索するものではないとしても、市区町村においては、被害者の現在の住所を確認し、又は調査する義務はないので、これらの写しの交付等を拒否すべきとする取扱いとすることの可否及びそのように考える理由を明らかにされたい。

2　被害者と同居している子について、加害者がその子の親権を有している場合において、加害者が市区町村に対して、その子の住所を明かさないのは親権を侵害し違法だと主張して、住民票上の住所の情報の開示を求める事案があるが、このような事案においても、子の住所を明かすことにより被害者の住所が明らかとなるため、被害者の住所を探索することと同視し、住民基本台帳法第二十条第五項で準用する同法第十二条第六項に規定する「請求が不当な目的によることが明らかであるとき」に該当し、開示を拒否する取扱いとすることの可否及びそのように考える理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四二号
令和三年二月二十四日
内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員山内康一君提出地方自治体における小中学校等の施設を提供して行われる面会交流及びDV等支援措置に基づく戸籍の附票等の写しの交付等の制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出地方自治体における小中学校等の施設を提供して行われる面会交流及びDV等支援措置に基づく戸籍の附票等の写しの交付等の制限に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「面会交流を禁止、制限すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十六条第二項の規定において、いわゆる面会交流について、父母間で、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めることとされている。この場合において、裁判所は、子の利益の観点から、事案の性質に応じ、御指摘の「DV」、「子どもへの虐待」、「子どもが面会交流を拒否している」等といった事情も含む様々な事情を総合的に考慮した上で、面会交流の当否、方法等について適切に判断しているものと承知している。

二の1から3までについて

父母が小中学校や保育所等の施設を利用して面会交流を実施しようとする場合にどのように対応すべきかについては、その設置者等において、個別の事案ごとに、父母の協議、裁判所の審判等の有無等を踏まえ、民法第七百六十六条の趣旨、施設の適正な管理運営への影響、教職員等への負担等も考慮しつつ、判断されるべきものと考えている。

二の4について

御指摘の「保護者でない非監護親から面会交流の希望を受けた場合」における「回答」及び「面会交流を受け付けるにあたって、戸籍謄本を確認する権限」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、面会交流は、父母間で協議が調うか、裁判所がその実施を命じた場合に実施すべきものであり、父母の一方が子との面会交流を希望していたとしても、それだけでこれを実施すべきことにはならない。

二の5について

お尋ねについては、そもそも、学校の設置者は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十六条の規定に基づき、その設置する学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、加害行為等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めることが責務として求められているところである。

その上で、文部科学省においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を平成三十年二月に公表し、児童生徒を犯罪被害から守るため、来校者について、不自然な言動や暴力的な態度が見られないかをチェックし、来校に正当な理由のない者には、退去を求め、退去に応じない場合は速やかに警察への通報を行う等の対応を示しているところである。

三について

御指摘の「DV等支援措置」（以下「支援措置」という。）については、「住民基本台帳事務処理要領」（昭和四十二年十月四日自治振第百五十号自治省行政局長等通知）等の通知により、その取扱いを各地方公共団体に示しており、ドメスティック・バイオレンス等の加害者が、戸籍の附票の写しの交付等の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申出により、当該被害者の戸籍の附票の写し等が加害者へ交付等されないようにすることとしている。

その上で、1のお尋ねについては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、支援措置の申出をした被害者に係る戸籍の附票の写しの交付等について、加害者から請求又は申出があった場合には、これを拒否すべきものと考えている。

また、2のお尋ねについては、支援措置を申し出た被害者が当該被害者と併せてその同居している子の支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付けることとしており、当該申出がされた子に係る戸籍の附票の写しの交付等について、加害者から請求又は申出があった場合には、これを拒否すべきものと考えている。

令和三年二月十二日提出
質問第四三号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する質問主意書

内閣府所管の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(以後、同法)は、一九九九年九月に東海村で起きた株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における臨界事故(以後、JCO事故)をきっかけに、議員立法で二〇〇〇年十二月に成立したものである。その後の社会情勢の変化を鑑みれば、同法は役割を終えたと考えられるため、以下、質問する。

一　同法の目的は、「原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること」(第一条)であるとしている。内容は立地地域における防災インフラ整備への国の補助率をかさ上げするなどである。

立法以来二十年が経過するが、どのように「地域の振興」が図られたと政府は考えているのか。防災インフラ整備が行われた結果、たとえば、人口増加がみられたのかなど、具体的に明らかにされたい。

二　同法について、二〇〇〇年十一月二十八日の衆議院商工委員会で、「本当の提案理由を教えていただきたい」と問われ、提案者の細田博之議員は「少なくとも二十基の原子力発電所を建設していくには、地元の皆様方の絶大な御協力なくしては考えられないわけでございますが、(略)JCO事故、大変不幸な事故でございましたけれども、あの影響もあって、原子力発電所の立地地域は非常に建設については難渋しております」と答弁した。つまり、あと二十基の原発立地の促進こそが、提案者の意図した提案理由だったと考えられる。一方、菅首相は昨年の衆議院予算委員会で、原子力発電所の新設や増設は、現時点で想定していない旨を答弁している。

政府はあと二十基の原発立地を国の政策として認めるつもりなのか。

三　同法は、二〇〇〇年の国会審議で、「原発立地推進のための公共事業の拡大」である等の批判が繰り返され、「防災」という目的が修正で加わって、成立した。今国会では、同法の有効期限を延長するための改正案が提出されている。

1　議員立法で成立したにもかかわらず、今回はなぜ政府が改正案を提出するのか。

2　改正案の概要には令和元年度末現在で、百三十件の防災インフラ事業が整備中であるとされるが、それらが完成しなければ、原子力防災上問題がある立地地域があるということか。

四　一九七四年に成立した発電用施設周辺地域整備法の目的は、「発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進すること」(第一条)とされている。

1　発電用施設周辺地域整備法が対象とする施設は、原子力発電の他、水力発電、火力発電および地熱発電施設となっている。同法はなぜ原発だけを対象としているのか。

2　発電用施設周辺地域整備法の成立以来、四十七年が経った今、政府は再生可能エネルギーの主力電源化を目指している。発電用施設周辺地域整備法の対象に再生可能エネルギーによる発電施設を含めるべきではないか。

五　再生可能エネルギーの主力電源化や電力自由化を目指す中、発電用施設周辺地域整備法に加えて、同法によって、原発立地にことさら手厚く税金を投入することに、国民合意を得られると考えるのか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四三号
令和三年二月二十四日
内閣総理大臣　菅　義偉
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員阿部知子君提出原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する質問に対する答弁書

一について

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第百四十八号。以下「特措法」という。)第四条第一項に規定する振興計画に基づく事業として、これまで、特措法第三条第一項の指定を受けた地域の道路、港湾、漁港、消防用施設及び義務教育施設の整備に対する支援等を行っており、これによって、当該地域における生活環境、産業基盤等の総合的な整備等に貢献してきたと考えている。

二について

現時点において、政府として原子力発電所の新増設は想定していない。

三の1について

原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、政府として、特措法の有効期限を令和十三年三月三十一日まで十年間延長する必要があると考えたためである。

三の2について

お尋ねの「原子力防災上問題がある立地地域」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、万が一原子力災害が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)等の関係法令に基づき、必要な措置が講じられるものと認識している。

四の1及び五について

特措法は、「原子力による発電が我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」(特措法第一条)ものであるため、特措法第二条に規定する原子力発電施設等の周辺の地域が特措法による振興の対象とされている。このような特措法の趣旨については、引き続きその周知に努めてまいりたい。

四の2について

発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)は、「電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の

利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする」（同法第一条）ものであるため、同法第二条に規定する発電用施設については、長期的で安定的な電気の供給を可能とする長期固定電源である原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等が対象とされている。

令和三年二月十二日提出
質問第四四号

中国共産党幹部等への米国金融制裁適用に関する質問主意書

提出者　松原　仁

中国共産党幹部等への米国金融制裁適用に関する質問主意書

「衆議院議員松原仁君提出林鄭月娥香港行政長官への米国金融制裁適用に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二〇三第五九号）で政府が、米国に拠点を有する我が国の金融機関等グループに対して、米国が林鄭月娥香港行政長官等に科した金融制裁を、日本国内を含むグループ全体で遵守するよう求めたことを評価したい。香港の新聞が当該答弁書について好意的に報じた。

米国は本年一月十五日、香港国家安全維持法に違反した容疑で米国人弁護士ジョン・クランシー氏や立法会前議員を含む五十人以上が警察に一斉逮捕された本年一月六日の事件を受けて、六名の中国共産党幹部と香港警察当局者を新たに制裁対象に指定すると発表した。対象者については米国内の資産が凍結される。報道声明のなかでマイク・ポンペオ国務長官（当時）は、「香港の自由と民主主義的手続きを侵害する中国の行動を非難する」とし、香港の自由を侵害した者に対して「責任を取らせるために、今後とも実行可能なすべての手段を行使していく」と述べた。後任のアントニー・ブリンケン国務長官は本年一月三十一日に行われたインタビューで、中国は香港返還に際して行った国際公約を「言語道断に」害する行動をとっていると非難した上で、弾圧被害者の受け入れに言及した。

金融庁は同庁作成の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずるよう金融機関に求めている。

これに関連して、以下質問する。

一　政府は、我が国の金融機関に対し、米国の金融制裁対象となった中国共産党幹部等と取引することがないよう、法人の顧客についてその実質的支配者は誰かを調査し、正確に把握することを求めているか。

二　政府は、我が国の金融機関に対し、個人の顧客についてどのような人物で、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなどの情報を調査し、把握することを求めているか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四四号
令和三年二月二十四日
内閣総理大臣　菅　義偉
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員松原仁君提出中国共産党幹部等への米国金融制裁適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中国共産党幹部等への米国金融制裁適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

金融庁作成の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、金融機関等が顧客と取引を行うに当たっては、当該顧客がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、顧客に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべきリスク低減措置を判断・実施することが必要不可欠であるとしている。具体的には、金融機関等においては、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて顧客の受入れに関する方針を定めること、当該方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、経歴、資産・収入の状況、資金源、居住国等、利用する商品・サービス、取引形態等の顧客に関する様々な情報を勘案すること、顧客及びその実質的支配者に係る本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うことなどが求められているところである。

令和三年二月十二日提出
質問第四五号

アビガンの承認に関する再質問主意書

提出者　松原　仁

アビガンの承認に関する再質問主意書

いまもなお、新型コロナウイルス感染症（COVID―19）パンデミックの収束の見通しは立っておらず、我が国においても感染拡大が続いており、重症者数、死亡者数とも高い水準で推移している。新型コロナウイルス対策の切り札として期待されるワクチンの接種が間もなく始まるものの、同感染症に対する治療薬の登場を切望する向きは、医療現場はもとより、社会全体に存在している。

アビガン錠二百ミリグラムについては、報道等により、新型コロナウイルス感染症に有効であるよう周知され、藤田医科大学医学部感染症科土井洋平教授において、その有効性を肯認し得るとする発言があったところであり、新型コロナウイルス感染症の有効な治療薬として、重症化や死亡例を劇的に低減させ、社会不安、国民生活の閉塞感を改善するものと期待できる。本職が聞き及ぶ中でも、罹患した患者が重篤化の不安から、アビガンを服用し、効果を実感したという声が一つや二つではない。

しかるに、アビガン錠二百ミリグラムについては、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会において、令和二年十二月二十一日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認申請に関する審議が行われ、「現時点で得られたデータから、その有効性を明確に判断することは困難」とし、「現在実施中の臨床試験の結果等の早期の提出を待って再審議する」としている。

政府は今月二日、新型コロナウイルス感染状況の改善が十分でないとして、十都府県での緊急事態宣言を一か月延長した。国民の不安や社会・経済への影響が深刻化する中、申請企業の臨床試験の結果を座して待つという政府の姿勢には疑問を抱かざるを得ない。本職が令和三年一月二十日提出の「アビガンの承認に関する質問主意書」第一で質問したように「安倍晋三前首相は、令和二年五

月四日の会見で、アビガンについて同月中の承認を目指す考えも表明していた」。しかし、安倍前首相の同発表から九か月が経過しているにもかかわらず、アビガン錠二百ミリグラムの一部変更承認申請は、未だ結論が出されていない。こうした状況において、同質問主意書に対する政府の答弁は、本職の疑問を払拭するに足るものではなかった。

そこで、政府による、令和三年一月二十九日「衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二〇四第一〇号）を受けて、次のとおり再質問する。

一　アビガン錠二百ミリグラムの投与の実例と再審議について

1　同答弁書には、再審議となった理由は「現時点で得られたデータから、その有効性を明確に判断することは困難であ」るとあるが、一部変更承認を申請した企業（以下「申請企業」という）以外に、厚生労働省が管轄する観察研究として、新型コロナウイルス感染症への効能・効果のためにアビガン錠二百ミリグラムが投与された実例はないか。また、実例があるとすれば、その実例は何件か。

2　前項の実例がある場合、その実例を、令和二年十二月二十一日に開催された「令和二年度第八回厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会」の審議で考慮したか。また、考慮していないとすれば、どのような理由からか。

3　前項で第1項の実例を考慮していない場合、その実例は再審議の資料とすべきと考えるが、政府として如何。また、同資料としない場合、それはどのような理由からか。

4　茂木敏充外務大臣は、令和二年五月十二日の参議院外交防衛委員会において、アビガン錠二百ミリグラムについて、「八十か国程度の国から依頼を受けている」旨の発言を行っていたが、実際に、どの国に、どの程度の量のアビガン錠二百ミリグラムを提供したか。また、提供していた場合、提供した中で、備蓄のものはどの程度であったか。

5　前項において、アビガン錠二百ミリグラムの提供を外国政府からの依頼に基づいて行った場合、アビガン錠二百ミリグラムの患者への投与に関する情報の提供を受ける旨の条件を付与しているか。また、そのような条件を付与していなかったとした場合でも、当該提供国から同情報の提供を受けていないか。

6　第4項以外に、アビガン錠二百ミリグラムについて、海外において新型コロナウイルス感染症の治療目的で投与された実例について、政府として把握していれば答えられたい。

7　前項および第5項において、同実例があるとすれば、承認申請に対する審査にあたり、それを考慮したのか。また、考慮しなかったとしたらその理由は如何。

8　前項で第5項および第6項の実例を考慮していない場合、その実例は再審議の資料とすべきと考えるが、政府として如何。また、同資料としない場合、それはどのような理由からか。

9　アビガン錠二百ミリグラムについては継続審議として再審議することになるものと思われるが、不承認ではなく、再審議としたのはなぜか。また、再審議を判断する主体は誰で、どのように判断されるか。再審議の判断はどのように示され、再審査の手続きはどのように進められるのか。

二　「現時点で得られたデータから、その有効性を明確に判断することは困難であ」る点について

アビガン錠二百ミリグラムは、新型コロナウイルス感染症に対する「特効薬」として期待があり、この感染爆発の状況や、既に新型インフルエンザの効能・効果として承認されている点、ほかに代替手段が見当たらない点といった利便性などをも考慮して、承認申請に対する審査を行うべきと考える。

1　アビガン錠二百ミリグラムの有効性の判断指標を示されたい。

2　C型肝炎訴訟において、有効性の判断指標は「適応症の範囲・重篤性、これに対する治療効果の大きさ、医薬品の利便さ」（東京地裁平成十九年三月二十三日判決）と判示されているが、当該判決で指摘された指標も、アビガン錠二百ミリグラムの有効性の指標として考慮されているか。また、考慮されていないとしたら、どのような理由からか。

3　アビガン錠二百ミリグラムについて、「明確に判断することは困難」というのは、具体的にどういう意味か。

4　前述令和二年十二月二十一日の部会においてアビガン錠二百ミリグラムの有効性について、どのような場合に有効性があるのかという点、および、何が足りないかという点について議論を行ったか。

5　前述令和二年十二月二十一日の部会において、アビガン錠二百ミリグラムの有効性の判断を行う上で、申請企業が行った単盲検試験が影響したと報道されているが、それは事実か。

6　前項において、通常治験において二重盲検試験が行われているとされている中で、申請企業が単盲検試験を行った理由について把握しているか。また、申請企業は、通常行うとされている二重盲検試験を行うことなく、単盲検試験を行うことについて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事前相談を行ったか。政府として把握していれば答えられたい。

7　前項に関連して、医薬品の承認申請を行う企業が実施する治験について、治験の実施方法等、治験内容について、通常、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事前相談は行われているか。政府として把握していれば答えられたい。

8　アビガン錠二百ミリグラムの有効性は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第十四条第二項第三号ロの有用性の承認基準を充足していると考えてよいか。また、アビガン錠二百ミリグラムの安全性については、承認基準を充足していると考えてよいか。

三　申請企業への助言について

1　「申請した企業に対して、同部会における指摘や課題についての丁寧な説明や対応の方向性についての助言等を行っている」とあるが、具体的にどのような助言等をおこなっているか。

2　前項の「申請した企業」に対する「対応の方向性」とは具体的にどういうことか。また、「申請した企業」は具体的にどう対応すればよいということか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四五号
令和三年二月二十四日
内閣総理大臣　菅　　義偉
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する再質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「厚生労働省が管轄する観察研究」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる観察研究において御指摘のアビガン錠二百ミリグラム（以下「本剤」という。）が投与された事例については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業「ＳＡＲＳ－ＣｏＶ二感染無症状・軽症患者におけるウイルス量低減効果の検討を目的としたファビピラビルの多施設非盲検ランダム化臨床試験およびファビピラビルを投与された中等症・重症患者における臨床経過の検討を目的とした多施設観察研究」等において、令和三年二月一日時点で、約一万例に投与されたと承知している。

一の2、3及び7から9まで並びに二の2から6までについて

本剤の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第十三項の規定による承認事項の一部変更承認（以下「一部変更承認」という。）については、令和二年十二月二十一日に開催された令和二年度第八回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会において、現時点で得られたデータから、本剤の有効性を明確に判断することは困難であり、現在実施中の臨床試験の結果等の早期の提出を待って、再審議すると判断されたところであり、今後は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、本剤の一部変更承認を申請した企業から提出される臨床試験の結果等についての法第十四条の二第一項の規定に基づく審査（以下「審査」という。）が行われた上で、再度同部会において本剤の一部変更承認の可否について審議が行われることとなる。

現在、同部会における再審議に向けて、機構において審査が行われているところであり、現時点において、お尋ねのような同部会における審議の内容や判断及び今後の審議の方針の詳細、機構における審査の内容の詳細並びに当該企業の開発方針の詳細について明らかにすることは、当該企業の知的財産等に係る情報が開示され、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

一の4について

本剤については、令和二年四月七日に緊急無償資金協力の実施を決定し、令和三年二月一日時点で、アイスランド共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンティグア・バーブーダ、インドネシア共和国、ウズベキスタン共和国、エジプト・アラブ共和国、エストニア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、北マケドニア共和国、キプロス共和国、クウェート国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブチ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、バナマ共和国、ハンガリー、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国、リトアニア共和国、ルーマニア及びルクセンブルク大公国の四十五箇国に対して、それぞれ、原則として二十人分、最大で百人分を供与した。また、各国に対して供与した本剤については、政府として備蓄していたものではない。

一の5について

本剤の各国に対する供与に当たっては、相手国との間で、本剤の使用によって得られる臨床研究の結果を我が国に提供することを文書により確認している。

一の6について

海外において本剤が投与された事例については、その目的等を含め、政府として網羅的に把握しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、本剤との同一性については必ずしも明らかではないが、Dr. Reddy's Laboratories Ltd. において、「Avigan」との商品名の「favipiravir」を有効成分とする薬剤について、クウェート国及び北米において、新型コロナウイルス感染症に係る臨床試験を行っている旨が公表されていると承知している。

二の1及び8について

お尋ねの「有効性の判断指標」及び「有用性の承認基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医薬品の有効性及び安全性については、法第十四条第二項第三号の規定にのっとり、同条第一項の規定による承認（以下「承認」という。）又は一部変更承認の申請に係る効能又は効果を有すると認められないこと、当該申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品として使用価値がないと認められること等の該当性について、機構において審査が行われ、薬事・食品衛生審議会における議論を経て厚生労働大臣が判断することとなる。

二の7について

一般的に、承認又は一部変更承認を申請する企業が、当該企業の判断により、事前に、機構に対して、治験実施計画書の内容等について相談することがあると承知している。

三について

一般的に、政府から行う助言等には、例えば、薬事・食品衛生審議会の議論の結果の伝達等があり、機構から行う助言等には、例えば、治験薬の臨床試験の内容等について、それまでに実施された臨床試験の結果等に基づく助言等があるが、本剤に係る助言内容については、本剤の一部変更承認を申請した企業の知的財産等に係る情報が含まれるため、その詳細についてお答えすることは差し控えたい。

令和三年二月十二日提出
質問第四六号

国家公務員が職務上知ることのできた情報をＳＮＳ上に公開することに関する質問主意書

提出者　丸山　穂高

国家公務員が職務上知ることのできた情報をＳＮＳ上に公開することに関する質問主意書

令和三年一月二十八日の午後十一時に、ツイッター上で翌日の衆議院本会議の質問通告が一部の議員から出ておらず、全省庁省内待機となってい

るが、業務合理化とは到底かけ離れており、このような議員に対して注意や処分は下されないのかという旨の河野大臣宛の投稿があった。

当該ツイートは、その後間もなくして削除されている。一般職の国家公務員（以下「職員」という。）は、国家公務員法第百条において、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないことが規定されており、厳しく情報の管理が求められている。また、同法第九十九条において、職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこととされ、公私にかかわらず国家公務員の信用を傷つけるような行為が規制されている。

以上に関連し、以下質問する。

一　職員が、職務上知ることのできた内部情報をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）上に公開することは、一般的に国家公務員法の規定に違反するか。違反する場合どの規定が適用されるのか。回答されたい。国家公務員法の規定に違反しないとした場合、政府は、職務上知ることのできた内部情報を、職員がSNS上に公開する行為を許容しているのか。見解を伺いたい。

二　令和元年十一月十四日の朝日新聞朝刊の記事によると、国民民主党の森ゆうこ参議院議員が政府側に事前通告した質問内容が外部に流出した問題で、岡田直樹官房副長官は、参議院予算委員会の理事懇談会にて外部流出を認めた上で謝罪し、「再発防止を徹底し、二度とこういうことがないようにする。国会情報、質問通告は内部情報だということを徹底し、漏えいさせない」旨述べたという。

1　改めて本主意書にて確認する。国会議員から政府側に事前通知された国会質疑の質問通告の内容は、現在も、漏えいさせるべきでない内部情報であるという方針に変わりはないか。また、当該内容は、国家公務員法第百条で定められている職員が職務上知ることのできた秘密に当たるか。

2　その質問通告がなされた時間、質問通告の状況等の情報は、国会情報との認識でよいか。そうであれば、同様に、漏えいさせるべきでない内部情報に該当するか。また、当該情報は、国家公務員法第百条で定められている職員が職務上知ることのできた秘密に当たるか。

3　岡田直樹官房副長官が「再発防止を徹底」すると述べたとのことだが、その後これまでの間に、再発防止のため、全職員への通知や研修を行うなどの具体的な防止策を行ったか。行った場合、その具体的内容を伺いたい。

三　政府は、職員が、職務上知ることのできた内部情報をSNS上に公開する行為を許容していない場合、その問題点について、職員研修を行うなどにより、定期的に職員に周知しているか。

四　前文で示したツイートを、政府は把握しているか。回答されたい。

五　四において把握していた場合には、政府として当該ツイートの発信者の確認及び調査を行い、必要があれば懲戒処分等何らかの措置を行っているか。何ら措置を行っていない場合、行わないこととした判断の理由を具体的に回答されたい。なお、前文で示したツイートをこれまでの間に把握していなかった場合には、今後、当該ツイートの発信者の確認及び調査を行い、必要があれば懲戒処分を行う等何らかの措置を行う必要性について政府としてどのように考えるか、回答されたい。

六　これまでに、職員個人が職務上知ることのできた情報をSNS上に公開したことにより、情報漏えいなどを理由として国家公務員法等の法令に基づく懲戒処分又は各府省の内規による訓告、厳重注意、注意等の措置を行った件数を可能な限り年度ごとに伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四六号
令和三年二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出国家公務員が職務上知ることのできた情報をSNS上に公開することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員丸山穂高君提出国家公務員が職務上知ることのできた情報をSNS上に公開することに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「職務上知ることのできた内部情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、職員が職務上知り得た情報を御指摘の「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」（以下「御指摘のSNS」という。）上に公開した場合であって、当該職務上知り得た情報が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項に規定する「秘密」に該当するときは、同項の規定に違反するおそれがあると考える。なお、同項に規定する「秘密」とは一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものをいうところ、職員が職務上知り得た情報の内容が当該「秘密」に該当するかどうかは事案に即して個別具体的に判断すべきものと承知している。

二の1及び2について

お尋ねの「漏えいさせるべきでない内部情報」及び「国会情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「国会議員から政府側に事前通知された国会質疑の質問通告の内容」及び「その質問通告がなされた時間、質問通告の状況等の情報」については、政府機関において慎重に取り扱うべき情報であると考えている。また、お尋ねの「国会議員から政府側に事前通知された国会質疑の質問通告の内容」及び「その質問通告がなされた時間、質問通告の状況等の情報」が国家公務員法第百条第一項に規定する「秘密」に該当するかどうかは事案に即して個別具体的に判断すべきものと承知しており、一概にお答えすることは困難である。

二の3について

御指摘の「再発防止」のため、各府省等に対する周知を行ったほか、各府省等において内部の研修等の機会に職員への注意喚起を行っている。

三について

お尋ねに関しては、政府としては「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」（平成二十五年六月二十八日付け総人恩総第四百八十五号総務省人事・恩給局長通知）を発出するとともに、「令和二年度における人事管理運営方針」（令和二年三月三十一日内閣総理大臣決定）において、当該通知を踏まえ適切な措置を講ずることとしている。

これらを踏まえ、各府省等においては、職員への研修等の中で御指摘のSNSの利用に当

たっての留意点等について定期的に注意喚起を行っているところであり、引き続き、このような取組を推進してまいりたい。

四及び五について

お尋ねの「ツイート」については、その詳細について承知しておらず、また、発信者の確認も困難であると考えている。いずれにせよ、三についてで述べたとおり、政府としては、引き続き、御指摘のＳＮＳの利用に当たっての留意点等について職員に対して注意喚起を行ってまいりたい。

六について

お尋ねの件数について、可能な範囲で直近五年分を確認したところでは、各府省等の内規に基づく注意等の措置の件数は、平成二十九年度が一件、令和元年度が二件及び令和二年度が一件である。

一、去る二月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出ＨＰＶワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出新型コロナウイルス感染症の予防対策への医療費控除対象化に関する質問に対する答弁書

令和三年二月十五日提出

質問第四七号

ＨＰＶワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

ＨＰＶワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問主意書

新型コロナウイルスワクチンをめぐって、ワクチンに関する正確な情報提供の徹底が求められている。厚生労働省は昨年十月九日付で、各自治体に対し、ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの新リーフレットを定期接種の対象者に個別送付することを求めていたが、令和三年一月二十六日付で再依頼書を発出し、更なる徹底を図っているとのことである。

このことに関して以下質問する。

一　平成二十五年六月十四日、厚生労働省健康局長発出の「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところである」とされた。しかるに今日、再通知を発出してまで「情報提供」としてリーレットを個別送付するということは、この内容が「国民に対して適切」な情報であるとの認識でよいか。さらに言えば、積極的勧奨再開に向けた一歩と捉えてよいのか。

二　ＨＰＶワクチンは、定期接種ワクチンでありながら、副反応のために接種の積極的勧奨を中止するという「異例」の行政措置がとられているが、この最も重要な情報が新リーフレットには記載されていない。さらに厚生労働省はホームページの「ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とＨＰＶワクチン～」からも積極的勧奨中止に関する情報を削除している。それぞれ理由を示されたい。

三　リーフレットでは、ＨＰＶワクチンのリスクとして、「まれに重い症状」が起こる旨記載されているが、報告されているＨＰＶワクチンの副反応症状は、多様な症状が一人の人に重層的に表れるという特徴がある。しかし、概要版リーフレットでは、これらの症状のうち「広い範囲の痛みや、手足の動かしにくさ、不随意運動」というごく一部しか紹介されておらず、また重層的に出現することも記載されていないため、実際に被害者に現れる症状とその深刻さが伝わらず、気づきが遅れると考えられるがどうか。

四　例えば学習障害、記憶障害は、概要版リーフレットには全く触れられておらず、詳細版リーフレットには「痛みやしびれ、動かしにくさ、不随意運動について」という囲みの中に「機能性身体症状」として一括りにされ、わかりにくくなっている。しかし、学習障害・記憶障害は、二〇一八年二月現在、全国百二十四名の原告のうち百二名が経験をし、このうち七十名は現在も苦しんでいるという、日常生活に重大な支障をもたらす症状の一つである。ＰＭＤＡ（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の医薬品副作用被害救済制度でも「接種との因果関係が否定できない」として医療費や医療手当を給付された二百四十六件中、五十四％の百三十四件で認知機能低下が認定されている。

学習障害・記憶障害について、本人や保護者向けのリーフレットに正しく記載しない理由は何か。

五　リーフレットではＨＰＶワクチンの副反応疑い報告数や救済制度での認定数について触れられているが、他のワクチンとの比較について記載がない。ＨＰＶワクチンの発売開始（二〇〇九年十二月）から現在までにＰＭＤＡの医薬品副作用被害救済制度における障害・死亡の認定頻度は、被接種者百万人当たり何人か。

六　主な定期接種ワクチン（ポリオ、ＤＴ・ＤＰＴ（二種混合ワクチン・三種混合ワクチン）、ＤＰＴ・ＩＰＶ（四種混合ワクチン）、日本脳炎、麻しん、風しん、結核、小児肺炎球菌感染症、Ｈｉｂ感染症、水痘）の障害・死亡認定頻度は、二〇〇九年十二月以降現在まで、百万人当たり何人か。

七　医療従事者向けのリーフレットには、接種から一か月以上経過してから発症した症状は因果関係を疑う根拠に乏しいと記載されている。しかし、接種から二か月以上たってから重篤な副反応を発症する場合があり、このことは多くの研究論文においても指摘されているところである。「根拠に乏しい」とする根拠を示されたい。

八　前項のような不適切な記載がなされることによって、本来ＨＰＶワクチンの副反応が疑われる症例について適切な診断や副反応疑い報告がなされなかったり、従来もみられた副反応症状を訴える者を詐病扱いする医師が増えたりする可能性が懸念されることについてどのように認識しているのか。

九　概要版リーフレットには、ＨＰＶワクチンの効果として、「がんになる手前の状態（前がん病変）が実際に減ることが分かっていて、がんそのものを予防する効果を実証する研究も進められています。」とあるが、現在まで、がんそのものを予防する効果は確認されていない。まず説明されるべきはこの科学的事実である。確認されているのは、粘膜の異形成を阻止する効果のみであるから、この表現は不適切であり誤認を

誘導するものである。この場合は「がんそのものを予防する効果は確認されていないので、実証する研究が進められている」とするべきではないか。

十　臨床試験で前がん病変を予防する効果が確認されている期間が最長九年とされているが、有効性の限界について明記すべきではないか。

十一　予防接種の実施主体は市町村である。わざわざ国が、「個別送付による情報提供の実施状況に係る調査を実施予定であることを申し添えます」とまで述べ、再依頼をすることは地方自治への過度の介入ではないか。いわば情報提供を装った実質的な積極的勧奨通知であり、躊躇する自治体があることは当然である。

新リーフレットを見直し、その個別送付の依頼を撤回すべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四七号
令和三年二月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員阿部知子君提出ＨＰＶワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出ＨＰＶワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「「国民に対して適切」な情報」及び「積極的勧奨再開に向けた一歩」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、令和二年九月二十五日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議（以下「合同会議」という。）において、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定による定期の予防接種の対象者及びその保護者（以下「定期接種の対象者等」という。）に「公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「ＨＰＶワクチン」という。）があることについて知っていただくとともに、ＨＰＶワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供の更なる充実を図ること」とされたことを踏まえ、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」（令和二年十月九日付け健発一〇〇九第一号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）及び「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する具体的な対応等について」（令和二年十月九日付け健健発一〇〇九第一号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「課長通知」という。）を発出し、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等に対する情報提供の方法等について各地方公共団体に周知を行ったものであり、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について（再依頼）」（令和三年一月二十六日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「事務連絡」という。）は、局長通知、課長通知等の内容について再度の周知を行ったものである。また、御指摘のリーフレットについては、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等に対して、子宮頸がんやヒトパピローマウイルスワクチン（以下「ＨＰＶワクチン」という。）の有効性、安全性等について適切な情報提供を行うために、課長通知の別紙として作成したものである。なお、課長通知において、「個別送付することで定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意する必要がある」と示しているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、課長通知別紙一（以下「概要版リーフレット」という。）及び課長通知別紙二（以下「詳細版リーフレット」という。）においては、「接種をおすすめするお知らせをお送りするのではなく、希望される方が接種を受けられるよう、みなさまに情報をお届けしています。」と記載しており、当該記載については、合同会議等での議論等を踏まえ、ＨＰＶワクチンに係る既存のリーフレットについて、対象者や目的を改めて整理し、構成の変更を行うとともに、読みやすさや分かりやすさを重視するとの方向性に沿って改訂することとし、積極的な接種の勧奨の差し控えに係る記載についても平易な表現を用いたものである。また、御指摘の「ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とＨＰＶワクチン～」に掲載している「ＨＰＶワクチンＱ＆Ａ」においては、積極的な接種の勧奨の差し控えに係る質疑応答を掲載している。

三について

御指摘の「被害者に現れる症状とその深刻さが伝わらず、気づきが遅れる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、概要版リーフレットについては、合同会議等における議論等を踏まえて必要な情報を記載しているものである。

四について

御指摘の「正しく記載」の意味するところが必ずしも明らかではないが、詳細版リーフレットにおいては、合同会議等における議論等を踏まえ、「認知機能に関する症状（記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など）」が報告されていることについて記載している。

五について

お尋ねの「認定頻度」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、平成二十一年十二月以降に行われたＨＰＶワクチンの接種による健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、令和元年度までに三百七十四件の医薬品副作用被害救済制度による副作用救済給付の支給が決定されたものと承知している。

六について

お尋ねの「障害・死亡認定頻度」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、平成二十二年度から令和元年度までの期間における予防接種法第十五条第一項の規定に基づく健康被害の救済措置の認定件数については、障害児養育年金が四十二件、障害年金が四十八件、死亡一時金が二十五件、遺族年金が三件、遺族一時金が二件及び葬祭料が二十九件となっている。

七及び八について

お尋ねについては、平成二十六年一月二十日に開催された合同会議の議論において、「接種後一か月以上経過してから発症している症例は、接種との因果関係を疑う根拠に乏しい」との合意が得られたことを踏まえ、課長通知別紙四に記載したものである。

九について

御指摘の概要版リーフレットにおける「がんそのものを予防する効果を実証する研究も進め

られています。」との記載については、ＨＰＶワクチンが子宮頸がんの予防に効果があることを示唆する研究結果が報告されていること等を踏まえて記載したものであり、「この表現は不適切であり誤認を誘導するもの」との御指摘は当たらないと考えている。

十について

御指摘の「有効性の限界」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、詳細版リーフレットに記載しているとおり、「ＨＰＶワクチン（サーバリックス）の接種により、自然に感染したときの数倍の量の抗体を少なくとも九・四年維持できることがこれまでの研究でわかって」おり、「期待される効果について研究が続けられて」いるものと承知している。

十一について

政府としては、局長通知等の内容を各地方公共団体に対して再度周知するとともに、今後、「個別送付による情報提供の実施状況に係る調査を実施」する旨を示すために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として事務連絡を発出したものであり、「地方自治への過度の介入」との御指摘は当たらないと考えており、御指摘の「新リーフレットを見直し、その個別送付の依頼を撤回」することは考えていない。

令和三年二月十六日提出
質問第四八号

新型コロナウイルス感染症の予防対策への医療費控除対象化に関する質問主意書

提出者　古本伸一郎

新型コロナウイルス感染症の予防対策への医療費控除対象化に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染が拡大してこの方、政府は国民に対して様々な感染症対策を呼びかけ、感染拡大防止のための協力要請を行ってきたと承知している。その例として、不要不急の外出自粛要請や五名以上の会食自粛要請もさることながら、マスクの着用やアルコール除菌剤の使用等を通じた感染症対策も含まれているものと承知している。

感染症対策への協力は国が国民に呼び掛けているにもかかわらず、それにかかる費用は実質的に国民自身が負担している現状がある。マスク着用やアルコール除菌剤の使用等は新型コロナウイルスへの感染を未然に防ぐ「予防」の観点からは有効と見込まれているが、その費用負担の軽減に対する議論・施策が国として十分に行われてきたとは言えない。また、「予防」の観点からＰＣＲ検査等を自主的に受ける者に対する負担軽減も十分ではない。以上の問題意識のもと、感染症の予防対策と医療費控除のあり方について、以下質問する。

一　現行の医療費控除制度において、控除の対象となる医療費とは所得税法第七十三条、及び所得税法施行令第二百七条において「医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入」等の費用と定められており、「予防」にかかる費用は医療費控除の対象外とされている。現行法上、「予防」にかかる費用が控除の対象外となっている理由は何か。

二　国としてマスク着用等の感染症対策を国民に呼びかけている以上、国はその費用負担軽減に対する施策を講じる責務があるものと考えられる。生活上のエチケットとしても鉄道等、公共交通では車内放送で着用を求めている。また、航空機では未着用の搭乗拒否もある。感染防止の観点から合理的と考える。以上からもマスク着用を国民が感染予防対策として事実上の義務として受け止め協力しているが、購入費が家計を圧迫している現状を踏まえ、この際、時限等の租税特別措置としてでも感染「予防」対策にかかる費用を医療費控除の対象としてはどうか、政府に問う。また、少額の購入者への対策として、医療費控除の特例である「セルフメディケーション税制」（一万二千円を超えるスイッチＯＴＣ医薬品購入費について所得控除を行うもの）の対象化も行ってはどうか。対象化しないとすれば、その理由は何か、説明を求める。

三　問「二」でお尋ねした税制でできない場合には、マスク等購入費が家計を圧迫している現状を鑑み、例えば購入補助券の配付等、歳出で補助を行ってはどうか、政府の見解を問う。また、困難との答弁の場合、昨年実施された「布マスクの全戸配布」（いわゆる「アベノマスク」の配布）の政策判断との整合性について、あわせてお尋ねする。

四　新型コロナウイルス感染症の「予防」の観点からは、マスクの着用だけではなく、ＰＣＲ検査や抗原検査を受けることも、感染拡大を防ぐ一つの有効な対策であると考えられる。しかし、現状、検査費用について医療費控除の対象となるのは、医師の指示により検査を受けた場合と、自己の判断で自費で検査を受け、「陽性」判定が出て引き続き治療を受けた場合に限ると承知している。検査を自主的に受け、自らの症状を確認する行為は感染拡大防止に資するものであり、公衆衛生上からも重要な観点であり、広義での医療行為であると考えられないか、お尋ねする。その際、自己の判断で検査を行った結果が「陰性」であっても、その費用については医療費控除の対象にしてはどうか、お尋ねする。

五　新型コロナウイルス感染症のみならず、医療全般における「予防」は、発病を未然に防ぐことで医療費そのものを抑制することが可能であると共に、国家的にも喫緊の課題である医療従事者の負荷軽減にも資するものと考えられる。その観点から見れば、医療費控除の対象化を通じて、予防に関わる費用の負担軽減を国として促進し手助けすることは費用対効果の観点からどう考えるか、お尋ねする。また、人間ドック等、今後ますます予防医療が重視される時代に合わせて、この際「治療」のみならず「予防」一般に関わる費用を医療費控除の対象としてはどうか。できないとすればその理由は何か、医療費の抑制の観点から政府に問う。

六　現在、令和二年分の確定申告の時期を迎えているが、マスク等を控除対象とした場合、執行機関は医療費控除の確定申告件数が増える等の事務負担の側面も考慮しなければならない。例えば一律額の控除制度がある地震保険料控除のように、マスク代について世帯人数で一定額を一律控除する等の簡便な税務も考えられるが如何か。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四八号
令和三年二月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員古本伸一郎君提出新型コロナウイルス感染症の予防対策への医療費控除対象化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員古本伸一郎君提出新型コロナウイルス感染症の予防対策への医療費控除対象化に関する質問に対する答弁書

一について

医療費控除は、本来は生計費の一部である医療費について、一般的な家計負担の水準を上

回って偶発的に支出を余儀なくされる場合の担税力の減殺をしんしゃくする制度として設けられたものである。お尋ねの「予防」にかかる費用」については、自己の判断によりその支出の多寡を決定することが可能であり、一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出を余儀なくされる性質のものではないことから、医療費控除の対象とならない。

二、四及び六について

お尋ねの「感染「予防」対策」及び「医療行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療費控除は、本来は生計費の一部である医療費について、一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出を余儀なくされる場合の担税力の減殺をしんしゃくする制度として設けられたものであるところ、マスクの購入費用及び御指摘の「自己の判断で検査を行った」場合の費用については、自己の判断によりその支出の多寡を決定することが可能であり、一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出を余儀なくされる性質のものではないことから、医療費控除の対象とならない。

また、お尋ねの「セルフメディケーション税制」については、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、国民がセルフメディケーションに取り組む環境を整備するために設けられているものであり、いわゆるスイッチOTC医薬品（一般消費者が自らの判断に基づいて薬局等で購入する医薬品であって、医師の処方する医療用医薬品に限って使用されていた有効成分を初めて含有することとなるものをいう。）の購入費用を対象としていることから、マスクの購入費用は対象とならない。

三について

マスクの需給状況については、現在においては改善してきており、販売価格についても下落傾向にあると承知しており、政府として、マスク等の購入等について、お尋ねの「購入補助券の配付等、歳出で補助を行」うことは考えていない。

また、お尋ねの「布マスクの全戸配布」については、マスクの需給がひっ迫し、価格が高騰していたこと等を踏まえ、急増する需要の抑制及び感染拡大の防止に有効であると考えたことから、令和二年四月から六月にかけて、洗濯することによって繰り返し使用できる布製マスクの配布を行ったものである。

五について

お尋ねの「「予防」一般に関わる費用」は、一についてでお答えしたとおり、自己の判断によりその支出の多寡を決定することが可能であり、一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出を余儀なくされる性質のものではないことから、医療費控除の対象とならない。なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条において、厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化基本方針を定める等の取組を行うこととされており、また、同法第九条において、都道府県は、同基本方針に即して、当該都道府県が取り組むべき施策に関する事項等を都道府県医療費適正化計画において定めるものとされているところ、同基本方針においては、必要な施策として、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに生活習慣病の重症化予防の取組を含む住民の健康の保持の推進に係るもの等が考えられるとしているところであり、政府としては、これらの取組を通じて、医療費の適正化に取り組んでいるところである。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外　令和三年三月十一日

第二百四回国会　衆議院会議録　第十号（一）

〔本号（一）参照〕

令和三年度一般会計予算

右
国会に提出する。
令和三年一月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

令和３年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　令和３年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ106,609,707,875千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第２条　「財政法」第14条の２の規定による既定の継続費の総額、年限及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第３条　「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第４条　「財政法」第15条第１項の規定により令和３年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第５条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第６条　「財政法」第４条第１項ただし書の規定により令和３年度において公債を発行することができる限度額は、6,341,000,000千円とする。

２　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」の規定により令和３年度において公債を発行することができる限度額は、37,256,000,000千円とする。

３　第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和元年11月１日から令和２年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第１項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

４　第１項及び第２項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第１項の限度額について第３項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第７条　「財政法」第４条第３項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
	人事院	人事院施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、沖縄政策費（沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費

官報（号外）

	地方創生推進事務局	地方創生推進費（地方創生拠点整備交付金に限る。）、地方創生基盤整備事業推進費
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	公正取引委員会	公正取引委員会施設費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術利用環境整備費（放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防庁施設費、消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費（認定こども園施設整備交付金に限る。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（次世代放射光施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、公立文教施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	スポーツ庁	私立学校振興費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、文化財保存事業費（国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立美術館施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、保育対策費（保育所等整備交付金に限る。）、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、食料安全保障確立対策費（食料安全保障確立対策整備交付金に限る。）、担い手育成・確保等対策費（担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、農地集積・集約化等対策費（農地集積・集約化等対策整備交付金に限る。）、農業生産基盤整備推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限る。）、

		海岸事業費、国産農産物生産基盤強化等対策費（国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金及び国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、６次産業化市場規模拡大対策費（６次産業化市場規模拡大対策整備交付金に限る。）、農業農村整備事業費、農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業農村整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、船舶建造費、漁村振興対策費（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費、工業用水道事業費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、海岸事業費、鉄道安全対策事業費、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額及び道路環境整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、都市構造再編集中支援事業費補助、市街地再開発事業費補助及び都市再生推進事業費補助に限る。）、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補

官報（号外）

		助率差額に限る。)、社会資本整備円滑化地籍整備事業費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、鉄道施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
環境省	環境本省	環境本省施設費、廃棄物・リサイクル対策推進費(廃棄物処理施設整備交付金に限る。)、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費(水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。)、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費
	原子力規制委員会	原子力規制委員会施設費

(一時借入金等の最高額)

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により令和３年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

(復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲)

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
内閣府	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
国土交通省	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興貸付金等回収金収入

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、国家公務員宿舎の削減計画に基づき用途が廃止された宿舎の跡地等の売却益に相当する収入又は平成23年度の一般会計補正予算(第３号)に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

(損失補償契約等の限度額)

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、令和３年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
	千円
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　2,756,000,000
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	令和３年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　5,289

「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	令和３年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額	111,334
「農業経営基盤強化促進法」第14条の９第３項の規定による金額の限度	令和３年度以降20箇年度間を通ずる利子補給金の総額	1,637,666
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	令和３年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額	2,861,301
「地域再生法」第14条第２項の規定による金額の限度	令和３年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	268,800
「地域再生法」第15条第２項の規定による金額の限度	令和３年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	51,200
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和３年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	309,760
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	令和３年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	294,400
「国家戦略特別区域法」の規定による金額の限度	令和３年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	67,200
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額	356,000,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第７条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額	20,415,591,944
「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度	ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額	1,750,000,000

２　「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条第４項の規定により令和３年度においてアジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、104,706,908千円とする。

３　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により令和３年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、6,084,785千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が令和３年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
１　株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務 (1)　国民一般向け業務に関するもの (2)　中小企業者向け業務に関するもの (3)　危機対応円滑化業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項 同　項 同　項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額250,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額250,000,000千円及び(3)に掲げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては発行限度額300,000,000千円、その他のものにあっては額面総額400,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
２　株式会社国際協力銀行 イ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,982,500,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が40,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額

官報（号外）

3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 イ　国際協力機構債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	額面総額50,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が64,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	
4　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額51,644,623千円及びその利息に相当する金額
5　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額1,895,300,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額120,000,000千円並びにその利息に相当する金額
7　独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構債券に係る債務	「独立行政法人住宅金融支援機構法」第20条	額面総額220,000,000千円及びその利息に相当する金額
8　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額1,000,000千円及びその利息に相当する金額
9　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項	額面総額155,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債及び日本政策投資銀行債のうち外国において発行するもの	同　項	(1)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が220,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額 （ただし、イの額面総額にあっては55,000,000千円、ロの合計額にあっては220,000,000千円の範囲内で一方を減算し、当該減算した金額を他方に加算することができることとし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。）

10　株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債務	「貿易保険法」	額面総額及び元本金額の合計額760,500,000千円並びにその利息に相当する金額
11　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」 「預金保険法」 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
13　株式会社産業革新投資機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」	額面総額及び元本金額の合計額3,340,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額80,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18　株式会社海外需要開拓支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	額面総額及び元本金額の合計額35,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額60,010,000千円並びにその利息に相当する金額
20　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 イ　社債に係る債務 ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」第33条 同　条	額面総額8,000,000千円及びその利息に相当する金額 外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が1,500,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意

		償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
21　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　介護保険関係業務に関するもの (2)　高齢者医療制度関係業務((3)に掲げるものを除く。)に関するもの (3)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの (4)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「介護保険法」第169条 「高齢者の医療の確保に関する法律」 同　法 「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額280,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額310,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額570,000,000千円並びに(4)に掲げる借入金にあっては元本金額588,300,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
22　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額50,650,000千円並びにその利息に相当する金額
23　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額22,100,000千円及びその利息に相当する金額
24　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
25　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額680,000,000千円及びその利息に相当する金額
26　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額240,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第６号から第９号までの各号、第22号、第23号若しくは第26号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額を増額することができる。

3　第１項第１号から第３号までの各号、第５号から第７号までの各号、第９号から第23号までの各号及び第26号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣	内閣官房	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
内閣府	内閣本府	沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	総合特区推進調整費、地方創生基盤整備事業推進費、特定地域づくり事業推進費
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術イノベーション創造推進費
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発利用推進費
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費
	観光庁	国際観光旅客税財源観光振興費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業農村整備事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費）の各組織 ロ　国土交通本省（航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業農村整備事業工事諸費の各項
２　農林水産省	農林水産本省 地方農政局 林野庁	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業農村整備事業工事諸費 イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項

	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費と船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

（新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用）

第16条　「甲号歳入歳出予算」に計上した新型コロナウイルス感染症対策予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。

（俸給予算等の制限）

第17条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第18条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金及び感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険保険者努力支援交付金に限る。）、麻薬・覚醒剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待等防止対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、母子保健衛生対策費（母子保健衛生医療費負担金に限る。）、生活保護等対策費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、精神障害者措置入院費負担金及び障害者医療費負担金に限る。）、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、公的年金制度等運営諸費（年金生活者支援給付金給付費に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、私的年金制度整備運営費（国民年金基金等給付費負担金に限る。）、高齢者日常生活支援等推進費（地域支援事業交付金及び重層的支援体制整備事業交付金に限る。）、介護保険制度運営推進費（国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に限る。）
	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費（児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費及び入所児童食糧費に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環境省	環境本省	環境本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)
国会	雑収入			2,249,979
		国有財産利用収入		1,988,973
			国有財産貸付収入	1,988,548
			国有財産使用収入	425
		諸収入		261,006
			弁償及返納金	21,563
			物品売払収入	8,734
			雑入	230,709
裁判所	政府資産整理収入			1,857,702
		回収金等収入		1,857,702
			貸付金等回収金収入	1,857,702
	雑収入			61,565,440
		国有財産利用収入		782,710
			国有財産貸付収入	778,390
			国有財産使用収入	4,320
		納付金		49,100
			法科大学院設置者納付金	49,100

官報(号外)

		諸収入		60,733,630
			許可及手数料	1,621,615
			懲罰及没収金	285,087
			弁償及返納金	116,469
			物品売払収入	41,735
			雑入	58,668,724
			計	63,423,142
会計検査院	雑収入			5,789
		国有財産利用収入		1,120
			国有財産貸付収入	1,120
		諸収入		4,669
			弁償及返納金	1,052
			物品売払収入	1,715
			雑入	1,902
内閣	雑収入			783,486
		国有財産利用収入		32,190
			国有財産貸付収入	31,564
			国有財産使用収入	626
		諸収入		751,296
			弁償及返納金	747,664
			物品売払収入	1,588
			雑入	2,044
内閣府	官業益金及官業収入			15,650
		官業収入		15,650
			病院収入	15,650
	政府資産整理収入			6,625,590
		国有財産処分収入		395,958
			国有財産売払収入	395,958
		回収金等収入		6,229,632
			貸付金等回収金収入	2,298,856
			東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	3,930,776
	雑収入			66,061,274
		国有財産利用収入		1,330,925
			国有財産貸付収入	1,141,345
			国有財産使用収入	189,580

官報（号外）

		納付金		3,207,004
			雑納付金	3,207,004
		諸収入		61,523,345
			特別会計受入金	142,570
			許可及手数料	516,553
			懲罰及没収金	53,002,937
			弁償及返納金	7,578,541
			物品売払収入	212,970
			雑入	69,774
			計	72,702,514
デジタル庁	雑収入			426
		諸収入		426
			弁償及返納金	37
			雑入	389
総務省	雑収入			84,629,227
		国有財産利用収入		156,296
			国有財産貸付収入	156,296
		納付金		1,378,323
			雑納付金	1,378,323
		諸収入		83,094,608
			許可及手数料	955,455
			弁償及返納金	3,021,937
			物品売払収入	21,739
			電波利用料収入	74,989,656
			特定基地局開設料収入	3,100,000
			雑入	1,005,821
法務省	雑収入			93,661,221
		国有財産利用収入		783,861
			国有財産貸付収入	782,751
			利子収入	1,110
		諸収入		92,877,360
			許可及手数料	47,759,504
			懲罰及没収金	39,989,407
			弁償及返納金	957,437
			物品売払収入	174,726
			矯正官署作業収入	3,529,140
			雑入	467,146

外務省	政府資産整理収入			126,987
		国有財産処分収入		126,987
			国有財産売払収入	126,987
	雑収入			31,747,484
		国有財産利用収入		531,392
			国有財産貸付収入	511,199
			利子収入	20,193
		諸収入		31,216,092
			許可及手数料	23,567,921
			弁償及返納金	7,560,879
			物品売払収入	39,623
			雑入	47,669
			計	31,874,471
財務省	租税及印紙収入			57,448,000,000
		租税		56,554,000,000
			所得税	18,667,000,000
			法人税	8,997,000,000
			相続税	2,229,000,000
			消費税	20,284,000,000
			酒税	1,176,000,000
			たばこ税	912,000,000
			揮発油税	2,070,000,000
			石油ガス税	4,000,000
			航空機燃料税	37,000,000
			石油石炭税	606,000,000
			電源開発促進税	305,000,000
			自動車重量税	382,000,000
			国際観光旅客税	30,000,000
			関税	846,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		894,000,000
			印紙収入	894,000,000
	政府資産整理収入			104,092,182
		国有財産処分収入		56,409,579
			国有財産売払収入	43,236,609
			特定国有財産売払収入	13,172,970

官報（号外）

		回収金等収入		47,682,603
			特別会計整理収入	31,056,986
			引継債権整理収入	24
			政府出資回収金収入	16,625,593
	雑収入			3,084,654,547
		国有財産利用収入		97,964,053
			国有財産貸付収入	37,906,515
			国有財産使用収入	402
			利子収入	22,917
			配当金収入	60,034,219
		納付金		983,125,749
			日本銀行納付金	978,300,000
			独立行政法人造幣局納付金	1,542,240
			雑納付金	3,283,509
		諸収入		2,003,564,745
			特別会計受入金	1,924,019,873
			許可及手数料	2,345,551
			受託調査試験及役務収入	15,982,656
			懲罰及没収金	282,251
			弁償及返納金	1,463,090
			物品売払収入	415,644
			文官恩給費特別会計等負担金	340,009
			雑入	58,715,671
	公債金			43,597,000,000
		公債金		43,597,000,000
			公債金	6,341,000,000
			特例公債金	37,256,000,000
			計	104,233,746,729
文部科学省	政府資産整理収入			50,822,055
		回収金等収入		50,822,055
			貸付金等回収金収入	50,822,055
	雑収入			25,878,440
		国有財産利用収入		713,410
			国有財産貸付収入	697,462
			国有財産使用収入	15,948

		納付金		6,895,890
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	4,809,424
			雑納付金	2,086,466
		諸収入		18,269,140
			許可及手数料	30,874
			弁償及返納金	12,046,032
			物品売払収入	21,083
			雑入	6,171,151
			計	76,700,495
厚生労働省	官業益金及官業収入			860,162
		官業収入		860,162
			病院収入	860,162
	政府資産整理収入			3,328,043
		回収金等収入		3,328,043
			貸付金等回収金収入	3,328,043
	雑収入			654,217,736
		国有財産利用収入		477,960
			国有財産貸付収入	471,934
			国有財産使用収入	6,026
		納付金		6,846,782
			雑納付金	6,846,782
		諸収入		646,892,994
			特別会計受入金	789,046
			授業料及入学検定料	109,830
			許可及手数料	80,383
			受託調査試験及役務収入	171,909
			弁償及返納金	644,476,227
			物品売払収入	81,667
			雑入	1,183,932
			計	658,405,941
農林水産省	官業益金及官業収入			33,755,252
		官業収入		33,755,252
			国有林野事業収入	33,755,252

官報（号外）

	政府資産整理収入			1,989,264
		国有財産処分収入		791,408
			国有財産売払収入	791,408
		回収金等収入		1,197,856
			貸付金等回収金収入	1,197,856
	雑収入			406,349,955
		国有財産利用収入		1,004,243
			国有財産貸付収入	999,782
			国有財産使用収入	3,546
			利子収入	915
		納付金		334,750,182
			日本中央競馬会納付金	329,354,579
			雑納付金	5,395,603
		諸収入		70,595,530
			特別会計受入金	3,909,911
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	10,516
			公共事業費負担金	40,427,023
			東日本大震災復興公共事業費負担金	88,650
			許可及手数料	58,523
			受託調査試験及役務収入	5,187,349
			懲罰及没収金	34,864
			弁償及返納金	18,490,004
			物品売払収入	205,506
			雑入	2,183,184
			計	442,094,471
経済産業省	政府資産整理収入			2,172,387
		回収金等収入		2,172,387
			特別会計整理収入	117
			貸付金等回収金収入	2,172,270
	雑収入			14,537,377
		国有財産利用収入		251,241
			国有財産貸付収入	251,241

		納付金		9,286,856
			特定アルコール譲渡者納付金	9,274,390
			雑納付金	12,466
		諸収入		4,999,280
			許可及手数料	348
			弁償及返納金	4,282,111
			物品売払収入	164,581
			雑入	552,240
			計	16,709,764
国土交通省	政府資産整理収入			73,626,452
		回収金等収入		73,626,452
			特別会計整理収入	50,892,535
			貸付金等回収金収入	22,517,459
			東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458
	雑収入			700,342,977
		国有財産利用収入		6,856,029
			国有財産貸付収入	3,663,059
			国有財産使用収入	3,183,699
			利子収入	9,271
		納付金		338,875
			特定タンカー所有者納付金	105,000
			雑納付金	233,875
		諸収入		693,148,073
			公共事業費負担金	530,454,889
			許可及手数料	6,885,884
			受託調査試験及役務収入	74,735,219
			懲罰及没収金	9,500
			弁償及返納金	47,600,424
			物品売払収入	2,205,365
			附帯工事費負担金	19,792,000
			雑入	11,464,792
			計	773,969,429

官報（号外）

環境省	雑収入		3,310,246	
		国有財産利用収入	1,755,278	
			国有財産貸付収入	850,756
			国有財産使用収入	904,522
		納付金	274,717	
			雑納付金	274,717
		諸収入	1,280,251	
			許可及手数料	24,403
			弁償及返納金	1,199,291
			物品売払収入	143
			雑入	56,414
防衛省	官業益金及官業収入		17,575,318	
		官業収入	17,575,318	
			病院収入	17,575,318
	政府資産整理収入		599,891	
		国有財産処分収入	81,056	
			国有財産売払収入	81,056
		回収金等収入	518,835	
			貸付金等回収金収入	466,947
			事故補償費返還金	51,888
	雑収入		37,265,336	
		国有財産利用収入	7,093,818	
			国有財産貸付収入	6,961,461
			国有財産使用収入	130,346
			利子収入	2,011
		納付金	42,264	
			雑納付金	42,264
		諸収入	30,129,254	
			授業料及入学検定料	5,488
			受託調査試験及役務収入	22,584
			弁償及返納金	24,894,299
			物品売払収入	1,976,975
			雑入	3,229,908
			計	55,440,545
歳入総計				106,609,707,875

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	11,828,163
		皇族費	269,315
		計	12,421,478
国会	衆議院	衆議院	66,826,394
		衆議院施設費	2,286,406
		衆議院予備経費	7,000
		計	69,119,800
	参議院	参議院	40,094,174
		参議院施設費	1,533,307
		参議院予備経費	5,000
		計	41,632,481
	国立国会図書館	国立国会図書館	19,036,415
		国立国会図書館施設費	1,199,823
		計	20,236,238
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	135,278
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	114,928
	国会所管合計		131,238,725
裁判所	裁判所	最高裁判所	83,036,071
		下級裁判所	207,155,725
		検察審査費	293,210
		裁判費	20,250,432
		裁判所施設費	14,624,474
		裁判所予備経費	8,000
		計	325,367,912
会計検査院	会計検査院	会計検査院	16,760,271
		会計検査院施設費	75;376
		計	16,835,647

官報（号外）

内閣	内閣官房	内閣官房共通費	35,619,857
		内閣官房施設費	1,588,957
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	269,943,972
		情報収集衛星業務費	57,523,032
		情報収集衛星施設費	5,009,041
		計	369,684,859
	内閣法制局	内閣法制局	1,195,829
	人事院	人事院	9,184,341
		人事院施設費	33,110
		計	9,217,451
	内閣所管合計		380,098,139
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	25,707,763
		内閣本府施設費	3,223,346
		公文書等管理政策費	53,851
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,386,878
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	55,763
		政府広報費	8,351,749
		アイヌ政策推進費	2,002,912
		経済財政政策費	855,110
		地方創生支援費	1,471,285
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	50,367,037
		防災政策費	6,822,586
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	9,456,000
		沖縄政策費	33,089,339
		沖縄振興交付金事業推進費	98,102,000
		沖縄振興特定事業推進費	8,500,000
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	3,450,000
		沖縄振興推進調査費	40,000
		沖縄教育振興事業費	7,996,300
		沖縄保健衛生諸費	2,187
		沖縄国立大学法人施設整備費	9,457,339
		沖縄開発事業費	113,037,851

	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619,000	
	共生社会政策費	2,149,867	
	栄典行政費	2,757,295	
	男女共同参画社会形成促進費	965,909	
	食品安全政策費	327,688	
	公益法人制度適正運営推進費	155,183	
	経済社会総合研究所	2,114,406	
	迎賓施設運営費	2,091,020	
	航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	3,061,373	
	計	400,671,037	
地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	2,154,105	
	総合特区推進調整費	5,000	
	地方創生推進費	62,473,000	
	地方創生基盤整備事業推進費	39,777,000	
	特定地域づくり事業推進費	500,000	
	計	104,909,105	
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	216,079	
科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	1,862,961	
	科学技術イノベーション創造推進費	55,500,000	
	計	57,362,961	
健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局	257,183	
宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	18,005,214	
	宇宙開発利用推進費	1,300,000	
	計	19,305,214	
北方対策本部	北方対策本部	359,580	
	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,338,208	
	計	1,697,788	
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部	1,301,847	
	大学等修学支援費	480,366,138	
	子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,489,602,559	
	計	2,971,270,544	

官　報（号外）

	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	135,001
		有人国境離島政策推進費	5,034,081
		計	5,169,082
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	691,941
	日本学術会議	日本学術会議	984,964
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	284,407
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	6,190,265
		沖縄海岸事業調査諸費	3,300
		沖縄治水事業工事諸費	1,900,728
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,450,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	940,536
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	131,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	233,787
		沖縄農業農村整備事業工事諸費	838,868
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,557
		計	11,692,041
	宮内庁	宮内庁	12,589,493
	公正取引委員会	公正取引委員会	11,308,904
		公正取引委員会施設費	153,012
		計	11,461,916
	警察庁	警察庁共通費	93,376,299
		警察庁施設費	9,549,993
		生活安全警察費	267,386
		刑事警察費	225,765
		組織犯罪対策費	50,362
		交通警察費	18,008,041
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	53,002,937
		警備警察費	9,949,833
		皇宮警察本部	8,559,987
		犯罪被害給付費	1,082,197

		情報技術犯罪対策費	272,219
		科学警察研究所	2,176,540
		警察活動基盤整備費	126,963,180
		計	323,484,739
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	4,010,207
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	4,150,254
	金融庁	金融庁共通費	21,996,593
		金融政策費	2,865,925
		計	24,862,518
	消費者庁	消費者庁共通費	5,142,005
		消費者政策費	3,700,441
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,025,830
		計	11,868,276
	内閣府所管合計		3,966,939,749
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費	3,711,571
		デジタル社会形成推進費	4,416,550
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	28,678,517
		計	36,806,638
総務省	総務本省	総務本省共通費	41,833,982
		総務本省施設費	1,892,145
		行政管理実施費	215,784
		行政評価等実施費	226,232
		地方行政制度整備費	598,674
		地域振興費	2,079,788
		地方財政制度整備費	53,044
		地方交付税交付金	15,591,220,690
		地方特例交付金	357,684,000
		地方税制度整備費	37,086
		選挙制度等整備費	68,007,279
		電子政府・電子自治体推進費	133,985,670
		情報通信技術研究開発推進費	8,405,725
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	28,072,047

官報（号外）

		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	90,200
		情報通信技術高度利活用推進費	4,957,385
		情報通信技術利用環境整備費	6,319,474
		電波利用料財源電波監視等実施費	69,679,725
		情報通信国際戦略推進費	1,343,719
		郵政行政推進費	754,187
		一般戦災死没者追悼等事業費	597,438
		恩給費	135,983,151
		統計調査費	30,867,610
		独立行政法人統計センター運営費	9,418,814
		政党助成費	31,797,328
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,140,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,400,000
		計	16,562,661,177
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	6,608,750
		行政評価等実施費	837,496
		計	7,446,246
	総合通信局	総合通信局共通費	8,312,611
		情報通信技術高度利活用等推進費	47,067
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,358,701
		計	11,718,379
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	560,957
	消防庁	消防庁共通費	2,237,472
		消防庁施設費	124,981
		消防防災体制等整備費	10,455,667
		計	12,818,120
	総務省所管合計		16,595,204,879
法務省	法務本省	法務本省共通費	127,718,105
		基本法制整備費	130,906
		司法制度改革推進費	17,968,049

		日本司法支援センター運営費	15,159,730
		再犯防止等企画調整推進費	63,347
		検察企画調整費	57,014
		矯正企画調整費	135,323
		更生保護企画調整推進費	54,297
		債権管理回収業審査監督費	10,432
		人権擁護推進費	1,333,414
		訟務費	1,920,397
		法務省施設費	20,292,981
		法務行政情報化推進費	836,598
		計	185,680,593
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,871,494
		法務調査研究費	41,195
		国際協力推進費	301,757
		計	2,214,446
	検察庁	検察官署共通費	105,094,600
		検察費	5,381,392
		検察運営費	2,204,217
		計	112,680,209
	矯正官署	矯正官署共通費	169,864,046
		矯正管理業務費	6,268,789
		矯正収容費	43,364,456
		矯正施設民間開放推進費	18,942,271
		計	238,439,562
	更生保護官署	更生保護官署共通費	14,315,300
		更生保護活動費	13,247,441
		計	27,562,741
	法務局	法務局共通費	71,632,538
		登記事務処理費	25,085,781
		国籍等事務処理費	9,610,421
		人権擁護活動費	2,161,849
		計	108,490,589
	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	39,149,092
		出入国管理企画調整推進費	3,063,388
		出入国管理業務費	10,080,549
		計	52,293,029

	公安審査委員会	公安審査委員会	65,896
	公安調査庁	公安調査庁共通費	13,256,002
		破壊的団体等調査費	2,456,964
		計	15,712,966
	法務省所管合計		743,140,031
外務省	外務本省	外務本省共通費	56,920,836
		外務本省施設費	724,395
		地域別外交費	5,902,802
		分野別外交費	101,720,185
		広報文化交流及報道対策費	15,402,925
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,632,797
		領事政策費	6,417,719
		経済協力費	197,220,928
		独立行政法人国際協力機構運営費	150,659,997
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	990,830
		計	548,593,414
	在外公館	在外公館共通費	132,906,896
		在外公館施設費	5,347,181
		地域別外交費	921,031
		分野別外交費	458,189
		広報文化交流及報道対策費	2,128,282
		領事政策費	4,495,635
		経済協力費	1,022,261
		計	147,279,475
	外務省所管合計		695,872,889
財務省	財務本省	財務本省共通費	209,353,153
		財務本省施設費	234,818
		財政健全化推進費	856,738
		税制企画立案費	159,543
		資産債務管理費	420,317
		国債費	23,758,758,484
		公務員宿舎施設費	7,360,726
		特定国有財産整備費	6,374,508

		特定国有財産整備諸費	127,176
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,120,735
		関税制度等企画立案費	992,417
		経済協力費	78,015,440
		政策金融費	61,653,004
		国家公務員共済組合連合会等助成費	85,809,523
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	4,246,400
		新型コロナウイルス感染症対策予備費	5,000,000,000
		予備費	500,000,000
		計	29,731,482,982
	財務局	財務局共通費	43,283,540
		財務局施設費	92,745
		財務局業務費	13,306,647
		計	56,682,932
	税関	税関共通費	74,609,261
		税関施設費	373,715
		税関業務費	24,303,609
		船舶建造費	848,849
		計	100,135,434
	国税庁	国税庁共通費	565,851,281
		国税庁施設費	2,701,318
		税務業務費	62,087,638
		国税不服審判所	4,779,850
	（	独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,043,245
		計	636,463,332
	財務省所管合計		30,524,764,680
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	98,425,591
		教育政策推進費	43,538,801
		独立行政法人教職員支援機構運営費	1,212,345
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,553,598

		独立行政法人国立女性教育会館運営費	527,219	
		初等中等教育振興費	528,059,897	
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,101,433	
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	34,000	
		義務教育費国庫負担金	1,516,381,000	
		高等教育振興費	29,038,324	
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,883,545	
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,415,102	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,013,049	
		育英事業費	107,840,511	
		私立学校振興費	544,912,328	
		科学技術・学術政策推進費	6,015,815	
		研究振興費	301,570,817	
		国立大学法人施設整備費	37,917,697	
		国立大学法人運営費	1,079,024,226	
		独立行政法人日本学術振興会運営費	27,141,308	
		研究開発推進費	136,990,717	
		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	14,239,394	
		国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	5,955,345	
		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,248,601	
		国立研究開発法人理化学研究所運営費	54,049,102	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	21,582,563	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	2,074,686	
		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,660,561	
		南極地域観測事業費	4,199,026	

		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	107,032,082
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	1,189,783
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	29,708,549
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	2,338,300
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	112,295,751
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,349,401
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	36,379,870
		公立文教施設整備費	69,347,980
		文化振興費	945,000
		国際交流・協力推進費	29,664,839
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,635,742
		計	5,154,493,898
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,198,430
		科学技術・学術政策研究所	831,973
		日本学士院	631,133
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,664
		計	4,669,200
	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	1,268,968
		初等中等教育振興費	25,110
		私立学校振興費	80,000
		スポーツ振興費	10,064,465
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,863,633
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	77,284
		計	31,379,460
	文化庁	文化庁共通費	3,455,724
		文化庁施設費	46,894
		文化振興費	22,946,123

		文化財保存事業費	45,345,111
		文化財保存施設整備費	586,199
		文化振興基盤整備費	3,318,455
		日本芸術院	527,472
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,925,273
		独立行政法人国立美術館運営費	8,511,234
		独立行政法人国立美術館施設整備費	100,000
		独立行政法人国立文化財機構運営費	9,051,943
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,640,460
		計	107,454,888
	文部科学省所管合計		5,297,997,446
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	103,931,512
		厚生労働本省施設費	267,611
		医療提供体制確保対策費	27,289,414
		医療従事者等確保対策費	638,038
		医療従事者資質向上対策費	224,485
		医療情報化等推進費	2,204,839
		医療安全確保推進費	1,349,502
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,493,757
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,223,946
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,051,935
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,529,450
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,683,539
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,352,036
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	411,349
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	3,059,141

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	558,991
感染症対策費	152,364,385
特定疾患等対策費	141,634,961
移植医療推進費	3,258,109
原爆被爆者等援護対策費	118,277,695
医薬品承認審査等推進費	1,124,425
医薬品安全対策等推進費	2,089,165
医薬品適正使用推進費	111,548
血液製剤対策費	628,869
医療技術実用化等推進費	2,127,355
医療提供体制基盤整備費	120,180,545
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,232,530
医療保険給付諸費	10,106,217,144
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,809,685
医療費適正化推進費	4,185,009
地域保健対策費	3,822,560
保健衛生施設整備費	2,722,852
健康増進対策費	40,445,096
健康危機管理推進費	833,786
食品等安全確保対策費	2,580,493
水道安全対策費	89,896
水道施設整備費	7,012,000
生活基盤施設耐震化等対策費	22,704,000
麻薬・覚醒剤等対策費	616,879
化学物質安全対策費	400,478
生活衛生対策費	4,960,778
労働条件確保・改善対策費	267,723
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,188,893
労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	8,248
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	401
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	406,267

官報（号外）

		男女均等雇用対策費	140,477
		高齢者等雇用安定・促進費	23,299,197
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	72,838,922
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	1,090,981
		職業能力開発強化費	5,078,387
		若年者等職業能力開発支援費	74,444
		障害者等職業能力開発支援費	4,097,341
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	867,964
		保育対策費	89,911,144
		児童虐待等防止対策費	159,921,825
		母子保健衛生対策費	16,243,365
		母子家庭等対策費	175,592,879
		子ども・子育て支援対策費	6,157,463
		児童福祉施設整備費	7,054,204
		生活保護等対策費	2,936,415,578
		自殺対策費	3,443,173
		社会福祉諸費	34,941,500
		遺族及留守家族等援護費	7,068,049
		戦没者慰霊事業費	3,430,343
		中国残留邦人等支援事業費	1,097,937
		恩給進達等実施費	204,837
		障害保健福祉費	2,220,658,446
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,289,990
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	83,160
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,631,540
		社会福祉施設整備費	5,506,515
		独立行政法人福祉医療機構運営費	1,953,329
		公的年金制度等運営諸費	530,491,284
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,092,852,787

		私的年金制度整備運営費	3,840,045
		高齢者日常生活支援等推進費	199,436,279
		介護保険制度運営推進費	3,226,159,641
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	108,275,398
		国際機関活動推進費	12,760,453
		国際協力費	230,928
		厚生労働調査研究等推進費	59,817,639
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	3,847,420
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	22,440
		社会保障・税番号活用推進費	10,875,198
		水道施設整備事業調査諸費	3,000
		水道施設災害復旧事業費	356,000
		計	32,944,632,822
	検疫所	検疫所共通費	9,129,423
		検疫業務等実施費	9,424,171
		輸入食品検査業務実施費	2,148,382
		計	20,701,976
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,761,957
		国立ハンセン病療養所施設費	3,446,953
		国立ハンセン病療養所運営費	10,336,082
		計	32,544,992
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	11,504,558
		厚生労働本省試験研究所施設費	417,536
		血清等製造及検定費	442,748
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	5,212,112
		計	17,576,954
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,106,175
		国立更生援護機関施設費	123,472
		国立児童自立支援施設運営費	152,702
		国立更生援護所運営費	2,152,593
		計	8,534,942

	地方厚生局	地方厚生局共通費	13,890,962
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,463,832
		医師等国家試験実施費	915,932
		麻薬・覚醒剤等対策費	577,524
		医療観察等実施費	74,005
		計	16,922,255
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	88,138,933
		都道府県労働局施設費	211,072
		労働条件確保・改善対策費	702,285
		男女均等雇用対策費	128,487
		個別労働紛争対策費	82,973
		職業紹介事業等実施費	35,121
		高齢者等雇用安定・促進費	4,777,839
		若年者等職業能力開発支援費	1,498,140
		計	95,574,850
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,180,202
		労使関係等安定形成促進費	299,532
		計	1,479,734
	厚生労働省所管合計		33,137,968,525
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	93,073,491
		農林水産本省施設費	561,825
		農林水産物・食品輸出促進対策費	6,737,790
		消費者・食農連携深化対策費	611,655
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,363,102
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,761,274
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	41,239
		食料安全保障確立対策費	23,635,816
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	89,100,000
		担い手育成・確保等対策費	211,873,761
		独立行政法人農業者年金基金運営費	4,529,359

		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	97,191,220
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	61,274,855
		農地集積・集約化等対策費	48,057,345
		農業生産基盤整備推進費	28,301,265
		海岸事業費	3,450,189
		国産農産物生産基盤強化等対策費	377,637,244
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費	43,183,102
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,698,634
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,797,083
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	145,900
		独立行政法人家畜改良センター運営費	8,091,361
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	151,998
		デジタル技術活用推進費	3,894,110
		農林水産政策研究所	1,071,936
		農業・食品産業強化対策費	16,214,132
		農林水産業環境政策推進費	143,051
		6次産業化市場規模拡大対策費	1,893,893
		農山漁村6次産業化対策費	1,018,659
		農村整備推進対策費	77,344,117
		農業農村整備事業費	197,477,413
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	6,213,000
		農山漁村活性化対策費	20,874,994
		農山漁村地域整備事業費	66,387,000
		農林水産統計調査費	4,626,455
		風水害等対策費	25,463
		受託工事等実施費	5,058,674
		海岸事業調査諸費	3,473
		農業農村整備事業調査諸費	1,085,281

		農業施設災害復旧事業費	8,045,274
		農業施設災害関連事業費	336,584
		計	1,521,983,017
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	16,919,902
		農林水産本省検査指導所施設費	158,573
		計	17,078,475
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,193,962
		農林水産技術会議施設費	163,795
		農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	5,533,767
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	54,192,237
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	655,242
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,604,587
		計	66,343,590
	地方農政局	地方農政局	55,361,421
		地方農政局施設費	317,421
		海岸事業工事諸費	421,338
		農業農村整備事業工事諸費	20,263,306
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	3,694
		計	76,367,180
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,207,992
	林野庁	林野庁共通費	32,823,672
		林野庁施設費	1,051,160
		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,448,901
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	216,631
		森林整備・保全費	6,015,182
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	15,920,969
		治山事業費	48,320,335
		森林整備事業費	110,682,038
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,192,263

		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	21,769,935
		林業振興対策費	5,674,482
		林産物供給等振興対策費	2,934,427
		森林整備・林業等振興対策費	8,082,884
		治山事業工事諸費	5,443,665
		森林整備事業工事諸費	7,504,962
		山林施設災害復旧事業費	5,295,520
		山林施設災害関連事業費	4,926,284
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	58,196
		計	288,361,506
	水産庁	水産庁共通費	7,814,482
		食料安全保障確立対策費	641,543
		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	17,169,038
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	291,638
		水産資源回復対策費	28,864,296
		船舶建造費	4,775,871
		漁業経営安定対策費	26,918,832
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	17,737,158
		漁村振興対策費	4,704,622
		海岸事業費	2,204,113
		水産基盤整備費	34,119,337
		水産業強化対策費	2,654,526
		海岸事業調査諸費	4,887
		水産基盤整備事業工事諸費	55,663
		漁港施設災害復旧事業費	1,118,448
		漁港施設災害関連事業費	27,000
		計	149,101,454
農林水産省所管合計			2,123,443,214
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	47,230,288
		経済産業本省施設費	2,472,168
		産業・事業新陳代謝促進費	1,530,041

官　報（号外）

		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,790,008	
		技術革新促進・環境整備費	2,389,621	
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,713	
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,984,113	
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	498,750	
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	14,346,911	
		基準認証政策推進費	2,660,610	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,500,000	
		経済産業統計調査費	1,520,886	
		ものづくり産業振興費	21,636,811	
		情報技術利活用促進費	5,722,706	
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	8,650,000	
		サービス産業強化費	3,260,892	
		クールジャパン推進費	4,191,607	
		サイバーセキュリティ対策推進費	1,913,783	
		産業保安・危機管理費	3,039,929	
		国際交渉・連携推進費	3,682,412	
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	25,288,887	
		海外市場開拓支援費	8,535,864	
		対内投資促進費	39,155	
		貿易管理費	2,091,065	
		地域経済活性化対策費	1,351,239	
		工業用水道事業費	2,025,000	
		環境政策推進費	406,342	
		消費者行政推進費	496,293	
		化学物質管理推進費	549,438	
		計	236,822,532	
	経済産業局	経済産業局共通費	14,584,867	
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,674,702	
		産業保安・危機管理費	46,021	
		計	2,720,723	

	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,036,985
		鉱物資源安定供給確保費	635,230
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,800,000
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	410,930,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	131,935,494
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	22,464,506
		計	573,802,215
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,375,580
		経営革新・創業促進費	41,856,261
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	17,729,349
		中小企業事業環境整備費	23,203,180
		経営安定・取引適正化費	3,890,045
		計	89,054,415
	経済産業省所管合計		916,984,752
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	128,575,997
		国土交通本省施設費	75,273
		住宅対策事業費	1,800,000
		住宅対策諸費	38,622,755
		住宅市場整備推進費	6,338,514
		総合的バリアフリー推進費	45,531
		海洋環境対策費	105,897
		港湾環境整備事業費	3,208,940
		道路環境等対策費	492,310
		道路環境改善事業費	127,493,000
		水資源対策費	106,941
		水資源開発事業費	11,200,002
		緑地環境対策費	160,000
		国営公園等事業費	18,939,713
		水環境対策費	201,948
		都市水環境整備事業費	21,660,597
		下水道事業費	5,126,007

			地球温暖化防止等対策費	7,740,408	
			災害情報整備推進費	2,183	
			住宅・市街地防災対策費	136,452	
			市街地防災事業費	350,000	
			住宅防災事業費	117,407,000	
			都市公園防災事業費	2,737,000	
			下水道防災事業費	38,291,106	
			水害・土砂災害対策費	299,852	
			河川管理施設整備費	70,910	
			河川整備事業費	460,466,143	
			多目的ダム建設事業費	71,098,918	
			総合流域防災事業費	7,681,421	
			砂防事業費	107,380,045	
			急傾斜地崩壊対策等事業費	16,181	
			防災・減災対策等強化事業推進費	28,401,000	
			海岸事業費	24,553,173	
			公共交通等安全対策費	1,671,439	
			独立行政法人航空大学校運営費	2,587,859	
			鉄道安全対策事業費	5,231,000	
			道路交通安全対策費	313,106	
			道路交通安全対策事業費	792,710,000	
			総合的物流体系整備推進費	2,670,790	
			港湾事業費	179,303,688	
			エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	560,100	
			景観形成推進費	79,315	
			地域連携道路事業費	539,955,000	
			整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,400,000	
			整備新幹線整備事業費	80,372,000	
			航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	24,581,553	
			航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	6,218,000	
			航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,941,000	

		都市・地域づくり推進費	1,604,426
		都市再生・地域再生整備事業費	100,901,789
		鉄道網整備推進費	354,060
		鉄道網整備事業費	18,591,000
		地域公共交通維持・活性化推進費	21,210,332
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	261,788
		都市・地域交通整備事業費	900,000
		道路交通円滑化推進費	107,686
		道路交通円滑化事業費	224,295,000
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,502,455
		不動産市場整備等推進費	4,446,239
		建設市場整備推進費	831,404
		国土交通統計調査費	835,869
		国土調査費	5,537,361
		社会資本整備円滑化地籍整備事業費	497,000
		自動車運送業市場環境整備推進費	118,186
		海事産業市場整備等推進費	1,066,677
		独立行政法人海技教育機構運営費	6,979,503
		国土形成推進費	428,069
		社会資本総合整備事業費	1,378,851,000
		官民連携基盤整備推進調査費	331,000
		地理空間情報整備・活用推進費	96,712
		離島振興費	4,908,419
		離島振興事業費	53,706,547
		北海道総合開発推進費	1,773,848
		北海道開発事業費	507,081,950
		北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325,000
		技術研究開発推進費	2,447,852
		国立研究開発法人土木研究所運営費	8,504,226
		国立研究開発法人土木研究所施設整備費	328,453

官　報（号外）

		国立研究開発法人建築研究所運営費	1,807,957
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	64,765
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,156,201
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費	734,013
		情報化推進費	4,624,257
		国際協力費	1,953,670
		官庁施設保全等推進費	195,398
		官庁営繕費	17,532,044
		附帯・受託工事費	90,985,000
		治水海岸事業調査諸費	144,500
		水資源開発事業調査諸費	1,912
		道路整備事業調査諸費	65,567
		港湾事業調査諸費	76,417
		都市開発事業調査諸費	24,211
		都市水環境整備事業調査諸費	6,486
		住宅建設事業調査諸費	98,245
		国営公園等事業調査諸費	30,538
		下水道事業調査諸費	84,887
		河川等災害復旧事業費	38,133,997
		住宅施設災害復旧事業費	101,000
		鉄道施設災害復旧事業費	941,000
		河川等災害関連事業費	16,207,526
		自動車安全特別会計へ繰入	4,700,000
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	275,599
		計	5,407,149,108
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,169,042
		国土技術政策総合研究所施設費	91,545
		技術研究開発推進費	393,453
		治水海岸事業工事諸費	621,045
		道路整備事業工事諸費	518,198
		港湾空港整備事業工事諸費	202,672
		計	4,995,955

	国土地理院	国土地理院共通費	5,403,014
		国土地理院施設費	66,934
		災害情報整備推進費	502,811
		地理空間情報整備・活用等推進費	3,189,310
		技術研究開発推進費	79,340
		計	9,241,409
	海難審判所	海難審判所共通費	927,784
		海難審判費	25,817
		計	953,601
	地方整備局	地方整備局共通費	32,909,272
		地方整備推進費	1,024,403
		治水海岸事業工事諸費	92,086,660
		道路整備事業工事諸費	83,160,235
		港湾空港整備事業工事諸費	19,597,083
		都市環境整備事業工事諸費	9,247,917
		国営公園等事業工事諸費	1,867,749
		河川等災害復旧事業等工事諸費	603,971
		計	240,497,290
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,452,923
		北海道開発局施設費	31,878
		北海道開発行政推進費	264,952
		北海道治水海岸事業工事諸費	10,099,000
		北海道道路整備事業工事諸費	17,681,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,109,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,633,000
		北海道国営公園等事業工事諸費	87,312
		北海道農業農村整備事業等工事諸費	9,875,738
		北海道災害復旧事業等工事諸費	43,506
		計	52,278,309
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,435,270
		地方運輸行政推進費	1,004,599
		計	21,439,869

	地方航空局	地方航空局共通費	2,268,459
		地方航空行政推進費	46,600
		計	2,315,059
	観光庁	観光庁共通費	2,142,618
		観光振興費	7,080,579
		国際観光旅客税財源観光振興費	25,356,708
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	7,370,000
		国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	708,334
		計	42,658,239
	気象庁	気象官署共通費	35,530,452
		気象官署施設費	33,571
		観測予報等業務費	13,303,379
		気象研究所	2,582,310
		計	51,449,712
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,255,428
	海上保安庁	海上保安官署共通費	107,146,494
		海上保安官署施設費	1,676,430
		船舶交通安全及海上治安対策費	81,189,568
		船舶建造費	18,314,643
		船舶交通安全基盤整備事業費	13,380,650
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	849,350
		計	222,557,135
	国土交通省所管合計		6,057,791,114
環境省	環境本省	環境本省共通費	14,647,983
		環境本省施設費	1,429,065
		地球温暖化対策推進費	1,374,417
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	129,000,000
		地球環境保全等試験研究費	213,346
		地球環境保全費	2,606,452
		大気・水・土壌環境等保全費	5,450,277
		廃棄物・リサイクル対策推進費	7,437,836

		廃棄物処理施設整備費	37,470,374
		生物多様性保全等推進費	6,409,076
		環境保全施設整備費	427,598
		自然公園等事業費	7,190,937
		化学物質対策推進費	2,225,301
		環境保健対策推進費	14,136,141
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	7,038,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	748,834
		環境政策基盤整備費	6,058,829
		環境調査研修所	1,284,648
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	6,681,763
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	16,514,384
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	317,625
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	222,819
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,626
		自然公園等事業工事諸費	564,063
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	269,484,394
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	4,533,178
		地方環境事務所施設費	22,753
		地方環境対策費	2,333,031
		計	6,888,962
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	4,453,520
		原子力規制委員会施設費	1,511,669
		原子力安全確保費	4,421,062
		放射能調査研究費	1,275,029
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	35,251,000
		計	46,912,280
	環境省所管合計		323,285,636

官　報（号外）

防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	752,965,642
		防衛本省施設費	3,514,744
		自衛官給与費	1,453,017,633
		防衛力基盤強化推進費	788,252,795
		武器車両等整備費	908,878,585
		艦船整備費	122,578,580
		航空機整備費	657,737,934
		平成29年度潜水艦建造費	13,916,126
		平成30年度甲Ｖ型警備艦建造費	24,192,583
		平成30年度潜水艦建造費	14,426,645
		令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費	33,558,589
		令和元年度潜水艦建造費	14,935,136
		令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費	3,738,130
		令和２年度潜水艦建造費	1,357,743
		令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費	1,729,356
		令和３年度潜水艦建造費	214,323
		在日米軍等駐留関連諸費	362,645,586
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,262,629
		安全保障協力推進費	503,403
		計	5,161,426,162
	地方防衛局	地方防衛局	20,004,512
		地方防衛局施設費	137,438
		計	20,141,950
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	18,871,245
		防衛力基盤強化推進費	123,107,064
		計	141,978,309
	防衛省所管合計		5,323,546,421
歳出総計			106,609,707,875

乙号　継　　続　　費

（既定分の総額及び年割額は、今次の国会に提出中の令和２年度補正予算の改定額を掲げてある。）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	令和元年度（千円）	令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成29年度潜水艦建造費								
		既定	80,977,797	252,287	1,362,017	36,891,315	28,556,039	13,916,139	—	
		改定	80,977,784	252,287	1,362,017	36,891,315	28,556,039	13,916,126	—	平成29年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成30年度甲Ｖ型警備艦建造費								
		既定	106,271,883	—	343,706	7,549,369	65,751,105	32,627,703	—	
		改定	106,270,959	—	343,706	7,549,369	65,751,105	24,192,583	8,434,196	平成30年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及びガスタービンエンジンの納入遅延による建造工程の変更に伴いその総額、年限及び年割額を改定する必要があるため
		平成30年度潜水艦建造費								
		既定	71,757,706	—	106,699	4,037,928	30,141,241	14,426,702	23,045,136	
		改定	71,757,636	—	106,699	4,037,928	30,141,241	14,426,645	23,045,123	平成30年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和元年度（千円）	令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	事由
		令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既定	95,090,413	1,617,398	13,094,721	33,614,891	46,763,403	—	
		改定	95,030,559	1,617,398	13,094,721	33,558,589	46,759,851	—	令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和元年度潜水艦建造費							
		既定	69,933,509	74,772	3,277,296	14,944,746	27,985,648	23,651,047	
		改定	69,923,084	74,772	3,277,296	14,935,136	27,984,847	23,651,033	令和元年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既定	94,354,646	—	5,852,202	3,763,475	44,113,880	40,625,089	
		改定	94,262,013	—	5,852,202	3,738,130	44,050,702	40,620,979	令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	事由
		令和２年度潜水艦建造費								
		既定	71,061,478	914,704	1,371,855	23,160,409	24,722,590	20,891,920	—	
		改定	71,040,780	914,704	1,357,743	23,154,931	24,721,496	20,891,906	—	令和２年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費	94,705,533	—	1,729,356	7,228,096	42,128,182	43,619,899	—	甲Ｖ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		令和３年度潜水艦建造費	68,495,870	—	214,323	1,909,348	19,526,786	26,603,787	20,241,626	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰　越　明　許　費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち
		庁費(施設整備監理費に限る。)
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館のうち
		国立国会図書館業務庁費(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費に限る。)
		国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち
		情報処理業務庁費(データ流通・利用促進環境整備費に限る。)
		サイバーセキュリティ施策評価事務委託費
		内閣官房施設費
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費のうち
		情報処理業務庁費(政府共通情報システム整備費に限る。)
		情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府共通費のうち
		移転費
		内閣本府施設費
		独立行政法人国立公文書館施設整備費
		アイヌ政策推進費のうち
		アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち
		地方創生支援事業費補助金(持続可能な開発目標達成推進事業費及び高校生地域留学推進設備整備事業費に限る。)
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費(資機材調達庁費に限る。)
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		防災政策費のうち
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金
		沖縄離島活性化推進事業費補助金
		沖縄離島生活環境基盤整備推進費補助金
		沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金
		沖縄情報通信技術利活用推進事業費補助金
		沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金

官報(号外)

			沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費及び知的・産業クラスター形成推進研究費に限る。）
			沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金
			不発弾等処理交付金
			沖縄振興交付金事業推進費
			沖縄振興特定事業推進費
			沖縄北部連携促進特別振興事業費
			沖縄教育振興事業費
			沖縄国立大学法人施設整備費
			沖縄開発事業費
			沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
			共生社会政策費のうち
			地域子供の未来応援交付金
			男女共同参画社会形成促進費のうち
			地域女性活躍推進交付金
			食品安全政策費のうち
			食品健康影響評価技術研究委託費
	地方創生推進事務局	（項）	地方創生推進事務局のうち
			地方創生推進委託費（スーパーシティ構想推進事業費に限る。）
			地方創生推進費
			地方創生基盤整備事業推進費
	科学技術・イノベーション推進事務局	（項）	科学技術イノベーション創造推進費
	宇宙開発戦略推進事務局	（項）	宇宙開発戦略推進事務局のうち
			実用準天頂衛星システム開発等委託費
			宇宙開発利用推進費

	子ども・子育て本部	（項）	子ども・子育て本部のうち
			地域少子化対策重点推進交付金
	総合海洋政策推進事務局	（項）	有人国境離島政策推進費のうち
			諸謝金（有人国境離島政策推進調査費に限る。）
			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
	国際平和協力本部	（項）	国際平和協力本部のうち
			国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）
	官民人材交流センター	（項）	官民人材交流センターのうち
			応募認定退職者等再就職支援委託費
	沖縄総合事務局	（項）	沖縄治水事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄国営公園事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費

官報（号外）

						情報通信技術調達等適正・効率化推進費　のうち
						情報処理業務庁費(政府共通情報システム整備費に限る。)
						マイナンバーカード関係システム事業費補助金
						預貯金口座情報提供等業務交付金
				総務省	総務本省	(項) 総務本省施設費
						地域振興費のうち
						地域経済循環創造事業交付金
						過疎地域持続的発展支援交付金
						電子政府・電子自治体推進費　のうち
						社会保障・税番号制度システム開発等委託費
						マイナンバーカード交付事業費補助金
						マイナンバーカード交付事務費補助金
						マイナポイント事業費補助金
						情報通信技術研究開発推進費　のうち
						医療研究開発推進事業費補助金
						情報通信技術高度利活用推進費　のうち
						情報通信技術研究開発調査費(データ連携促進型スマートシティ推進事業経理検査等業務費及び課題解決型ローカル５Ｇ等実現開発実証事業費に限る。)
						情報通信技術利活用事業費補助金
						情報通信利用促進支援事業費補助金(デジタル活用環境構築推進事業費及び放送コンテンツ地域情報発信力強化事業費に限る。)
			沖縄農業農村整備事業工事諸費　のうち			
			超過勤務手当			
			日額旅費			
			工事雑費			
		公正取引委員会	(項) 公正取引委員会施設費			
		警察庁	(項) 警察庁施設費のうち			
			施設施工旅費			
			施設施工庁費			
			警察庁施設費			
			通信施設整備費			
			交通警察費のうち			
			都道府県警察施設整備費補助金			
			皇宮警察本部のうち			
			警察装備費(護衛・警備資機材整備費に限る。)			
			警察活動基盤整備費のうち			
			警察通信機器整備費(広域犯罪対策通信機器整備費、通信指令機器整備費、無線多重等通信機器整備費及び移動無線通信機器整備費に限る。)			
			警察通信維持費(広域犯罪対策通信機器整備費及び無線多重等通信機器整備費に限る。)			
			都道府県警察施設整備費補助金			
		金融庁	(項) 金融政策費のうち			
			諸謝金(金融機能強化特別措置調査費に限る。)			
		消費者庁	(項) 消費者政策費のうち			
			地方消費者行政強化交付金			
	デジタル庁	デジタル庁	(項) デジタル社会形成推進費　のうち			
			情報処理業務庁費(フロント共通サービス基盤整備事業費、データ連携基盤整備費及びベースレジストリ整備事業費に限る。)			

		情報通信技術利用環境整備費のうち 放送ネットワーク整備支援事業費補助金			恩給費のうち 国会議員互助年金 文官等恩給費 旧軍人遺族等恩給費
		電波利用料財源電波監視等実施費のうち 施設施工旅費 電波監視等業務庁費（高度無線環境整備推進事業費、周波数ひっ迫対策技術試験事業費、電波利用・発射状況調査費、総合無線局監理システム改修費、周波数国際協調利用促進事業費、課題解決型ローカル５Ｇ等実現開発実証事業費及び耐震化電波監視設備整備費に限る。） 電波利用技術研究開発等業務庁費（周波数ひっ迫対策技術試験事業費及び電波伝搬模擬技術高度化事業費に限る。） 電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大研究開発事業費、電波伝搬模擬技術高度化事業費並びに電波安全性調査及び評価技術事業費に限る。）		管区行政評価局	（項）管区行政評価局共通費のうち 職員旅費（富山行政監視行政相談センター移転関係経費に限る。） 移転費
				総合通信局	（項）電波利用料財源電波監視等実施費のうち 電波監視等業務庁費（耐震化電波監視設備整備費に限る。）
				消防庁	（項）消防庁施設費 消防防災体制等整備費のうち 消防防災技術研究開発委託費 緊急消防援助隊設備整備費補助金 消防団設備整備費補助金 消防防災施設整備費補助金
		施設整備費 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線ＬＡＮ環境整備支援事業費、地上デジタル放送移行環境整備支援事業費、民放ラジオ難聴解消支援事業費、地上基幹放送等耐災害性強化支援事業費、携帯電話等エリア整備事業費、高度無線環境整備推進事業費及び電波遮へい対策事業費に限る。） 情報通信国際戦略推進費のうち 情報通信国際戦略推進業務庁費（ＩＣＴ国際競争力強化パッケージ支援事業費に限る。） 情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴ国際競争力強化パッケージ支援事業費に限る。）	法務省	法務本省	（項）法務省施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
				法務局	（項）登記事務処理費のうち 登記業務庁費（長期相続登記未了土地調査費に限る。） 国籍等事務処理費のうち 民事業務庁費（本人確認情報等取得費に限る。） 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
				出入国在留管理庁	（項）出入国管理企画調整推進費のうち 外国人受入環境整備交付金（一元的相談窓口整備事業費に限る。）

官報（号外）

	公安調査庁	（項）公安調査庁共通費のうち 庁舎等撤去費	文部科学省
外務省	外務本省	（項）外務本省施設費 地域別外交費のうち 遺棄化学兵器調査事業等委託費 旧外地特別会計承継債務払戻金 経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費 独立行政法人国際協力機構施設整備費	文部科学本省
	在外公館	（項）在外公館共通費のうち 在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備費に限る。） 政府開発援助在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備費に限る。） 在外公館施設費	
財務省	財務本省	（項）財務本省施設費 公務員宿舎施設費 特定国有財産整備費	
	財務局	（項）財務局施設費 財務局業務費のうち 国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。） 合同宿舎管理費（建物及び工作物解体撤去費に限る。） 普通財産維持費（崖地等補修費及び旧軍用墓地納骨堂補修費に限る。）	
	税関	（項）税関施設費 船舶建造費	
	国税庁	（項）国税庁施設費	

（項）教育政策推進費のうち 放送大学学園補助金（教材作成事業費及び放送事業費に限る。） 初等中等教育振興費のうち 公立学校情報機器整備費補助金 学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設設備整備費に限る。） 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。） 教育支援体制整備事業費交付金（ＩＣＴ環境整備事業費に限る。） 認定こども園施設整備交付金 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費 高等教育振興費のうち 国際化拠点整備事業費補助金 研究拠点形成費等補助金（卓越大学院構築事業費に限る。） 大学改革推進等補助金（新学習指導要領対応共通テストシステム開発費に限る。） 国立大学改革強化推進補助金 国立大学法人情報機器整備費補助金 国立大学法人先端研究推進費補助金 独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費

次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金
人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金
核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化技術開発費に限る。）
環境技術等研究開発推進事業費補助金
国際熱核融合実験炉研究開発費補助金
地球観測システム研究開発費補助金
先進的核融合研究開発費補助金
国際宇宙ステーション開発費補助金
基幹ロケット高度化推進費補助金
核変換技術研究開発費補助金
廃炉研究等推進事業費補助金
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
公立文教施設整備費のうち
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
公立学校施設整備費負担金
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
学校施設環境改善交付金

ス　ポ　ー　ツ　庁　（項）私立学校振興費

独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費

私立学校振興費のうち
私立学校施設整備費補助金
私立学校情報機器整備費補助金
科学技術・学術政策推進費　のうち
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
研　究　振　興　費のうち
科学技術試験研究委託費
特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備事業費に限る。）
高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金
次世代放射光施設整備費補助金
国際研究拠点形成促進事業費補助金
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金
科　学　研　究　費　補　助　金
研究大学強化促進費補助金
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
国立大学法人施設整備費
研　究　開　発　推　進　費のうち
科学技術試験研究委託費
地球観測技術等調査研究委託費
先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金
研究開発施設共用等促進費補助金
医療研究開発推進事業費補助金（研究開発費、医薬品プロジェクト経費、ゲノム・データ基盤プロジェクト経費及び橋渡し研究プログラム経費に限る。）

	文化庁	（項）文化庁施設費	
		文化振興費のうち	
		文化芸術振興費補助金（国際共同製作映画支援事業費に限る。）	
		文化財保存事業費のうち	
		国有文化財保存整備費	
		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	
		国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	
		史跡等購入費補助金	
		文化財保存施設整備費	
		文化振興基盤整備費のうち	
		文化芸術振興費補助金（文化観光推進事業費に限る。）	
厚生労働省	厚生労働本省	（項）厚生労働本省施設費	
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	
		感染症対策費のうち	
		健康対策関係業務庁費（予防接種事務電子化実証事業費及び次期感染症発生動向調査システム開発等事業費に限る。）	
		医薬品製剤化等業務庁費（プレパンデミックワクチン製剤化経費に限る。）	
		ワクチン等購入費（ワクチン購入費に限る。）	
		医薬品買上費	
		疾病予防対策事業費等補助金（緊急風しん抗体検査等事業費に限る。）	
		特定疾患等対策費のうち	
		ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費に限る。）	
		医薬品安全対策等推進費のうち	
		検定検査事務等委託費（医薬品等輸入確認情報システム整備事業費に限る。）	
		医療提供体制基盤整備費のうち	
		医療施設等施設整備費補助金	
		医療提供体制施設整備交付金	
		医療保険給付諸費のうち	
		高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（国保データベースシステム機能改善事業費、後期高齢者医療広域連合クラウドシステム構築事業費及び地方自治体システム標準化調査研究事業費に限る。）	
		国民健康保険団体連合会等補助金（国保データベースシステム機能改善事業費に限る。）	
		国民健康保険制度関係業務事業費補助金（国民健康保険保険者標準事務処理システム改修等事業費に限る。）	
		保健衛生施設整備費	
		健康増進対策費のうち	
		健康対策関係業務庁費（予防・健康づくり実証事業費及び地域健康政策推進支援事業費に限る。）	
		疾病予防対策事業費等補助金（がんゲノム情報レポジトリーシステム開発事業費に限る。）	
		食品等安全確保対策費のうち	
		食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。）	

水道施設整備費

生活基盤施設耐震化等対策費

麻薬・覚醒剤等対策費のうち

麻薬等乱用防止対策業務庁費（捜査情報管理システム改修費に限る。）

生活衛生対策費のうち

生活衛生関係営業対策事業費補助金（受動喫煙防止対策事業費に限る。）

保育対策費のうち

保育対策事業費補助金（保育所等改修支援事業費、保育環境改善等事業費及び認可外保育施設改修支援事業費に限る。）

保育所等整備交付金

児童福祉施設整備費

遺族及留守家族等援護費のうち

遺族及留守家族等援護事務委託費（しょうけい館移転準備経費に限る。）

遺族等年金

戦没者慰霊事業費のうち

戦没者遺骨収集事業等旅費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）

戦没者遺骨収集事業等庁費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）

戦没者遺骨収集事業等委託費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）

戦没者慰霊碑建設費

中国残留邦人等支援事業費のうち

引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）

障害保健福祉費のうち

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費

社会福祉施設整備費

介護保険制度運営推進費のうち

社会保障関係情報化業務庁費（電子申請システム改修費に限る。）

要介護認定調査委託費（介護・医療関連情報見える化推進事業費、通所・訪問リハビリテーションデータベースシステム改修事業費、要介護認定情報等第三者提供システム改修事業費及び科学的介護データベースシステム改修事業費に限る。）

介護保険事業費補助金（介護保険制度見直し等システム改修事業費及び介護関連データ活用基盤構築事業費に限る。）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

厚生労働調査研究等推進費のうち

医療情報システム開発等委託費

厚生労働科学研究費補助金

医療研究開発推進事業費補助金

国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金

厚生労働行政推進調査事業費補助金

保健衛生医療調査等推進事業費補助金

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費

社会保障・税番号活用推進費のうち

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

官報（号外）

		水道施設災害復旧事業費		
	国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費		
	厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所共通費のうち		
		移転費		
		厚生労働本省試験研究所施設費		
	国立更生援護機関	（項）国立更生援護機関施設費		
	地方厚生局	（項）地方厚生局共通費のうち		
		移転費		
	都道府県労働局	（項）都道府県労働局共通費のうち		
		移転費		
		都道府県労働局施設費		
農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費		
		農林水産物・食品輸出促進対策費のうち		
		農林水産物・食品輸出促進対策調査等委託費（既存添加物等申請事業費に限る。）		
		農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（戦略的輸出拡大サポート事業費及び海外出願促進対策事業費に限る。）		
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費		
		食料安全保障確立対策費のうち		
		食料安全保障確立対策推進交付金		
		食料安全保障確立対策整備交付金		
		担い手育成・確保等対策費のうち		
		担い手育成・確保等対策事業費補助金（経営継承・発展等支援事業費及び農の雇用事業費に限る。）		
		担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金		
				農地集積・集約化等対策費のうち
				農地集積・集約化等対策整備交付金
				農業生産基盤整備推進費のうち
				農業生産基盤整備推進環境調査費
				農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金
				特殊自然災害対策整備費補助金
				農業水利施設保全管理整備交付金
				農業水利施設保全管理推進交付金
				海岸事業費
				国産農産物生産基盤強化等対策費のうち
				国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金
				国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
				甘味資源作物・国内産糖調整交付金
				国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
				独立行政法人家畜改良センター施設整備費
				農業・食品産業強化対策費
				６次産業化市場規模拡大対策費のうち
				６次産業化市場規模拡大対策整備交付金
				農業農村整備事業費
				農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
				農山漁村活性化対策費のうち
				農山漁村活性化対策整備交付金

			農山漁村地域整備事業費
			風水害等対策費
			受託工事等実施費のうち
			受託工事費
			農業施設災害復旧事業費
			農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	(項)	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	(項)	農林水産技術会議施設費
			国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
	地方農政局	(項)	地方農政局のうち
			移転費
			地方農政局施設費
			海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			農業農村整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			農業施設災害復旧事業等工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
	林野庁	(項)	林野庁施設費
			国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費
			森林整備・保全費のうち
			国有林野森林整備・保全管理費（森林景観活用観光資源環境整備事業費及び民国連携木材供給加速化対策事業費に限る。）

			森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（早生樹母樹林保全・整備事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。）
			森林整備・保全費補助金（花粉症対策苗木等植替促進事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。）
			治山事業費
			森林整備事業費のうち
			森林環境保全整備事業費
			森林環境保全整備事業費補助
			水源林造成事業費補助
			美しい森林づくり基盤整備交付金
			林業振興対策費のうち
			林業振興事業費補助金（緑の雇用新規就業者育成推進事業費に限る。）
			林産物供給等振興対策費のうち
			林産物供給等振興事業費補助金（直交集成板活用先駆的建築物等支援事業費及び都市部木材需要拡大事業費に限る。）
			森林整備・林業等振興対策費のうち
			森林整備・林業等振興整備交付金
			治山事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			森林整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			山林施設災害復旧事業費
			山林施設災害関連事業費

官　報（号外）

			山林施設災害復旧事業等工事諸費		
	水産庁	(項)	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費		
			水産資源回復対策費のうち		
			さけ・ます漁業協力事業費補助金		
			水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金		
			船舶建造費		
			漁業経営安定対策費のうち		
			漁業経営安定対策事業費補助金(水産業成長産業化沿岸地域創出事業費、有害生物漁業被害防止対策事業費及び新規漁業就業者確保事業費に限る。)		
			漁村振興対策費のうち		
			漁村振興対策事業費補助金(特定水産物供給平準化事業費に限る。)		
			漁村振興対策地方公共団体整備費補助金		
			海岸事業費		
			水産基盤整備費		
			水産業強化対策費のうち		
			水産業強化対策整備交付金		
			漁港施設災害復旧事業費		
			漁港施設災害関連事業費		
経済産業省	経済産業本省	(項)	経済産業本省施設費		
			産業・事業新陳代謝促進費のうち		
			中小企業新事業創出促進対策事業費補助金(大企業等人材新規事業創造促進事業費に限る。)		
			技術革新促進・環境整備費のうち		
			中小企業新事業創出促進対策事業費補助金(研究開発型スタートアップ支援事業費に限る。)		
			産学連携推進事業費補助金		
			国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費		
			基準認証政策推進費のうち		
			産業標準化推進事業委託費(国際標準開発事業費に限る。)		
			ものづくり産業振興費のうち		
			中小企業支援調査委託費(製造業外国人材技能水準確保事業費に限る。)		
			産業技術実用化開発事業費補助金(宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費に限る。)		
			中小企業医療研究開発推進事業費補助金		
			医療研究開発推進事業費補助金(官民若手研究者発掘支援事業費、認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業費、医療機器等先進的研究開発・開発体制強靭化事業費、次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発事業費及び再生医療・遺伝子治療の産業化基盤技術開発事業費に限る。)		
			情報技術利活用促進費のうち		
			成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費		
			中小企業戦略的情報化等委託費(人工知能技術活用人材連携中小企業課題解決促進事業費に限る。)		
			クールジャパン推進費のうち		
			コンテンツ産業等強化事業委託費(展示会等イベント産業高度化推進事業費に限る。)		
			国際博覧会出展事業委託費		
			コンテンツ産業等強化事業費補助金		
			国際博覧会事業費補助金		

		産業保安・危機管理費のうち	
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	
		海外市場開拓支援費のうち	
		政府開発援助海外開発計画調査委託費	
		政府開発援助貿易投資促進事業費補助金（インフラ海外展開事業実施可能性調査事業費に限る。）	
		工業用水道事業費	
		消費者行政推進費のうち	
		キャッシュレス化推進事業委託費	
	経済産業局	（項）経済産業局共通費のうち	
		施設施工庁費	
	資源エネルギー庁	（項）鉱物資源安定供給確保費のうち	
		希少金属資源開発推進基盤整備委託費	
	中小企業庁	（項）経営革新・創業促進費のうち	
		中小企業経営支援等対策費補助金（商店街等機能活性化事業費に限る。）	
国土交通省	国土交通本省	（項）国土交通本省施設費	
		住宅対策事業費	
		住宅市場整備推進費のうち	
		住宅市場整備推進等事業費補助金（住宅ストック維持・向上促進事業費に限る。）	
		住宅需要変動平準化対策費補助金	
		港湾環境整備事業費	
		道路環境等対策費のうち	
		自動車環境総合改善対策費補助金	
		道路環境改善事業費	
		水資源開発事業費	
		国営公園等事業費	
		都市水環境整備事業費	
		下水道事業費	
		地球温暖化防止等対策費のうち	
		住宅・建築物環境対策事業費補助金	
		住宅・市街地防災対策費のうち	
		都市安全確保促進事業費補助金	
		市街地防災事業費	
		住宅防災事業費	
		都市公園防災事業費	
		下水道防災事業費	
		河川整備事業費	
		多目的ダム建設事業費	
		総合流域防災事業費	
		砂防事業費	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	
		防災・減災対策等強化事業推進費	
		海岸事業費	
		公共交通等安全対策費のうち	
		公共交通等安全対策調査費（高速船衝突回避策等検証事業費に限る。）	
		鉄道安全対策事業費	
		道路交通安全対策事業費	
		総合的物流体系整備推進費のうち	
		総合的物流体系整備推進調査費（ＡＩターミナル高度化実証事業費、港湾貨物輸送高度化実証事業費及び港湾完全電子化推進費に限る。）	
		国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金	
		港湾機能高度化事業費補助金	
		港湾事業費	
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	

		景観形成推進費 地域連携道路事業費のうち 地域連携道路事業費 営繕宿舎費 道路調査費 地域連携道路事業費補助 高速道路連結部整備事業費補助 道路調査費補助 特定連絡道路工事資金貸付金 整備新幹線建設推進高度化等事業費 整備新幹線整備事業費 都市・地域づくり推進費のうち 防災集団移転促進事業費補助金 集落活性化推進事業費補助金 半島振興広域連携促進事業費補助金 都市開発海外展開支援事業費補助金 集約都市形成支援事業費補助金 官民連携都市再生推進事業費補助金 都市再生・地域再生整備事業費のうち 都市構造再編集中支援事業費補助 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助 都市開発資金貸付金 鉄道網整備事業費 地域公共交通維持・活性化推進費のうち 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(施設整備費、旅客船整備費及び新モビリティサービス推進事業費に限る。)		地方空港受入環境整備事業費補助金(施設整備費に限る。) 都市・地域交通整備事業費 道路交通円滑化事業費 国土調査費のうち 測量庁費(効率的手法導入推進基本調査費に限る。) 地籍整備推進調査費補助金 地籍調査費負担金 社会資本整備円滑化地籍整備事業費 海事産業市場整備等推進費のうち 技術研究開発調査費(船舶産業生産性向上促進調査費に限る。) 海事産業関連技術研究開発費補助金 社会資本総合整備事業費 官民連携基盤整備推進調査費 離島振興費のうち 離島活性化交付金 奄美群島振興交付金 小笠原諸島振興開発事業費補助 離島振興事業費 北海道総合開発推進費のうち 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金(施設整備費に限る。) 北海道開発事業費 北海道特定特別総合開発事業推進費 技術研究開発推進費のうち 技術研究開発調査費(公共工事新技術導入促進調査費に限る。) 技術研究開発委託費(鉄道技術開発・普及促進事業費に限る。)

			技術研究開発費補助金
			鉄道技術開発費補助金
			国立研究開発法人土木研究所施設整備費
			国立研究開発法人建築研究所施設整備費
			官庁営繕費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			附帯・受託工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費
			河川等災害復旧事業費
			住宅施設災害復旧事業費
			鉄道施設災害復旧事業費
			河川等災害関連事業費
		国土技術政策総合研究所	（項）国土技術政策総合研究所施設費
			技術研究開発推進費のうち
			試験研究費（社会資本整備重点分野研究開発費に限る。）
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
		国土地理院	（項）国土地理院共通費のうち
			移転費
			国土地理院施設費

			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
			職員旅費（航空重力測量費に限る。）
			測量庁費（航空重力測量費及び空中写真撮影・正射画像作成費に限る。）
		地方整備局	（項）治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			都市環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			国営公園等事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			河川等災害復旧事業等工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		北海道開発局	（項）北海道開発局施設費
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費

官報（号外）

					国立公園等資源整備調査費
					文化資源活用委託費（文化資源コンテンツ創成プロジェクト等事業費及び文化資源高付加価値化促進事業費に限る。）
					文化資源活用事業費補助金（多言語解説整備事業費、観光拠点整備事業費、歴史体感プログラム促進事業費、日本文化魅力発信事業費及び文化資源コンテンツ創成事業費に限る。）
					観光振興事業費補助金
					技術研究開発費補助金
					国立公園等資源整備事業費補助金
				気象庁	（項）気象官署施設費
				海上保安庁	（項）海上保安官署施設費
					船舶交通安全及海上治安対策費　のうち
					職員旅費（航空機検査監督旅費に限る。）
					航空機及船舶運航費（燃料費及び修繕費に限る。）
					通信設備整備費
					航空機購入費
					船舶建造費
					船舶交通安全基盤整備事業費
					船舶交通安全基盤整備事業工事諸費　のうち
					超過勤務手当
					工事施行旅費
					工事雑費
			環境省	環境本省	（項）環境本省施設費
					地球温暖化対策推進費のうち
					地球温暖化対策推進事業費補助金
					地球環境保全等試験研究費
		工事雑費			
		北海道道路整備事業工事諸費　のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		北海道港湾空港整備事業工事諸費　のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		北海道都市環境整備事業工事諸費　のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		北海道国営公園等事業工事諸費　のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		北海道農業農村整備事業等工事諸費　のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		北海道災害復旧事業等工事諸費			
	地方運輸局	（項）地方運輸局共通費のうち			
		施設整備費			
	観光庁	（項）観光振興費のうち			
		訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（施設整備費に限る。）			
		訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金			
		国際観光旅客税財源観光振興費　のうち			
		国立公園等資源整備庁費			

		大気・水・土壌環境等保全費　のうち				環境政策基盤整備費のうち
		不発弾廃棄処理業務庁費				公害調査費（いぶき観測情報整備費に限る。）
		地域環境保全対策費補助金				公害調査等委託費（放射線健康管理・健康不安対策事業費、気候変動政府間パネル評価報告書作成事業費及びいぶき後継機観測技術開発事業費に限る。）
		土壌汚染対策事業補助金				国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費
		廃棄物・リサイクル対策推進費　のうち				自然公園等事業工事諸費　のうち
		災害等廃棄物処理事業費補助金				超過勤務手当
		廃棄物処理施設整備交付金				工事施行旅費
		廃棄物処理施設整備費のうち				工事雑費
		廃棄物処理施設整備事業調査費				廃棄物処理施設災害復旧事業費
		廃棄物処理施設整備費補助		地方環境事務所	（項）	地方環境事務所施設費
		循環型社会形成推進交付金				地方環境対策費のうち
		生物多様性保全等推進費　のうち				環境保全調査費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
		環境保全調査費（国民公園等魅力向上推進費、犬猫マイクロチップ情報登録システム構築費、西之島総合学術調査費、自然生態系基盤防災減災推進費、特定民有地買上費、国立公園等施設利用環境整備費、国立公園等シカ管理対策費及び特定外来生物駆除等経費に限る。）				移転費
				原子力規制委員会	（項）	原子力規制委員会施設費
		不動産購入費				放射能調査研究費のうち
		環境保全施設整備費補助金				放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備費に限る。）
		鳥獣捕獲等事業交付金				放射能測定調査委託費
		環境保全施設整備費				
		自然公園等事業費	防衛省	防衛本省	（項）	防衛本省共通費のうち
		化学物質対策推進費のうち				被服費（仕様の変更に伴う更新費に限る。）
		老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費				防衛本省施設費
		老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費				防衛力基盤強化推進費のうち
		環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策費に限る。）				職員旅費
		環境保健対策推進費のうち				施設施工旅費
		水俣病総合対策施設整備費補助金				施設施工庁費
						防衛施設安定運用業務庁費

		教育訓練費(教育訓練器材整備費に限る。)			通信維持費(通信機器修理費に限る。)
		油購入費			車両修理費
		提供施設等借料			諸器材等維持費(諸器材等修理費に限る。)
		住宅防音工事助成申請等事務委託費			艦船整備費のうち
		防衛施設周辺地域安全対策業務委託費(防衛施設周辺地域環境保全業務委託費に限る。)			艦船建造旅費
		施設整備費			艦船建造庁費
		公務員宿舎施設費			艦船修理費
		提供施設等整備費			艦艇建造費
		不動産購入費			航空機整備費
		障害防止対策事業費補助金			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金			特別給付金
		施設周辺整備助成補助金			職員旅費(提供施設整備業務旅費に限る。)
		道路改修等事業費補助金			在日米軍等駐留関連庁費(提供施設整備業務庁費に限る。)
		施設周辺整備統合事業費補助金			提供施設等整備費
		再編推進事業費補助金			提供施設移設整備費
		特定防衛施設周辺整備調整交付金			在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金
		施設運営等関連見舞金	地方防衛局	(項)	地方防衛局施設費
		移転等補償金	防衛装備庁	(項)	防衛力基盤強化推進費のうち
		施設運営等関連補償費			施設施工旅費
		武器車両等整備費のうち			施設施工庁費
		武器購入費			試験研究費(開発試験費に限る。)
		通信機器購入費			研究用機械器具費
		車両購入費			試作品費
		弾薬購入費			防衛技術研究開発委託費
		諸器材購入費			施設整備費
		武器修理費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		皇室施設公開業務	19,703	令和3年度	令和4年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設整備	1,102,051	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため
国会	衆議院	衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,382	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	458,156	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		議員歳費・議員秘書給与システム開発等	138,930	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	議員歳費・議員秘書給与システムの開発等については、多くの日数を要するため
		衆議院インターネット審議中継システム運用等	447,819	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	衆議院インターネット審議中継システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院ネットワークシステム運用等	1,950,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	衆議院ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	90,757	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	194	令和3年度	令和3年度以降11箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	575,737	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	議員会館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	参議院	会議録速成システム開発等	15,712	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	会議録速成システムの開発等については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	605,480	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審議中継映像アーカイブシステム保守等	25,069	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	審議中継映像アーカイブシステムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	160,546	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		参議院施設整備	569,800	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	議事堂本館及び議事堂分館の施設の整備については、多くの日数を要するため

官報（号外）

	国立国会図書館	電子計算機等借入れ	2,839,306	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立国会図書館施設整備	311,788	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国立国会図書館関西館の施設の整備については、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	庁舎等機械警備	83,359	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	105,822	令和３年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	335,500	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判所施設整備	5,750,168	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎ほか５件の施設の整備については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	6,975,509	令和３年度	令和４年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		決算確認システム運用	136,582	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	決算確認システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		調査表管理システム保守等	37,664	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	調査表管理システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		会計検査院ネットワークシステム更新	15,481	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	会計検査院ネットワークシステムの更新については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣	内閣官房	庁舎管理運営業務	39,433	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	92,031	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	3,479,732	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣官房施設整備	708,767	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	187,912,017	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	53,618,372	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星施設整備	5,515,681	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため

	内閣法制局	法令審査支援システム用電子計算機等借入れ	410,080	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	法令審査支援システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	人事院	国家公務員採用試験電子計算機処理業務	93,203	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府	内閣本府	庁舎管理運営業務	144,540	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	228,177	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	222,840	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	219,875	令和3年度	令和4年度	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	12,236	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備	2,350,881	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	内閣府新庁舎ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		政府広報放送番組制作・放送業務	481,550	令和3年度	令和4年度	政府広報放送番組制作・放送業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		景気ウォッチャー調査事業	4,870	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	景気ウォッチャー調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付事業	220,000	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を交付する旨の決定を行うことを要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	3,195,530	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備については、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器発掘回収事業	1,153,084	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	遺棄化学兵器発掘回収事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄人材育成修学支援事業費補助	63,500	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	沖縄人材育成修学支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	872,586	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		沖縄堰堤維持	1,113,897	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	福地川福地ダムほか８ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	390,400	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	1,135,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄地域連携道路事業	1,590,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道58号読谷道路（その２）及び58号読谷高架橋の地域連携推進工事並びに一般国道58号の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		沖縄道路交通円滑化事業	17,000,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道58号恩納高架橋ほか12箇所の交通円滑化工事及び一般国道506号の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		沖縄道路維持	1,275,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道58号ほか５箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	258,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路修繕事業	1,017,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道58号修繕ほか５箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄現場事務所営繕	1,460,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	現場事務所の営繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄港湾改修事業	5,565,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	那覇港ほか３港及び竹富南航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	824,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路交通安全施設等整備事業	340,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道58号許田地区自動車駐車場及び329号金武屋嘉地区交差点改良の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		沖縄交通事故重点対策道路事業	600,000	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	一般国道330号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		沖縄無電柱化推進事業	140,000	令和３年度	令和４年度	一般国道58号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		沖縄国営公園整備	1,300,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国営沖縄記念公園の施設の整備については、多くの日数を要するため
		沖縄かんがい排水事業	3,260,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	宮古伊良部地区仲原地下ダム（ホグタ西部・新垣南部）建設工事並びに石垣島地区桃里配水池敷地造成工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため

		競争導入公共サービス沖縄土地改良事業現場技術業務	125,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,632	令和３年度	令和４年度	叙勲者名簿等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費動向調査事業	218,900	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	消費動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方創生推進事務局	庁舎管理運営業務	32,560	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	健康・医療戦略推進事務局	事務機器借入れ	3,504	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	子ども・子育て本部	事務機器借入れ	474	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	日本学術会議	電子計算機等借入れ	6,015	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	官民人材交流センター	事務機器借入れ	594	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		求人・求職者情報システム保守等	64,258	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	求人・求職者情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再就職支援業務	36,808	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	再就職支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ等	523,893	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	30,231	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		普通財産管理処分等業務	2,618	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	普通財産の管理処分等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	6,070	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	皇室施設公開業務	10,688	令和３年度	令和４年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	497,971	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公正取引委員会	庁舎管理運営業務	600,393	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	101,441	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		公正取引委員会施設整備	153,122	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	中央合同庁舎第6号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	警察庁	事務機器借入れ	48,564	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,551,980	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,822	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		警察庁施設整備	10,421,665	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	北海道警察学校ほか6件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		違法・有害情報通報受理等業務	348,627	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	違法・有害情報の通報受理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究・鑑定資機材借入れ	151,475	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,483,525	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス事前旅客情報システム等開発等	1,042,126	令和3年度	令和3年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う事前旅客情報システム等の開発等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器借入れ	2,502,528	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器整備	127,116	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業に係る限度額の増額	12,444	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した大阪府警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		都道府県警察施設整備費補助	1,211,692	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	都道府県警察施設のうち岐阜県多治見警察署庁舎ほか2件の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	個人情報保護委員会	監視・監督システム保守等	1,817,048	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	監視・監督システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	カジノ管理委員会	事務機器借入れ	40,334	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	809,837	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	金融庁	公認会計士試験問題作成業務	5,718	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	公認会計士試験の問題作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	195,211	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	8,349,007	令和3年度	令和4年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		グローバル金融連携センター研究員招へい	52,329	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	グローバル金融連携センターへの研究員の招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		有価証券報告書等電子開示システム運用等	1,924,267	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	有価証券報告書等電子開示システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	消費者庁	電子計算機借入れ等	29,696	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		適格消費者団体用電子掲示板運用等	22,500	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	適格消費者団体用電子掲示板の運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達	29,850,065	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	電子計算機借入れ等	111,110	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,136,750	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等管理運営業務	2,559,595	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	30,635	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総務省施設整備	327,037	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	中央合同庁舎第2号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		地方移住・交流相談支援窓口業務	84,756	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	地方移住・交流相談支援窓口業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	475,792	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

			競争導入公共サービス総務省情報ネットワークシステム運用管理業務等		830,956	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う総務省情報ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			総務省共通基盤支援システム整備		80,254	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	総務省共通基盤支援システムの整備については、多くの日数を要するため
			総務省ホームページ運用		73,022	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	総務省ホームページの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			社会保障・税番号制度システム開発等		950,400	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	社会保障・税番号制度の導入によるマイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知のためのシステム開発等については、多くの日数を要するため
			インターネット違法・有害情報対応相談業務等		237,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			総合無線局監理システム運用		687,932	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電波監視施設整備		2,486,100	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	電波監視施設の整備については、多くの日数を要するため
			外国人恩給	年額	245	令和３年度	令和３年度以降	退職した１名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて令和３年４月以降の年金につき年額245千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
			統計調査調査票保管等業務		445,322	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	統計調査調査票保管等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			統計業務基盤システム運用		86,922	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	統計業務基盤システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			統計データ可視化システム運用		126,838	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	統計データ可視化システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			国勢調査調査票作成業務		20,909	令和３年度	令和４年度	国勢調査調査票作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			就業構造基本調査オンライン調査システム整備		56,264	令和３年度	令和４年度	就業構造基本調査オンライン調査システムの整備については、多くの日数を要するため
			経済構造実態調査事業		3,176,134	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	経済構造実態調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			家計調査オンライン調査支援業務		179,099	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	家計調査オンライン調査の支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			小売物価統計調査システム移行業務		76,048	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	小売物価統計調査システム移行業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		産業連関表作成システム整備	24,036	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	産業連関表作成システムの整備については、多くの日数を要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	39,755	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,878	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	94	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	車両借入れ	9,560	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	638	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	消防庁	庁舎管理運営業務	198,888	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
法務省	法務本省	庁舎管理運営業務	638,454	令和３年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		日本法令外国語訳データベースシステム運用	37,620	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	日本法令外国語訳データベースシステムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	77,144	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再犯防止等対策事業	71,218	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	再犯防止等対策事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判手続用ウェブ会議機器保守等	17,815	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	裁判手続用ウェブ会議機器の保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	3,843,456	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	松江法務総合庁舎ほか３件の建設については、多くの日数を要するため
	法務総合研究所	庁舎管理運営業務	954,456	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		刑事情報連携データベース分析機器保守	15,389	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	刑事情報連携データベース分析機器の保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	検察庁	庁舎機械警備	52,025	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,085,106	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電話交換設備借入れ	150	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	矯正官署	庁舎管理運営業務	14,260	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保安用機器借入れ	1,792,175	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	保安用機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務(平成26年度)に係る限度額の増額	34,572	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	平成26年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した矯正施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務(平成29年度)に係る限度額の増額	66,923	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した矯正施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	3,380	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	50,724	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	25,052	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務局	事務機器借入れ	1,490	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	124,640	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	258,806	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	355,578	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報提供システム運用等	4,713,054	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	登記情報提供システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	4,157,944	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	登記所備付地図作成業務については、多くの日数を要するため

			車両借入れ	310,776	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	814,069	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			社会保障・税番号制度関係システム機器借入れ等	18,085,985	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	社会保障・税番号制度関係システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国在留管理庁	庁舎機械警備	3,380	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	125,630	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス施設管理運営業務	3,753	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			車両借入れ	14,292	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公安審査委員会	庁舎管理運営業務	8,976	令和3年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公安調査庁	庁舎機械警備	3,380	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	156,170	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外務省	外務本省	事務機器借入れ等	8,244,826	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	190,828	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			外務本省施設整備	427,029	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	外務本省施設の整備については、多くの日数を要するため
			日米行政官交流事業	3,133	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	日米行政官交流事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			在日米軍子女日本語補習教育事業	15,793	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	在日米軍子女日本語補習教育事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			人材育成留学等援助	346,287	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	人材育成留学等援助については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			外交政策啓発宣伝事業	22,269	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	外交政策啓発宣伝事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			平和構築・開発人材育成事業	344,398	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	平和構築・開発人材育成事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

			難民等定住支援事業	145,011	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	難民等定住支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			文化人等招へい	19,555	令和3年度	令和4年度	文化人等招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,293	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			経済開発等援助	62,908,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助については、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するため
			独立行政法人国際協力機構施設整備費補助	2,738,176	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,942,827	令和3年度	令和3年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、その契約期間を1箇年以上とすることを要するため
			在外公館施設整備	230,359	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	在ブルキナファソ大使館事務所及び館長公邸並びに在カラチ総領事館公邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
			在外公館施設整備に係る契約の一部変更	—	令和3年度	令和4年度まで1箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「在外公館施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和3年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和4年度まで1箇年度延長する必要があるため
	財務省	財務本省	事務機器借入れ等	538,302	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			物価の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営に係る限度額の増額	1,016	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
			特定施設整備	863,178	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
			庁舎管理運営業務	256,878	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		財務局	事務機器借入れ等	629,439	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	82,384	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎機械警備	105,681	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	736	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		公認会計士試験事業	595,505	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	公認会計士試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等解体撤去	2,027,900	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	庁舎等の解体撤去については、多くの日数を要するため
		宿舎維持管理	2,189,523	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		建物改修	200,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	建物の改修については、多くの日数を要するため
	税関	庁舎管理運営業務	1,317,848	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	188,447	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	5,925	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	62	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		税関施設整備	510,590	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	名古屋港湾合同庁舎及び沖縄税関支署庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		監視取締用機器借入れ等	7,778,273	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	971,816	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		税関監視艇建造	1,074,998	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
	国税庁	庁舎管理運営業務	28,575	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	2,576	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　(号　外)

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成27年度)に係る限度額の増額	41,248	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	585,502	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	鶴岡税務署ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	8,179,599	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	200,862	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	56,632	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省	文部科学本省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	11,179,868	令和3年度	令和4年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		学校基本調査オンライン調査システム整備	11,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	学校基本調査オンライン調査システムの整備については、多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	4,376,761	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	全国学力・学習状況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		義務教育教科書購入	38,153,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	令和4年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する令和4年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務	1,577,901	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		先端研究基盤共用促進調査分析業務	391,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	先端研究基盤共用促進調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	300,000	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助	22,939,566	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	国立大学法人が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	12,270,000	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和３年度	令和４年度まで１箇年度及び令和５年度まで１箇年度延長	平成24年度、平成26年度及び平成27年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和３年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成24年度及び平成26年度に係るものについては令和４年度まで１箇年度、平成27年度に係るものについては令和５年度まで１箇年度それぞれ延長する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和３年度	令和４年度まで１箇年度延長	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和３年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和４年度まで１箇年度延長する必要があるため
		先進的核融合研究開発費補助	59,200	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う先進的核融合研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	8,246,306	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和３年度	令和４年度まで１箇年度、令和５年度まで１箇年度及び令和６年度まで１箇年度延長	平成30年度、令和元年度及び令和２年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和３年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成30年度に係るものについては令和４年度まで１箇年度、令和元年度に係るものについては令和５年度まで１箇年度、令和２年度に係るものについては令和６年度まで１箇年度それぞれ延長する必要があるため
		基幹ロケット高度化推進費補助	20,626,296	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助	4,630,450	令和３年度	令和４年度及び令和５年度	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		南極地域観測用航空機整備	159,424	令和３年度	令和４年度及び令和５年度	南極地域観測用航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費補助	25,180,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人海洋研究開発機構が施行する北極域研究船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	5,000,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		公立学校施設整備費負担	29,536,552	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
	文部科学本省所轄機関	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	853,720	令和3年度	令和4年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	22,398	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	スポーツ庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	480,405	令和3年度	令和4年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
	文化庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,573,285	令和3年度	令和4年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		文化庁施設整備	203,658	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	文化庁施設の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	30,156	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	1,027,526	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金連携システム開発等	498,344	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	歳入金連携システムの開発等については、多くの日数を要するため
		医師等免許登録管理システム開発等	66,092	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	医師等免許登録管理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		データヘルス改革推進支援業務	175,560	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	データヘルス改革の推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助	5,592,708	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		副作用等情報管理システム専用通信回線利用等	20,427	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	副作用等情報管理システムの専用通信回線の利用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		輸入動物届出業務処理システム運用等	51,968	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	輸入動物届出業務処理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期感染症発生動向調査システム開発等	2,062,301	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	次期感染症発生動向調査システムの開発等については、多くの日数を要するため
		指定難病患者等データベース開発等	2,148,274	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	指定難病患者等データベースの開発等については、多くの日数を要するため
		後発医薬品品質確保対策事業用分析機器借入れ等	52,500	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	後発医薬品品質確保対策事業用の分析機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

			医薬品等輸入確認情報システム開発等	681,550	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	医薬品等輸入確認情報システムの開発等については、多くの日数を要するため
			診療報酬情報提供システム開発等	44,972	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	診療報酬情報提供システムの開発等については、多くの日数を要するため
			保険医療機関等管理システム運用等	2,018,819	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	保険医療機関等管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			急性期包括評価等調査事業	1,218,532	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	急性期包括評価等調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			予防・健康づくり実証事業	1,112,755	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	予防・健康づくり実証事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			生活保護業務データシステム運用支援等業務	108,992	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	生活保護業務データシステムの運用支援等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			生活困窮者自立支援統計システム保守等	174,236	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	生活困窮者自立支援統計システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			厚生労働省援護システム専用通信回線利用等	29,700	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	厚生労働省援護システムの専用通信回線の利用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			障害福祉サービスデータベース開発等	519,795	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	障害福祉サービスデータベースの開発等については、多くの日数を要するため
			障害福祉サービス等経営概況調査事業	36,504	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	障害福祉サービス等経営概況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			年金生活者支援給付金システム開発	1,381,362	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	年金生活者支援給付金システムの開発については、多くの日数を要するため
			社会保険オンラインシステムソフトウェア利用	119,610	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェアの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			介護サービス情報公表システム整備等事業	396,000	令和３年度	令和４年度以降３箇年度以内	介護サービス情報公表システム整備等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			介護事業経営概況調査事業	184,589	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	介護事業経営概況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			人口動態調査研究推進業務	284,066	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	人口動態調査研究推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			社会福祉施設等調査事業	1,139,293	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	社会福祉施設等調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

	検疫所	庁舎管理運営業務	72,157	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	805,095	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	2,010	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	25,410	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	1,634,937	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	国立療養所松丘保養園ほか5件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	厚生労働本省試験研究機関	研究情報ネットワークシステム借入れ等	652,477	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	研究情報ネットワークシステムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		血液製剤等製造・試験記録等要約書電子審査システム保守	35,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	血液製剤等製造・試験記録等要約書電子審査システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	459,837	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	5,850	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ等	11,693	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	113,515	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	都道府県労働局	庁舎管理運営業務	4,869	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	75,505	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,035	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		若者職業的自立支援推進事業	2,988,614	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	若者職業的自立支援推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	事務機器等借入れ	30,184	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	8,585	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	63,729	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		農林水産省行政情報システム専用通信回線利用	220,712	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	農林水産省行政情報システムの専用通信回線の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産本省施設整備	858,150	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	農林水産研修所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		戦略的輸出拡大サポート事業費補助	230,784	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う戦略的輸出拡大サポート事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		口蹄疫予防液備蓄	46,890	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	口蹄疫予防液の備蓄については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス海岸事業現場技術業務	82,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国際園芸博覧会政府出展事業	454,018	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	令和４年に開催される国際園芸博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	77,551,486	令和３年度	令和４年度	独立行政法人農畜産業振興機構が令和３年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助	291,786	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務	1,197,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		かんがい排水事業	24,663,128	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	田沢二期地区抱返頭首工整備工事ほか35件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農用地再編整備事業	3,196,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	南周防地区伊陸南部団地他暗渠排水（その２）工事ほか２件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業	10,816,300	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	河北潟周辺地区潟端南排水機場建設工事ほか５件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農林水産統計作成プロセスモニタリングシステム運用	307,049	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	農林水産統計作成プロセスモニタリングシステムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産統計システム更新支援業務	358,595	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	農林水産統計システムの更新に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		木材統計調査事業	170,930	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	木材統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		牛乳乳製品統計調査事業	98,375	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	牛乳乳製品統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		畜産物流通調査事業	64,480	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	畜産物流通調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス農林水産統計調査業務	86,769	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産統計調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	6,800,877	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る村上北部かんがい排水事業新鶴子ダム取水設備他改修工事ほか６件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	農林水産本省検査指導機関	庁舎等管理運営業務	99,994	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	8,925	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動植物探知犬調教・探知業務	345,788	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	農林水産技術会議	電子計算機等借入れ	2,743,977	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	1,409,517	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	2,215,000	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	1,712	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成21年度)に係る限度額の増額	810	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		地方農政局施設整備	127,202	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	北陸農政局新潟市庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎機械警備	30,081	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎管理運営業務	11,869	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	北海道農政事務所	電子計算機等借入れ	104,980	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	林野庁	電子計算機等借入れ	568,053	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	3,090	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	39,240	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		貯木場等機械警備	7,500	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	貯木場等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		林野庁施設整備	698,391	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	中部森林管理局森林技術・支援センター庁舎ほか４件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		森林吸収量算定基礎調査事業	792,235	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	森林吸収量算定基礎調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		治山事業	1,835,000	令和３年度	令和４年度	銅山川地区ほか７地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		国有林野内治山事業	691,000	令和３年度	令和４年度	芝草山地区ほか６地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		森林環境保全整備事業	5,244,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	網走東部地区ほか42地区の造林事業並びに網走東部地区ほか14地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業	240,000	令和３年度	令和４年度	網走西部地区ほか14地区の国有林野地ごしらえ・植栽等事業については、多くの日数を要するため
		国有林間伐等事業	2,264,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	国有林の間伐等事業については、多くの日数を要するため
	水産庁	事務機器借入れ	4,125	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	7,395	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス水産物流通調査事業	101,403	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う水産物流通調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	71,740	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	9,906	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		テレビ会議システム借入れ等	66,296	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	テレビ会議システムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	2,445,581	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	経済産業本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		商業動態統計調査事業	1,163,417	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	商業動態統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	1,721,489	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		調査統計システム運用管理支援業務	175,230	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	調査統計システムの運用管理支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		調査統計システムデータ移行等業務	108,539	令和３年度	令和４年度	調査統計システムデータ移行等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業標準策定システム利用	504,608	令和３年度	令和４年度以降４箇年度以内	産業標準策定システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ドバイ国際博覧会政府出展事業に係る契約の一部変更	—	令和３年度	令和４年度まで１箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ドバイ国際博覧会政府出展事業」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和３年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和４年度まで１箇年度延長する必要があるため
		国際博覧会政府出展事業	819,016	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	令和７年に開催される2025年日本国際博覧会において政府が出展する施設の設計については、多くの日数を要するため
		国際博覧会事業費補助	2,144,995	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国際博覧会事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,292	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		工場立地動向調査事業	2,200	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	工場立地動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	18,068	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	148,565	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	1,150,250	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
	産業保安監督官署	民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	181,052	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため

	資源エネルギー庁	事務機器借入れ	19,087	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	18,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器借入れ	11,088	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	電話交換業務	139,630	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電話交換業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,265,090	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁営繕	11,996,002	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の整備については、多くの日数を要するため
		国土交通本省施設整備	68,808	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	中央合同庁舎第２号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		港湾環境整備事業費補助	173,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	2,018,240	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿道環境改善事業	1,710,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道神奈川１号川崎沿道環境改善ほか４箇所の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	39,344,180	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無電柱化推進事業	12,258,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	一般国道神奈川１号電線共同溝ほか36箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用無電柱化推進事業	200,000	令和３年度	令和４年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道愛媛33号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		現場事務所等営繕	3,388,878	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	現場事務所等の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		無電柱化推進事業費補助	1,348,050	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス国営公園等事業発注者支援業務	1,112,600	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園等事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		国営公園等整備	7,234,300	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	国営木曽三川公園ほか２箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営公園維持管理	145,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国営アルプスあづみの公園の維持管理については、多くの日数を要するため
		総合水系環境整備事業	1,685,800	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	阿武隈川水系ほか63水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	19,918,060	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川都市基盤整備事業	9,243,500	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	荒川ほか３河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに斐伊川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		河川改修事業	61,745,300	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか８河川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	2,028	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	74,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川維持修繕	51,995,540	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	13,775,246	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機購入	3,100,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		堰堤維持	20,490,320	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	北上川田瀬ダムほか89ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		河川総合開発事業	30,004,800	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	北上川北上川上流ダム再生事業ほか16ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		流況調整河川事業	8,665,840	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	7,522,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	雄物川ほか３河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事並びに肱川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		河川工作物関連応急対策事業	6,660,800	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	北上川ほか17河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため

		堰堤改良事業	2,614,500	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	利根川相俣ダムほか６ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	5,968,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定洪水対策等推進事業費補助	3,109,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		多目的ダム建設事業				
		木曽川新丸山ダム建設工事	10,053,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		庄川利賀ダム建設工事	7,147,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		雄物川成瀬ダム建設工事	600,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		豊川設楽ダム建設工事	8,512,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		子吉川鳥海ダム建設工事	5,411,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事	1,078,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		総合流域防災対策事業	30,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	災害状況自動判読システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		砂防事業	22,666,220	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	最上川水系ほか30水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		地すべり対策事業	2,285,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	手取川甚之助谷地区ほか６地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
		砂防管理	705,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	桜島の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急砂防事業	6,750,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	阿武隈川水系ほか４水系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		特定土砂災害対策推進事業費補助	827,903	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	特定土砂災害対策推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	8,812,800	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	和歌山下津港海岸ほか14海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため

官　報　（号　外）

		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	822,448	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸維持管理	8,360,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	沖ノ鳥島海岸の維持管理については、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	945,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路更新防災対策事業	18,320,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	一般国道新潟８号境橋ほか36箇所の道路更新防災対策工事及び一般国道福井８号の道路更新防災対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路維持	38,705,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか206箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路除雪	6,473,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか109箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	9,019,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路修繕事業	125,201,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線修繕ほか256箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		雪寒地域道路交通確保事業	1,652,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道滋賀８号沓掛防雪ほか９箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		交通連携道路事業	800,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道東京246号渋谷道路（その２）の交通連携推進工事については、多くの日数を要するため
		道路交通安全施設等整備事業	13,480,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	一般国道秋田７号能代視距改良（その２）ほか78箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道大分10号ほか３箇所の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	135,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		交通事故重点対策道路事業	19,394,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道広島２号道照地区交差点改良ほか65箇所の交通事故重点対策工事並びに一般国道京都９号及び長野18号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路更新防災等対策事業費補助	12,895,629	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾改修事業	74,779,500	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	東京港ほか78港及び東京湾中央航路ほか９航路の改修工事等並びに舞鶴港及び長崎港の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため

		競争導入公共サービス港湾整備事業等発注者支援業務	6,150,335	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾作業船建造	1,320,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	清掃船の代船建造については、多くの日数を要するため
		特定離島港湾施設整備事業	4,100,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	沖ノ鳥島及び南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務	14,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾改修事業費補助	2,184,500	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域連携道路事業	321,548,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道酒田みなと遊佐橋ほか312箇所の地域連携推進工事及び高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道ほか34箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業費補助	36,059,400	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		整備新幹線環境影響評価等事業費補助	780,000	令和３年度	令和４年度	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う整備新幹線環境影響評価及び工事を円滑に実施するための調査事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通円滑化事業	236,973,000	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	一般国道静岡１号東駿河湾道路ほか189箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡１号ほか24箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通円滑化事業費補助	5,835,500	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		庁舎機械警備	11,330	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島港湾改修事業	700,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	両津港ほか３港並びに蟷螂ノ瀬戸航路及び万関瀬戸航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス離島港湾整備事業発注者支援業務	43,426	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島港湾改修事業費補助	510,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	10,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道国有林野内治山事業	60,000	令和3年度	令和4年度	紋別海岸地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川改修事業	6,615,300	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	石狩川ほか12河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに石狩川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	1,362,600	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道河川維持修繕	6,106,600	令和3年度	令和4年度	石狩川ほか12河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	1,852,200	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道堰堤維持	2,523,394	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	石狩川桂沢ダムほか16ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川総合開発事業	379,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	石狩川雨竜川ダム再生事業及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道砂防事業	800,000	令和3年度	令和4年度	石狩川水系及び樽前山の砂防工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道特定緊急砂防事業	600,000	令和3年度	令和4年度	厚真川水系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災対策事業	4,090,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	一般国道232号高砂橋ほか15箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,285,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道地域連携道路事業	37,115,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線オオヌマトンネル（その2）ほか51箇所の地域連携推進工事及び一般国道235号の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通円滑化事業	725,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	一般国道12号進徳光珠内道路ほか2箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路維持	747,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	一般国道40号ほか12箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路除雪	735,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	一般国道40号ほか12箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路修繕事業	17,342,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線修繕ほか47箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため

		北海道雪寒地域道路交通確保事業	680,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	一般国道232号栄防雪ほか４箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		北海道港湾改修事業	2,804,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	室蘭港ほか29港の改修工事については、多くの日数を要するため
		北海道総合水系環境整備事業	228,000	令和３年度	令和４年度	石狩川水系ほか４水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通安全施設等整備事業	2,770,000	令和３年度	令和４年度	一般国道５号小沼中央帯（その６）ほか11箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道交通事故重点対策道路事業	3,840,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線釧路防護柵ほか11箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		北海道無電柱化推進事業	510,000	令和３年度	令和４年度	一般国道12号電線共同溝ほか３箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水事業	2,552,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	北海地区岩見沢幹線用水路北一条工区建設工事並びに網走中央地区西幹線頭首工改修工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道土地改良事業発注者支援業務	350,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道総合農地防災事業	690,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	雨竜川下流地区八丁目頭首工取水樋門建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道特定漁港漁場整備事業	540,000	令和３年度	令和４年度	登別漁港及び江良漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災等対策事業費補助	241,200	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		事務機器借入れ等	335,364	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁営繕	18,628,500	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		河川改修附帯工事	455,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	道路管理者等の負担に係る利根川ほか２河川の改修附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	2,899,359	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道京都９号共同溝ほか48箇所の共同溝附帯工事等については、多くの日数を要するため
		道路維持附帯事業	937,834	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道神奈川１号ほか３箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川改修受託工事	1,134,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	東京都等からの委託に係る荒川小台一丁目地区ほか５箇所の堤防等の建設工事については、多くの日数を要するため

官　報　（号　外）

		河川維持受託事業	7,000	令和３年度	令和４年度	独立行政法人水資源機構からの委託に係る淀川の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川総合開発事業受託工事	4,925,745	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	奈良県等からの委託に係る紀の川大滝ダムほか10ダムの地すべり対策工事等については、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	5,115,402	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	西日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道兵庫２号神戸西バイパスほか10箇所の道路改築工事については、多くの日数を要するため
		道路維持受託事業	1,335,777	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか14箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾整備関係受託工事	4,472,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	東海旅客鉄道株式会社からの委託に係る東京湾富津地区の造成工事については、多くの日数を要するため
		道路災害復旧事業	16,200,000	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	一般国道宮城349号丸森地区第１号トンネル及び宮城349号丸森地区第５号トンネルの災害復旧工事については、多くの日数を要するため
		河川大規模災害関連事業	4,834,000	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	荒川ほか３河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事並びに荒川の大規模災害関連事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
	国土技術政策総合研究所	施設管理業務	831,480	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	施設の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,755	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国土技術政策総合研究所施設整備	125,840	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	国土技術政策総合研究所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	国土地理院	庁舎管理運営業務	551,835	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	100,823	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方整備局	庁舎機械警備	529,371	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	668,790	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	74	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	132	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	779,039	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	13,980,320	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	203,600	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	3,059,569	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	94,885	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方運輸局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	3,404	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	156,324	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	60,750	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	106,800	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	観光庁	住宅宿泊事業者等情報管理システム運用	14,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	住宅宿泊事業者等情報管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	234	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	66,807	令和３年度	令和３年度以降９箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	259,459	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ等	53,640	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

	海上保安庁	教育訓練用器材借入れ等	162,659	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安官署施設整備	1,559,678	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	北九州航空基地ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	71,089	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	33,258	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	530	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海域情報提供システム利用	1,868,365	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	海域情報提供システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	903,998	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機整備支援業務	794,707	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	航空機の整備支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機用部品購入	326,700	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	航空機用部品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		車両借入れ	39,920	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		分析機器借入れ等	74,235	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	296,460	令和3年度	令和4年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		船舶交通安全基盤整備事業	3,960,826	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	鹿児島港の船舶交通安全基盤整備事業については、多くの日数を要するため
	環境省	事務機器借入れ等	2,540	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	416,465	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境本省施設整備	13,797,321	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	環境本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		不発弾陸上処理	1,353,352	令和3年度	令和5年度及び令和6年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理については、多くの日数を要するため

		水質関連システム運用	118,675	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	水質関連システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		廃棄物等輸出入管理システム運用等	50,769	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	廃棄物等輸出入管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生物多様性情報システム運用等	159,271	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	生物多様性情報システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立公園業務管理システム運用	49,760	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	国立公園業務管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立公園施設整備	543,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	日光国立公園那須高原集団施設地区及び尾瀬国立公園尾瀬沼集団施設地区の施設の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	4,488	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,224,167	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境保全普及推進事業	44,143	令和３年度	令和４年度	環境保全普及推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		化学物質内分泌かく乱作用研究調査事業	75,350	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	化学物質内分泌かく乱作用の研究調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助	778,983	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人国立環境研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方環境事務所	事務機器借入れ	41,125	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,095	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	293,995	令和３年度	令和７年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	194	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

	原子力規制委員会	事務機器借入れ	4,146	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	1,793,541	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制委員会施設整備	15,149,011	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	原子力規制委員会施設の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	34,651	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射能調査研究機器整備	51,809	令和3年度	令和4年度及び令和5年度	放射能調査研究機器の整備については、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	庁舎管理運営業務	12,536,868	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛省職員採用試験問題作成等業務	5,874	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,117,009	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報化推進支援業務	97,566	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	情報化推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛官特殊被服購入	2,660,319	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	自衛官特殊被服の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		庁舎機械警備	62	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛本省施設整備	3,221,881	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		教育訓練用器材購入	26,667,122	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち新哨戒ヘリコプター用統合戦術訓練装置等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		教育訓練用器材借入れ等	6,059,177	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち飛行情報出版物編集用器材等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材整備	7,072,196	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプター（SH―60K）用総合戦術訓練装置等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		装備品取得等効率化推進業務	672,001	令和3年度	令和4年度	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		住宅防音事業関連事務手続補助業務	1,433,154	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	住宅防音事業関連事務手続補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		提供施設等整備	25,091,876	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	横須賀海軍施設ほか18箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策施設整備	2,592,851	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	東富士演習場ほか７箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策事業費補助	4,624,003	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	障害防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	26,748,637	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	教育施設等騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設周辺整備助成補助	21,574,273	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	施設周辺整備助成事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路改修等事業費補助	3,719,337	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	道路改修等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		自衛隊施設整備	125,466,163	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	美保基地空中給油・輸送機（ＫＣ―46Ａ）受入施設ほか78箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		防衛大学校給食業務	211,068	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	防衛大学校の給食業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公務員宿舎改修等	18,866,923	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	公務員宿舎の改修等については、多くの日数を要するため
		武器購入	150,919,292	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	武器のうち地対空誘導弾、機動戦闘車、地対艦誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入	144,964,176	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		車両購入	4,692,700	令和３年度	令和４年度以降３箇年度以内	車両のうち大型トラック等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		弾薬購入	152,922,015	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	弾薬のうちスタンド・オフ・ミサイル（ＪＳＭ）等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	32,649,059	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	諸器材のうち空中給油・輸送機（ＫＣ―46Ａ）用整備器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器車両等整備	341,285,545	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	武器、車両等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため

官　報　(号　外)

		艦船建造	8,535,191	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	油船等8隻及び掃海艦の船体の建造については、多くの日数を要するため
		艦船整備	141,231,975	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	艦船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	228,954,455	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	固定翼哨戒機(P―1)等23機及び空中給油・輸送機(KC―46A)用機体構成品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機整備	591,159,597	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機整備に係る限度額の増額	76,716	令和3年度	令和4年度及び令和5年度	令和元年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機整備」に基づいて実行した航空機の整備に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		特定防衛調達航空機整備	22,600,593	令和3年度	令和3年度以降10箇年度以内	特定防衛調達により行う航空機の整備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設移設整備	195,618,147	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	普天間飛行場ほか9箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
	地方防衛局	庁舎機械警備	645	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	272,957	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	防衛装備庁	庁舎管理運営業務	942,545	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	3,260,954	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	186,327,929	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	研究開発のうち次期戦闘機等の試作に必要な資材等の生産又は研究については、多くの日数を要するため
		装備品取得等効率化推進業務	82,902	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設整備	15,198,424	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	千歳試験場大型エンジン試験場ほか9箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため

令和三年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」（令和二年七月十七日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する一方、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算を講じるため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和二年十二月八日閣議決定）に基づき、いわゆる「十五か月予算」の考え方で、令和二年度第三次補正予算と一体として、編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算（臨時・特別の措置を除く。）に対して八・四パーセント増の六十六兆九千二十億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を十一兆四百八億円上回る四十三兆五千九百七十億円で、公債依存度は四十・九パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	五七、四四八、〇〇〇百万円
	ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けるなど、所要の税制改正を行うこととしている。	
2	官業益金及官業収入	五二、二〇六百万円
3	政府資産整理収入	二四五、二四一百万円
4	雑収入	五、二六七、二六一百万円
5	公債金	四三、五九七、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、三四一、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三七、二五六、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	—
	計	一〇六、六〇九、七〇八百万円

歳出

1	社会保障関係費	三五、八四二、一〇五百万円
(1)	年金給付費	一二、七〇〇、四五四百万円
(2)	医療給付費	一一、九八二、〇六一百万円
(3)	介護給付費	三、四六六、一八五百万円
(4)	少子化対策費	三、〇四五、八三八百万円
(5)	生活扶助等社会福祉費	四、〇七一、六三五百万円
(6)	保健衛生対策費	四七六、八一八百万円
(7)	雇用労災対策費	九九、一一三百万円

毎年薬価改定の実現等の様々な改革努力を積み重ねることにより、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度三千五百億円程度の増加となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」（令和元年六月二十一日閣議決定）等を踏まえ、令和元年十月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

2	文教及び科学振興費	五、三九六、八八一百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五一六、三八一百万円
(2)	科学技術振興費	一、三六七、二八一百万円
(3)	文教施設費	七七、三四四百万円
(4)	教育振興助成費	二、三一二、三九八百万円
(5)	育英事業費	一二三、四七六百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3	国債費	二三、七五八、七五八百万円
4	恩給関係費	一四五、〇九七百万円
(1)	文官等恩給費	六、〇一四百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	一三〇、〇二九百万円
(3)	恩給支給事務費	八八五百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	八、一六九百万円
5	地方交付税交付金	一五、五九一、二二一百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十三兆七千二億円から、平成二十年度、二十一年度、二十八年度及び令和元年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）等に基づき令和三年度分の交付税の総額から減額することとされている額三千四億円を控除し、加算することとされている額二兆千九百十五億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金　三五七、六八四百万円

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　五、三二三、五四六百万円

平成三十年十二月十八日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度～平成三十五年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8　公共事業関係費　六、〇六九、四六六百万円

(1)　治山治水対策事業費　九三二、〇三二百万円
(2)　道路整備事業費　一、六六三、四三四百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　三九六、九〇八百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　六八七、一七三百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一四一、一八五百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　六一一、三九一百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、四八五、一一二百万円
(8)　推進費等　七六、〇〇三百万円
(9)　災害復旧等事業費　七六、二二八百万円

ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策やインフラの人口一人当たりの維持更新コストの増加抑制の観点を踏まえつつ、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしている。

9　経済協力費　五一〇、八三九百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七四、五〇一百万円

中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期すほか、景気の悪化による中小企業・小規模事業者の信用リスクの上昇等のための資金繰り対策に要する経費を増額することとしている。

11　エネルギー対策費　八八九、一二九百万円

「第五次エネルギー基本計画」（平成三十年七月三日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　一、二七七、二七五百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成十一年法律第百六号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13　その他の事項経費　五、七七三、二〇六百万円

14　新型コロナウイルス感染症対策予備費　五、〇〇〇、〇〇〇百万円

今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、計上することとしている。

15　予備費　五〇〇、〇〇〇百万円

計　一〇六、六〇九、七〇八百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び日本共産党共同提案並びに国民民主党・無所属クラブ提案の「令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算及び令和三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

令和三年三月二日

予算委員長　金田　勝年

衆議院議長　大島　理森殿

令和三年度特別会計予算

右

国会に提出する。

令和三年一月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

令和３年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の令和３年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により令和３年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が令和３年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第２項の規定により令和３年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第７条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		30,962,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	1,000,000
国有林野事業債務管理		338,600,000
自動車安全	空港整備勘定	117,800,000

２　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第２項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,468,600,000千円とする。

３　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第４項の規定による借入金及び証券の限度額は、11,499,700,000千円とする。

４　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、316,320,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		30,962,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定 原子力損害賠償支援勘定	1,457,400,000 3,717,400,000
年金	健康勘定	1,458,230,878
食料安定供給	食糧管理勘定	316,320,000

国有林野事業債務管理		96,000,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		900,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債発行の限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により令和３年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額は、20,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による令和３年度において公債を発行することができる限度額は、45,000,000,000千円とする。ただし、第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和元年11月１日から令和２年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため令和３年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同項に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の161を基礎として算出）のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る令和２年度の決算上の剰余金見込額（令和元年度の決算上の剰余金から令和２年度への繰越金及び令和２年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに令和２年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため令和３年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同項に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の146を基礎として算出）のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る令和２年度の決算上の剰余金見込額（令和元年度の決算上の剰余金から令和２年度への繰越金及び令和２年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、原子力安全規制対策に充てるため令和３年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同項に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の68を基礎として算出）のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る令和２年度の決算上の剰余金見込額（令和元年度の決算上の剰余金から令和２年度への繰越金及び令和２年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により令和３年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,921,329,701千円とする。

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により令和３年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、2,047,919千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により令和３年度において公債を発行することができる限度額は、218,300,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入

東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
		貸付金等回収金収入
		雑収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（利子補給契約の限度額）

第16条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による令和３年度の利子補給契約に係る同年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額の限度は、1,176,993千円とする。

（再保険契約の限度額）

第17条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第３条第３項の規定による令和３年度の１回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,775,100,000千円とする。

（財政融資資金の長期運用予定額）

第18条　令和３年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	11,200,000千円
2　食料安定供給特別会計	1,000,000
3　自動車安全特別会計	117,800,000
（政府関係機関）	
4　沖縄振興開発金融公庫	513,700,000
5　株式会社日本政策金融公庫	24,727,000,000
6　株式会社国際協力銀行	215,000,000
7　独立行政法人国際協力機構	614,400,000
（独立行政法人等）	
8　日本私立学校振興・共済事業団	29,100,000
9　国立研究開発法人森林研究・整備機構	5,100,000
10　国立研究開発法人科学技術振興機構	4,000,000,000
11　独立行政法人福祉医療機構	1,689,800,000
12　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	345,800,000
13　独立行政法人水資源機構	1,000,000
14　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	600,000
15　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	54,100,000
16　独立行政法人日本学生支援機構	620,900,000
17　独立行政法人国立病院機構	180,100,000
18　独立行政法人都市再生機構	492,700,000
19　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000
20　独立行政法人住宅金融支援機構	43,100,000
21　国立研究開発法人国立がん研究センター	1,500,000
22　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000
23　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	3,100,000
24　株式会社日本政策投資銀行	450,000,000
（地方公共団体）	
25　地方公共団体	3,684,700,000

2　前項第７号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第４号から第25号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第19条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	12,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
4　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
5　エネルギー対策	電源開発促進勘定における諸支出金に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
6　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付及び育児休業給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における失業等給付及び職業訓練受講給付金に必要な経費の不足	「雇用保険法」附則第14条の２第１項の規定による一般会計からの受入金の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	雇用勘定における新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用安定事業に直接必要な経費の不足	「雇用保険法」附則第14条の２第２項の規定による一般会計からの受入金の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　年金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加

	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	食糧管理勘定における1,730千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
10　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
11　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加

２　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が防災・減災対策等強化事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第20条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

２　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第21条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、東日本大震災復興日本司法支援センター運営費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費及び東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

（予算の移用）

第22条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費及び諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	労使関係安定形成促進費、男女均等雇用対策費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入及び諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費及び日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費及び再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費

（俸給予算等の制限）

第23条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,374,446,460	地方交付税交付金	17,571,101,643
			一般会計より受入	16,001,907,627	地方特例交付金	357,684,000
			財政投融資特別会計より受入	240,000,000	交通安全対策特別交付金	52,627,093
			東日本大震災復興特別会計より受入	132,538,833	地方譲与税譲与金	1,846,202,500
		租税		3,113,500,000	事務取扱費	277,654
			地方法人税	1,323,200,000	諸支出金	374,265
			地方揮発油税	221,400,000	国債整理基金特別会計へ繰入	31,973,860,864
			石油ガス税	4,000,000	予備費	2,600,000
			特別法人事業税	1,255,600,000		
			自動車重量税	278,900,000		
			航空機燃料税	19,100,000		
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		30,962,295,408		
			借入金	30,962,295,408		
		雑収入		2,329		
			雑収入	2,329		
		前年度剰余金受入		1,531,541,339		
			前年度剰余金受入	1,531,452,875		
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	88,464		
		合計		51,981,785,536	合計	51,804,728,019

官報（号外）

財務省	地震再保険	再保険料収入		79,577,395	再保険費	107,341,454
			再保険料収入	79,577,395	事務取扱費	96,139
		雑収入		27,860,698	予備費	500
			雑収入	27,860,698		
		合計		107,438,093	合計	107,438,093
	国債整理基金	他会計より受入		97,803,326,847	国債整理支出	242,388,537,071
			他会計より受入	97,775,682,264	復興債整理支出	4,400,717,314
			東日本大震災復興他会計より受入	27,644,583		
		租税		113,200,000		
			たばこ特別税	113,200,000		
		公債金		147,192,946,405		
			公債金	144,321,975,107		
			復興借換公債金	2,870,971,298		
		資産処分収入		1,449,215,242		
			東日本大震災復興株式売払収入	1,449,215,242		
		配当金収入		50,449,906		
			東日本大震災復興配当金収入	50,449,906		
		運用収入		53,716,954		
			運用収入	51,307,216		
			東日本大震災復興運用収入	2,409,738		
		雑収入		126,399,031		
			雑収入	126,372,484		
			東日本大震災復興雑収入	26,547		
		合計		246,789,254,385	合計	246,789,254,385
	外国為替資金	外国為替等売買差益		159,884,211	事務取扱費	4,066,757
			外国為替等売買差益	159,884,211	諸支出金	268,268,473
		運用収入		2,305,090,562	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	758
			運用収入	2,305,090,562	国債整理基金特別会計へ繰入	506,935,763
		雑収入		560	予備費	300,000,000
			雑収入	560		
		合計		2,464,975,333	合計	1,079,271,751
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		1,275,788,049	財政融資資金へ繰入	45,000,000,000
			運用利殖金収入	1,275,788,049	事務取扱費	6,676,909

		公債金		45,000,000,000	諸支出金	309,589,832
			公債金	45,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	72,871
		財政融資資金より受入		25,844,816,763	国債整理基金特別会計へ繰入	26,616,740,786
			財政融資資金より受入	25,844,816,763	予備費	60,000
		他勘定より受入		81,485		
			投資勘定より受入	81,485		
		雑収入		57,292,577		
			雑収入	57,292,577		
		合計		72,177,978,874	合計	71,933,140,398
	投資勘定	運用収入		470,461,716	産業投資支出	362,600,000
			償還金収入	5,000,000	事務取扱費	122,606
			利子収入	79,406	地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	81,485
			納付金	260,329,394	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	240,000,000
			配当金収入	194,252,916	国債整理基金特別会計へ繰入	114
			出資回収金収入	10,800,000	産業投資予備費	70,000,000
		雑収入		4,393		
			雑収入	4,393		
		前年度剰余金受入		202,338,096		
			前年度剰余金受入	202,338,096		
		合計		672,804,205	合計	672,804,205
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		9,947,476	特定国有財産整備費	17,300,529
			国有財産売払収入	9,947,476	事務取扱費	712,335
		雑収入		111,981	予備費	10,000
			雑収入	111,981		
		前年度剰余金受入		37,466,578		
			前年度剰余金受入	37,466,578		
		合計		47,526,035	合計	18,022,864
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		539,930,000	燃料安定供給対策費	236,857,165
			一般会計より受入	539,930,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	51,300,000

官報（号外）

		石油証券及借入金収入		1,468,600,000	エネルギー需給構造高度化対策費	326,927,307
			石油証券及借入金収入	1,468,600,000	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	145,828,193
		備蓄石油売払代		18,302,278	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	14,804,360
			備蓄石油売払代	18,302,278	事務取扱費	4,601,477
		雑収入		27,657,966	諸支出金	200
			雑収入	27,657,966	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	8
		前年度剰余金受入		165,081,639	国債整理基金特別会計へ繰入	1,436,943,173
			前年度剰余金受入	165,081,639	予備費	2,310,000
		合計		2,219,571,883	合計	2,219,571,883
	電源開発促進勘定	他会計より受入		307,328,865	電源立地対策費	165,973,620
			電源立地対策財源一般会計より受入	154,600,955	電源利用対策費	16,788,899
			電源利用対策財源一般会計より受入	108,598,742	原子力安全規制対策費	26,857,993
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	44,129,168	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,544,380
		雑収入		1,050,245	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	100,421
			雑収入	1,050,245	事務取扱費	26,034,714
		前年度剰余金受入		21,431,334	諸支出金	417
			前年度剰余金受入	21,431,334	予備費	510,000
		合計		329,810,444	合計	329,810,444
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		4,832,775	事務取扱費	983
			原子力損害賠償支援資金より受入	4,832,775	国債整理基金特別会計へ繰入	11,504,696,850
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		11,499,700,000		
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,499,700,000		
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10		
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10		

		雑収入		1,052			
			雑収入	1,052			
		前年度剰余金受入		163,996			
			前年度剰余金受入	163,996			
		合計		11,504,697,833	合計	11,504,697,833	
厚生労働省	労働保険						
	労災勘定	保険収入		1,042,128,276	労働安全衛生対策費	29,083,178	
			他勘定より受入	850,789,614	保険給付費	773,432,875	
			一般会計より受入	8,248	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	6,466,116	
			未経過保険料受入	22,498,841	職務上年金給付費等交付金	5,315,918	
			支払備金受入	168,831,573	社会復帰促進等事業費	139,991,956	
		運用収入		105,663,970	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	12,022,985	
			運用収入	105,663,970	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	1,317,664	
		雑収入		20,956,921	仕事生活調和推進費	11,959,588	
			雑収入	20,956,921	中小企業退職金共済等事業費	1,641,698	
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	106,238	
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	93,093	
					個別労働紛争対策費	2,172,359	
					業務取扱費	63,625,135	
					施設整備費	1,314,693	
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	37,674,704	
					予備費	6,400,000	
		合計		1,168,749,167	合計	1,092,618,200	
	雇用勘定	保険収入		1,838,939,440	労使関係安定形成促進費	390,835	
			他勘定より受入	1,765,009,537	男女均等雇用対策費	18,296,628	
			一般会計より受入	73,929,903	中小企業退職金共済等事業費	5,924,267	
		積立金より受入		1,960,114,306	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	29,604	
			積立金より受入	1,960,114,306	個別労働紛争対策費	2,172,339	
		運用収入		23,618	職業紹介事業等実施費	86,530,172	
			運用収入	23,618	地域雇用機会創出等対策費	779,827,398	

官報（号外）

		独立行政法人納付金		29,844	高齢者等雇用安定・促進費	203,724,625
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	638	失業等給付費	1,577,225,530
			独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	29,206	育児休業給付費	699,158,480
		雑収入		21,305,924	就職支援法事業費	22,770,675
			雑収入	21,305,924	職業能力開発強化費	67,037,187
					若年者等職業能力開発支援費	3,594,862
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	67,097,634
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	4,442,420
					障害者職業能力開発支援費	1,756,920
					技能継承・振興推進費	3,994,987
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,871,304
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	93,093
					業務取扱費	120,519,880
					施設整備費	3,865,084
					育児休業給付資金へ繰入	66,214,598
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	28,874,610
					予備費	55,000,000
		合計		3,820,413,132	合計	3,820,413,132
	徴収勘定	保険収入		2,614,216,939	業務取扱費	38,310,380
			保険料収入	2,614,028,589	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	850,789,614
			印紙収入	188,350	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,765,009,537
		他会計より受入		222,819	諸支出金	42,123,424
			一般会計より受入	222,819	予備費	100,000
		一般拠出金収入		3,895,311		
			一般拠出金収入	3,895,311		
		他勘定より受入		66,549,314		
			他勘定より受入	66,549,314		

		雑収入		1,584,044		
			雑収入	1,584,044		
		前年度剰余金受入		9,864,528		
			前年度剰余金受入	9,864,528		
		合計		2,696,332,955	合計	2,696,332,955
内閣府及び厚生労働省	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		25,407,764,426	基礎年金給付費	26,436,935,543
			拠出金等収入	25,407,362,671	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	543,844,928
			運用収入	401,755	諸支出金	662,898
		積立金より受入		1,669,686,390	予備費	106,000,000
			積立金より受入	1,669,686,390		
		雑収入		9,992,553		
			雑収入	9,992,553		
		合計		27,087,443,369	合計	27,087,443,369
	国民年金勘定	保険収入		3,240,505,213	特別障害給付金給付費	2,675,328
			保険料収入	1,148,808,498	福祉年金給付費	15,053
			一般会計より受入	1,895,694,763	国民年金給付費	360,626,681
			基礎年金勘定より受入	196,000,781	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,331,806,013
			運用収入	1,171	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	69,357,750
		積立金より受入		511,905,799	諸支出金	62,942,419
			積立金より受入	511,905,799	予備費	1,500,000
		独立行政法人納付金		75,654,761		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	72,716,363		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	2,938,398		
		雑収入		842,459		
			雑収入	842,459		
		前年度剰余金受入		15,012		
			前年度剰余金受入	15,012		
		合計		3,828,923,244	合計	3,828,923,244
	厚生年金勘定	保険収入		47,060,144,171	保険給付費	24,574,020,665
			保険料収入	31,741,663,348	実施機関保険給付費等交付金	4,905,573,510
			一般会計より受入	10,199,789,965	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	19,669,610,870

官報（号外）

			労働保険特別会計より受入	6,466,116	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	199,753,584
			基礎年金勘定より受入	264,053,093	諸支出金	52,683,808
			存続厚生年金基金等徴収金	1,168,905	予備費	96,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	55,877,102		
			実施機関拠出金収入	4,735,616,021		
			存続組合等納付金	55,493,301		
			運用収入	16,320		
		積立金より受入		1,869,963,053		
			積立金より受入	1,869,963,053		
		独立行政法人納付金		555,177,694		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	502,000,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	53,177,694		
		雑収入		12,357,519		
			雑収入	12,357,519		
		合計		49,497,642,437	合計	49,497,642,437
	健康勘定	保険収入		10,930,084,579	保険料等交付金	10,926,165,260
			保険料収入	10,924,215,917	業務取扱費等業務勘定へ繰入	32,429,785
			一般会計より受入	5,809,685	諸支出金	4,438,635
			日雇拠出金収入	58,977	国債整理基金特別会計へ繰入	1,458,230,878
		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		82,518		
			業務勘定より受入	82,518		
		借入金		1,452,421,193		
			借入金	1,452,421,193		
		雑収入		40		
			雑収入	40		
		前年度剰余金受入		38,676,218		
			前年度剰余金受入	38,676,218		
		合計		12,421,264,558	合計	12,421,264,558
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		626,441,883	児童手当等交付金	1,294,923,389
			事業主拠出金収入	626,441,883	子ども・子育て支援推進費	1,529,938,654

		他会計より受入		2,489,602,559	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	380,423,655
			一般会計より受入	2,489,602,559	業務取扱費	32,582,892
		積立金より受入		82,067,031	諸支出金	217,350
			積立金より受入	82,067,031	予備費	6,900,000
		雑収入		3,773,859		
			雑収入	3,773,859		
		前年度剰余金受入		43,100,608		
			前年度剰余金受入	43,100,608		
		合計		3,244,985,940	合計	3,244,985,940
	業務勘定	他会計より受入		108,275,398	業務取扱費	40,800,331
			一般会計より受入	108,275,398	社会保険オンラインシステム費	72,346,299
		他勘定より受入		303,307,081	日本年金機構運営費	318,780,238
			他勘定より受入	303,307,081	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	82,518
		特別保健福祉事業資金より受入		21,740	一般会計へ繰入	21,740
			特別保健福祉事業資金より受入	21,740	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		67,421		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	67,421		
		雑収入		6,488,267		
			雑収入	6,488,267		
		前年度剰余金受入		13,883,219		
			前年度剰余金受入	13,883,219		
		合計		432,043,126	合計	432,043,126
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		74,179,667	農業経営安定事業費	264,144,250
			食糧管理勘定より受入	74,179,667	事務取扱費業務勘定へ繰入	65,944
		他会計より受入		97,191,220	予備費	100,000
			一般会計より受入	97,191,220		
		独立行政法人納付金		20,351,911		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	20,351,911		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		72,587,376		

官報（号外）

			前年度剰余金受入	72,587,376			
		合計		264,310,194	合計	264,310,194	
	食糧管理勘定	食糧売払代		397,138,330	食糧買入費	487,942,335	
			食糧売払代	397,138,330	食糧管理費	38,045,200	
		輸入食糧納付金		423,525	交付金等他勘定へ繰入	86,852,807	
			輸入食糧納付金	423,525	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1	
		他会計より受入		89,100,000	国債整理基金特別会計へ繰入	117,298,152	
			一般会計より受入	89,100,000	予備費	85,000,000	
		食糧証券収入		316,320,000			
			食糧証券収入	316,320,000			
		雑収入		12,156,640			
			雑収入	12,156,640			
		合計		815,138,495	合計	815,138,495	
	農業再保険勘定	農業再保険収入		70,177,303	農業再保険費及交付金	65,020,224	
			再保険料	1,087,983	事務取扱費業務勘定へ繰入	1,045,458	
			一般会計より受入	61,274,855	予備費	21,400,000	
			前年度繰越資金受入	7,814,465			
		積立金より受入		21,398,467			
			積立金より受入	21,398,467			
		雑収入		1,533			
			雑収入	1,533			
		合計		91,577,303	合計	87,465,682	
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		8,331,714	漁船再保険費及交付金	6,763,360	
			再保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	568,655	
			一般会計より受入	7,323,808	予備費	100,000	
			前年度繰越資金受入	1,007,896			
		積立金より受入		99,923			
			積立金より受入	99,923			
		雑収入		77			
			雑収入	77			
		合計		8,431,714	合計	7,432,015	
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		14,000,785	漁業共済保険費及交付金	10,259,006	
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	116,330	
			一般会計より受入	10,413,350	予備費	100,000	
			前年度繰越資金受入	3,587,425			

		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		14,000,805	合計	10,475,336
	業務勘定	他勘定より受入		14,469,527	事務取扱費	14,270,055
			他勘定より受入	14,469,527	予備費	200,000
		雑収入		528		
			雑収入	528		
		合計		14,470,055	合計	14,470,055
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		6,213,000	土地改良事業費	6,315,900
			一般会計より受入	6,213,000	土地改良事業工事諸費	1,116,826
		土地改良事業費負担金等収入		9,720,075	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1,861,992
			土地改良事業費負担金収入	9,720,075	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	10,516
		借入金		1,000,000	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	191,753
			借入金	1,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	7,406,509
		雑収入		122,117	予備費	200,000
			雑収入	122,117		
		前年度剰余金受入		48,304		
			前年度剰余金受入	48,304		
		合計		17,103,496	合計	17,103,496
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		22,962,198	国債整理基金特別会計へ繰入	361,562,198
			一般会計より受入	22,962,198		
		借入金		338,600,000		
			借入金	338,600,000		
		合計		361,562,198	合計	361,562,198
	特許	特許料等収入		129,883,528	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	11,110,411
			特許印紙収入	84,776,772	事務取扱費	140,512,187
			特許料等収入	45,106,756	施設整備費	4,379,944
		他会計より受入		17,713	予備費	200,000
			一般会計より受入	17,713		
		雑収入		723,652		
			雑収入	723,652		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		53,185,774		
			前年度剰余金受入	53,185,774		
		合計		183,810,667	合計	156,202,542
国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		1,500,575	保障費	1,430,494
			賦課金収入	1,500,575	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	887,481
		積立金より受入		326,771	再保険及保険費	198,283
			積立金より受入	326,771	予備費	60,000
		雑収入		420,265		
			雑収入	420,265		
		前年度剰余金受入		61,348,574		
			前年度剰余金受入	61,348,574		
		合計		63,596,185	合計	2,576,258
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		34,075,998	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,085,850
			検査登録印紙収入	30,997,352	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,449,037
			検査登録手数料収入	3,078,646	業務取扱費	31,858,018
		他会計より受入		275,599	施設整備費	4,290,596
			一般会計より受入	275,599	予備費	150,000
		独立行政法人納付金収入		551,141		
			独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	551,141		
		他勘定より受入		1,261,171		
			他勘定より受入	1,261,171		
		雑収入		457,395		
			雑収入	457,395		
		前年度剰余金受入		22,047,491		
			前年度剰余金受入	22,047,491		
		合計		58,668,795	合計	42,833,501
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		7,719,075	自動車事故対策費	5,943,302
			積立金より受入	7,719,075	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,442,537
		他会計より受入		4,700,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	359,144
			一般会計より受入	4,700,000	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	304,000
		償還金収入		585,960	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	373,690
			償還金収入	585,960		

		雑収入		1,417,638		
			雑収入	1,417,638		
		合計		14,422,673	合計	14,422,673
	空港整備勘定	空港使用料収入		133,017,624	空港等維持運営費	175,585,441
			空港使用料収入	133,017,624	空港整備事業費	113,036,273
		他会計より受入		35,801,926	北海道空港整備事業費	11,321,650
			一般会計より受入	35,801,926	離島空港整備事業費	1,941,000
		地方公共団体工事費負担金収入		11,230,306	沖縄空港整備事業費	13,066,458
			地方公共団体工事費負担金収入	11,230,306	航空路整備事業費	28,679,425
		借入金		117,800,000	空港整備事業資金貸付金	2,201,000
			借入金	117,800,000	成田国際空港整備事業資金貸付金	5,000,000
		償還金収入		11,719,834	北海道空港整備事業資金貸付金	864,000
			償還金収入	11,719,834	地域公共交通維持・活性化推進費	1,974,607
		空港等財産処分収入		899,001	空港等整備事業工事諸費	1,721,729
			空港等財産処分収入	899,001	空港等災害復旧事業費	288,000
		雑収入		64,924,599	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
			雑収入	64,924,599	国債整理基金特別会計へ繰入	34,344,455
		前年度剰余金受入		17,577,282	予備費	330,000
			前年度剰余金受入	17,577,282		
		合計		392,970,572	合計	392,970,572

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		392,000,000	復興庁	621,581,380
			復興特別所得税	392,000,000	復興庁	621,581,380
		他会計より受入		4,438,153	復興庁共通費	6,436,264
			一般会計より受入	4,246,400	東日本大震災復興支援対策費	13,322,930
			特別会計より受入	191,753	原子力災害復興再生支援事業費	81,129,789
		公債金		218,300,000	新しい東北施策推進費	297,926
			復興公債金	218,300,000	内閣共通費	47,255

官　報（号外）

		公共事業費負担金収入		789,275	法務省共通費	136,871
			公共事業費負担金収入	789,275	文部科学省共通費	287,737
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		776,974	農林水産省共通費	109,069
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	776,974	環境省共通費	6,614,739
		雑収入		315,482,793	地域活性化等復興政策費	12,070,474
			事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	235,645,739	治安復興政策費	115,727
			貸付金等回収金収入	1,289,457	治安復興事業費	216,201
			雑収入	78,547,597	消費生活復興政策費	298,000
					生活基盤行政復興政策費	139,665
					生活基盤行政復興事業費	90,365
					法務行政復興政策費	84,618
					東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	31,271
					財務行政復興事業費	350,000
					教育・科学技術等復興政策費	9,161,227
					教育・科学技術等復興事業費	767,792
					東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	1,978,488
					社会保障等復興政策費	10,988,935
					社会保障等復興事業費	1,171,025
					農林水産業復興政策費	14,527,810
					農林水産業復興事業費	5,296,790

					東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	181,554
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	37,095,491
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	6,627,971
					東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	600,040
					東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	988,303
					住宅・地域公共交通等復興政策費	679,671
					環境保全復興政策費	163,759,429
					環境保全復興事業費	193,624,953
					東日本大震災復興事業費	39,417,488
					東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	38,512
					東日本大震災災害復旧等事業費	12,874,100
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	22,900
					総　務　省	132,538,833
					総　務　本　省	132,538,833
					地方交付税交付金	132,538,833
					財　務　省	177,666,982
					財　務　本　省	177,666,982
					復　興　債　費	27,666,982
					復興加速化・福島再生予備費	150,000,000
		合　計		931,787,195	合　計	931,787,195

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資金、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社日本政策投資銀行出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。） 産油国等連携強化促進事業費補助金（石油天然ガス権益・安定供給確保資源国関係強化支援事業費及び産炭国石炭採掘・保安技術移転事業費に限る。） 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費補助金に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業環境保全対策事業費補助金、過疎地等石油製品流通体制整備事業費、災害時社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄推進事業費補助金及び次世代燃料供給体制構築支援事業費に限る。） 石油資源採掘対策事業費補助金（国内石油天然ガス地質調査事業費補助金に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費のうち 非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（宇宙太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発事業委託費及び福島沖浮体式洋上風力発電システム実証研究事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（無人自動運転等先進モビリティサービス実装加速化推進事業費、海洋鉱物資源開発資源量評価・生産技術等調査事業委託費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業委託費、省エネルギー等国際標準獲得・普及促進事業委託費及び鉱物資源開発推進探査等事業委託費に限る。） 温暖化対策調査等委託費（地球温暖化・資源循環対

策等調査委託費、二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業費及び二酸化炭素貯留適地調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二国間オフセット・クレジット制度構築・実施等事業費、エネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費、二酸化炭素分離回収技術高度化事業費、二酸化炭素社会貯留実証事業費、低炭素社会推進事業費、ライフスタイル創造型再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、低炭素型行動変容促進事業費、海循環産業戦略的国際展開支援事業費、海外二酸化炭素削減支援事業費、環境配慮型再生可能エネルギー導入情報整備事業費、温室効果ガス排出管理データ整備事業費、企業版2国間クレジット制度推進事業費、脱炭素社会プラスチック構築事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、脱炭素社会プラスチック構築実証事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、浮体式洋上風力発電地域脱炭素化ビジネス促進事業費、脱炭素型金属リサイクルシステム早期社会実装化実証事業費、地域脱炭素化気候変動対策基盤整備事業費、再生可能エネルギー導入持続可能エネルギートレンド地域社会実現支援事業費、脱炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、配送拠点等エネルギーシステムエネルギー主力化・レジリエンス強化実証事業費、地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業費、廃熱・湧水等未利用資源効率的活用低炭素社会整備推進事業費、脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業費及び脱炭素復興まちづくり推進事業費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電電源調査・理解促進事業費補助金、風力発電送電網整備実証事業費補助金、固定価格買取制度賦課金特例制度施行事業費補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、燃料電池自動車普及促進補助金、水素ステーション整備事業費補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費補助金、地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金、水力発電導入加速化補助金及び災害時強靭性向上天然ガス利用設備導入支援事業費補助金に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金、エネルギー使用合理化事業者間連携推進事業費補助金、エネルギー使用合理化設備等導入補助金、投資促進支援事業費補助金、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金、内航船運航効率化実証事業費及び新技術サプライチェーン全体輸送効率化推進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費、二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費、業務用施設等省二酸化炭素促進事業費、物流分野二酸化炭素削減対策促進

情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）

（項）電源立地対策費のうち

電源立地等推進対策補助金（特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。）

電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、広報・調査等交付金及び交付金事務等交付金に限る。）

電源立地地域対策交付金

電源開発促進勘定

電源利用対策費のうち

放射性廃棄物処分基準調査等委託費（低レベル放射性廃棄物処分技術開発委託費、高レベル放射性廃棄物等地層処分技術開発委託費及び放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発委託費、原子力利用状況等調査委託費、原子力安全性向上共通基盤整備技術開発委託費、高速炉共通基盤技術開発委託費及び原子力産業基盤強化事業費に限る。）

原子力発電関連技術開発費等補助金

ウラン探鉱支援事業費等補助金

原子力安全規制対策費のうち

原子力災害影響調査等委託費

原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査事業費、海洋環境放射能総合評価委託費、発電炉設計審査分野規制研究事業委託費、原子力施設外部事象等安全規制研究事業委託費、

事務取扱費のうち

業費、廃熱・湧水等未利用資源効率的活用低炭素社会システム整備推進事業費、脱フロン社会構築型業務用冷凍空調機器省エネルギー化推進事業費、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業費、循環産業戦略的国際展開海外二酸化炭素削減支援事業費、省エネルギー型大型浄化槽システム導入推進事業費、廃棄物処理施設先進的設備導入推進等事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、電動化対応トラック・バス導入加速事業費、脱炭素社会プラスチック等資源循環システム構築実証事業費、地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業費、配送拠点等エネルギーステーション化地域貢献型脱炭素物流等構築事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、廃棄物エネルギー有効活用マルチベネフィット達成促進事業費、地域レジリエンス・脱炭素化同時実現避難施設等自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費、再生可能エネルギー導入持続可能レジリエント地域社会実現支援事業費、脱炭素社会構築リース促進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、革新的省二酸化炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、工場・事業場先導的脱炭素化取組推進事業費、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業費、脱炭素社会構築資源循環高度化設備導入促進事業費及び脱炭素復興まちづくり推進事業費に限る。）

非化石エネルギー等技術開発費補助金

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金

				施設整備費
				労災疾病臨床研究事業費補助金
				独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費
				個別労働紛争対策費のうち
				情報処理業務庁費（雇用環境・均等行政情報システム改修等経費に限る。）
				業務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費及び労働基準行政システム改修費に限る。）
				施設整備費
		雇用勘定	（項）	男女均等雇用対策費のうち
				情報処理業務庁費（雇用環境・均等行政情報システム改修等経費に限る。）
				個別労働紛争対策費のうち
				情報処理業務庁費（雇用環境・均等行政情報システム改修等経費に限る。）
				職業紹介事業等実施費のうち
				情報処理業務庁費（ハローワークシステム改修費に限る。）
				高齢者等雇用安定・促進費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費
				施設整備費
				職業能力開発強化費のうち
				職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費に限る。）
				独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費
				業務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費及びハローワークシステム改修費に限る。）
				発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業委託費、原子力施設地質構造等調査・研究事業委託費、避難指示区域等環境放射線モニタリング推進事業委託費、廃炉作業安全研究事業委託費、大規模噴火プロセス等知見整備研究事業委託費、航空機モニタリング運用技術確立等委託費、燃料破損規制高度化研究事業委託費及び実機材料等経年劣化評価・検証事業委託費に限る。）
				原子力災害対策事業費補助金
				原子力施設等防災対策等交付金
				国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費
				事務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
				原子力安全業務庁費（原子力施設外部事象等安全規制研究経費、原子力施設地質構造等調査・研究経費、大規模噴火プロセス等知見整備研究経費及び燃料破損規制高度化研究経費に限る。）
厚生労働省	労働保険	労災勘定	（項）	労働安全衛生対策費のうち
				施設施工旅費
				情報処理業務庁費（石綿届出システム開発費及び雇用環境・均等行政情報システム改修等経費に限る。）
				施設施工庁費
				施設整備費
				産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）
				社会復帰促進等事業費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費

官報（号外）

		国有財産管理処分庁費			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		施設整備費			
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち			工事雑費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）	経済産業省	特許	（項）事務取扱費のうち
内閣府及び厚生労働省	年金				情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	子ども・子育て支援勘定	（項）地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち			成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発費、特許庁システム管理費及び特許庁システム整備費に限る。）
		子ども・子育て支援整備交付金			中小企業知的財産活動支援事業費補助金
		業務取扱費のうち			施設整備費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）	国土交通省	自動車安全	
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち		自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費
		庁費（近畿厚生局移転関係経費に限る。）			業務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費及び次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発費に限る。）
		社会保険オンラインシステム費のうち			施設整備費
		社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発費に限る。）		自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
				空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち
農林水産省	食料安定供給				情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち			空港整備事業費
		食糧買入費（輸入米等買入費、輸入食糧麦等買入費及び輸入飼料買入費に限る。）			北海道空港整備事業費
					離島空港整備事業費
					沖縄空港整備事業費
	業務勘定	（項）事務取扱費のうち			航空路整備事業費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			空港整備事業資金貸付金
					成田国際空港整備事業資金貸付金
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費			北海道空港整備事業資金貸付金
		土地改良事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			地域公共交通維持・活性化推進費
		日額旅費			

		空港等整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。） 工事雑費 空港等災害復旧事業費
所管	特別会計	所管・組織・事項	所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁 復興庁 （項）原子力災害復興再生支援事業費　のうち 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費 福島再生加速化交付金 環境省共通費のうち 移転費 地域活性化等復興政策費　のうち 避難指示区域入域管理等委託費（物理的防護措置実施経費に限る。） 被災者生活再建支援金補助金 治安復興事業費 消費生活復興政策費 生活基盤行政復興政策費　のうち 緊急消防援助隊活動費負担金 生活基盤行政復興事業費　のうち 消防防災設備災害復旧費補助金 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費　のうち 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金			教育・科学技術等復興事業費 社会保障等復興政策費　のうち 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金 社会保障等復興事業費　のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興政策費　のうち 国有林野森林整備・保全管理費 森林整備・保全調査等委託費（森林・林業再生実証等事業費及び放射性物質対処型林業再生対策事業費に限る。） 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金 水源林復興促進対策費補助金 漁業経営安定対策事業費補助金（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。） 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 共同利用小型漁船建造費補助金 農林水産業再生支援交付金

官　報（号外）

		農林水産業復興事業費 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち 地域経済産業活性化対策委託費（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。） 地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。） 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 環境保全復興政策費　のうち 放射線量低減処理業務庁費 環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理費に限る。） 特定復興拠点整備事業費 放射性物質汚染廃棄物処理事業費 放射性物質除去土壌等管理調査費 放射性物質測定費（リアルタイム線量システム更新経費に限る。） 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費 放射性物質測定調査委託費 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理等事業費に限る。）			放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 特定復興拠点整備業務補償金 放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金 放射線量低減処理業務補償金 環境保全復興事業費 東日本大震災復興事業費　のうち 国営追悼・祈念施設整備費 農業水利施設放射性物質対策事業費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 循環型社会形成推進交付金 農山漁村地域整備交付金 社会資本整備総合交付金 東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 東日本大震災災害復旧等事業費 東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	情報通信技術調達	673	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外国為替資金	情報通信技術調達	2,567	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	4,431	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	情報通信技術調達	43,255	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	49,576	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	投資勘定	情報通信技術調達	902	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,535	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特定国有財産整備勘定	情報通信技術調達	770	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用特定施設整備に係る限度額の増額	343,773	令和3年度	令和4年度	平成30年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用特定施設整備」に基づいて実行した特定国有財産整備計画による横浜地方合同庁舎の整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	石油産業情報化推進調査事業	311,905	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	石油産業情報化推進調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		災害時地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	113,784	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報（号外）

		過疎地域等石油製品流通体制整備事業費補助	807,571	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	過疎地域等石油製品流通体制整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		エネルギー消費統計調査事業	411,498	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	エネルギー消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定業種石油等消費統計調査事業	23,648	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	特定業種石油等消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	605,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	8,300,000	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域循環共生圏構築促進事業費補助	23,435,411	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	地域循環共生圏構築促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	918,066	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	669,469	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	5,401,321	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	10,965	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	399,725	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国際原子力規制者会議開催準備	17,244	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	令和3年及び令和4年に我が国で開催予定の国際原子力規制者会議の開催準備については、多くの日数を要するため
		原子力規制検査用解析コード利用	9,621	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	原子力規制検査用の解析コードの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	3,832,131	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	原子力損害賠償支援勘定	情報通信技術調達	197	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

厚生労働省	労働保険 労災勘定	労働基準行政システム再構築調査研究支援業務	138,817	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	労働基準行政システムの再構築調査研究支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力発電所作業員長期的健康管理システム運用等	561,348	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	原子力発電所作業員長期的健康管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		雇用環境・均等行政情報システム運用等	94,359	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	雇用環境・均等行政情報システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業医養成施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和３年度	令和５年度まで１箇年度延長	令和２年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「産業医養成施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和３年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和５年度まで１箇年度延長する必要があるため
		事務機器借入れ等	733,564	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災特別介護施設整備	361,565	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	愛媛労災特別介護施設及び広島労災特別介護施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	12,168,453	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	6,315	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	27,630	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	237,835	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等	36,692	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム改修	2,313,499	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	労働基準行政システムの改修については、多くの日数を要するため
		労働基準行政システム用電子計算機借入れ	10,715,972	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	労働基準行政システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	138	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

		労災レセプト審査促進事業	1,788,259	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	労災レセプト審査促進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	184,074	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	厚生労働省上石神井庁舎ほか２件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	雇用勘定	雇用環境・均等行政情報システム運用等	94,357	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	雇用環境・均等行政情報システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	26,249,206	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	23,151,962	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不安定就労者就職支援事業	3,430,180	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	不安定就労者就職支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用活性化推進事業	2,620,280	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	地域雇用活性化推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生涯現役促進地域連携事業	790,650	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	生涯現役促進地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職務経歴等記録書作成支援ウェブサイトシステム開発等	897,305	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	職務経歴等記録書作成支援ウェブサイトシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		技能士台帳データベースシステム開発等	621,319	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	技能士台帳データベースシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定推進事業	24,802	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	13,840,323	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	総合的職業能力開発プログラム推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		若者職業的自立支援推進事業	7,045,668	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	若者職業的自立支援推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	871,864	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		障害者職業訓練委託事業	37,615	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	障害者職業訓練委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		事務機器借入れ等	4,185,340	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,035	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	35,178	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	215,190	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等	513,465	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	138	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		労働保険加入促進業務	869,511	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	労働保険加入促進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス教育訓練講座受講環境整備事業	286,788	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う教育訓練講座受講環境整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	178,114	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	厚生労働省上石神井庁舎ほか２件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	徴収勘定	情報通信技術調達	943,134	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	522	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	33,975	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム運用	333,254	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム構築管理等業務	608,977	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	労働保険適用徴収システムの構築管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム改修	170,995	令和３年度	令和４年度及び令和５年度	労働保険適用徴収システムの改修については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	138	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	平成20年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		労働保険加入促進業務	1,955,889	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	労働保険加入促進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	情報通信技術調達	288,898	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	625,870	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	146,594	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	28,723	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	数理統計システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	13,371,567	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	36,324,826	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等については、多くの日数を要するため
農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	170,000,000	令和3年度	令和4年度	外国からの主要食糧の買入れについては、多くの日数を要するため
		輸入飼料買入れ	8,300,000	令和3年度	令和4年度	外国からの飼料の買入れについては、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	33,382,026	令和3年度	令和3年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	290,366	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	516	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸(一期)農業水利事業	1,180,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	那珂川沿岸(一期)農業水利事業については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業				
		吉野川下流域農地防災事業	1,640,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	吉野川下流域農地防災事業については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務	190,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		情報通信技術調達	8,581	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	特許	情報通信技術調達	8,450,841	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	112,550	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		決済代行サービス利用	5,280	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	決済代行サービスの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,742,042	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	27,134,543	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	16,691,680	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	特許庁システムの管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム整備	8,442,105	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	特許庁システムの整備については、多くの日数を要するため
		特許庁電子出願システム運用	967,428	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	特許庁電子出願システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	95,216	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	審査資料インターネット有料情報の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	自動車安全自動車検査登録勘定	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費補助	601,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	独立行政法人自動車技術総合機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	129,232	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	13,200	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	15,906	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	37,469	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	15,998,030	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		自動車検査証出力用紙製造等	474,914	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	自動車検査証出力用紙の製造等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,891,671	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	中部運輸局浜松自動車検査登録事務所ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため

官報（号外）

	空港整備勘定	情報通信技術調達	237,525	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車購入	585,932	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	大型化学消防車の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		空港等維持管理業務	8,502,613	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	16,684	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	471,100	令和3年度	令和3年度以降14箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業(平成17年度)に係る限度額の増額	9,994	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	平成17年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した航空保安大学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業(平成18年度)に係る限度額の増額	9,453	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	48,588,470	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか30空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	1,770,955	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空旅客動態調査業務	40,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育施設騒音防止対策事業費補助	205,854	令和3年度	令和4年度	教育施設騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道空港整備	3,162,400	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	新千歳空港ほか8空港の整備については、多くの日数を要するため
		北海道航空旅客動態調査業務	7,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島空港整備	2,156,686	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	大島空港ほか9空港の整備については、多くの日数を要するため
		沖縄空港整備	5,810,840	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	那覇空港ほか5空港の整備については、多くの日数を要するため

		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務	250,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄航空旅客動態調査業務	7,000	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空路整備	48,251,002	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	航空路保安施設、航空交通管制施設等の整備については、多くの日数を要するため
所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		事務機器借入れ	38,485	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	524,945	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		復興庁ホームページ運用等	262,306	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	復興庁ホームページの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境行政事務機器等借入れ	88,110	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	環境行政事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境行政車両借入れ	521,928	令和３年度	令和３年度以降５箇年度以内	環境行政車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育・科学技術等事務機器借入れ	27,832	令和３年度	令和３年度以降４箇年度以内	教育・科学技術等事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス海洋環境モニタリング調査業務	252,384	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う海洋環境モニタリング調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射性物質汚染廃棄物減容化処理	8,521,313	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	放射性物質汚染廃棄物の減容化処理については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物埋立処分	49,461,223	令和３年度	令和３年度以降３箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の埋立処分については、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	19,311,830	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	指定廃棄物の最終処分場の整備については、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	185,691,190	令和３年度	令和３年度及び令和４年度	放射性物質除去土壌等管理施設の整備については、多くの日数を要するため

令和三年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百九十三兆六千九百九十一億五千七百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、二百四十五兆二千五百七十二億四千九百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
五一、九八一、七八六		五一、八〇四、七二八	

歳入では、一般会計から十六兆十九億八百万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として千三百二十五億三千九百万円を受け入れるほか、地方法人税については、一兆三千二百三十二億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金及び借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金十七兆五千七百十一億二百万円（うち、震災復興特別交付税千三百二十六億二千七百万円）を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
二四六、七八九、二五四		二四六、七八九、二五四	

歳入において、一般会計から二十三兆七千五百七十六億六千三百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から七十四兆百八十億二千万円、東日本大震災復興特別会計から二百七十六億四千五百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税千百三十二億円、公債金百四十四兆三千二百十九億七千五百万円、復興借換公債金二兆八千七百九億七千百万円、東日本大震災復興株式売払収入一兆四千四百九十二億千五百万円、東日本大震災復興配当金収入五百四億五千万円、運用収入五百十三億七百万円、東日本大震災復興運用収入二十四億千万円、雑収入千二百六十三億七千二百万円及び東日本大震災復興雑収入二千七百万円をそれぞれ見込んでいる。

3　外国為替資金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
二、四六四、九七五		一、〇七九、二七二	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により令和二年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆九千二百十三億三千万円を令和三年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) 財政融資資金勘定	七二、一七七、九七九		七一、九三三、一四〇
(2) 投資勘定	六七二、八〇四		六七二、八〇四
(3) 特定国有財産整備勘定	四七、五二六		一八、〇二三

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を四十五兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換等を図ることとし、三千六百二十六億円の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
(1) エネルギー需給勘定	二、二一九、五七二		二、二一九、五七二
(2) 電源開発促進勘定	三二九、八一〇		三二九、八一〇
(3) 原子力損害賠償支援勘定	一一、五〇四、六九八		一一、五〇四、六九八

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	二七、〇八七、四四三	二七、〇八七、四四三
(2) 国民年金勘定	三、八二八、九二三	三、八二八、九二三
(3) 厚生年金勘定	四九、四九七、六四二	四九、四九七、六四二
(4) 健康勘定	一二、四二一、二六五	一二、四二一、二六五
(5) 子ども・子育て支援勘定	三、二四四、九八六	三、二四四、九八六
(6) 業務勘定	四三二、〇四三	四三二、〇四三

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆八千九百五十六億九千五百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、十兆千九百九十七億九千万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成二十七年度(十月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、五十八億千万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、三歳未満の児童一人につき月額一万五千円を、三歳以上小学校修了までの児童(第一子・第二子)一人につき月額一万円を、三歳以上小学校修了までの児童(第三子以降)一人につき月額一万五千円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額一万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額五千円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二兆四千八百九十六億三百万円を受け入れることとしている。

7　東日本大震災復興特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	九三一、七八七	九三一、七八七

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額四十二億四千六百万円、復興公債金二千百八十三億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び日本共産党共同提案並びに国民民主党・無所属クラブ提案の「令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算及び令和三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

令和三年三月二日

予算委員長　金田　勝年

衆議院議長　大島　理森殿

令和三年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

令和三年一月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

令和３年度政府関係機関予算

予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の令和３年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

２　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第５条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」附則第７条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の「産業競争力強化法」第39条第２項、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」第22条第１項、「造船法」及び「海上運送法」の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		513,700,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		1,000,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		664,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	9,050,000,000
		社債の額面総額	420,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	700,000,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	4,683,000,000
		社債の額面総額	350,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	10,099,000,000
		短期社債の取得に係る社債の発行限度額	300,000,000
		その他の社債の額面総額	400,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	195,000,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第３条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、令和３年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第２号及び第５号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,850,000
	中小企業者向け業務	45,000,000
	保証金額の総額	60,500,000
	保険価額の総額	49,570,000,000
	補塡の額	
	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補塡の額の限度額	240,000,000
	その他の補塡の額の総額	4,917,900,000

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第４条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
１　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
２　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

２　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、「中小企業信用保険法」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣が定める金額を増額することができる。

（流用の制限）

第５条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第１項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

２　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が令和３年度において発行する債券若しくは社債又は借り入れる借入金で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は元本金額は、外貨による額面総額又は元本金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和元年11月１日から令和2年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

２　前項の規定は、株式会社日本政策金融公庫が令和３年度において行う外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときの保証金額の総額を換算する場合に準用する。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		18,368,183	事業損金	12,903,487
		事業益金	18,368,183	予備費	150,000
	雑収入		2,054,595		
		一般会計より受入	2,024,582		

官報（号外）

	合計		20,422,778	合計	13,053,487
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		358,539,067	事業損金	197,090,497
		事業益金	358,539,067	予備費	1,447,000
	雑収入		25,220,786		
		一般会計より受入	23,497,794		
		運用収入	168		
		雑収入	1,722,824		
	合計		383,759,853	合計	198,537,497
農林水産業者向け業務	事業益金		32,064,603	事業損金	46,368,033
		事業益金	32,064,603	予備費	550,000
	雑収入		19,265,975		
		一般会計より受入	17,791,146		
		東日本大震災復興特別会計より受入	11,331		
		運用収入	251		
		雑収入	1,463,247		
	合計		51,330,578	合計	46,918,033
中小企業者向け業務	事業益金		190,222,698	事業損金	141,032,400
		事業益金	190,222,698	予備費	640,000
	雑収入		21,633,258		
		一般会計より受入	14,918,050		
		エネルギー対策特別会計より受入	564		
		運用収入	147,797		
		雑収入	6,566,847		
	合計		211,855,956	合計	141,672,400
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,115,779
		事業益金	440	保険費	933,045,315
	保険料収入		369,855,357	予備費	260,000
		保険料収入	369,855,357		
	回収金		69,596,226		
		回収金	69,596,226		

	雑収入		359,168		
		運用収入	147,896		
		雑収入	211,272		
	合計		439,811,191	合計	938,421,094
危機対応円滑化業務	事業益金		336,564,715	事業損金	337,291,704
		事業益金	336,564,715	補償金	380,635,009
	補償料収入		165,396,666	利子補給金	175,901,230
		補償料収入	165,396,666	予備費	9,000
	雑収入		344,384		
		一般会計より受入	206,945		
		運用収入	136,508		
		雑収入	931		
	合計		502,305,765	合計	893,836,943
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		1,980,043	事業損金	2,074,934
		事業益金	1,980,043	利子補給金	100,000
	雑収入		199,892	予備費	5,000
		一般会計より受入	99,731		
		エネルギー対策特別会計より受入	100,000		
		運用収入	1		
		雑収入	160		
	合計		2,179,935	合計	2,179,934
株式会社国際協力銀行	事業益金		628,789,057	事業損金	891,457,395
		事業益金	628,789,057	予備費	233,398
	雑収入		314,229,758		
		運用収入	3,572,846		
		雑収入	310,656,912		
	合計		943,018,815	合計	891,690,793
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		120,769,204	事業損金	107,086,188
		事業益金	120,769,204	予備費	140,600
	雑収入		2,092,210		
		運用収入	28,838		
		雑収入	2,063,372		
	合計		122,861,414	合計	107,226,788

令和三年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入(百万円)	支　出(百万円)
二〇、四二三	一三、〇五三

中小企業の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面令和三年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援する。また、「沖縄振興基本方針」（平成二十四年五月十一日内閣総理大臣決定）における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として五千六百十九億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資二十一億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入(百万円)	支　出(百万円)
(1)	国民一般向け業務	三八三、七六〇	一九八、五三七
(2)	農林水産業者向け業務	五一、三三一	四六、九一八
(3)	中小企業者向け業務	二一一、八五六	一四一、六七二
(4)	信用保険等業務	四三九、八一一	九三八、四二一
(5)	危機対応円滑化業務	五〇二、三〇六	八九三、八三七
(6)	特定事業等促進円滑化業務	二、一八〇	二、一八〇

国民一般向け業務において、小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面令和三年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め総額十三兆五百十億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付五千九百億円）の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金十三億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金三億七千九百万円、財政融資資金の借入れ九兆五百億円、社債の発行による収入四千二百億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で四十六兆七千四十億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金四百六十六億円を予定している。

3　株式会社国際協力銀行

収　入(百万円)	支　出(百万円)
九四三、〇一九	八九一、六九一

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動や、サプライチェーン強靱化等を支援していくこととし、総額二兆七千億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金六百億円、外国通貨長期借入金四百億円、財政融資資金からの借入金二千百五十億円、社債の発行による収入二兆二十五億円及び貸付回収金等三千八百二十五億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入(百万円)	支　出(百万円)
一二二、八六一	一〇七、二二七

開発途上地域の政府等に対して、一兆五千億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百七十億二千万円、財政融資資金からの借入金六千百四十四億円、国際協力機構債券の発行による収入二千五百四十億円及び貸付回収金等五千八百四十五億八千万円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び日本共産党共同提案並びに国民民主党・無所属クラブ提案の「令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算及び令和三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

令和三年三月二日

予算委員長　金田　勝年

衆議院議長　大島　理森殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節中第十三条の三の次に次の一条を加える。

（指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例）

第十三条の四　地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者」という。）が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2　地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「（所得税法第百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第百二十二条第一項、第百二十五条第二項又は第百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。）」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「、第六十六条の七」を「、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を「、第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「、第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）」を削る。

第四十五条の三の三第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4　前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第百四十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第百四十九条第一項第四号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて

得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第四号に次のように加える。

ト　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第五号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第五号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第六号イを次のように改める。

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第百五十七条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第六号ホ中「三・五トンを超えるバス又はトラック」を「二・五トンを超え三・五トン以下のトラック」に改め、同号ホ(1)中「平成二十一年軽油重量車基準」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ヘの次に次のように加える。

ヘ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第百五十七条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下(ii)及び第百五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第二項中「第四号イからニまで」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
第四号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四
第四号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七
第四号ニ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十七

第百四十九条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第五号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第五号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第六号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第六号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三

第百五十七条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の

一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十七条第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第三号ニを削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二　石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項（第一号イからハまで」を「第一項（第一号イからニまで」に、「第二項（第一号イからハまで」を「第二項（第一号イ及びロ」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十

第二項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第百五十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「、第六十六条の七」を「、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を「、第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「、第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第三百十七条の三の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第三百二十八条の六第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三百二十八条の七第一項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4　前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

四十五　ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）

第三百四十九条の三第十七項中「掲げる家屋及び」を「掲げる家屋並びに同号及び同項第四十五号に掲げる」に改め、同条第十八項中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)中「ロ(1)(ii)」を「以下この号」に改め、同号イ(1)(ii)中「ロ(1)(ii)」を「以下この号」に改め、同号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「次項」を「以下この条」に、「第四百五十一条第一項第一号ロ」を「第四百五十一条」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第四百四十六条第一項第三号ロ中「第二項」を「第二項第二号」に改め、同号ロ(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百

二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五
第三号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
第三号ロ(2)	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（イ(3)及びロ(2)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

第四百四十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九」と読み替えるものとする。

第四百五十一条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百五十一条第一項第二号ロ中「百分の百二十」に改め、同条第二項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、「（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」を削り、「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項各号を次のように改める。

一　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

二　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

第四百五十一条第一項第一号ハ

令和二年度基準エネルギー消費効率	第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項及び次項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

第四百五十一条第一項第一号ロ

令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

第四百五十一条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

第一項第二号ロ	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九
第二項第二号ロ	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第四百五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第一項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十」と読み替えるものとする。

第七章の章名中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の中欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一　第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者　同条に規定する帳簿

二　第百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者　同条第三項に規定する帳簿

三　第百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等　同条に規定する帳簿

第七百四十八条に次の二項を加える。

2　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七十四条の二第三項若しくは第四項、第七十四条の六第二項、第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等　第七十四条の六第二項に規定する書類

二　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等　第四百六十九条第二項に規定する書類

3　前項に規定するもののほか、次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該総務省令で定めるところに従つて行われていないとき（当該地方税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の総務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	
	同条第四項に規定する書類	
	第七十四条の六第二項に規定する書類	
二　第百四十四条の三十二第一項第三号に係る承認を受けた者	同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し	
三　第百四十四条の三十五第七項の特別徴収義務者	同項に規定する書類	
四　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	
	同条第四項に規定する書類	
	第四百六十九条第二項に規定する書類	

第七百四十九条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条第一項中「前条の表の各号の上欄」を「前条第一項各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の中欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている同条の表の上欄」を「前条第一項の規定により同項各号に定める地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている当該各号」に、「において、地方税関係帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「には、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類」に改め、「その承認を受けた事務所所在地等の道府県知事（同表の下欄に掲げる道府県知事をいう。以下この章において同じ。）の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

第七百五十条から第七百五十四条までを次のように改める。

（地方税関係書類の電磁的記録による徴収等）

第七百五十条　次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該地方税関係書類の徴収に代えることができる。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同条第四項に規定する書類
二　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同条第四項に規定する書類

2　第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、第百四十四条の三十五第六項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもつて当該書類の提出に代えることができる。

3　第一項の規定により同項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者及び前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、総務省令で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。

第七百五十一条から第七百五十四条まで　削除

第七百五十五条中「並びに第七十四条の二第三項及び第四項、第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類」を「及び地方税関係書類」に、「及び第四条」を「、第四条及び第六条」に改める。

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条又は第七百四十九条各項のいずれかの承認を受けている地方税関係帳簿」を「第七百四十八条第一項、第二項若しくは第三項前段、第七百四十九条各項又は第七百五十条第三項のいずれかに規定する総務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類」に改め、「当該地方税関係書類」を加え、同条第二項中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「承認を受けて」を「規定により」に改め、「（帳簿」の下に「又は書類」を加え、同条第三項中「第十条」を「第七条」に改め、「又は電子計算機出力マイクロフィルム」を削り、「（帳簿」の下に「又は書類」を加え、同条に次の四項を加える。

4　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第七十四条の二十四第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第七十四条の二十四第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二　第七十四条の二十四第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

5　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第二号若しくは第三号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第二項の規定により提供が行われた同項に規定する書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第百四十四条の四十八第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第百四十四条の四十八第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

二　第百四十四条の四十八第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

6　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第四号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第二号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第四百八十四条第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第四百八十四条第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二　第四百八十四条第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

7　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第九項」の下に「、第三百二十一条の四第七項及び第九項」を加える。

附則第三条の三第一項中「附則第五条」を「附則第四条の四」に改める。

附則第四条の四第一項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律をいう。」及び「一般用医薬品をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「の使用」を「及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。同項において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「令和三年」を「令和八年」に改め、同条第三項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高い一般用医薬品等」の下に「及びその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等」を加え、「令和三年」を「令和八年」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「（同法第四十二条の四第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同条第七項」を「から同法第四十二条の四第七項まで」に改め、同条第四項中「平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「（同条第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第七項」を「から第七項まで」に改め、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「とする」を「」とするに改め、同条第十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「とあるのは」を「」とあるのは」に、「とする」を「」とするに改め、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「とあるのは」を「」とあるのは」に、「とする」を「」とするに改め、同条第十五項中「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第八条の三の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第八項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第九条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「各事業年度（この下に「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度」を加え、「次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を「当該法人の同法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合」に、「当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「当該法人の同項第四号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額」を「第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額」に、「当該収益配分額」を「当該報酬給与額」に改め、同項各号を削り、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号

あるのは」に、「」とする」を「」とするに改め、同条第十五項中「第四十二条の十二の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に、「、第四十二条の十二の五の二」を「、第四十二条の十二の六」に、「第四十二条の十二の五」を「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五」に改め、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項又は第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第六項」とする。

18　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第四項又は第五項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の七」とあるのは、「第六十八条の十五の七第六項」とする。

19　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の七第四項及び第五項」とする。

20　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第六項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは、「第六十八条の十五の七第四項及び第五項、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）並びに」とする。

附則第八条の二第三項中「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に、「の規定により加算された金額」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額」に、「と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項

に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。」を「当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第四号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合」に、「当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「当該法人の同項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同項各号を削り、同条第十五項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、同条第十六項中「に掲げる事業」の下に「(以下この項において「事業税を課されない事業等」という。)」を加え、「これらの事業」を「事業税を課されない事業等」に、「比較雇用者給与等支給額を控除した」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「金額に、当該」を「に、同号イに規定する」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、同条第十七項中「第七十二条の二十五第八項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同条第二十項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第百二条」を「第百六条」に、「要除却認定マンション」を「特定要除却認定マンション」に、「令和四年三月三十一日まで」を「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から令和四年三月三十一日までの間」に改める。

附則第十一条第一項中「農用地利用集積計画」の下に「又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画(同法第十七条の十九第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。)」を加え、「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十二項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改め、同条第十六項中「(平成二十四年法律第二十五号)」を削り、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「令和四年三月二十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

17　都市再生特別措置法第百九条の七第二項第一号に規定する者が同法第百九条の九の規定による公告があつた同法第百九条の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第一項及び第三項並びに第十二条の二の七第一項、第五項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3　道府県は、第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第十二条の三において「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十二条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十二条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

4　道府県は、第百五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

附則第十二条の二の十一第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十二条の二の十二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十二条の二の十三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」

に改め、同条第四項を次のように改める。

4　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の十三第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第十二条の三第一項中「次項第一号及び次条第三項」及び「次項第二号及び次条第三項」を「以下この条及び次条第三項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第百七十七条の七の二」を「同条の二」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5　次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第百七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気自動車

二　天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四　ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百四十九条第一項第四号イ(2)

に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

五　石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六　軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

6　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の五第一項中「又は第三項」を「、第三項、第五項又は第六項」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成二十四年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、「三分の一」の下に「（当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものについては、六分の一）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「、軌道法」を「又は軌道法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十七項を第十四項とし、第十八項を第十五項とし、同条第十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に、「同法の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、「及び同条第四号に規定する駅附帯施設」を削り、同項を同条第十七項とし、同条中第二十一項を第十八項とし、第二十二項を第十九項とし、第二十三項を第二十項とし、同条第二十四項中「令和二年度」を「令和四年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第四十一項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を削り、第三十二項を第二十八項とし、同条第三十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条中第三十五項を第三十一項とし、同条中第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、同条第三十八項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第四十項を第三十五項とし、同条中第四十一項を削り、第四十二項を第三十七項とし、同条第四十三項中「帰還環境整備推進法人が平成三十一年四月一日」を「帰還・移住等環境整備推進法人が令和三年四月一日」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条中第四十五項を第四十項とし、第四十六項から第四十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

45　自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十一条第一項に規定する市町村自

転車活用推進計画に定められた自転車を賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

46　次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

一　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

二　下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「第二条第十七号」を「第二条第二十九号」に、「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。」を削り、「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に、「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第二項中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に、「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第六項中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10　市町村は、平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和三年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11　平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12　前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の二第十一項」とする。

附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

（平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三　平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成三十年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和三年度又は令和四年度

に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2　平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4　被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5　市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6　第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成三十年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成三十年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の三第一項」とあるのは「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7　特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項に

おいて準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8　特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9　特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条の見出し中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成三十年度で」を「令和三年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「令和元年度で」を「令和四年度又は令和五年度で」に、「平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項）を「第三百四十九条の三（第十八項）に改め、「とし、当該年度が令和二年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「令和元年度又は令和二年度」を「令和四年度又は令和五年度」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成三十年度」を「令和三年度」に改め、同号の中欄中「令和元年度」を「令和四年度」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号の下欄中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に、「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号の下欄中「令和元年度」を「令和四年度」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号の下欄中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第三号の上欄中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号の下欄中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号の中欄中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号の下欄中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同表の第五号の上欄中「令和元年度に」を「令和四年度に」に、「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号の中欄中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号の下欄中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号の下欄中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表第二項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第三項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「令和二年度」

を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表第四百十一条第三項の項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項」を「附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項」に、「第三百四十九条」を「は、第三百四十九条」に、「附則第十七条の二第一項」を「は、附則第十七条の二第一項」に改め、同条第六項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項」を「附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項」に、「第三百四十九条」を「は、第三百四十九条」に、「附則第十七条の二第一項」を「は、附則第十七条の二第一項」に改め、同条第六項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二

令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の下に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の下に「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第十九条の二第四項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同条第六項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和元年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改め、同条第七項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に改め、同表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改め、同条第七項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に改め、同表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の二の二第四項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和四年度」に、「次項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同条第六項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改め、同条第七項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改め、同条第七項の表以外の部分中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同項の表第一項の項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十年度の土地」を「令和三年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和元年度の土地」を「令和四年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和二年度の土地」を「令和五年度の土地」に改め、同表第二項の項中「令和元年度適用土地」を「令和四年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和四年度類似適用土地」に改める。

5　令和四年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地（次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
	固定資産税又は	固定資産税にあつては田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格とし、
	若しくは第六号	又は第六号
	、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度
第一項の表第二号	第三百四十九条第二項各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する
	当該令和三年度の土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和三年度の土地とその状況が類似する宅地
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第一項の表第四号	当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第二項	第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号

附則第十九条の三第一項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和三年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和三年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和二年度分の固定資産税

に係る令和三年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第十九条の四第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「加算した額」の下に「(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第二項中「平成三十年度から令和二年度までの各年度分」を「令和四年度分及び令和五年度分」に改め、同条第四項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第五項中「平成三十年度に」を「令和三年度に」に、「平成三十年度特定市街化区域農地」を「令和三年度特定市街化区域農地」に、「令和元年度特定市街化区域農地」を「令和四年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度特定市街化区域農地」を「令和五年度特定市街化区域農地」に、「平成二十九年度」を「令和二年度」に、「平成三十年度」を「令和三年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第六項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「同条第一項ただし書の規定」の下に「又は前条第四項の規定」を加え、「平成三十年度で」を「令和三年度で」に、「平成三十年改正前の地方税法」に改め、「同項ただし書の規定」の下に「又は前条第四項の規定」を加える。

附則第二十一条(見出しを含む。)中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「平成三十年度　次に」を「令和三年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「負担上限割合」を「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和元年度　次に」を「令和四年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和二年度　次に」を「令和五年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第六項第三号イの項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロの項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十九年度類似特定用途宅地等が平成三十年度分」を「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」を「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第八項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロの項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十九年度類似特定用途宅地等が平成三十年度分」を「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」を「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号及び第三号中「令和二年度」を「令

和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十一項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第六号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十三条中「同条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」を加える。

附則第二十四条中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「加算した額」の下に「（令和三年度分の都市計画税の課税標準額」を加え、同条第二項及び第三項中「平成三十年度から令和二年度までの各年度分」を「令和四年度分及び令和五年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成三十年度」を「令和三年度」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号イ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「平成三十年度に」を「令和三年度に」に、「平成二十九年度」を「令和二年度」に、「平成三十年度類似用途変更宅地等」を「令和三年度類似用途変更宅地等」に、「令和元年度に」を「令和四年度に」に、「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和四年度類似用途変更宅地等」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度類似用途変更宅地等」を「令和五年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年度分」を「令和四年度分」に改め、同項第一号中「平成三十年度類似用途変更宅地等」を「令和三年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年度に」を「令和三年度に」に、「平成二十九年度に」を「令和二年度に」に、「平成二十九年度類似特定用途宅地等」を「令和二年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十九年度類似課税標準額」を「令和二年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和四年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「令和二年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四号中「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和四年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第四十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第五十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第六十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第七十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第八十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第九十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十七号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十八号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十九号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十一号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十二号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十三号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十四号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十五号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似課税標準額」に改め、同項第百八十六号中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和四年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十年度類似課税標準額」を「令和三年度類似

一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「平成三十年度　次に」を「令和三年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に、「負担上限割合」を「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和元年度　次に」を「令和四年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和二年度　次に」を「令和五年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「含む。）」の下に「又は第四項」を加える。

附則第二十九条の八の二中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第二十九条の九第三項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第二十九条の十八第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第三項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第三十条第一項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に、「同条第一項第三号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「次項第一号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分又は令和五年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項中「附則第十九条の三第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」を加え、同条第三項及び第四項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第三項中「附則第十九条の三第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」を加え、同条第四項中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和四年度分又は令和五年度分」に改める。

6　第二項に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7　三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8　三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十条の二第一項中「第四項まで」の下に「、第七項及び第八項」を加え、「第五項」を「第八項」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年分」を「令和四年分」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十五条の二の三第一項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」及び「、特定保有株式」を削り、同条第五項中「、特定保有株式」を削る。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改める。

附則第四十八条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）第十三条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「旧震災特例法」という。）」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項」を「旧震災特例法第十五条第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」を「旧震災特例法第十五条」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項」を「旧震災特例法第二十三条第一項」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第五十一条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十六項」を「第二十三項」に改める。

附則第六十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに第四十五条第三項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十一条に次の一項を加える。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第四十五条第六項の規定の適用については、附則第五条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十三条第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

附則第六十四条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「生産性向上特別措置法第四十一条第二項」を「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」に、「第三十六条第一項」を「第二条第十四項」に、「及び構築物（を「、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物（以下この条において「特例対象資産」という。）（に、「家屋及び構築物を」を「特例対象資産に」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）

第六十四条の二　前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

（固定資産課税台帳の登録事項の特例）

第六十四条の三　附則第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

附則第六十五条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に、「の規定による」を「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定による」に、「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条及び第七十二条第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第七十三条中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、「道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税

法」という。）附則第六十四条」を加え、「、「地方税法第七十一条の四十七」とあるのは「同法第七十一条の四十七」と」を削り、「市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」及び「指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」の下に「並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条」を加える。

附則第七十四条及び第七十五条中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第七十二条の二第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の四十八第三項第二号ロ中「含む。）」の下に「、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）」を加え、同号ハ中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「、送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「、送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第三百十一条第一号中「扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第三百十四条の二第一項第十一号中「及び第三百十七条の三の三第一項」を削る。

第三百十七条の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三百十七条の六第九項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改める。

第三百二十一条の四第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第七項中「の同意がある」を「（第三百十七条の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第一項の規定による給与支払報告書の提出を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」という。）が、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「特別徴収義務者に」を「特定特別徴収義務者に」に改め、「代えて、」の下に「当該」を加え、「提供することができる」を「提供しなければならない」に改め、同条第九項中「提供」の下に「及び第八項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「、同項」を「、第七項又は第八項」に、「が同項」を「がこれらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　市町村長は、特定特別徴収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを経由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9　前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

第三百二十一条の六第一項中「納税者」を「納税義務者」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第九項」を「第十一項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第十六号中「又は」を「、同項第十一号の二に規定する配電事業、」に改め、「発電事業」の下に「又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第三百二十一条の四第七項及び第九項」を「第三百二十一条の四第七項、第八項及び第十一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附則第九条第二十一項中「一般送配電事業者が、」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加え、同条に次の一項を加える。

22　特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う

取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第六十四条を削る。

附則第六十四条の二中「前二条」を「前条」に、「まで、」を「まで又は」に改め、「又は第六十四条」を削り、同条を附則第六十四条とする。

附則第六十四条の三中「又は第六十四条」を削り、「まで、」を「まで又は」に改め、同条を附則第六十四条の二とする。

附則第六十五条第一項中「及び第六十四条」を削り、「令和三年法律第　　号」の下に「。以下この項において「地方税法等改正法」という。」を加え、「同法」を「地方税法等改正法」に改め、「附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条」を加える。

附則第七十三条中「及び第六十四条」を削り、「附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条」を加える。

附則第七十三条中「及び第六十四条」を削り、「附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「五年旧地方税法」という。）附則第六十四条」を、「旧地方税法附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

附則第九条第二十二項中「一般送配電事業者が、」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第十一項及び第三十八条中「第七十二条の二十九の規定による申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

第五条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第二十条の五の二第二項の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に、「第三百二十一条の八第六十一項」を「第三百二十一条の八第六十一項」に、「第五十三条第六十九項」を「第五十三条第七十七項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」に改め、同法第二十四条第六項の改正規定中「第五十三条第七十五項から第七十一項まで」を「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」に改め、同法第二十四条の二第五項の表第五十三条第三十九項の項の改正規定中「第五十三条第五十項」を「第五十三条第五十八項」に改め、同法第五十二条第二項第四号の改正規定中「第五十六項第一号」を「第六十四項第一号」に改め、同法第五十三条第一項の改正規定中「次項」を「次項及び第三十九項」に、「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）中「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第六項各号の改正規定中「第四十五項第四号」を「第五十三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項を改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十二項を改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十一項を同条第七十項とし、同条第六十項を改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十九項を改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十七項を改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十六項を同条第六十五項とし、同条第五十五項を改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十三項を改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十二項を同条第六十一項とし、同条第五十一項を改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項第一号を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第四十項とし、同条第二十八項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十一項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十三条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象

通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「(第一項の規定によつて」を「(第一項の規定により」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第八十項とし、同条第六十二項中「第五十項」を「第六十七項」に、「第四十六項」を「第六十項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十一項を同条第七十九項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第五十九項中「第五十項後段」を「第六十七項後段」に、「第五十七項」を「第七十四項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第五十八項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十五項」を「第七十二項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第五十七項中「第五十項」を「第六十七項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第五十六項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十二項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第五十二項を同条第六十九項とし、同条第五十一項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の四第二項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第四十九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第四十七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第四十六項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第四十四項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第四十三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十二項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第三十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第三十七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第三十六項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十四項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十二項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第二十九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第二十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第二十七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十六項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第二十五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第二十四項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十二項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十六項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十四項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第六項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第四項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第一

一項（第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七項及び第四十八項（第四十九項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項及び第四十一項」に、「第二十七項の」を「第四十七項の」に、「第二十八項及び第二十九項の」を「第四十八項の」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十八項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第五十二項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第五十三項又は第五十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同項の前に次の八項を加える。

39　前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二十四条第五項に規定する公益法人等をいう。第四十一項及び第四十六項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第四十一項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

40　前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。

41　道府県は、通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第四十四項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第三十九項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第四十四項第一号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十三項及び第四十四項第一号において同じ。）を当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

42　通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第四十四項第一号において同じ。）を加算した金額とする。

43　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業

年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

44　前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　対象事業年度において第四十一項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第四十二項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合

二　法人税法第六十九条第二十項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

45　第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一項	の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第四十二項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

46　第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一項	の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第四十二項	の対象事業年度において	が第二十四条第五項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第五十三条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六

十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（を「還付対象欠損金額（に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第二条のうち、地方税法第五十三条第十五項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第十三項の改正規定中「除く」に」の下に「、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に」を加え、同条第十二項第一号の改正規定及び同条第九項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）中「合併等事業年度」の下に「後最初の事業年度」を加え、同法第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十二項の項の改正規定中「改め」の下に「、同表第七十二条の二十五第一項の項中欄中「同号ロに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。」の下に「の所得割」を加え、同法第七十二条の十八第二項の改正規定中「第六十四条の五」を「第五十九条第五項、第六十四条の五」に改め、同法第七十二条の二十三第二項の改正規定中「、第七項及び第八項」を「から第八項まで、第五十九条第五項」に、「第六十四条の七並びに」を「第六十四条の七及び」に改め、同法第七十二条の二十六第七項の改正規定中「の前事業年度」を削り、同法第二百九十四条第八項の改正規定中「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」を「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」に改め、同法第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第三十九項の項の改正規定中「第三百二十一条の八第五十項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改め、同法第三百十二条第三項第四号の改正規定中「第五十三項第一号」を「第六十一項第一号」に改め、同法第三百十四条の四第二項の改正規定の次に次のように加える。

第三百十七条の六第九項中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第

六十三項」に改める。

第二条のうち、地方税法第三百二十一条の八第一項の改正規定中「次項」を「次項及び第三十九項」に、「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）中「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第六項各号の改正規定中「第四十五項第四号」を「第五十三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項を改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項を改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項を改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項を改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項を改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項を改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十三項を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第三十七項を同条第五十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項を改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に一項を加える改正規定を次のように改める。

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「第四十五項」を「第六十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十六項中「第四十四項」を「第六十二項」に、「第四十一項」を「第六十項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「第四十三項」を「第六十一項」に、「第四十項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十四項中「第四十二項」を「第五十六項」に、「第三十九項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「第四十一項」を「第五十五項」に、「第三十八項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十二項中「第四十項」を「第五十三項」に、「第三十七項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「第三十九項」を「第五十項」に、「第三十六項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十項中「第三十八項」を「第四十八項」に、「第三十五項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「第三十七項」を「第四十六項」に、「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十八項中「第三十六項」を「第四十四項」に、「第三十三項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「第三十五項」を「第四十二項」に、「第三十二項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十六項中「第三十四項」を「第四十一項」に、「第三十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「第三十三項」を「第三十八項」に、「第三十項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十四項中「第三十二項」を「第三十六項」に、「第二十九項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「第三十一項」を「第三十四項」に、「第二十八項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項中「第三十項」を「第三十二項」に、「第二十七項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「第二十九項」を「第三十項」に、「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十項中「第二十八項」を「第二十七項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「第二十七項」を「第二十五項」に、「第二十四項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十八項中「第二十六項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「第二十五項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「第二十四項」を「第十九項」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「第二十三項」を「第十七項」に、「第二十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中「第二十二項」を「第十五項」に、「第十九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第二十一項」を「第十三項」に、「第十八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項中「第二十項」を「第十一項」に、「第十七項」を「第十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「第十九項」を「第九項」に、「第十六項」を「第八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項中「第十八項」を「第七項」に、「第十五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「第十七項」を「第五項」に、「第十四項」を「第四項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第十六項」を「第四項」に、「第十三項」を「第三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第十五項」を「第三項」に、「第十二項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十六項中「第十四項」を「第二項」に、「第十一項」を「第一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第十三項」を削り、同条第二十四項中「第十二項」を削り、同条第二十三項中「第十一項」を削り、同条第二十二項中「第十項」を削り、同条第二十一項中「第九項」を削り、同条第二十項中「第八項」を削り、同条第十九項中「第七項」を削り、同条第十八項中「第六項」を削り、同条第十七項中「第五項」を削り、同条第十六項中「第四項」を削り、同条第十五項中「第三項」を削り、同条第十四項中「第二項」を削り、同条第十三項中「第一項」を削る。

第三百二十一条の九第二項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「第四十四項」を「第六十二項」に、「第五十五項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十四項中「第四十三項」を「第六十一項」に、「第五十四項」を「第七十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「第四十二項」を「第六十項」に、「第五十三項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十二項中「第四十一項」を「第五十九項」に、「第五十二項」を「第七十項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「第四十項」を「第五十八項」に、「第五十一項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十項中「第三十九項」を「第五十七項」に、「第五十項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「第三十八項」を「第五十六項」に、「第四十九項」を「第六十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十八項中「第三十七項」を「第五十五項」に、「第四十八項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十七項中「第三十六項」を「第五十四項」に、「第四十七項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十六項中「第三十五項」を「第五十三項」に、「第四十六項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項中「第三十四項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十四項中「第三十三項」を「第五十一項」に、「第四十四項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「第三十二項」を「第五十項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十二項中「第三十一項」を「第四十九項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十一項中「第三十項」を「第四十八項」に、「第四十一項」を「第五十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十項中「第二十九項」を「第四十七項」に、「第四十項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十九項中「第二十八項」を「第四十六項」に、「第三十九項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十八項中「第二十七項」を「第四十五項」に、「第三十八項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「第二十六項」を「第四十四項」に、「第三十七項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十六項中「第二十五項」を「第四十三項」に、「第三十六項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「第二十四項」を「第四十二項」に、「第三十五項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十四項中「第二十三項」を「第四十一項」に、「第三十四項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「第二十二項」を「第四十項」に、「第三十三項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十二項中「第二十一項」を「第三十九項」に、「第三十二項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「第二十項」を「第三十八項」に、「第三十一項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十項中「第十九項」を「第三十七項」に、「第三十項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「第十八項」を「第三十六項」に、「第二十九項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十八項中「第十七項」を「第三十五項」に、「第二十八項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「第十六項」を「第三十四項」に、「第二十七項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十六項中「第十五項」を「第三十三項」に、「第二十六項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「第十四項」を「第三十二項」に、「第二十五項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十四項中「第十三項」を「第三十一項」に、「第二十四項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「第十二項」を「第三十項」に、「第二十三項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第二十二項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「第八項」を「第二十六項」に、「第十九項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十八項中「第七項」を「第二十五項」に、「第十八項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「第六項」を「第二十四項」に、「第十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「第五項」を「第二十三項」に、「第十六項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「第四項」を「第二十二項」に、「第十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中「第三項」を「第二十一項」に、「第十四項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第二項」を「第二十項」に、「第十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項中「第一項」を「第十九項」に、「第十二項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十八項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第八項」を「第二十六項」に、「第二十七項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第七項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十六項中「第六項」を「第二十四項」に、「第二十五項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第五項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第四項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第三項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第一項」を「第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を削る。

第三百二十一条の十第一項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「第四十四項」を「第六十二項」に、「第五十五項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十四項中「第四十三項」を「第六十一項」に、「第五十四項」を「第七十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「第四十二項」を「第六十項」に、「第五十三項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十二項中「第四十一項」を「第五十九項」に、「第五十二項」を「第七十項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「第四十項」を「第五十八項」に、「第五十一項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十項中「第三十九項」を「第五十七項」に、「第五十項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「第三十八項」を「第五十六項」に、「第四十九項」を「第六十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十八項中「第三十七項」を「第五十五項」に、「第四十八項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十七項中「第三十六項」を「第五十四項」に、「第四十七項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十六項中「第三十五項」を「第五十三項」に、「第四十六項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項中「第三十四項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十四項中「第三十三項」を「第五十一項」に、「第四十四項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「第三十二項」を「第五十項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十二項中「第三十一項」を「第四十九項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十一項中「第三十項」を「第四十八項」に、「第四十一項」を「第五十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十項中「第二十九項」を「第四十七項」に、「第四十項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十九項中「第二十八項」を「第四十六項」に、「第三十九項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十八項中「第二十七項」を「第四十五項」に、「第三十八項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「第二十六項」を「第四十四項」に、「第三十七項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十六項中「第二十五項」を「第四十三項」に、「第三十六項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「第二十四項」を「第四十二項」に、「第三十五項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十四項中「第二十三項」を「第四十一項」に、「第三十四項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「第二十二項」を「第四十項」に、「第三十三項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十二項中「第二十一項」を「第三十九項」に、「第三十二項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「第二十項」を「第三十八項」に、「第三十一項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十項中「第十九項」を「第三十七項」に、「第三十項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「第十八項」を「第三十六項」に、「第二十九項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十八項中「第十七項」を「第三十五項」に、「第二十八項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「第十六項」を「第三十四項」に、「第二十七項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十六項中「第十五項」を「第三十三項」に、「第二十六項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「第十四項」を「第三十二項」に、「第二十五項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十四項中「第十三項」を「第三十一項」に、「第二十四項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「第十二項」を「第三十項」に、「第二十三項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第二十二項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「第八項」を「第二十六項」に、「第十九項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十八項中「第七項」を「第二十五項」に、「第十八項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「第六項」を「第二十四項」に、「第十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「第五項」を「第二十三項」に、「第十六項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「第四項」を「第二十二項」に、「第十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中「第三項」を「第二十一項」に、「第十四項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第二項」を「第二十項」に、「第十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項中「第一項」を「第十九項」に、「第十二項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十八項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第八項」を「第二十六項」に、「第二十七項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第七項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十六項中「第六項」を「第二十四項」に、「第二十五項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第五項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第四項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第三項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第一項」を「第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を削る。

第三百二十一条の十一第一項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「第四十四項」を「第六十二項」に、「第五十五項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十四項中「第四十三項」を「第六十一項」に、「第五十四項」を「第七十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「第四十二項」を「第六十項」に、「第五十三項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十二項中「第四十一項」を「第五十九項」に、「第五十二項」を「第七十項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「第四十項」を「第五十八項」に、「第五十一項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十項中「第三十九項」を「第五十七項」に、「第五十項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「第三十八項」を「第五十六項」に、「第四十九項」を「第六十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十八項中「第三十七項」を「第五十五項」に、「第四十八項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十七項中「第三十六項」を「第五十四項」に、「第四十七項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十六項中「第三十五項」を「第五十三項」に、「第四十六項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項中「第三十四項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十四項中「第三十三項」を「第五十一項」に、「第四十四項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「第三十二項」を「第五十項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十二項中「第三十一項」を「第四十九項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十一項中「第三十項」を「第四十八項」に、「第四十一項」を「第五十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十項中「第二十九項」を「第四十七項」に、「第四十項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十九項中「第二十八項」を「第四十六項」に、「第三十九項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十八項中「第二十七項」を「第四十五項」に、「第三十八項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「第二十六項」を「第四十四項」に、「第三十七項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十六項中「第二十五項」を「第四十三項」に、「第三十六項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「第二十四項」を「第四十二項」に、「第三十五項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十四項中「第二十三項」を「第四十一項」に、「第三十四項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「第二十二項」を「第四十項」に、「第三十三項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十二項中「第二十一項」を「第三十九項」に、「第三十二項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「第二十項」を「第三十八項」に、「第三十一項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十項中「第十九項」を「第三十七項」に、「第三十項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「第十八項」を「第三十六項」に、「第二十九項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十八項中「第十七項」を「第三十五項」に、「第二十八項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「第十六項」を「第三十四項」に、「第二十七項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十六項中「第十五項」を「第三十三項」に、「第二十六項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「第十四項」を「第三十二項」に、「第二十五項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十四項中「第十三項」を「第三十一項」に、「第二十四項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「第十二項」を「第三十項」に、「第二十三項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第二十二項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「第八項」を「第二十六項」に、「第十九項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十八項中「第七項」を「第二十五項」に、「第十八項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「第六項」を「第二十四項」に、「第十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「第五項」を「第二十三項」に、「第十六項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「第四項」を「第二十二項」に、「第十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中「第三項」を「第二十一項」に、「第十四項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第二項」を「第二十項」に、「第十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項中「第一項」を「第十九項」に、「第十二項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「第十一項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項中「第十項」を「第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「第九項」を「第二十七項」に、「第二十八項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第八項」を「第二十六項」に、「第二十七項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第七項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十六項中「第六項」を「第二十四項」に、「第二十五項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第五項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第四項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第三項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第一項」を「第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を削る。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「第四十四項」を「第六十二項」に、「第五十五項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十四項中「第四十三項」を「第六十一項」に、「第五十四項」を「第七十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「第四十二項」を「第六十項」に、「第五十三項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十二項中「第四十一項」を「第五十九項」に、「第五十二項」を「

の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第六十四項とし、同条第四十五項中「第四十二項本文」を「第六十項本文」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第六十一項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十四項」を「第六十二項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十九項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項」を「第四十八項（第四十九項（第五十項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第五十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十八項」に、「、これら」を「、同項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十六項を同条第五十五項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第五十四項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項から第五十六項まで」に、「第三十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十八項まで、第四十一項（第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七項及び第四十八項（第四十九項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項及び第四十一項」に、「第二十七項の」を「第四十七項の」に、「第二十八項及び第二十九項の」を「第四十八項の」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十八項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第五十二項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第五十三項又は第五十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第二十六項中「第二十四項」を「第四十六項」に、「第二十五項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十二項中「第十項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十一項中「第九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十項中「第八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第九項中「第七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第八項中「第六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第七項中「第五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第六項中「第四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第五項中「第三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第四項中「第二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三項中「第二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二項中「第一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第一項の次に次の八項を加える。

39　前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二百九十四条第七項に規定する公益法人等をいう。第四十一項及び第四十六項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第四十一項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

40　前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。

41　市町村は、通算法人（通算法人であつた

内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第四十四項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第三十九項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第四十四項第一号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十三項及び第四十四項第一号において同じ。）を当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

42　通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第四十四項第一号において同じ。）を加算した金額とする。

43　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を超えるときは、当該対象事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

44　前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　対象事業年度において第四十一項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第四十二項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合

二　法人税法第六十九条第二十項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

45　第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一項	の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度
税額控除額（当該対象事業年度	超える場合には	税額控除額（当該最終事業年度	超えるときは	税額控除額（当該対象事業年度	超える場合には
を当該対象事業年度		を当該最終事業年度		を当該対象事業年度	
の対象事業年度において		が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に		の対象事業年度において	
第四十二項	場合には、当該対象事業年度		ときは、最終事業年度		場合には、当該対象事業年度

46　第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一項	の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第四十二項	の対象事業年度において	が第二百九十四条第七項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第三百二十一条の八第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号」を「第三百十二条第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（」を「還付対象欠損金額（」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（」に、「「前十年内連結事業年度」を「「前十年内事業

年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第二条のうち、地方税法第三百二十一条の八第十五項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第十三項の改正規定中「除く」に」の下に「、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に」を加え、同条第十二項第一号の改正規定及び同条第九項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）中「合併等事業年度」の下に「後最初の事業年度」を加え、同法第七百四十七条の二第一項第一号の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同項第七号の改正規定中「第三百二十一条の八第六十項」に改め、同法第七百六十二条第二号ロ(1)の改正規定中「第五十三条第五十五項及び第五十八項」を「第五十三条第六十三項及び第六十六項」に、「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」を「第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項」に改め、同法附則第八条の改正規定を次のように改める。

附則第八条第一項中「以下この条」を「次項から第十項まで」に、「同項又は同法第四十二条の四第七項」を「同条第四項又は第七項」に改め、同条第二項中「同法第四十二条の四第七項」を「第七項」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第六項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の」を「中小企業者等の」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に、「連結事業年度の連結法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」」に、「「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三

八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

13　第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14　第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

15　第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

16　第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

17　第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第十八項から第二十一項までを削る。

第二条のうち、地方税法附則第八条の二の改正規定中「若しくは第八項、」を「若しくは第八項若しくは」に改め、同法附則第八条の二の二第一項の改正規定中「第三十五項」に」の下に「、「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項」を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に改め、同条第六項の改正規定中「第五十三条第四十三項」に」を「第五十三条第五十一項」に、「の」を「同じ。）の」に、「並びに」を「同じ。）並びに」に改め、同条第七項の改正規定中「第三十五項」に」の下に「、「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項」を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に改め、同条第八項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「同じ。）並びに」に改め、同法附則第九条第十一項の改正規定中「同条第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、同条第十三項の改正規定中「（次項において「連結申告法人」という。）」を「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）」に改め、同条第十五項の改正規定中「比較雇用者給与等支給額を控除した」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「金額に、第七十二条の十五第一項」を「に、第七十二条の十五第一項」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、第二条に次の改正規定を加える。

附則第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条　削除

第七条のうち特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成二十一年法律第四号）第十四条第一項の改正規定中「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」を「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に、「第三百二十一条の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」を「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に改める。

附則第七条第九項中「五号施行日の」を「令和四年三月三十一日の」に改める。

附則第十九条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「及び令和三年度」を削り、同項を同条とする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第一項中「この条及び第二百三十四条第五項において」を削る。

第二百三十一条の二第六項及び第七項を削り、同条の次に次の六条を加える。

（指定納付受託者に対する納付の委託）

第二百三十一条の二の二　普通地方公共団体の歳入（第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。

一　歳入等の納付の通知に係る書面で総務省

令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

二　電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

（指定納付受託者）

第二百三十一条の二の三　歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4　普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（納付事務の委託）

第二百三十一条の二の四　第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（指定納付受託者の納付）

第二百三十一条の二の五　指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2　指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

3　第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第二百三十一条の二の六　指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3　普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定納付受託者の指定の取消し）

第二百三十一条の二の七　普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二　第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第二百三十一条の三第三項中「、法律」を「又は法律」に改め、「の歳入」の下に「（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）」を加え、「当該歳入」を「当該分担金等」に改め、第二編第九章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）

第二百三十一条の二の四　指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2　普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3　第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

4　普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5　議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6　普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7　第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8　第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停

止する。

9　第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第七条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第五号中「掲げるもの」の下に「並びにダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）」を加える。

附則第十四項（見出しを含む。）中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第八条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）

2　令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）の九分の四に相当する額と航空機燃料税法の規定による航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）」と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法の目次の改正規定（「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る。）、同法第十七条の六第三項第二号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定　令和四年一月一日

二　第一条中地方税法の目次の改正規定（「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める部分に限る。）及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第六条並びに附則第十九条第二項から第五項まで及び第二十四条から第二十八条までの規定　令和四年一月四日

三　第二条中地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第二項及び第三項、第七十二条の四十一第一項第二号、第七十二条の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一条の三十四第三項第十六号の改正規定並びに同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに第三条並びに附則第六条、第七条及び第十六条の規定　令和四年四月一日

四　第二条中地方税法附則第六十四条を削る改正規定、同法附則第六十四条の二の改正規定、同条を同法附則第六十四条とする改正規定、同法附則第六十四条の三の改正規定、同条を同法附則第六十四条の二とする改正規定並びに同法附則第六十四条第一項及び第七十三条の改正規定並びに附則第十三条の規定　令和五年四月一日

五　第二条（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第十一条の規定　令和六年一月一日

六　第一条中地方税法第三百四十九条の三第十八項の改正規定及び同法附則第十一条に二項を加える改正規定（第十八項に係る部分に限る。）　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第十一条第十五項の改正規定（「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める部分に限る。）、同法附則第六十四条の改正規定、同法附則第六十五条の改正規定（同条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に改める部分を除く。）並びに同法附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条、第七十二条第二項及び第七十三条から第七十五条までの改正規定並びに附則第十二条第九項及び第十項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第四号の三並びに第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三の改正規定並びに同法附則第八条第十五項の改正規定並びに同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に四項を加える改正規定並びに附則第三条第七項及び第八項並びに第十条第六項及び第七項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定（「令和二年度」を「令和五年度」に改める部分及び同項を同条第九項とする部分を除く。）並びに附則第十二条第三項及び第四項の規定　海事産業の基盤強化のための海上運

送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法附則第十条第五項の改正規定及び附則第八条第二項の規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（賦課決定の期間制限の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に同号に定める日が到来する場合について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　新法第四十五条の三の二第四項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2　新法第四十五条の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第四十五条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第四十五条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

3　新法第五十条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第五十条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第五十条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新法第七十一条の五十一第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十五条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

6　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7　新法第二十三条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

8　新法第二十三条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第四条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条　新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第六条　次項に定めるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（同項及び附則第十六条において「四年新法」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　四年新法附則第九条第二十二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

第七条　第三条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条　次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第九条　新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条　新法第三百十七条の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧法第三百十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2　新法第三百十七条の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第三百十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧法第三百十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3　新法第三百二十八条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の二の三第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6　新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

7　新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十一条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十二条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十五条第九項の規定は、同項に規定する国際船舶に対して課する同号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第九項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二十三」とあるのは、「第三十九条の二十二」とする。

5　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十一項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第四十一項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　新法附則第六十四条の規定は、令和三年四月一日以後に同条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに

同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和三年四月一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十一条第二項」と、「第二条第十四項」とあるのは「第三十六条第一項」とする。

第十三条　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第十四条　市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和三年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和四年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和五年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和三年度の宅地等にあっては令和二年度、令和四年度の宅地等にあっては令和三年度、令和五年度の宅地等にあっては令和四年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和三年度の宅地等にあっては令和三年度分、令和四年度の宅地等にあっては令和四年度分、令和五年度の宅地等にあっては令和五年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4　第一項の場合には、令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条　四年新法第七百一条の三十四第三項（第十六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　都市鉄道等利便増進法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第十八条　新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿（新法第七百四十八条第一項に規定する地方税関係帳簿をいう。第四項において同じ。）について適用する。

2　新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用する。

3　新法第七百四十八条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。

4　新法第七百四十九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる地方税関係帳簿又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。）について適用する。

5　新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和四年一月一日以後に徴する同条第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同条第二項に規定する書類について適用する。

6　新法第七百五十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に提供を受ける同条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用する。

7　新法第七百五十六条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。

8　新法第七百五十六条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第百四十四条の四十八第三項の申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。

9　新法第七百五十六条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　普通地方公共団体の長は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「第二号施行日」という。）前においても、第六条の規定による改正後の地方自治法（第三項において「新地方自治法」という。）第二百三十一条の二の三第一項の規定の例により、指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた指定納付受託者は、第二号施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2　第二号施行日において現に第六条の規定による改正前の地方自治法（以下この条において「旧地方自治法」という。）第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対する同項及び同条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）が新地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定代理納付者に係る指定は、その効力を失う。

4　前項の規定により指定代理納付者に係る指定が効力を失った日の前日までに旧地方自治法第二百三十一条の二第六項（第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の承認があった場合において、当該指定代理納付者であった者が当該効力を失った日から同条第六項の指定するまでの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があった時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

5　令和五年三月三十一日までに第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第二百三十一条の二第六項の承認があった場合において、当該承認に係る指定代理納付者であった者が令和五年四月一日から同項の指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したとき（前項に規定するときを除く。）は、当該承認があった時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第七条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、令和四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和三年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第八条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と同月の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の

二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額））に、同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額を加算した額」とする。

2　令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3　令和四年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

4　令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第二十四条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第七項まで」を「第五項まで、第二百三十一条の二の二から第二百三十一条の二の七まで」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　令和五年三月三十一日までの間における前条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条の規定の適用については、同条中「第二百四十三条の五」とあるのは、「第二百四十三条の五並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法第二百三十一条の二第六項及び第七項」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第二十六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項その他」を「普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する」に改める。

第二十一条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第二十七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定その他」を「普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する」に改める。

第二十一条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　令和五年三月三十一日までの間における前条の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第一項の規定の適用については、同項中「みなして」とあるのは、「みなして、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項その他」とする。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、令和三年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　固定資産税及び都市計画税について、令和三年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和三年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずること。

2　住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を三年延長すること。

3　自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行うこと。

4　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

5　この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、令和三年度において三百三十四億円の減収、平年度において三十八億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和三年三月二日

総務委員長　石田　祝稔

衆議院議長　大島　理森　殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和三年一月二十九日
内閣総理大臣　菅　　義偉

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第九号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第十号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「平成十五年度から令和二年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの」を加え、同表第三十二号中「世界農業センサス」を「農林業センサス」に改め、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を削り、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同表第三十三号及び第三十四号中「世界農業センサス」を「農林業センサス」に改め、同表第四十号(1)及び(2)中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同表第四十二号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十三号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同表第四十四号を次のように改める。

四十四　地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十三年度及び平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額 (2)　道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額、市町村にあつては市町村たばこ税、同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）、同法第百四十四条の六十第一項の規定により道路法第七条第三項に規定する指定市（第十四条第一項において「指定市」という。）に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円

第十二条第三項の表第四十五号を削り、同表第四十六号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「平成十年度から」を「平成十三年度から」に改め、(5)及び(6)を削り、同号(7)中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号(7)を同号(5)とし、同号(8)を同号(6)とし、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「平成十三年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額	二千九十二億円

第十二条第三項の表第四十八号を同表第四十七号とし、同表第四十九号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同表第四十九号とする。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「令和元年度」の下に「及び令和二年度」を加え、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第三号4中「及び寒冷補正」を削り、同項第八号中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十三年度、平成十四年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十五年度から令和二年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成十一年度から令和元年度まで」を「平成十三年度から令和二年度まで」に改め、同号を同項第十号とし

表第四十七号(1)に、「当該各年度」を「令和四年度」に改める。

附則第五条第二項の表第三号中「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）」を「旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）」に改める。

附則第六条の二を附則第六条の三とする。

附則第六条の見出し中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第一項中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和三年度及び令和四年度」に、「令和二年度」を「、令和三年度」に改め、「令和三年度及び」を削り、同項第一号中「一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円」を「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」に改め、同項第二号中「一兆四千百八十六億三千百七十万九千円」を「二兆二千三百七十五億九千百六十八万八千円」に改め、同条第二項第五号を削り、同項第四号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条を附則第六条の二とし、附則第五条の四の次に次の一条を加える。

（地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入）

第六条　令和三年度及び令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき　五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき　七六〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第七条の四の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第一号中「リまで」を「チまで」に改め、同号イ中「令和二年地方税法等改正法」を「、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ロ中「震災特例法」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」を「平成二十七年所得税法等改正法」に、「及び令和二年所得税法等改正法」を「、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ハ中「震災特例法」の下に「、震災特例法改正法」を、「平成二十六年所得税法等改正法」の下に「、平成二十七年所得税法等改正法」を加え、「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ニ中「震災特例法」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ホ中「及び平成三十一年地方税法等改正法」を「、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ヘを削り、同号ト中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「及び平成三十一年地方税法等改正法」を「、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号チを同号トとし、同号リ中「震災特例法」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る令和二年度」を「特別法人事業譲与税に係る令和三年度」に改め、同号リを同号チとし、同条第二号イ中「震災特例法、」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法、」に改め、「平成二十六年所得税法等改正法」の下に「、平成二十七年所得税法等改正法」を加え、「及び令和二年所得税法等改正法」を「、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ロ中「震災特例法、」を「震災特例法、震災特例法改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額と

して総務省令で定めるところにより算定した額

附則第七条の四第二号ヘ中「地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和二年度」を「環境性能割交付金に係る令和三年度」に改める。

附則第八条中「(道府県民税の所得割」を「(道府県民税の」に、「所得割及び法人税割、利子割交付金並びに」を「法人税割、利子割交付金及び」に改める。

附則第九条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第九条の二中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条中「令和二年度に」を「令和三年度に」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「三千四百二十三億四千九百一万二千円」を「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「(令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等)」に改め、同条第一項中「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度内」を「令和三年度内」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第二項中「、令和二年度」を「、令和三年度」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「令和二年度に」を「令和三年度に」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)」に、「令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度」を「令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度」に、「、令和三年度」を「、令和四年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第三項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十二条第四項関係)

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、五三四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三六、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九五八、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八七、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二九、〇〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、六四〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、二三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、二五〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、〇四〇、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、〇八九、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　六、七〇八、〇〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　五、八三〇、〇〇〇
	5　その他の教育費	学級数	一学級につき　二、二〇七、〇〇〇
		人口	一人につき　三、三六〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一二、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三〇一、一四〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、四八〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一九、四〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一五、三〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五八、三〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　一〇〇、〇〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四四〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一六、〇〇〇
		公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、三〇〇
	2　林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、四〇〇

3 水産行政費	水産業者数	一人につき	三六〇、〇〇〇	
4 商工行政費	人口	一人につき	二、〇七〇	
六 総務費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	五、九八〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八七九、〇〇〇	
3 地域振興費	人口	一人につき	五五四	
七 災害復旧費	災害復旧事業費のための財源に充てるため発行については許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費のための財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行については許可を得た地方債の額	千円につき	六〇	
十 財源対策債償還費	平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行については許可を得た地方債の額	千円につき	五四	
十一 減税補填債償還費	個人の道府県民税等による特別減税に係る平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度において減収を補填するため発行については許可を得た地方債の額	千円につき	五九	円
十二 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六〇	
十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行については許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三	
十四 国土強靱化施策債償還費	令和元年度及び令和二年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行については許可を得た地方債の額	千円につき	一	

市町村				
一 消防費	人口	一人につき	一一、七〇〇	
二 土木費				
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、七〇〇	
	道路の延長	一キロメートルにつき	一九一、〇〇〇	
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、二〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、六四〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇	

	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	三、七一〇	
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九九四	
4 公園費	都市公園の面積	一人につき	五三四	
5 下水道費	人口	千平方メートルにつき	三七、〇〇〇	
6 その他の土木費	人口	一人につき	九九	
		一人につき	一、四三〇	
三 教育費				
1 小学校費	児童数	一人につき	四四、五〇〇	
	学級数	一学級につき	九一二、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一〇、八六二、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	四二、三〇〇	
2 中学校費	学級数	一学級につき	一、一二九、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、七五二、〇〇〇	
	教職員数	一人につき	六、六四一、〇〇〇	
3 高等学校費	生徒数	一人につき	七六、三〇〇	
4 その他の教育費	人口	一人につき	五、七四〇	
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	六七四、〇〇〇	
四 厚生費				
1 生活保護費	市部人口	一人につき	九、四三〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	二七、六〇〇	
3 保健衛生費	人口	一人につき	八、二一〇	
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七三、四〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	八七、四〇〇	
5 清掃費	人口	一人につき	五、一七〇	
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数	一戸につき	九三、八〇〇	
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	四〇一、〇〇〇	
3 商工行政費	人口	一人につき	一、三九〇	
六 総務費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、三一〇	
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一六〇	
	世帯数	一世帯につき	二、一九〇	

3 地域振興費	人口	一人につき	一、七七〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇三七、〇〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
十 地方税減収補塡債償還費	平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を得た地方債の額	千円につき	三三	
	地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行を得た地方債の額	千円につき	一八	
十一 財源対策債償還費	平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を得た地方債の額	千円につき	五二	

十二　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇	
十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇	
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三	
十五　国土強靭化施策債償還費	令和元年度及び令和二年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一	

別表第二道府県の項中「九、一五〇」を「九、七七〇」に、「一、一一〇、〇〇〇」を「一、一三二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、八〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「一、一四四、〇〇〇」を「一、二七九、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和二年度から令和三十三年度まで」を「令和三年度から令和三十七年度まで」に、「令和二年度に」を「令和三年度に」に、「令和三年度から令和六年度まで」を「令和四年度から令和十年度まで」に、「令和七年度から令和三十三年度まで」を「令和十一年度から令和三十七年度まで」に、「二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆六百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

附則第五条中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「から第四号まで」を「及び第四号」に、「同条第九号」を「同条第八号」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「令和三年度から」を「令和四年度から」に改め、「、令和三年度にあっては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「令和八年度までの各年度にあっては同項」を「令和八年度までの各年度にあっては前項」に、「第三号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第一号の表中「

令和三年度
――
二千九十二億円

」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第五号とする。

附則第十条第三項中「令和二年度」を「前項に規定するもののほか、令和二年度」に改め、「（平成十九年法律第六十四号）」を削り、「支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第三十二条の規定による改正前の附則第四条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てる」を「支弁する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和三年度及び令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則第十二条の四第一項及び第三項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

第三十三条の五の十一中「及び治山事業」を「、治山事業」に改め、「設置された施設」の下に「、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全

に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設」を、「経費」の下に「のうち総務省令で定めるもの」を加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同条第三項中「及び令和二年度の各年度にあっては」を「から令和三年度までの各年度にあっては」に改め、「、令和三年度にあっては当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額」を削り、同条第四項中「及び令和二年度の各年度にあっては」を「から令和三年度までの各年度にあっては」に改め、「、令和三年度にあっては当該年度において同項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額」を削る。

第三条の二中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。

第五条第二項中「令和二年度」の下に「及び令和三年度の各年度」を加え、「とし、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額（市町村にあっては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」」を削る。

第八条第一項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、」を「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「」に、「当該道府県」と、」を「当該道府県の特別法人事業譲与税」と、」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　令和三年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税の法定率分の額に、令和三年度における法定加算額二千二百四十六億円、令和二年度からの繰越額二千五百億円、臨時財政対策のための特例加算額一兆七千百六十九億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）における借入金利子支払額七百六十億円等を控除した額十七兆四千三百八十五億円とすること。

(2)　交付税特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、令和三十八年度までに償還することとするほか、令和元年度における地方交付税の精算減額四千八百十一億円について、令和九年度から令和十八年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和三年度及び令和四年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けるほか、各種制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和三年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

㈢　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和三年度分の地方交付税の総額に千三百二十六億円を加算するほか、令和三年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

2　地方財政法の一部改正

令和二年度から令和六年度までの間に限り河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加すること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長することによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和三年度まで延長すること。

4　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和三年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

令和三年度特別会計予算の交付税特別会計の歳出において、地方交付税交付金十七兆五千七百十一億円及び自動車税減収補填特例交付金二百九十八億が計上されている。

右報告する。

令和三年三月二日

総務委員長　石田　祝稔

衆議院議長　大島　理森殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和三年一月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十四号中「効力」の下に「、第四十四条の二（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）、第五十二条（貸倒引当金）、第五十七条の四（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）」を加え、「又は決定」を削り、「及び第百六十条」を「、第百六十条」に、「の場合」を「及び第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）の場合」に改める。

第九条第一項第十号中「に含まれない所得」を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する事業で財務省令で定めるものにより、その業務を利用する者の居宅その他財務省令で定める場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設その他の財務省令で定める施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品（前号に規定する学資に充てるため給付される金品を除く。）

第九条第二項第二号中「の金額の計算」を削る。

第十条第一項中「の交付）の」を「）の」に改め、「寡婦年金の」及び「（非課税所得）」を削り、同項第一号中「の申告書」を「に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第三項中「その個人」を「その者」に改め、同条第四項中「記載した申告書」の下に「（以下この条において「非課税貯蓄限度額変更申告書」という。）」を加え、同条第五項中「前項の申告書を」を「非課税貯蓄限度額変更申告書を」に、「非課税貯蓄申告書又は前項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印」を「告知をした事項につき確認」に改め、同条第六項中「同項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第七項中「又は第四項の申告書に」を「又は非課税貯蓄限度額変更申告書に」に改め、同項第一号中「第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に、「第三項第四号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「確認した旨の証印」を「確認」に、「第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第一項、第三項又は第四項に規定する個人は、これらの規定による申込書又は申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する金融機関の営業所等に対し、これらの申込書又は申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該個人は、これらの申込書又は申告書を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

9　前項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「又は非課税貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「に記載すべき事項又は非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第十一条第三項中「この条」を「この項」に改め、「する者」の下に「（次項において「支払者」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を前条第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

第三十条第二項中「退職手当等が」の下に「、短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とし、」を加え、「には、」を「には当該」に、「）と」を「とする。）と」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　百五十万円と当該退職手当等の収入金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

第三十条第三項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外」を「一般退職手当等（退職手当等のうち、短期退職手当等（第四項に規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び特定役員退職手当等（第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）のいずれにも該当しないものをいう。以下この項において同じ。）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上」に改め、「当該」の下に「一般退職手当等に係る勤続年数、当該短期退職手当等に係る短期勤続年数又は当該」を加え、「と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している」を「に重複している」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（前項第一号に規定する勤続年数のうち、次項に規定する役員等以外の者としての政令で定める勤続年数が五年以下であるものをいう。第七項において同じ。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであつて、次項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金

第七十八条第二項第三号中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加える。

第百二十条第一項中「超えるとき」の下に「（第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合、第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同号に規定する源泉徴収税額がある場合又は第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた予納税額がある場合を除く。）」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「若しくは決定」を削り、「この項」を「この号及び次号」に、「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第五号」を「前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号中「第九号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「前項第七号及び第八号」を「前項」に改め、「若しくは決定」を削り、同条第五項中「（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」を削り、「同法」を「国税通則法」に改め、同条第八項を削る。

第百二十二条第一項中「第百二十条第一項第四号、第六号又は第八号（確定所得申告）」を「第一号から第三号まで」に改め、「同項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる事項」を「（確定所得申告）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

二　第百二十条第一項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同号に規定する源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

三　第百二十条第一項第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同条第二項に規定する予納税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

四　前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第百二十二条第二項中「外国税額控除」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十三条第一項中「還付」を「還付の手続等」に改め、同条第二項第七号中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十五条第二項中「前項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる」を「及び第百二十二条第一項各号に掲げる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十七条第二項中「前項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる」を「及び第百二十二条第一項各号に掲げる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十八条中「同項第五号」を「同項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第百三十八条第一項中「第百二十条第一項第四号若しくは第六号（源泉徴収税額等の控除不足額」を「第百二十二条第一項第一号若しくは第二号（還付等を受けるための申告」に、「源泉徴収税額等）」を「確定損失申告）」に改め、同条第二項中「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百三十九条第一項中「第百二十条第一項第八号（予納税額の控除不足額」を「第百二十二条第一項第三号（還付等を受けるための申告」に、「予納税額）」を「確定損失申告）」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項及び第五項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百五十二条中「第八号まで（確定所得申告書の記載事項）」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に、「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に改める。

第百五十三条中「第八号まで（確定所得申告」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に改め、「又は決定」を削り、同条第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同条第二号中「第百二十条第一項第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第百五十三条の二第一項第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に改める。

第百五十四条第一項中「第百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項」を「第百二十条第一項第六号又は第七号（確定所得申告」に、「行なう」を「行う」に、「更正通知書又は決定通知書の記載事項」を「更正又は決定の手続」に改め、同条第二項中「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に、「附記しなけれ

ば」を「付記しなければ」に改める。

第百五十七条第一項中「第八号まで（確定所得申告書の記載事項」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に、「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に改め、同条第四項中「第八号まで」を「第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百五十九条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の規定」を「（決定）の規定」に、「第百二十条第一項第四号若しくは第六号」を「第百二十二条第一項第一号若しくは第二号（還付等を受けるための申告）」に、「源泉徴収税額等」を「確定損失申告」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日（同日」を「第一項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次の各号に掲げるものである場合には、当該各号に定める日。以下この項において「一月経過日」という。）（当該一月経過日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この号において同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

二　国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

第百五十九条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項の規定」を「の規定」に、「第一項の決定又は第二項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百六十条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「第百二十条第一項第八号」を「第百二十二条第一項第三号（還付等を受けるための申告）」に、「に掲げる」を「（確定損失申告）に掲げる」に、「予納税額」を「これらの規定に規定する予納税額（次項から第四項までにおいて「予納税額」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「おいて、これらの規定」を「おいて、同項」に、「うち、これら」を「うち、同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第二号ロ」を「第二号」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める」を「その年分の所得税に係る確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ　国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

二　その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第百六十条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第二項」を削り、「第一項から第三項まで」を「同項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第百六十六条中「第百二十条第一項第三号」を「第百二十条第一項」に改め、「確定所得申告」の下に「中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同項第三号」を加え、「（非居住者に係る外国税額控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」を削り、「第百二十二条第二項」を「第百二十二条第一項第一号」に改め、「の申告）」の下に「中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第二項」を、「第九十五条第二項又は第三項」の下に「（外国税額控除）」を加える。

第百六十八条の二中「第八号」を「第五号」に改め、「確定所得申告）」の下に「、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告）」を加える。

第百七十六条第五項及び第百八十条の二第五項中「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第百九十六条第一項中「。第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）において同じ。」を削る。

第百九十八条第二項を次のように改める。

2　第百九十四条から第百九十六条までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、その者の氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならない。

第百九十八条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「その」を「当該申告書の提出の際に経由すべき」に改め、同項を同条第五項とする。

第二百一条第一項第一号イ中「特定役員退職手当等」を「一般退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「以下この項」を「次号イ」に改め、「以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）」を削り、同号ロ中「特定役員退職手当等」の下に「（第三十条第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。次号ハ及び第二百三条第一項第二号において同じ。）」を加え、「次号ロ」を「次号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　その支払う退職手当等が短期退職手当等（第三十条第四項に規定する短期退職手当等をいう。次号ロ及び第二百三条第一項第二号において同じ。）に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(1)　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　百五十万円とその支払う退職手当等の金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

第二百一条第一項第二号ハ中「その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する」を「イからハまでに掲げる場合以外の」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも短期退職手当等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(1)　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額と百五十万円との合計額

第二百一条第二項中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改める。

第二百三条第一項中「、第四項において同じ。」を削り、同項第二号中「当該退職手当等が」を「当該支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は」に改め、「又は一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条第四項中「その退職手当等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に、「申告書に記載すべき事項」を「記載事項」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を同条第八項とする。

別表第六の注㈠中「退職所得に係る」を削り、同表の注㈡中「第三十条第五項第二号」を「第三十条第六項第二号」に改め、同表の備考㈠中「第三十条第五項第一号」を「第三十条第六項第一号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。

第四十五条第一項第一号中「送電事業」の下に「（同項第十一号の二に規定する配電事業」を加え、同項第三号中「（定義）」を「（用語の定義）」に改める。

第五十五条第四項に次の一号を加える。

七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金

第七十五条の三第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第八十一条の二十四の二第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　削除

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第一条の三第一項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ中「一時居住被相続人」を「外国人被相続人」に改め、同条第三項第二号中「一時居住被相続人」を「外国人被相続人」に、「在留資格」を「、在留資格」に改め、「であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの」を削る。

第一条の四第一項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ中「一時居住贈与者」を「外国人贈与者」に改め、同条第三項第二号中「一時居住贈与者」を「外国人贈与者」に、「在留資格」を「、在留資格」に改め、「であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　非居住贈与者　贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかつたもの又は当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

第二十八条第五項から第七項までを削る。

（消費税法の一部改正）

第四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）

第五十九条の二　事業者により保存されている電磁的記録（第八条第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し消費税につき国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは同法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出、同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正又は同法第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項及び第二項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「はる」を「貼る」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国税を納付しようとする者でこの法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの（以下この項において「国外納付者」という。）は、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、金融機関の営業所、事務所その他これらに類するもの（この法律の施行地外の地域にあるものに限る。以下この項において「国外営業所等」という。）を通じてその税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の職員の預金口座（国税の納付を受けるために開設されたものに限る。）に対して払込みをすることにより納付することができる。この場合において、その国税の納付は、当該国外納付者が当該金融機関の国外営業所等を通じて送金した日においてされたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

第六十五条第三項第二号イ中「第百二十条第一項第五号（確定申告書の記載事項）」を「第百二十条第一項第四号（確定所得申告）」に、「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同号ロ中「第百四十四条（外国法人に対する準用）」を「第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）」に、「第百四十五条の五（外国法人に対する準用）」を「第百四十五条の五（申告及び納付）」に改め、同号ニ中「贈与税相当額の控除」を「相続税額」に改める。

第七十四条の二に次の一項を加える。

5　法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。）についての調査通知（第六十五条第五項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第一項第二号又は第三号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「あつては法人の納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地（次項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。）」と、「同

項第二号ロ」とあるのは「第一項第二号ロ」と、「連結親法人の納税地」とあるのは「連結親法人の旧納税地」と、「、納税地」とあるのは「、旧納税地」と、「事業者の納税地」とあるのは「事業者の旧納税地」と、「（納税地」とあるのは「（旧納税地」とする。

第七十四条の七の二第三項第四号ハ中「第百二十四条第一項」を「第百二十四条」に、「記載等」を「記載」に改める。

第八十一条第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第四項中「に押印する」を「を確認する」に改める。

第九十一条第一項中「記載等」を「記載」に改め、同条第二項中「に押印する」を「を確認する」に改める。

第百十七条に次の五項を加える。

3　第一項の場合において、同項の納税者が前項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、当該納税者に対し、第一項に規定する国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「特定事項」という。）を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（第五項において「指定日」という。）までに、前項の規定による納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4　第一項の場合において、同項の納税者が第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる。

5　第三項の国税局長又は税務署長は、同項の納税者（以下この項及び第七項において「特定納税者」という。）が指定日までに第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人（次項及び第七項において「特定納税管理人」という。）として指定することができる。

一　当該特定納税者が個人である場合　次に掲げる者

イ　当該特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ　当該特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ　電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引を当該特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

二　当該特定納税者が法人である場合　次に掲げる者

イ　当該特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。イにおいて同じ。）又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式（投資口を含む。イにおいて同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある法人

ロ　当該特定納税者の役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。ロにおいて同じ。）又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ　前号ロ又はハに掲げる者

6　前項の国税局長又は税務署長は、同項の規定により特定納税管理人を指定した場合において、当該特定納税管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定納税管理人の指定を解除するものとする。

7　前二項の国税局長又は税務署長は、第五項の規定により特定納税管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定納税管理人の指定を解除したときは、特定納税管理人又は特定納税管理人であつた者及び特定納税者に対し、書面によりその旨を通知する。

第百二十四条の見出し中「記載等」を「記載」に改め、同条第一項中「この項」を「この条」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「を執行しても」を「の執行（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税の徴収の共助（第百五十三条第一項第一号（滞納処分の停止の要件等）並びに第百八十七条第一項及び第二項（罰則）において「租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助」という。）の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。）をしても」に、「免かれた」を「免れた」に改める。

第百五十三条第一項第一号中「租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助（第百五十三条第一項第一号（滞納処分の停止の要件等）並びに第百八十七条第一項及び第二項（罰則）において「租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助」という。）の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。）をしても」に、「免かれた」を「免れた」に改める。

第百八十七条第一項中「執行」の下に「又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収」を加え、「隠ぺい

し」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「執行」の下に「又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項及び第二項（これらの規定中滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5　第三項（滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条（すべての者の国外犯）の例に従う。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　繰延資産　所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。

第二条第二項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　繰延資産　法人税法第二条第二十四号に規定する繰延資産をいう。

第三条第一項第四号中「その者」の下に「（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人」を加え、「当該株主」を「当該対象者」に改める。

第三条の三第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。

第四条第一項第二号中「第十条第三項の」を「第十条第三項に規定する」に、「同条第四項の申告書」を「次項において準用する同条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第二項中「第八項」を「第十項」に、「これらの規定」を「同条第二項から第七項まで及び第十項」に改め、「第四条第一項」の下に「と、同条第四項から第七項まで及び第九項中「非課税貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄限度額変更申告書」と、同条第八項中「第一項、第三項又は」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項又は第三項若しくは」を加える。

第四条の二第一項第一号中「の申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第四項第四号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第五項中「申告書を、」を「申告書（次項において「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」という。）を、」に改め、同条第六項中「前項の申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改める。

第四条の三第一項第一号中「の申告書」を「に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第四項第四号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第五項中「申告書を、」を「申告書（次項において「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」という。）を、」に改め、同条第六項中「前項の申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改める。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（財産形成非課税申込書等の提出の特例）

第四条の三の二　第四条の二第一項に規定する勤労者（以下この項及び第五項において「勤労者」という。）は、次の各号に掲げる書類の提出（以下第三項までにおいて「財産形成非課税申込書等」という。）の際に経由すべき同条第一項又は前条第一項に規定する勤務先（以下第三項まで及び第五項において「勤務先」という。）が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による当該各号に規定する書類（以下第三項までにおいて「財産形成非課税申込書等」という。）に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、当該勤務先に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該勤労者は、その者の氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該勤務先に提出したものとみなす。

一　第四条の二第一項の規定による同項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申込書の提出

二　第四条の二第四項の規定による同項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出

三　第四条の二第五項の規定による同項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の提出

四　前条第一項の規定による同項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書の提出

五　前条第四項の規定による同項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出

六　前条第五項の規定による同項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の提出

2　次の各号に掲げる勤務先（以下この項、次項及び第六項において「委託勤務先」という。）の長は、当該各号の委託に係る事務代行団体（第四条の二第一項又は前条第一項に規定する事務代行団体をいう。以下この項において同じ。）の事務所その他これに準ずるもので当該各号の事務を行うもの（以下この項、次項及び第六項において「事務代行先」という。）が電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出（当該各号に掲げる勤務先の区分に応じ当該各号に定める書

類の提出に限る。）に代えて、当該各号の委託に係る事務代行先に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託勤務先の長は、当該委託勤務先の名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該事務代行先に提出したものとみなす。

一　前項第一号から第三号までに規定する書類を受理した勤務先であつて、当該勤務先に係る第四条の二第一項に規定する特定賃金支払者が同項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合における当該勤務先　前項第一号から第三号までに規定する書類

二　前項第四号から第六号までに規定する書類を受理した勤務先であつて、当該勤務先に係る前条第一項に規定する特定賃金支払者が同項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合における当該勤務先　前項第四号から第六号までに規定する書類

3　財産形成非課税申込書等を受理した勤務先（委託勤務先を除く。以下この項及び第六項において「事務実施勤務先」という。）の長又は財産形成非課税申込書等を受理した事務代行先の長は、当該財産形成非課税申込書等を提出すべき又は当該財産形成非課税申込書等を提出する際に経由すべき第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等が電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、当該金融機関の営業所等に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事務実施勤務先の長又は事務代行先の長は、当該事務実施勤務先又は事務代行先の名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

4　前項の規定の適用がある場合における第四条の二第六項及び前条第六項の規定の適用については、これらの規定中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれらの」とあるのは「に記載すべき事項をこれらの」と、「に受理されたとき」とあるのは「が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

5　勤労者は、第一項（第二号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合には、第四条の二第四項に規定する同項第四号に掲げる事項を証する書類又は前条第四項に規定する同項第四号に掲げる事項を証する書類の第四条の二第四項又は前条第四項の規定による提出に代えて、政令で定めるところにより、その勤務先に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該勤労者は、これらの規定により第四条の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は前条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書にこれらの書類を添付して、提出したものとみなす。

6　前項の規定は、委託勤務先の長が第二項（第一項第二号又は第五号に掲げる書類の提出に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合又は事務実施勤務先の長若しくは事務代行先の長が第三項（第一項第二号又は第五号に掲げる書類の提出に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。

7　前三項に定めるもののほか、記載事項を電磁的方法により提供する場合における前二条の規定及び第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条の四第一項中「前条第一項第四号」を「第四条の三第一項第四号」に改める。

第四条の五第一項及び第二項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「が、」の下に「同項に規定する」を加え、「次項及び第七項」を「以下この条」に、「特定寄附信託に係る」を「特定寄附信託契約に係る特定寄附信託の」に改め、「受託者」の下に「の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「営業所等」という。）」を加え、「その居住者の住所地」を「当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地」に改め、同条第四項中「受託者」を「特定寄附信託の受託者の営業所等」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「及びその」を「並びにその」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「特定寄附信託契約又は」を「第二項に規定する特定寄附信託契約又は」に改め、「と、当該」の下に「特定寄附信託契約に係る」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　第三項の居住者は、同項の規定による特定寄附信託申告書の提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法（第三条の三第八項に規定する電磁的方法をいう。第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等に提出したものとみなす。

6　前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項が同項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

7　第三項の居住者は、第五項の規定により特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第三項に規定する特定寄附信託契約の契約書の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該写しに記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該居住者は、同項の規定により当該特定寄附信託申告書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

第五条の二第四項中「この項、次項及び第十二項」を「この条」に、「つき第一項」を「つき同項」に、「次項、第十項及び第十二項」及び「次項、第十項、第十二項及び第十三項」を「以下この条」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同条

第十項中「当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しの提出をした者から」を削り、「が受け取つた時に当該税務署長に」を「においてその受理がされた時にその」に改め、同条第十三項中「、当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」と」を削り、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十七項」に改め、同項の表第一項の項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表第六項の項中「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同表に次のように加える。

第十七項	特定振替機関等に対し（	特定受託者に対し（
	を当該特定振替機関等	を当該特定受託者

第五条の二第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　第一項の非居住者若しくは外国法人、第四項の業務執行者等、第五項後段の非居住者若しくは業務執行者等又は第十二項の非課税適用申告書を提出した業務執行者等若しくは組合等届出書を提出した業務執行者等（以下この項において「非居住者等」という。）は、第一項若しくは第五項後段の規定による非課税適用申告書の提出、第四項若しくは第五項後段の規定による組合等届出書及び組合契約書等の写しの提出又は第十二項の規定による同項第一号若しくは第三号に定める申告書若しくは同項第二号若しくは第四号に定める届出書及び組合契約書等の写しの提出に代えて、これらの提出の際に経由すべき特定振替機関等に対し（これらの提出の際に適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由すべき場合には、当該適格外国仲介業者を経由して当該特定振替機関等に対し）、当該非課税適用申告書に記載すべき事項及び当該組合等届出書に係る組合契約書等の写しに記載されている事項又は当該申告書に記載すべき事項若しくは当該届出書に記載すべき事項及び当該届出書に係る組合契約書等の写しに記載されている事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書、当該組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該申告書若しくは当該届出書及び組合契約書等の写しを当該特定振替機関等に提出したものとみなす。

18　前項の規定の適用がある場合における第十項及び第十三項の規定の適用については、第十項中「又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書等の写しに記載されている事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十三項中「又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書等の写しに記載されている事項」と、「同項各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「同項第一号若しくは第三号に定める申告書に記載すべき事項又は同項第二号若しくは第四号に定める届出書に記載すべき事項及びこれらの号に定める組合契約書等の写しに記載されている事項」とする。

前条第四項	第一項の	次条第一項の

第五条の三第九項中「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表前条第四項の項を次のように改める。

前条第十七項	第一項の	次条第一項の
	、第五項後段	、同条第三項後段
	第一項若しくは第五項後段	同条第一項若しくは第三項後段
	第五項後段の規定による組合等届出書	同条第三項後段の規定による組合等届出書

第五条の三第九項の表前条第十七項の項中「前条第十七項の」を「前条第十九項の」に、「第十七項　前条第十七項」を「第十九項　前条第十九項」に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表前条第十七項の表第四項の項の項を次のように改める。

前条第十九項の表第四項の項	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下この条において同じ。）

第五条の三第九項の表前条第十七項の表第六項の項の項中「前条第十七項」を「前条第十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改める。

第六条第四項中「第十項及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十項」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「外貨債の利子」を「民間国外債等の利子」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前二項」を「第七項から前項まで」に、「第十項及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「及び第十三項」を「及び第十五項」に、「。第十三項」を「。同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第四項の非居住者若しくは外国法人又は第六項後段の非居住者（以下この項において「非居住者等」という。）は、第四項の規定による非課税適用申告書の提出に代えて、同項の利子の支払をする者に対し（当該利子の支払が支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者を経由して当該利子の支払をする者に対し）、当該非課税適用申告書に記

載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書を当該利子の支払をする者に提出したものとみなす。

9　前項の規定の適用がある場合における第七項の規定の適用については、同項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第八条第一項第三号中「記録されて」を「記録がされて」に改め、同条第四項中「支払地」を「収益の分配に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の金融機関は、同項の規定による明細書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該明細書に記載すべき事項を第三条の三第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該明細書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。

第九条の三の二第六項中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改める。

第九条の五第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に改め、同条第二項中「する者」の下に「（次項において「支払者」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を第三条の三第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

第十条第一項中「の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「において、」に改め、「（その試験研究費に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該年分の当該」を「当該年分の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「除く」の下に「。以下この条において「開業年」という」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　前項の青色申告書を提出する個人の令和四年及び令和五年の各年分における同項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる年分以外の年分　当該年分の試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該年分の試験研究費の額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

第十条第四項を削り、同条第三項中「の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「において、」に、「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「当該年分の」に改め、「中小事業者控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の青色申告書を提出する個人の次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額）を加算した金額とする。

一　令和四年及び令和五年の各年分のうち試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該調整前事業所得税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

二　令和四年及び令和五年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分　当該調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額

第十条第五項を次のように改める。

5　前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの令和四年及び令和五年の各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該年分の試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分（開業年の年分、比較試験研究費

の額が零である年分及び試験研究費割合が百分の十を超える年分を除く。）当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分のいずれにも該当しない年分で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分を除く。）百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

第十条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項」に改め、「これらの規定に規定する」及び「適用年の三年前の年以後に」を削り、「同年」を「適用年の三年前の年」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「試験研究費の額並びに令和元年分の売上金額及び」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項第三号」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（所得税法第三十七条第一項の事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額に該当するものを除く。）で各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として経理をした金額のうち、ロに規定する固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。以下この号において同じ。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額（事業所得の金額に係るものに限る。）で各年分において研究開発費として経理をした金額のうち、棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。第五号の二において同じ。）若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める繰延資産を除く。）となる費用の額

第十条第七項第二号中「第三項」を「第四項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項第三号及び第五号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五の二　基準年比売上金額減少割合　適用年の年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）が令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の売上金額（事業を開始した日の属する年が令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）である場合には、令和元年分の売上金額に十二を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において「基準売上金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額の当該基準売上金額に対する割合（当該基準売上金額が零である場合には、零）をいう。

五の三　基準年試験研究費の額　令和元年分の試験研究費の額（事業を開始した日の属する年が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に十二を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

第十条第七項第八号中「（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「において、「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項第二号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の中小事業者で青色申告書を提出するものの令和四年及び令和五年の各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分については第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分については第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　当該調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分（前号に掲げる年分を除く。）　当該調整前事業所得税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超える

ときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分　当該調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額

第十条の二を次のように改める。

第十条の二　削除

第十条の三第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、政令」を「政令」に、「限る。以下」を「限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下」に改め、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同条第四項中「第十条の五の二第三項及び」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第十条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三項まで」を「同項まで」に改め、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改める。

第十条の四の二第三項及び第十条の五第一項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改める。

第十条の五の二を次のように改める。

第十条の五の二　削除

第十条の五の三第一項中「第十条の三第一項に規定する中小事業者」を「第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの」に、「第十七条第一項」を「（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項」に、「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する指定事業の用」を削り、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、「及び前条第三項」を削り、同条第四項中「並びに前条第三項及び第四項」を削る。

第十条の五の四の見出し中「引上げ及び設備投資を行った場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）から令和三年」を「から令和五年」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「個人のその年の控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「第三号」を「第二号」に、「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「当該個人が」を「その個人が」に、「第三項」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年」を「令和五年」に、「継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「中小事業者のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国内新規雇用者　個人の国内雇用者のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第十条の五の四第三項第五号を削り、同項第四号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各年（以下この項において「及び「という。）」を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を削り、「受ける金額」の下に「（雇用安定助成金額を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　控除対象新規雇用者給与等支給額　個人の各年（以下この項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該個人の当該適用年の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。第十一号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第十条の五の四第三項第六号から第八号までを削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小事業者」を「個人」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の四号を加える。

八　国内雇用者　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

九　雇用者給与等支給額　個人の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十　比較雇用者給与等支給額　個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等

の支給額（当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

十一　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小事業者の雇用者給与等支給額から当該中小事業者の比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該中小事業者の適用年の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第十条の五の四第五項中「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に改め、同条第七項中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改める。

第十条の五の四の二第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同条第七項中「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項」に改め、同条を第十条の五の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の六　青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者（第五項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第十条第八項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第七項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項及び次項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第五項、第七項及び第九項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第八項において「支出年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項及び次項において「事業適応繰延資産」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4　前項の規定により当該事業適応繰延資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該事業適応繰延資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該事業適応繰延資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

5　青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負

荷低減事業適応に関するものに限る。以下この項及び第九項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）のための措置として同法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備（以下この条において「生産工程効率化等設備等」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。第九項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該生産工程効率化等設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該生産工程効率化等設備等の取得価額（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が五百億円を超える場合には、五百億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第九項において「基準取得価額」という。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該生産工程効率化等設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

6　前項の規定により当該生産工程効率化等設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該生産工程効率化等設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該生産工程効率化等設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

7　青色申告書を提出する個人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウエアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該個人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は第五項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第九項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8　青色申告書を提出する個人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）につき第三項の規定の適用を受けないときは、支出年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「繰延資産税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の支出年における繰延資産税額控除限度額が、当該個人の当該支出年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　青色申告書を提出する個人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第五項又は第七項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該生産工程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用によ

る環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

10　第一項及び第五項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等については、適用しない。

11　第一項から第六項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項に規定する情報技術事業適応設備、第三項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の償却費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項から第九項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額を限度とする。

12　第七項から第九項までの規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

13　その年分の所得税について第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の六第七項から第九項まで（事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

14　第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項第二号中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同項第三号中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号中「前条第三項」を「第十条の五の五第三項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　前条第七項から第九項までの規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十四号を同項第十三号とし、同条第二項中「、第十条の五の二第四項」を削り、同条第三項中「、第十条の五の二第五項」を削り、同条第五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年」を「令和六年」に、「第六号又は第十三号」を「第五号、第十一号又は第十二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額を超えること。

イ　当該個人の継続雇用者（当該対象年及び当該対象年の前年の各月において当該個人の第十条の五の四第三項第二号に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の支給を受けた同項第八号に規定する国内雇用者として政令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に対する当該対象年の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。イにおいて「他の者からの受取額」という。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。ロにおいて同じ。）として政令で定める金額

ロ　当該個人の継続雇用者に対する当該対象年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十に相当する金額を超えること。

イ　当該個人が当該対象年において取得（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該個人がその有する減価償却資産につき当該対象年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額

第十条の六第六項中「第十条第九項」を「第十条第十項」に、「及び前条第六項」を「、第十条の五の五第六項及び前条第十二項」に改め、同条第七項中「第五項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」に改める。

第十一条の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該個人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める

個人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定船舶の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。以下この号において同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号において「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。同号及び第三号において同じ。）　百分の十八（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。次号において同じ。）に該当するものについては、百分の二十）

二　特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

三　外航船舶以外の船舶　百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第十一条第二項及び第三項中「特定設備等」を「特定船舶」に改める。

第十一条の二第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

第十一条の三第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、「のうち」の下に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日まで」に、「係る中小企業等経営強化法第五十条第一項」を「係る同法第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改め、「建物附属設備（二の下に「機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含み、」を加え、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「百分の二十」の下に「（令和五年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十八）」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

第十二条第一項中「（同表」の下に「の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該個人の第十条の五の五第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表」を加え、「第二号の」を「第一号の」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「（第十条第七項第六号に規定する中小事業者以外の個人にあつては、同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」、「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」及び「とし、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十六）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額」を削り、同項の表の第四号を削り、同条に次の一項を加える。

6　前項に定めるもののほか、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条の二第一項から第三項までの規定及び第十三条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一号中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、「、第十条の五の二」を削り、「第十条の五の四の二」を「第十条の五の五、第十条の五の六」に改め、同条に次の一項を加える。

2　個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が含まれる場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

第二十四条の二第一項中「認定農業者等」という。）」の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第二十五条の二第四項第一号中「あつては」の下に「、財務省令で定めるところにより」を加え、「の承認を受けて、財務省令で定めるところにより」を「若しくは第三項に規定する財務省令で定めるところに従い」に、「同条第七号」を「同条第六号」に、「こと」を「こと（当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当

該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、同法第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合に限る。）」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第二十八条の三第十一項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十一条の二第二項第十号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項第十四号及び第十五号中「第五項において同じ。）に」を「同項において同じ。）に」に改める。

第三十三条第三項第三号中「第三十三条の三第八項」を「第三十三条の三第九項」に改める。

第三十三条の三第六項中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　個人が、その有する資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得したときは、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該敷地権利変換により譲渡した資産（当該資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条の規定により同条に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつた場合には、当該譲渡した資産のうち当該差額に相当する金額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

第三十三条の六第二項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「のイ又はロのいずれか及びハ」を削り、「令和二年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には」を削り、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区（ロにおいて「施行地区」という。）の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。）として行われるものであること。

ロ　当該一団の宅地の造成に係る一団の土地（イの土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第二項第二十二号の二中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第三十七条第一項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に、「及び第六号」を「及び第四号」に、「第七号」を「第五号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「除く。以下この表」を「除く。以下この号及び第三号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同号の下欄中「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表の第六号を同表の第四号とし、同表の第七号を同表の第五号とし、同条第三項及び第四項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改め、同条第十項中「の第六号」を「の第四号」に、「「第六号買換資産」を「「第四号買換資産」に改め、同項各号中「第六号買換資産」を「第四号買換資産」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「第六号」を「第四号」に改める。

第三十七条の三第三項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十七条の四中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改める。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改め、同表の第三十七条の二第二項の項中「第六号」を「第四号」に改める。

第三十七条の十第三項第八号中「その者」の下に「（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人」を加え、「当該株主」を「当該対象者」に改める。

第三十七条の十一の二第一項中「この条から」を削り、「この条に」を「この項及び次項に」に改め、「、特定保有株式（平成二十一年一月四日において特定管理株式等であつた株式で同年一月五日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後当該株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「は当該特定管理株式等、特定保有株式」を「は当該特定管理株式等」に改め、同項第一号中「、特定保有株式」を削り、同条第二項中「この条から」を削る。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「設定された」を「開設された」に改め、同条第四項中「、次条第一項において同じ」を削り、同条第八項ただし書及び第九項ただし書中「これらの者」を「その者」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「で、その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（同条第二項において「住所等確認書類」という。）の提示又はその者の署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの（同項において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第三項中「おいて」を「おいて、」に、「より、」を「より」に改め、「場合」の下に「又はその年中に行われた対象譲渡等につき特定費用の金額（その者が締結した金融

商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約に基づき当該金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち当該対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額でその年十二月三十一日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において前項第一号イに規定する取得費等の金額の総額並びに同号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいう。以下この項において同じ。）がある場合」を、「の金額」の下に「又は当該特定費用の金額（当該特定費用の金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第三十七条の十一の六第二項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削る。

第三十七条の十二の二第九項中「還付」を「還付の手続等」に改める。

第三十七条の十三第一項第三号中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十三の三を次のように改める。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該譲渡をした所有株式（当該株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合には、当該所有株式のうち、当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額を除く。）に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

2　前項の個人が非居住者である場合における同項の規定の適用に関する事項、同項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第五項第一号中「含む。以下この条」を「含む。次項から第十二項まで及び第二十八項から第三十項まで」に改め、同項第三号ロ中「の」の下に「第一号に規定する」を加え、同項第五号ロ及び第七号ロ中「非課税口座開設届出書の」の下に「第一号に規定する」を加え、同条第十三項中「で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項」を「を含む。以下同項」に改め、同条第十六項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、「。以下この条」を「。次項及び第十八項」に改め、同条第二十二項中「。以下この条において同じ」を削り、同項第一号中「これらの者」を「その者」に改め、同条第二十四項中「及び第二十六項」を削り、同条第二十六項中「非課税口座廃止届出書の」の下に「第十六項に規定する」を加える。

第三十七条の十四の二第五項第一号中「設定しよう」を「開設しよう」に、「。以下この条」を「。第十七項から第十九項まで及び第二十六項」に、「設定された」を「開設された」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「設定」を「開設」に改め、同条第八項第一号イ及びロ並びに第二号中「設定した」を「開設した」に改め、同条第十二項中「含む。以下この条」を「含む。次項、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二十項中「で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第二十三項中「未成年者口座廃止通知書を添付した」を削り、「未成年者口座開設届出書」の下に「に添付して提出される未成年者口座廃止通知書」を加え、同条第二十九項ただし書中「これらの者」を「その者」に改める。

第三十九条第七項中「第八項」を「第九項」に、「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第八項」に改める。

第四十条第十九項中「及びその」を「並びにその」に改める。

第四十一条第十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第二十四項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改める。

第四十一条の二の二第一項及び第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「承認を受けている」を「政令で定める要件を満たす」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの」を「同項に規定する電磁的方法」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

第四十一条の二の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第一項の」を「、当該申告書の提出の際に経由すべき」に、「個人は、第二項」を「個人は、同項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十一条の三第一項中「同条第七項第二号」を「同条第六項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二十項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第四十一条の三の四第四項中「承認を受けている」を「政令で定める要件を満たす」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの」を「同項に規定する電磁的方法」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第四十一条の三の四第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第一項の」を「、当該申告書の提出の際に経由すべき」に、「個人は、第二項」を「個人は、同項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十一条の三の四第六項中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項第二号中「第百九十八条第六項」を「第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十一条の十三の三第十二項中「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表第五条の二第四項の項を次のように改める。

第五条の二第四項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の

第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十二項の項を次のように改める。

第五条の二第十二項	第一項	第四十一条の十三の三第一項

第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十七項の項中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第五条の二第十三項の項の次に次のように加える。

第五条の二第十三項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の
	、第一項	、同条第一項

第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十七項の表第一項の項の項中「第五条の二第十七項の」を「第五条の二第十九項の」に、「第十七項」を「第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表第五条の二第十七項の表第四項の項の項を次のように改める。

第五条の二第十七項第四項の項	の特定受託者	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下この条において同じ。）

第四十一条の十五第五項中「還付」を「還付の手続等」に改める。

第四十一条の十七第一項中「次項において同じ。）の規定」を「以下この項において同じ。）の規定」に、「薬剤」を「薬剤（次項第一号において「医療用薬剤」という。）」に、「次項において同じ。）の使用」を「以下第三項までにおいて同じ。）及びその使用」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「令和三年まで」を「令和八年まで」に改め、同条第二項中「のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして政令で定めるもの」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として政令で定めるもの

イ　その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。ロ及び次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

ロ　その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

二　その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（同号に掲げる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

第四十一条の十七第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を当該申告書に添付しなければ」とあるのは「に当該居住者がその年中に行つた租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する取組（次項において「取組」という。）の名称、」に、「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」を「同条第一項」に改め、「を当該申告書に添付し、かつ、当該居住者がその年中に同条第一項に規定する取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」を削り、「前項に規定する」の下に「明細書に記載された取組につき当該居住者がその年中にその取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）及び当該」を加え、「とする」を「と、「当該書類」とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和四年一月一日から、同日から令和八年十二月三十日までの間において政令で定める日までの期間内に行つた第一項の居住者の一般用医薬品等の購入の対価の支払につき、同項の規定を適用する場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）」とあるのは、「特に高いもの」とする。

第四十一条の十八の二第一項中「もの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第四十一条の二十一第九項中「その提出後、当該特例適用申告書に記載した第五項に規定する財務省令で定める事項の変更をした」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項において「変更申告書」という。）並びに当該」を「当該各号に定める申告書に添付書類（第一号に定める申告書にあつては同号に規定する」に、「にはその」を「における当該」に改め、「定める書類」の下に「をいい、第二号に定める申告書にあつては第五項に規定する財務省令で定める書類をいう。）を添付して、これ」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該特例適用申告書に記載した第五項に規定する財務省令で定める事項又は次号に定める申告書に記載した同号に規定する財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該特例適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該特例適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

第四十一条の二十一第十項中「提出すべき変更申告書」を「提出すべき同項各号に定める申告書」に改め、「提出しなかつた場合」の下に「(同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。)」を加え、「の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者が当該変更申告書を提出する場合について、」を「及び」に、「前項の規定により変更申告書を提出する者がその氏名若しくは名称又は住所の変更をしたことにより当該変更申告書を提出する場合」を「前項各号に定める申告書の提出」に改め、「なつた」の下に「場合」を加え、「同項に規定する変更申告書(次項及び第八項において「変更申告書」という。)を提出しなかつた」を「同項各号に定める申告書を提出しなかつた場合(同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。)」に、「その該当する」を「当該各号に掲げる場合に該当する」に、「」とあるのは「変更申告書」と、「同項」とあるのは「第五項」とあるのは「同項各号に定める申告書が第五項」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」に、「」とあるのは「変更申告書」と読み替える」を「を」とあるのは「次項各号に定める申告書を」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と読み替える」に改め、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第五号中「、同項に規定する特定保有株式」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11　第五項の非居住者若しくは外国法人又は第九項の特例適用申告書を提出した者(以下この項及び第十三項において「非居住者等」という。)は、第五項の規定による特例適用申告書の提出又は第九項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、これらの規定の配分の取扱者に対し、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十三項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該配分の取扱者に提出したものとみなす。

12　前項の規定の適用がある場合における第七項及び第十項の規定の適用については、第七項中「、特例適用申告書」とあるのは「、特例適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」と、第十項中「特例適用申告書が」とあるのは「特例適用申告書に記載すべき事項が」と、「同項各号に定める申告書が」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項が」とする。

13　非居住者等は、第十一項の規定により特例適用申告書又は第九項各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第五項に規定する財務省令で定める書類の同項の規定による提出又は第九項に規定する添付書類の同項の規定による提出に代えて、第五項又は第九項の配分の取扱者に対し、当該財務省令で定める書類又は当該添付書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、第五項又は第九項の規定により当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に当該財務省令で定める書類又は当該添付書類を添付して、提出したものとみなす。

第四十二条第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号中「に記載した」を「又は次号に定める申告書に記載した」に、「を提出した」を「又は当該申告書を提出した」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第五項又は第八項の外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、第五項の規定による非課税適用申告書の提出又は第八項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、第五項の利子の支払をする者又は第八項の国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に対し、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該利子の支払をする者又は当該国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に提出したものとみなす。

12　前項の規定の適用がある場合における第六項及び第九項の規定の適用については、第六項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第九項中「非課税適用申告書が」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項が」と、「同項各号に定める申告書が」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項が」とする。

第四十二条の二第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十一項第一号中「に記載した」を「又は次号に定める申告書に記載した」に、「を提出した」を「又は当該申告書を提出した」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　第八項又は第十一項の外国金融機関等又は特定外国法人は、第八項の規定による非課税適用申告書の提出又は第十一項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、第八項の特定利子の支払をする者又は第十一項の特定金融機関等に対し、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該外国金融機関等又は特定外国法人は、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該特定金融機関等に提出したものとみなす。

15　前項の規定の適用がある場合における第九

項及び第十二項の規定の適用については、第九項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十二項中「非課税適用申告書が」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項が」と、「同項各号に定める申告書」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項」とする。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」及び「その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該事業年度の当該」を「当該事業年度の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する法人の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における同項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度の試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の試験研究費の額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

3　第一項に規定する法人の次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第二号に掲げる事業年度にあつては第一号及び第二号に定める金額の合計額とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　次に掲げる要件を満たす事業年度　当該調整前法人税額の百分の十五に相当する金額

イ　当該事業年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

ロ　当該法人が当該事業年度終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人及び同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

ハ　当該事業年度終了の時において国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ⑵に掲げるものに限る。）があること。

二　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（第一号に掲げる事業年度を除く。）　当該調整前法人税額の百分の五に相当する金額

第四十二条の四第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「当該事業年度の当該」を「当該事業年度の」に改め、「中小企業者等税額控除限度額が、」の下に「中小企業者等控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該中小企業者等控除上限額」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　前項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗

じて計算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及び試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

第四項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　当該調整前法人税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（前号に掲げる事業年度を除く。）　当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度　当該調整前法人税額の百分の五に相当する金額

第四十二条の四第七項中「おいて、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「おいて、」に改め、同項第一号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第二号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第八項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（法人税法第二十二条第三項第一号に掲げる額に該当するものを除く。）で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額のうち、ロに規定する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額で各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

第四十二条の四第八項第二号イ中「、次条第二項」及び「、第四十二条の十二の三第二項及び第三項」を削り、「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改め、同項第三号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第五号中「事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「事業年度の」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「第六十八条の九第八項第一号に規定する」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同項第六号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

六の二　基準年度比売上金額減少割合　適用年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）が基準事業年度（令和二年二月一日前に最後に終了した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）をいう。以下この項及び第十一項

において同じ。）の売上金額（当該基準事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において「基準売上金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額の当該基準売上金額に対する割合（当該基準売上金額が零である場合には、零）をいう。

六の三　基準年度試験研究費の額　基準事業年度の試験研究費の額（当該基準事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該基準事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、当該基準事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合にはこれらの試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額とする。）をいう。

第四十二条の四第八項第十一号中「（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を削り、同条第十一項中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「試験研究費の額並びに基準事業年度の売上金額及び」に改める。

第四十二条の五を次のように改める。

第四十二条の五　削除

第四十二条の六第一項中「中小企業者（政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。）のうち第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないもの」を「第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」に改め、「農業協同組合等」の下に「若しくは商店街振興組合」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、政令」を「政令」に、「限る。以下」を「限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下」に、「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第三項中「第四十二条の十二の三第二項及び」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第四十二条の九第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「減価償却資産（」の下に「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、」を加え、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第四十二条の十一の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の三を次のように改める。

第四十二条の十二の三　削除

第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等又は前条第一項に規定する政令で定める法人で」を「第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等若しくは商店街振興組合で」に、「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する指定事業の用」を削り、同条第二項中「及び前条第二項」を削り、同条第三項中「並びに前条第二項及び第三項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の九第四項及び前条第五項」を「及び第四十二条の九第四項」に改める。

第四十二条の十二の五の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「（当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「法人の当該事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「当該法人と」を「その法人と」に、「当該法人が」を「その法人が」に、「第三項」を「第三項第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「中小企業者等の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二　国内新規雇用者　法人の国内雇用者のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第四十二条の十二の五第三項第六号を削り、同項第五号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者に対する給与等の支給額（次に」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に」に改め、同号イ中「場合　当該」の下に「前日を含む」を加え、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各事業年度（以下この項において「及び「」という。）を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人

及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。」を削り、「受ける金額」の下に「（雇用安定助成金額を除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　控除対象新規雇用者給与等支給額　法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。第十二号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第四十二条の十二の五第三項第七号から第九号までを削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を削り、同項第十二号中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小企業者等」を「法人」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同号を同項第八号とし、同項に次の四号を加える。

九　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

十　雇用者給与等支給額　法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十一　比較雇用者給与等支給額　法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十二　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小企業者等の雇用者給与等支給額から当該中小企業者等の比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該中小企業者等の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第四十二条の十二の五第五項中「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に改める。

第四十二条の十二の五の二第六項中「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同条を第四十二条の十二の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の七　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者（第三項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第四十二条の四第八項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第四項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該情報技術事業適応設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技

術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第五項において「支出年度」という。）のその支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）の償却限度額は、法人税法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の繰延資産普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）と特別償却限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。以下この項及び第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）のための措置として同法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備（以下この条において「生産工程効率化等設備等」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の当該生産工程効率化等設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該生産工程効率化等設備等の取得価額（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が五百億円を超える場合には、五百億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第六項において「基準取得価額」という。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウエアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）からその事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）につき第二項の規定の適用を受けないときは、支出年度の所得に対する調整前法人税額から当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「繰延資産税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の支出年度における繰延資産税額控除限度額が、当該法

人の当該支出年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額からその事業の用に供した当該生産工程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7　第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等については、適用しない。

8　第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

9　第四項から第六項までの規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第四項から第六項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額を限度とする。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第四項から第六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

11　第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十七号中「前条第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　前条第四項から第六項までの規定　それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十八号を同項第十七号とし、同条第二項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十二の三第四項」を削り、同条第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第九号又は第十七号」を「第八号、第十五号又は第十六号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額を超えること。

イ　当該法人の継続雇用者（当該対象年度及び当該対象年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。ロにおいて「前事業年度等」という。）の期間内の各月において当該法人の第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の支給を受けた同項第九号に規定する国内雇用者として政令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に対する当該対象年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。イにおいて「他の者からの受取額」という。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。ロにおいて同じ。）として政令で定める金額

ロ　当該法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十に相当する金額を超えること。

イ　当該法人が当該対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は

法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該法人がその有する減価償却資産につき当該対象年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

第四十二条の十三第八項中「及び前条第五項」を「、第四十二条の十二の六第五項及び前条第九項」に改め、同条第九項中「第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「第六項第一号イ及びロに掲げる金額」に改める。

第四十三条の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該法人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める法人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定船舶の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一　その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。以下この号において同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号において「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。同号及び第三号において同じ。）　百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。次号において同じ。）に該当するものについては、百分の二十）

二　特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

三　外航船舶以外の船舶　百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第四十三条第二項中「特定設備等」を「特定船舶」に改める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第八号」を「同項第八号」に、「第四十二条の四第八項第九号」を「同項第九号」に改める。

第四十四条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第八号」を「同項第八号」に改め、「のうち」の下に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日まで」に、「係る中小企業等経営強化法第五十条第一項」を「係る同法第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改め、「建物附属設備（）の下に「機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含み、」を、「限る。以下この項」の下に「及び次項」を、「百分の二十」の下に「（令和五年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十八）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

第四十四条の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項中「（同表）」の下に「の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表」を加え、「第二号の」を「第一号の」に改め、「同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を」を削り、「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、「二十億円を」の下に「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を」を加え、「十億円又は二十億円」を「二十億円又は十億円」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「新設」を「、新設」に、「限り、同条第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等

をする場合を除く」を「限る」に改め、「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」及び「いい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額を」を削り、同項の表の第四号を削る。

第四十五条の二第一項から第三項までの規定、第四十六条の二第一項及び第四十七条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「で第四十二条の五第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第四十二条の十二の三第一項」を削り、「第四十二条の十二の五の二第一項」を「第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」に、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「規定する減価償却資産」の下に「又は繰延資産」を加え、同条第四項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加える。

第五十二条の三第五項中「耐用年数が」を「耐用年数（繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数を十二で除した数。以下この項において「耐用年数等」という。）が」に、「耐用年数に」を「耐用年数等に」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五、」及び「、第四十二条の十二の三」を削り、「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六、第四十二条の十二の七」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額（第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。）が含まれる場合において、その試験研究費の額につき第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定（第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定を含む。）の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第五十五条の二　第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該認定に係る経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項第一号において「認定経営力向上計画」という。）に従つて行う同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。第三項第一号において「事業承継等」という。）として他の法人の株式又は出資（以下この項及び第三項において「株式等」という。）の取得（購入による取得に限る。第三項第一号において同じ。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下この項において「特定株式等」という。）の取得価額が十億円を超える場合を除く。）において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額の百分の七十に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人（特定株式等を発行した法人をいう。次項及び第三項において同じ。）別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てられた事業年度（連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。以下この項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、当該積立事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係るものである場合には、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で

除して計算した金額（当該計算した金額が当該据置期間経過準備金額を超える場合には、当該据置期間経過準備金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合（当該認定に係る認定経営力向上計画に従つて行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）　その取り消された日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合及び当該法人を合併法人とする適格合併により当該特定法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併により合併法人に前号に規定する特定法人の株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

四　第二号に規定する特定法人が解散した場合（当該法人を合併法人とする適格合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

五　第二号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額（分割型分割、法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配又は同法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しによりその帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）

六　当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

七　前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

5　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないことなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

6　第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　前項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条第六項を次のように改める。

6　前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条第九項中「前条第十一項」を「第五十五条第十一項」に、「前条第十二項」を「第五十五条第十二項」に改め、同条第十一項中「前条第十六項」を「第五十五条第十六項」に改め、同条第十三項中「前条第二十項」を「第五十五条第二十項」に改める。

第五十七条の四第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第五十七条の四の二第六項、第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項、第五十七条の八第九項及び第五十八条第八項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「該当するもの」の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加

え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第六十二条の三第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第四項第三号中「収用換地等」の下に「（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）」を加え、同項第十号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項第十四号中「する。第七項」を「する。同項」に改め、同項第十五号中「する。次号及び第七項」を「する。同号及び同項」に改め、同条第九項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第六十三条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第三項第三号中「収用換地等に」を「収用換地等（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）に」に改める。

第六十五条第一項第六号中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同項に次の一号を加える。

七　資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき。

第六十五条第三項中「第一項各号」の下に「（第七号を除く。）」を加え、同条第十項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十五条の二第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「のイ又はロのいずれか及びハ」を削り、「令和二年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には」を削り、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区（ロにおいて「施行地区」という。）の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。）として行われるものであること。

ロ　当該一団の宅地の造成に係る一団の土地（イの土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第六十五条の四第一項第二十二号の二中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第六十五条の五の二第七項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十五条の七第一項中「（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「第七号」を「第五号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「除く。以下この表」を「除く。以下この号及び第三号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同号の下欄中「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表の第六号を同表の第四号とし、同表の第七号を同表の第五号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十四項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第十六項第一号イ中「第六号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十五条の八第一項中「（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で前条第一項の表」に、「第七号」を「第五号」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同項第二号中「第七号」を「第五号」に改め、同条第四項第二号、第七項、第八項、第十四項及び第十五項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十八項中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十五条の九中「（第六十五条の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「同表」を「第六十五条の七第一項の表」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第六十六条の二第十四項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第六節の二を次のように改める。

第六節の二　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第六十六条の二の二　法人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した他の法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の百分の八十に満たない場合を除く。）における法人税法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該所有株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額並びに剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）とを合計した金額とする。

2　前項の法人が外国法人である場合における同項の規定の適用に関する事項、同項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の五第一項ただし書中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加え、同条

第二項中「前項中」を「同項中」に改め、同条第五項第四号中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。

第六十六条の五の二第二項第三号イ中「二(1)」を「ホ(1)」に、「二に」を「二及びホに」に改め、同号ロ中「(二)の下に「及びホ」を加え、同号ハ中「二」を「ホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の締結した保険契約及び同条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約に係る支払利子等のうち政令で定めるもの　当該支払利子等の額のうち政令で定める金額

第六十六条の五の二第八項中「係る第一項」の下に「、第二項」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第二項第三号ニ中「第二条第三項」とあるのは「第二条第八項」と、「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項」と、「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」とする。

第六十六条の七第十項中「第四十二条の五第七項」及び「、第四十二条の十二の三第十項」を削り、「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める。

第六十六条の八第二項後段及び第九項後段を削り、同条第十六項中「第二項前段又は第九項前段の」を「第二項又は第九項の」に、「同法」を「同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十六条の八第二項及び第九項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、」を「は」に、「第六十六条の八第二項前段又は第九項前段」を「第六十六条の八第二項又は第九項」に改める。

第六十六条の九の三第九項中「第四十二条の五第七項」及び「、第四十二条の十二の三第十項」を削り、「又は第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める。

第六十六条の九の四第二項後段及び第八項後段を削り、同条第十四項中「第二項前段又は第八項前段の」を「第二項又は第八項の」に、「同法」を「同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十六条の九の四第二項及び第八項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、」を「は」に、「第六十六条の九の四第二項前段又は第八項前段」を「第六十六条の九の四第二項又は第八項」に改める。

第六十六条の十第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十一の二第一項中「同条第四項」を「同条第四項ただし書」に、「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の三第一項」に改め、同条第二項中「」及び」を「」以下この項において同じ。）及び」に、「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に改め、「（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）」を削り、同条第五項中「第六十六条の十一の三第五項」を「第六十六条の十一の三第六項」に改め、同条を第六十六条の十一の三とする。

第六十六条の十一の次に次の一条を加える。

（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）

第六十六条の十一の二　青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員（法人税法第三十四条第一項第三号に規定する業務執行役員をいう。）に対して同条第五項に規定する業績連動給与（その同号イ(1)を除く。）に規定する算定方法がその運用財産（当該法人が金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この項において同じ。）の運用として行つた取引により生ずる利益（当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法を当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者に対して事前に示している場合として政令で定める場合に該当する場合における当該運用財産に係る利益に限る。）に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。以下この項において「特定業績連動給与」という。）を支給する場合には、当該特定業績連動給与に係る同号イ(3)に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該法人が金融商品取引法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により提出するこれらの規定の事業報告書（インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限る。以下この項において「公表事業報告書」という。）は、同号イに規定する有価証券報告書とみなす。この場合において、当該法人が、当該算定方法の内容を、同号イ(2)の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、公表事業報告書に記載して同法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項又は第六十三条の十二第二項の規定により提出し、かつ、同法第四十六条の四、第四十七条の三、第六十三条の四第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十二第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法第六十三条の三第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定の説明書類に記載してこれらの規定により公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、当該算定方法は、同号イ(3)に掲げる要件を満たすものとする。

2　前項に規定する特定投資運用業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。

一　その事業年度の収益の額の合計額のうちに次に掲げる業務に係る収益の額の合計額の占める割合が百分の七十五以上であること。

イ　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の同法第二十八条第四項に規定する投資運用業

ロ　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者の同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

ハ　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者の同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

二　移行期間特例業務届出者（金融商品取引法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある者を除く。）の同条第五項に規定する移行期間特例業務（同条第七項に規定する行為に係る業務を含む。）

二　次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ　金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

ロ　その法人と他の法人との間に当該他の法人による法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係があり、かつ、当該他の法人が金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する特定業績連動給与に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十二の前に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の四　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けたもののうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者であるもの（次項第一号及び第三項において「認定事業適応法人」という。）の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期内の日を含む各事業年度（次に掲げる要件の全てを満たす事業年度に限る。次項及び第三項において「適用事業年度」という。）において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する欠損金額のうちに特例欠損事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「を超える」とあるのは、「に当該欠損金額の生じた事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例欠損事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額に相当する金額を加算した金額を超える」とする。

一　基準事業年度（特例事業年度（経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。）のうちその開始の日が最も早い事業年度をいう。同項において同じ。）後の各事業年度で欠損控除前所得金額（法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額をいう。次項第三号において同じ。）が生じた最初の事業年度開始の日以後五年以内に開始する事業年度であること。

二　令和八年四月一日以前に開始する事業年度であること。

三　法人税法第五十七条第十一項各号に掲げる法人の当該各号に定める事業年度でないこと。

2　前項に規定する特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうちに超過控除対象額（次に掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度をいう。

一　当該特例事業年度において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされたもの、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの、同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十条又は第百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該欠損金額に相当する金額で法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ　当該欠損金額に相当する金額で当該欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

二　イに掲げる金額からロ及びハに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該適用事業年度終了の日までに産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて行つた投資の額として財務省令で定める金額

ロ　当該適用事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ　当該適用事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

三　当該適用事業年度の欠損控除前所得金額の百分の五十に相当する金額から前号ハに掲げる金額を控除した金額

3　認定事業適応法人の基準事業年度以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　基準事業年度後の各連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結事業年度がある場合には、当該連結事業年度を第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。

二　連結事業年度に該当する特例事業年度において生じた法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同項第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同項第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされた金額（同条第四項又は第五項の規定によりないものとされたもの及び同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたものを除く。）を当該特例事業年度に係る前項第一号に規定する欠損金額とみなす。

三　当該適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度に

おける各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る同条第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち前項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第二項に規定する超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十三第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「同条第二十項」を「同条第二十五項」に改め、同条第十項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改める。

第六十七条の十六第四項中「第十項」を「第十三項」に、「変更をした」を「該当することとなつた」に改める。

第六十七条の十七第九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「、第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、同条第二項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削り、同条第三項中「みなして、」の下に「第五十五条の二、」を加え、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削る。

第六十八条の八第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」及び「（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該連結事業年度の当該」を「当該連結事業年度の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における前項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる連結事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる連結事業年度以外の連結事業年度　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

3　第一項の連結法人の次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第二号に掲げる連結事業年度にあつては第一号及び第二号に定める金額の合計額とし、同号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　次に掲げる要件を満たす連結事業年度　当該調整前連結税額の百分の十五に相当する金額

イ　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が当該連結親法人及びその各連結子法人の法人税法第八十一条の九第八項第三号に規定する設立の日として政令で定める日（連結子法人にあつては、当該連結子法人が連結親法人に該当するものとした場合に同号に規定する設立の日として政令で定める日となる日）のうち最も早い日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む連結親法人事業年度に該当すること。

ロ　当該連結親法人が当該連結事業年度終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人及び同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

ハ　当該連結事業年度終了の時において国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限る。）があること。

二　連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度　当該調整前連結税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算し

た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える連結事業年度（第一号に掲げる連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額の百分の五に相当する金額

第六十八条の九第四項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「当該連結事業年度の当該」を「当該連結事業年度の」に改め、「中小連結法人税額控除限度額が」の下に「中小連結法人控除上限額（を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該中小連結法人控除上限額」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　前項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小連結法人税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額を中小連結法人控除上限額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零を超える連結事業年度で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零を超える連結事業年度で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である連結事業年度を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

6　第四項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小連結法人控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度（第四項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（前号に掲げる連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、第四項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える連結事業年度　当該調整前連結税額の百分の五に相当する金額

第六十八条の九第七項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、同項第一号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第二号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第八項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（法人税法第二十二条第三項第一号に掲げる額に該当するものを除く。）で各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額のうち、ロに規定する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固

定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。

(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額で各連結事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

第六十八条の九第八項第二号イ中「、次条第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削り、「第六十八条の十五の六並びに」を「第六十八条の十五の六、」に、「の規定」を「並びに第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定」に改め、同項第三号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第四号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「の第四十二条の四第八項第一号に規定する」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同項第五号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五の二　基準年度比売上金額減少割合　第一項又は第四項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の適用年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）を削り、同条第十一項中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「試験研究費の額並びに基準連結事業年度等の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準連結事業年度等（令和二年二月一日前に最後に終了した連結事業年度（同日前に最後に終了した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の売上金額（当該基準連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度等の月数で除して計算した金額）の合計額に満たない場合のその満たない部分の金額の当該合計額に対する割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。

五の三　基準年度試験研究費の額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、基準連結事業年度等の試験研究費の額（当該基準連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には当該基準連結事業年度等の第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、当該基準連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合にはこれらの試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度等の月数で除して計算した金額とする。）をいう。

第六十八条の九第八項第九号中「（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」

より当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」を「同条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」に改め、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第六十八条の十五の六の見出し中「引上げ及び設備投資を行った場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「次項及び第三項」を「次項及び第三項第七号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）」を削り、「当該雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小連結法人比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国内新規雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の国内雇用者のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第六十八条の十五の六第三項第五号を削り、同項第四号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者に対する給与等の支給額（次に」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に」に改め、同号イ中「場合　当該」の下に「前日を含む」を加え、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各連結事業年度（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「（当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小連結法人比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額をいう。第十一号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第六十八条の十五の六第三項第六号から第八号までを削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「中小連結法人比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小連結親法人」を「連結親法人」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の四号を加える。

八　国内雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

九　雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるための他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

十　比較雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十一　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該中小連結親法人又はその連結子法人の雇用者給与等支給額から当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較雇用者給与等支給額を減算した金額（当該金額が当該中小連結親法人又はその連結子法人の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第六十八条の十五の六第五項中「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額又は控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額」に改め、「並びに継続雇用者比較給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額又は控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に改める。

第六十八条の十五の七を次のように改める。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者であるもの（以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第四項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該情報技術事業適応設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度（第五項において「支出年度」という。）のその支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の繰延資産普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）と特別償却限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。以下この項及び第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）のための措置として同法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備（以下この条において「生産工程効

率化等設備等」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の当該生産工程効率化等設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該生産工程効率化等設備等の取得価額（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が五百億円を超える場合には、五百億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第六項において「基準取得価額」という。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウエアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）から、当該認定連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）につき第二項の規定の適用を受けないときは、支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該認定連結親法人の繰延資産税額控除限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の繰延資産税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該支出年度における繰延資産税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰延資産税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の生産工程効率化等設備等税額控除限度額（その事業の用に供した当該生産工

程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の生産工程効率化等設備等税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その生産工程効率化等設備等税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

7　第一項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等については、適用しない。

8　第一項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

9　第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　第四項から第六項までの規定は、連結確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第四項から第六項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額を限度とする。

11　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第四項から第六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の七第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

12　第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の八第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十七号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　前条第四項から第六項までの規定　それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の八第一項第十八号を同項第十七号とし、同条第二項中「、第六十八条の十五の四第三項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十五の四第四項」を削り、同条第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第九号又は第十七号」を「第八号、第十五号又は第十六号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人のイに掲げる金額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人のロに掲げる金額の合計額を超えること。

イ　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、継続雇用者（当該連結親法人又はその連結子法人の当該対象年度及び当該対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度。ロにおいて「前連結・事業年度等」という。）の期間内の各月において当該連結親法人又はその連結子法人の第六十八条の十五の六第三項第二号に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の支給を受けた同項第八号に規定する国内雇用者として政令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に対する当該対象年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。イにおいて「他の者からの受取額」という。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。ロにおいて同じ。）として政令で定める金額

ロ　イの連結親法人又は当該対象年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、継続雇用者に対する前連結事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額

二　当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人のイに掲げる金額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人のロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えること。

イ　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人が当該対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該対象年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該対象年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

第六十八条の十五の八第八項中「第六十八条の十四の三第六項及び」を「第六十八条の十四の三第六項、」に、「の規定の適用に」を「及び前条第十項の規定の適用に」に改め、同条第九項中「第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「連結親法人及びその各連結子法人の第六項第一号イに掲げる金額の合計額及び同号ロに掲げる金額」に改める。

第六十八条の十六の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める連結法人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定船舶の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定船舶の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。以下この号において同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号において「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。同号及び第三号において同じ。）　百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。次号において同じ。）に該当するものについては、百分の二十）

二　特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

三　外航船舶以外の船舶　百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第六十八条の十六第二項中「特定設備等」を「特定船舶」に改める。

第六十八条の十八第二項中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「同項第七号」に改める。

第六十八条の十九第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十第一項中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「同項第七号」に改め、「のうち」の下に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、「もの（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日まで」に、「係る中小企業等経営強化法第五十条第一項」を「係る同法第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改め、「建物附属設備（二の下に「機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴って取得し、又は製作するものを含み、」を、「限る。以下この項」の下に「及び次項」を、「百分の二十」の下に「（令和五年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十八）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、特定連結親法人又はその特定連結子法人で、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもって取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

第六十八条の二十四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十七第一項中「（同表）の下に「の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該連結親法人又はその連結子法人の第六十八条の十五の六の二第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表」を加え、「第二号の」を「第一号の」に改め、「同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、」を削り、「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、「二十億円を」の下に「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を」を加え、「十億円又は二十億円」を「二十億円又は十億円」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「新設」を「、新設」に、「限り、同条第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する連結法人以外の連結法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く」を「限る」に改め、「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」及び「いい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額を」を削り、同項の表の第四号を削る。

第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定、第六十八条の三十三第一項及び第六十八条の三十五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「で第六十八条の十第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第六十八条の十五の四第一項」を削り、「第六十八条の十五の六の二第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「規定する減価償却資産」の下に「又は繰延資産」を加え、同条第四項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加え、「、同項」を「、同法第三十一条第二項又は第三十二条第二項」に改める。

第六十八条の四十一第五項中「耐用年数が」を「耐用年数（繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数を十二で除した数。以下この項において「耐用年数等」という。）が」に、「耐用年数に」を「耐用年数等に」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十」及び「、第六十八条の十五の四」を削り、「第六十八条の十五の六の二」の下に「、第六十八条の十五の七」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。）が含まれる場合において、その試験研究費の額につき第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定（第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定を含む。）の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五を次のように改める。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第六十八条の四十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、各連結事業年度において当該認定に係る経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項第一号において「認定経営力向上計画」という。）に従つて行う同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。第三項第一号において「事業承継等」という。）として他の法人の株式又は出資（以下この項及び第三項において「株式等」という。）の取得（購入による取得に限る。第三項第一号において同じ。）をし、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下この項において「特定株式等」という。）の取得価額が十億円を超える場合を除く。）において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額の百分の七十に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人（特定株式等を発行した法人をいう。次項及び第三項において同じ。）別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の二第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「単体中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額

に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうちにその積み立てられた連結事業年度（単体中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた事業年度。以下この項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の二第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合（当該認定に係る認定経営力向上計画に従つて行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）　その取り消された日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする適格合併により当該特定法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

三　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定法人の株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

四　第二号に規定する特定法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする適格合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

五　第二号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額（分割型分割、法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配又は同法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しによりその帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）

六　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する中小企業事業再編投資損失準備金の金額

七　前項及び前各号の場合以外の場合において特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十五　削除

第六十八条の四十六第五項を次のように改める。

5　第六十八条の四十四第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の五十四第七項、第六十八条の五十四の二第五項、第六十八条の五十五第十二項、第六十八条の五十六第八項、第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項、第六十八条の五十八第八項及び第六十八条の六十一第七項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「該当するもの」の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすこと

が見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第六十八条の六十七第一項並びに第六十八条の六十八第一項及び第九項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第三項第三号中「収用換地等に」を「収用換地等（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）に」に改める。

第六十八条の七十二第三項中「第六十五条第一項各号」の下に「（第七号を除く。）」を加え、同条第十項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の七十三第一項及び第六十八条の七十六の二第七項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「同表の第七号」を「同表の第五号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第六号」を「第四号」に改め、同号の下欄中「この表」を「この号及び次号」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の上欄中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表の第六号を同表の第四号とし、同表の第七号の上欄中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十四項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第十六項第一号イ中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産については、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で前条第一項の表」に、「第七号」を「第五号」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同項第二号中「第七号」を「第五号」に改め、同条第五項第二号、第八項、第九項、第十五項及び第十六項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十九項中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十八条の八十中「（第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「同表」を「第六十八条の七十八第一項の表」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の八十五第十四項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節　株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例

第六十八条の八十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した他の法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　前項の交付を受けた株式交付親会社の株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額並びに剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）とを合計した金額とする。

第六十八条の八十九の二第二項第三号イ中「ホ(1)」を「ヘ(1)」に、「ホに」を「ホ及びヘに」に改め、同号ロ中「（ホ）の下に「及びヘ」を加え、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の締結した保険契約及び同条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約に係る支払利子等のうち政令で定めるもの　当該支払利子等の額のうち政令で定める金額

第六十八条の九十一第九項中「第六十八条の十第八項」及び「、第六十八条の十五の四第十一項」を削り、「又は第六十八条の十五の六の二第七項」を「、第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める。

第六十八条の九十二第二項後段及び第九項後段を削り、同条第十六項中「第二項前段又は第九項前段の」を「第二項又は第九項の」に、「同法」を「同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十二第二項及び第九項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、「」を「は「」に、「第六十八条の九十二第二項前段又は第九項前段」を「第六十八条の九十二第二項又は第九項」に改める。

第六十八条の九十三の三第九項中「第六十八条の十第八項」及び「、第六十八条の十五の四第十一項」を削り、「又は第六十八条の十五の六の二第七項」を「、第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める。

第六十八条の九十三の四第二項後段及び第八項後段を削り、同条第十四項中「第二項前段又は第八項前段の」を「第二項又は第八項の」に、「同法」を「同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項及び第八項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、「」を「は「」に、「第六十八条の九十三の四第二項前段又は第八項前段」を「第六十八条の九十三の四第二項又は第八項」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十五の次に次の一条を加える。

（連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）

第六十八条の九十五の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定投資運用業者に該当するものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日以後に終了する連結事業年度に限る。）においてその業務執行役員（法人税法第三十四条第一項第三号に規定する業務執行役員をいう。）に対して同条第五項に規定する業績連動給与（その同号イ(1)を除く。）に規定する算定方法がその運用財産（当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この項において同じ。）の運用として行つた取引により生ずる利益（当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法を当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者に対して事前に示している場合として政令で定める場合に該当する場合における当該運用財産に係る利益に限る。）に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。以下この項において「特定業績連動給与」という。）を支給する場合には、当該特定業績連動給与に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同号イ(3)に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十二第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定の説明書類に記載してこれらの規定により公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、当該算定方法は、同号イ(3)に掲げる要件を満たすものとする。

2　前項に規定する特定投資運用業者とは、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　その連結事業年度の収益の額の合計額のうちに次に掲げる業務に係る収益の額の合計額の占める割合が百分の七十五以上であること。

イ　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の同法第二十八条第四項に規定する投資運用業

ロ　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者の同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

ハ　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者の同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

ニ　移行期間特例業務届出者（金融商品取引法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある者を除く。）の同条第五項に規定する移行期間特例業務（同条第七項に規定する行為に係る業務を含む。）

二　次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ　金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

ロ　その連結親法人又はその連結子法人と他の法人との間に当該他の法人による法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係があり、かつ、当該他の法人が金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する特定業績連動給与に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十六第一項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に改め、「寄附金」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加える。

第六十八条の九十六の次に次の一条を加える。

（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）

第六十八条の九十六の二　連結親法人（当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けた連結法人のうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者に該当するもの（以下この項及び次項において「認定事業適応連結法人」という。）である場合における当該連結親法人に限る。）の連結事業年度で当該認定事業適応連結法人の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期内の日を含む各連結事業年度（次に掲げる要件の全てを満たす連結事業年度に限る。次項において「適用連結事業年度」という。）において法人税法第八十一条の九第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する連結欠損金額のうちに特例欠損連結事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「の合計額に」とあるのは、「から当該連結欠損金額の生じた連結事業年度が租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）に規定する特例欠損連結事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の

合計額を控除した金額の合計額に」とする。

一　基準事業年度（特例事業年度（経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に該当する連結事業年度をいい、連結事業年度に該当しない第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度を含む。以下この号及び次項において同じ。）のうちその開始の日が最も早い連結事業年度又は事業年度をいう。）後の各連結事業年度で欠損控除前連結所得金額（法人税法第八十一条の九第一項第一号ロに規定する計算した場合における当該連結事業年度の連結所得の金額をいう。次項第三号及び第六号イにおいて同じ。）が生じた最初の連結事業年度（連結事業年度に該当しない特例事業年度がある場合において、当該基準事業年度後の事業年度で第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた最初の事業年度開始の日が当該最初の連結事業年度開始の日前であるときは、当該最初の事業年度）開始の日以後五年以内に開始する連結事業年度であること。

二　令和八年四月一日以前に開始する連結事業年度であること。

三　法人税法第八十一条の九第八項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める連結事業年度でないこと。

2　前項に規定する特例欠損連結事業年度とは、特例事業年度において生じた連結欠損金額のうちに超過控除対象額（第一号から第三号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）又は個別超過控除対象額（各認定事業適応連結法人の第四号から第六号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）がある場合における当該特例事業年度をいう。

一　当該特例事業年度において生じた連結欠損金額（法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金額、同条第五項の規定によりないものとされたもの、同法第八十一条の十第一項の規定により同法第八十一条の九第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該連結欠損金額に相当する金額で法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ　当該連結欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

二　各認定事業適応連結法人のイに掲げる金額からロからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額を合計した金額

イ　その認定事業適応連結法人が当該適用連結事業年度終了の日までに産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて行つた投資の額として財務省令で定める金額

ロ　当該適用連結事業年度前の連結事業年度で前項の規定の適用を受けた各連結事業年度における各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額のうちその認定事業適応連結法人のイに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額及び当該各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の個別超過控除対象額の合計額

ハ　その認定事業適応連結法人の法人税法第八十一条の九第二項第一号イに規定する最初連結事業年度前の事業年度で第六十六条の十一の四第一項の規定の適用を受けた事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る同条第二項に規定する超過控除対象額の合計額

ニ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額のうちその認定事業適応連結法人のイに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額及び当該各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の個別超過控除対象額の合計額

ホ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の個別超過控除対象額

三　当該適用連結事業年度の欠損控除前連結所得金額の百分の五十に相当する金額から各認定事業適応連結法人の前号ニ及びホに掲げる金額の合計額を合計した金額を控除した金額

四　当該特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額（同項第一号に掲げる金額（同条第二項第一号イに規定する災害損失欠損金額を除く。）に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額に限るものとし、同法第八十一条の十第一項の規定により同法第八十一条の九第一項の規定を適用しないものとされた連結欠損金額に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額を除く。）から次に掲げる金額を控除した金額

イ　当該特定連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額のうち当該特定連結欠損金個別帰属額に係る部分の金額

ロ　当該特定連結欠損金個別帰属額のうちその認定事業適応連結法人の控除対象個別所得金額（当該特定連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額に係る法人税法第八十一条の九第一項ただし書に規定する限度超過額を計算する場合の同項第一号イに規定する控除対象個別所得金額をいう。）を超える部分の金額

五　その認定事業適応連結法人の第二号イに掲げる金額から同号ロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額

六　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額のうちその認定事業適応連結法人に帰せられる金額として政令で定める金額

イ　当該適用連結事業年度の欠損控除前連結所得金額の百分の五十に相当する金額

ロ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額の合計額及び個別超過控除対象額の合計額

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に前項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十八第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「同条第二十項」を「同条第二十五項」に改め、同条第八項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改める。

第七十条の二第二項第一号中「以下」を「（住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（第五号から第七号までにおいて「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下」に改め、同項第五号中「新築、取得又は増改築等」を「新築等」に改め、同項第六号中「新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）」を「新築等」に、「同号」を「次号」に改め、同号イ(3)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号イ(4)を削り、同号ロ(3)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号ロ(4)を削り、同項第七号イ(2)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号イ(3)を削り、同号ロ(2)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号ロ(3)を削る。

第七十条の二の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「次項及び第十項」を「次項及び第十二項」に、「、第四項及び第十項」を「及び第四項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号イ中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第六項中「第十二項第五号」を「第十四項第五号」に改め、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「次条第十八項」を「次条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十項、第十一項」を「第十二項」に、「及び第十四項」を「、第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に、「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「書類」を「書類（電磁的記録を含む。）」に、「提出した」を「提出又は提供をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十六項第三号」を「第十八項第三号」に改め、「（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）」を削り、同項第二号中「第十七項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、「第四号並びに」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十九項」を「第十三項及び第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の二の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「二十歳」を「十八歳」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十五項第三号」を「第十七項第三号」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第六項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「次条第十八項」を「次条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十項、第十一項」を「第十二項」に、「及び第十四項」を「、第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に、「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「書類」を「書類（電磁的記録を含む。）」に、「提出した」を「提出又は提供をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十六項第三号」を「第十八項第三号」に改め、「（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）」を削り、同項第二号中「第十七項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、「第四号並びに」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十九項」を「第十三項及び第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の二の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「二十歳」を「十八歳」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十五項第三号」を「第十七項第三号」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「次条第十八項」を「次条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十項、第十一項」を「第十二項」に、「及び第十四項」を「、第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に、「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「書類」を「書類（電磁的記録を含む。）」に、「提出した」を「提出又は提供をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十六項第三号」を「第十八項第三号」に改め、「（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）」を削り、同項第二号中「第十七項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、「第四号並びに」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十九項」を「第十三項及び第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の二の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「二十歳」を「十八歳」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十五項第三号」を「第十七項第三号」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第六項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同

項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の四第十項第三号中「（平成二十五年法律第百一号）」を削る。

第七十条の六の八第二項第二号ロ及び第二十七項、第七十条の七第二項第四号及び第三十五項並びに第七十条の七の五第二項第二号及び第二十六項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第七十条の八第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に、「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第十九項」を「第七十条の二の二第二十一項」に、「第七十条の二の三第十八項」を「第七十条の二の三第二十項」に改める。

第七十一条の二中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第七十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第七十六条第一項第二号及び第二項第一号中「同項第十一号」を「同項第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十四条に規定する組合、同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分若しくは同項第五号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者又は同項第十号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第二号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該除却敷地持分又は非除却敷地持分等を与えられることとなる者が取得する同号の土地に関する権利の価額のうち同法第二百五条の差額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百八十九条第一項に規定する敷地権利変換手続開始の登記

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百四条第一項に規定する敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記

第七十七条及び第七十八条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十七項」に、「若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」を「又は第二十四条第一項」に、「に係るものであつて同法」を「（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）に係るものであつて産業競争力強化法」に改め、同条第二項中「第二条第二十六項」を「第二条第三十一項」に改め、同条第三項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の次に次の一条を加える。

（医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十条の三　再編計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する再編計画をいう。以下この条において同じ。）の同項の認定（同法第十二条の六第一項の変更の認定を含む。以下この条において「再編計画の認定」という。）を受けた医療機関の開設者（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に当該再編計画の認定を受けた者に限る。次項において同じ。）が、当該再編計画に記載された医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業をいう。次項において同じ。）に必要な土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十三条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条を第八十三条の二の三とし、第八十三条の二の次に次の一条を加える。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の二の二　都市再生特別措置法第百九条の七第二項第一号に規定する者が、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号に規定する土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る同法第百九条の九の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登

録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定の登記にあつては千分の五とする。

第八十三条の三第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に改め、同条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「土地について」の下に「所有権の保存の登記(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る。)又は」を加え、「相続による土地の所有権の移転の」、「当該土地の当該」及び「当該土地の相続による所有権の移転の」を「これらの」に改める。

第八十七条の四第一項中「平成三十年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第十一項中「者について」の下に「、消費税法第五十九条の二の規定は第二項に規定する電磁的記録に記録された事項に基因して国税通則法第六十八条第一項及び第二項の規定が適用される場合について」を、「その者」との下に「、消費税法第五十九条の二第一項中「事業者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定により酒税の免除を受けた同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者」と、「電磁的記録(第八条第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)」とあるのは「同法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録」と、「消費税」とあるのは「酒税」と」を加える。

第八十八条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に改める。

第九十条の八中「平成二十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「一万八千円」を「九千円」に改める。

第九十条の八の二第一項中「九千円」を「四千五百円」に改める。

第九十条の九第一項中「一万三千五百円」を「六千七百五十円」に改める。

第九十条の十第二項中「この節」の下に「(第九十条の十二を除く。)」を加える。

第九十条の十二第一項中「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第二号ロ中「ものに」を「自動車に」に、「もので」を「自動車で」に改め、同項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(1)を次のように改める。

(1)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年揮発油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号イ(2)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の下に「(昭和五十四年法律第四十九号)」を加え、「同法」を「、同法」に、「ロ(2)」を「以下この号」に改め、「あつて」の下に「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上であり、かつ、基準エネルギー消費効率であつて」を加え、「に百分の百四十を乗じて得た数値」を削り、同号ロ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同号ロ(1)(ii)中「平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成十七年揮発油軽中量車基準」という。)に適合し」に改め、同号ロ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、「貨物自動車」の下に「(貨物の運送の用に供する自動車をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の百二十五)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第一項第五号イを次のように改める。

イ　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第五号ロ中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百四十を乗じて得た数値」を削り、同項第六号イを次のように改める。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年揮発油軽中量車基準」という。)又は同項の規定により平成二十一年十月一日以

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第一項第六号ロ中「二・五トンを超え」及び「又は貨物自動車」を削り、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項中「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「乗合自動車又は」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同号ロ(2)中「百分の百十」の下に「（車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の百二十）」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第二号ハを同号ホとし、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同号ロを同号ニとし、同号イ中「乗合自動車又は」を削り、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百二十を乗じて得た数値」を削り、同号ロ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同号ロ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同号ハ(2)中「百分の百五」の下に「（車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の百十五）」を加え、同号ニ中「乗合自動車又は」を削り、同項第二号イを次のように改める。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第二号ロ中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百二十を乗じて得た数値」を削り、同項第三号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

第九十条の十二第三項第三号ハを同号ニとし、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「乗合自動車又は」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第四項中「から第三項まで若しくは第五項」を「若しくは第二項」に、「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同項第二号イを次のように改める。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、同条第五項中「又は第五号」を「、第五号又は第六号イ」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」に、「の記載事項」を「に記録された事項」に改める。

第九十条の十三中「平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第一号イ中「令和二年度」を「令和七年度」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同条第二号イ中「令和二年度」を「令和七年度」に改める。

第九十条の十四の見出し中「乗合自動車等」を「貨物自動車等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。次項において同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）に適合する検査自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和三年五月一日から同年十月三十一日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十四第二項から第四項までを削り、同条第五項中「検査自動車㈡の下に「前項又は」を加え、「令和元年十一月一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十一月一日）から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から同年十月三十一日まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。次号において「乗合自動車等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第五項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　車両総重量が八トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合する検査自動車（第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、側方衝突警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和三年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額とする。

第九十条の十四第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第八条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「同法第七十一条第一項又は」を「同項又は同法」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定の適用がある年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る所得税法第百二十二条第一項第二号若しくは第三号若しくは第百二十三条第二項第八号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額があるときは、所得税法第百五十九条若しくは第百六十条の規定又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「の各号」を削り、「者は」を「者又は提出することができる者は」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　所得税法第百二十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（その年分の同法第八十九条の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除（同法第九十二条第三項に規定する配当控除をいう。第四号において同じ。）の額を超える場合における当該申告書に限る。）

第六条の二第一項に次の一号を加える。

四　所得税法第百二十七条第二項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（その年の一月一日から同項の出国の時までの間の同法第八十九条の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合における当該申告書に限る。）

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第四条第一項中「の全部」を「（財務省令で定めるものを除く。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第四項において同じ。）の全部」に、「であつて、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項第三項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従つて行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第五条第一項及び第二項中「であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項中「又は第二項の承認を受けている」を「の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えている」に、「において」を「には」に、「承認を受けている国税関係帳簿書類」を「国税関係帳簿書類」に改め、「所轄税務署長等の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた国税関係帳簿書類」を「国税関係帳簿又は当該国税関係書類」に改める。

第六条から第九条までを削り、第九条の二を第六条とする。

第十条ただし書を削り、同条を第七条とする。

第十一条第一項中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「の承認を受けている国税関係帳簿書類」を「に規定する財務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類」に、「国税関係帳簿書類と」を「国税関係帳簿又は当該国税関係書類と」に改め、同条第二項中「の規定により」を「に規定する財務省令で定めるところに従つて」に改め、「又は電子計算機出力マイクロフィルム」を削り、同条第三項各号中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条に次の三項を加える。

4　次に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電

磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（政令で定める日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書（次項において「修正申告書」という。）の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正（次項において「更正」という。）（以下この項において「修正申告等」という。）があった場合において、同法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用があるときは、同条の過少申告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等」という。）に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一　第四条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿

二　第五条第一項又は第三項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿

5　第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は前条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは同法第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（同法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下この項において「期限後申告等」という。）があった場合において、同法第六十八条第一項から第三項まで（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項から第三項までの重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条を第八条とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の四」を「第四十一条の二」に改める。

第二条第三項第四号を削り、同項第三号中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　棚卸資産　法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第二条第三項第七号から第十二号までを次のように改める。

七　連結親法人　法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

八　連結確定申告書　法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

九　中間申告書　法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。

十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十二　減価償却資産　法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第三項第十三号から第十三号の三までを削り、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　損金経理　法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。

第二条第三項第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八　適格分割型分割　法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

十九　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十　分割承継法人　法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

第二条第三項第二十二号から第三十号までを次のように改める。

二十二　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。

二十三　国内　法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

二十四　適格現物出資　法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。

二十五　適格現物分配　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

二十六　被現物出資法人　法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

二十七　被現物分配法人　法人税法第二条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人をいう。

二十八　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十九　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

三十　現物分配法人　法人税法第二条第十二

号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

第二条第三項第三十一号を削り、同項第三十二号を同項第三十一号とし、同項第三十三号を同項第三十二号とし、同項第三十四号を削り、同項第三十五号を同項第三十三号とし、同項第三十六号を同項第三十四号とし、同項に次の一号を加える。

三十五　連結中間申告書　法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書をいう。

第三条中「第三十三条及び」を削る。

第十条の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）」を「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の指定を受けた個人が、同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業（」を「当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び第三項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業（に、「の用」を「をいう。以下この項及び第三項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の用」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を」を「特定機械装置等を」に、「区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該個人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「その事業」を「これらの事業」に、「（同項」を「（第三項」に、「計算上、当該減価償却資産」を「計算上、当該特定機械装置等」に、「減価償却資産に」を「特定機械装置等に」に改め、「（第五項第一号イにおいて「普通償却額」という。）」を削り、「特別償却限度額」の下に「（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を加え、同項ただし書中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第三項中「第一項の表の各号の第一欄に掲げる」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「又は当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「同項」を「第一項」に、「その事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に、「第五項第三号」を「第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条第六項中「同項の表の各号の第一欄に掲げる」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「、第三項」を「、同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第九項中「更正請求書に」及び「なる」の下に「同項に規定する」を加え、同条第十一項中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第十条の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十三条に規定する認定事業者に該当する個人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除区域等復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により福島県知事の指定を受けた個人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動に係る事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの
三　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する個人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの

第十条の二第二項中「特定機械装置等」を「減価償却資産」に、「避難解除等区域復興再生推進事業」を「事業」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の二第六項中「個人」を「同項の表の各号の第一欄に掲げる個人」に、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第九項中「企業立地促進区域等」を「企業立地促進区域」に改める。

第十条の二の二第一項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」及び「当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては」を削り、「をいい、当該特定機械装置等が建物」を「（建物」に、「構築物である場合にあっては当該特定機械装置等」を「構築物については、これら」に、「をいう」を「）をいう」に改め、同条第三項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を削る。

第十条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。以下この項及び」を「者をいう。」に改め、「（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた個人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第五項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第十条の三の二の見出し中「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該個人が非居住者である場合の同法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該給与等の額（同表の第三号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給するものに限る。）のうち租税特別措置法第十条の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となった金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に税額控除割合（当該各号の第四欄に掲げる割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

個人	期間	雇用者	割合
一　福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた個人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この号において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三号において同じ。）	百分の二十
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により同法第七十五条第	当該指定があった日から同日以後五年を経過す	福島県の区域内に所在する当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規	百分の十

一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に福島県知事の指定を受けた個人	る日までの期間	定する特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等（平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）	
三　福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に同法第八十五条の二第三項の認定を受けた個人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同条第一項に規定する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の政令で定める雇用者	百分の十五

第十条の三の二第四項中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする個人（以下この項において「適用個人」という。）がその年において前項の表の二以上の号の第一欄に掲げる個人に該当する場合における同項の規定の適用については、当該適用個人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の第一欄に掲げる個人にのみ該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十条の四第一項中「第十条第五項第三号」を「第十条第五項」に改める。

第十条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に、「、又は」を「、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供される」に、「復興産業集積区域内において当該個人の」を「特定復興産業集積区域内において当該個人の当該」に、「その開発研究の」を「その」に改め、「（第一号において「普通償却額」という。）」を削り、「次の各号に掲げる」を「当該」に、「区分に応じ当該各号に定める」を「取得価額の百分の三十四（当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の五十）に相当する」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「所得税法第四十九条第一項」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」を「並びに船舶」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で、」を「船舶で」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十条の五第二項」に、「次条第一項本文」を「第十一条の二第一項本文」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十一条　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する個人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下第三項までにおいて「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該個人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける開発研究用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第一項に規定する認定事業者に該当する個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第十条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4　前条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の三中「第十九条第一号」を「第十九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第十一条の三の二第三項第一号中「第十条の二第一項」の下に「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」を加え、「同項に規定する特定機械装置等」を「同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同項第二号中「の規定　同項」を「（同条第一項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定　同条第二項」に改める。

第十一条の五第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「事業の用」の下に「（次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する政令で定める区域（次号において「復興推進区域」という。）内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業

二　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業（令和三年三月三十一日において当該計画に記載されていたものに限る。）

第十一条の六の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十一条第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）」を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第八項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第十三条の三及び第十五条から第十六条の二までを削る。

第十六条の三第一項中「第十五条第一項に規定する棚卸資産等」を「棚卸資産、固定資産（法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産」に、「法人税法」を「同法」に改め、第三章中同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条　削除

第十七条第一項中「（以下）」を「（平成二十三年法律第二十九号。以下）」に改める。

第十七条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域等」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、東日本大震災復興特別区域法」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた法人が、同法に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を」を「特定機械装置等を」に、「区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「同項」を「次項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、「特別償却限度額」の下に「（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を加え、同項の表を削り、同条第二項中「前項の表の各号の第一欄に掲げる」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた」に、「当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該法人の当該産業集積事業又は建

築物整備事業」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「同項」を「前項」に改め、「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、「当該事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十七条の二第五項中「同項の表の各号の第一欄に掲げる」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「第二項」を「同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第九項中「確定申告書に」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に、「なる」を「なる同項に規定する」に改め、同条第十項中「税務署長は、」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第十四項中「、第四十二条の五第二項」及び「、第四十二条の十二の三第二項及び第三項」を削り、「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項、第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める。

第十七条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額の百分の二十五に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の十五に相当する金額）をいう。）との合計額とする。

法人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当する法人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除区域等復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により福島県知事の指定を受けた法人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動に係る事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの

三　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する法人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの

2　前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の二の二第五項中「法人」を「同項の表の各号の第一欄に掲げる法人」に、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第七項中「同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第六項中「特定機械装置等」とあるのは「」を「同条第七項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる」に改め、「「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と」を削り、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第十七条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。以下この項及び」を「者をいう。」に改め、「（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた法人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改める。

第十七条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人

との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該給与等の額（同表の第三号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給するものに限る。）のうち租税特別措置法第四十二条の四の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となった金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に税額控除割合（当該各号の第四欄に掲げる割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

法人	期間	雇用者	割合
一　福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた法人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この号において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三号において同じ。）	百分の二十
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に福島県知事の指定を受けた法人	当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間	福島県の区域内に所在する当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等（平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）	百分の十
三　福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に同法第八十五条の二第三項の認定を受けた法人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同条第一項に規定する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の政令で定める雇用者	百分の十五

第十七条の三の二第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「に規定する避難対象雇用者等」を「の表の各号の第三欄に掲げる雇用者（次項において「控除対象雇用者」という。）に、「避難対象雇用者等」を「控除対象雇

用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする法人（以下この項において「適用法人」という。）が一の事業年度において前項の表の二以上の号の第一欄に掲げる法人に該当する場合における同項の規定の適用については、当該適用法人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の第一欄に掲げる法人にのみ該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十七条の四第一項中「第十七条の二第四項第三号」を「第十七条の二第四項」に改める。

第十七条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「令和三年三月三十一日」を「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に、「又は」を「、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供されるに」に、「復興産業集積区域内において当該法人の」を「特定復興産業集積区域内において当該法人の当該」に、「その開発研究の」を「その」に、「、当該法人の開発研究の」を「、その」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に、「次の各号に掲げる」を「当該」に、「区分に応じ当該各号に定める」を「取得価額の百分の三十四（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の五十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「及び」を「又は」に改める。

第十八条の二を削る。

第十八条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」を「並びに船舶」に、「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同法第四十二条の四第八項第九号」を「同項第九号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で、」を「船舶で」に改め、同条を第十八条の二とする。

第十七条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十八条　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する法人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　前項に規定する認定事業者に該当する法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第四十二条の四第八項第十号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の三第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）」を削り、「（東日本大震災復興特別区域法」を「（同法」に、「第四十条第一項に規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第十八条の八第三項第一号中「の規定　同項」を「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定　同条第一項」に、「同項に規定する特定機械装置等」を「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第十八条の九第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「事業の用」の下に「（次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する政令で定める区域（次号において「復興推進区域」という。）内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業

二　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業（令和三年三月三十一日において当該計画に記載されてい

たものに限る。）

第十八条の十の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第十九条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）」を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第二十条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改める。

第二十一条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十二条の二中「次条」及び「第二十三条」を「第二十五条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二を削る。

第二十五条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けたものが、同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第二欄に掲げる区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「同項」を「前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（同日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度における第十七条の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第二十五条の二第五項中「で、同項の表の各号の第一欄に掲げるもの」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「、第二項」を「、同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第十項中「連結確定申告書に」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に、「なる」を「なる同項に規定する」に改め、同条第十一項中「税務署長は、」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第十三項中「及び地方法人税法」の下に「（平成二十六年法律第十一号）」を加え、同条第十五項中「、第六十八条の十第二項及び」、第六十八条の十五の四第二項及び第三項」を削り、「第六十八条の十五の六の二第二項」の下に「、第六十八条の十五の七第四項から第六項まで」を加える。

第二十五条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条

第一項及び第二項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）をいう。）との合計額とする。

法人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当する連結法人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除区域等区域復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により福島県知事の指定を受けた連結法人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動に係る事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの
三　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する連結法人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減

価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

第二十五条の二の二第五項中「連結子法人」の下に「で、同項の表の各号の第一欄に掲げるもの」を加え、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第七項中「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第七項中「特定機械装置等」に、「に規定する特定機械装置等」を「の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に、「同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」に改める。

第二十五条の二の三第一項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」及び「当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては」を削り、「をいい、当該特定機械装置等が建物」を「（建物」に、「構築物である場合にあっては当該特定機械装置等」を「構築物については、これら」に、「をいう」を「）をいう」に改め、同条第二項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を削り、同条第七項中「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第七項中「特定機械装置等」に、「同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「」を「同条第八項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる」に改め、「「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と」を削り、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十五条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。以下この項及び」を「者をいう。」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けたものが、当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改める。

第二十五条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日を含む各連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該給与等の額（同表の第三号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給するものに限る。）のうち租税特別措置法第六十八条の九の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除する金額の計算の基礎となった金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に税額控除割合（当該各号の第四欄に掲げる割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

法人	期間	雇用者	割合
一　福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結法人が同条第四項に規定する認定事	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規	百分の二十

のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた連結法人	業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この号において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三号において同じ。）	
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に福島県知事の指定を受けた連結法人	当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間	福島県の区域内に所在する当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等（平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）	百分の十
三　福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に同法第八十五条の二第三項の認定を受けた連結法人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同条第一項に規定する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の政令で定める雇用者	百分の十五

第二十五条の三の二第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「に規定する避難対象雇用者等」を「の表の各号の第三欄に掲げる雇用者（次項において「控除対象雇用者」という。）」に、「「避難対象雇用者等」を「「控除対象雇用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が一の連結事業年度において同項の表の二以上の号の第一欄に掲げる連結法人に該当する場合における同項の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の第一欄に掲げる連結法人にのみ該当するものとして、同項の規定を適用する。

第二十五条の四第一項中「第二十五条の二第四項第三号」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第二十五条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「、第十七条の五第一項」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内において第十七条の五第一項に規定する開発研究（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される同条第一項に、「、又は」を「、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供される」に、「認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（第一号及び第二号において「復興産業集積区域」という。）」を「特定復興産業集積区域」に、「開発研究（第十七条の五第一項に規定する開発研究をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「当該開発研究」に、「その開発研究の」

及び「当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の」を「その」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に、「次の各号に掲げる」を「当該」に、「区分に応じ当該各号に定める」を「取得価額の百分の三十四（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の五十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同条第四項中「及び」を「又は」に改める。

第二十六条の二を削る。

第二十六条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」を「並びに船舶」に、「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に、「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で、」を「船舶で」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第二十五条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）

第二十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当するものが、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において第十八条第一項に規定する開発研究（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される同条第一項に規定する開発研究用資産（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　前項に規定する認定事業者に該当する連結親法人又はその連結子法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第六十八条の九第八項第八号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の三第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）」を削り、「（東日本大震災復興特別区域法」を「（同法」に、「第四十条第一項に規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第七項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第二十六条の八第三項第一号中「の規定　同項」を「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定　同条第一項」に、「同項に規定する特定機械装置等」を「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第二十六条の九第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十六条の十の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第二十七条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）」を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第二十八条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改める。

第二十九条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第三十三条を削り、第三章中第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「（第三十三条を除く。）」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十条の二中「第二十二条の二」を「第二十三条」に、「及び次条から第三十三条まで」を「、次条及び第三十三条」に、「及び第三十一条から第三十三条まで」を「、第三十二条及び第三十三条」に、「第三十条の二」を「第三十一条」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十八条の二第二項第一号ハ中「以下」を「（住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（第五号から第七号までにおいて「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下」に改め、同項第五号中「新築、取得又は増改築等」を「新築等」に改め、同項第六号中「新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）」を「新築等」に、「同号」を「次号」に改める。

第三十八条の二の二中「（平成二十四年法律第

二十五号）」を削り、「（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同条を第三十八条の二の三とし、第三十八条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第三十八条の二の二　福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合における租税特別措置法第七十条の四及び第七十条の六の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　租税特別措置法第七十条の四の規定の適用については、同条第八項中「農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、「同法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「同法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、同条第十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。

二　租税特別措置法第七十条の六の規定の適用については、同条第十項中「農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、「同法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「同法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、同条第十三項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第一項、第四十条第一項及び第四十条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第四十条の二の二　福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合における租税特別措置法第七十七条の規定の適用については、同条中「農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第四項第一号に規定する農用地利用集積等促進事業（同号に規定する福島農林水産業振興施設の整備に係るものを除く。）」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同法第十七条の十八第一項」と、「当該利用権設定等促進事業」とあるのは「当該農用地利用集積等促進事業」と、「第十九条の規定による農用地利用集積計画」とあるのは「第十七条の二十の規定による農用地利用集積等促進計画」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の三中「集団移転促進事業（」の下に「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の」を加え、「第七十七条第一項」を「（以下この条において「旧特区法」という。）第七十七条第一項」に、「作成した東日本大震災復興特別区域法」を「作成した旧特区法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十条の四の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第四十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「（第三項において「被災者等」という。）」を削り、「船舶」を「漁船」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条の三、第四十一条の四及び第四十三条を削る。

第四十三条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十七条、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「以下この条」を「次項」に、「船舶又は」を「漁船又は」に、「船舶に」を「漁船に」に、「船舶を」を「漁船を」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号ロ中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第十七条第一項第三号中「第百二十条第一項（第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改め、「若しくは決定」を削り、「この項に」を「この号及び次号並びに次項第一号に」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「事項」の下に「のほか、次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二　前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第十七条第四項中「第一項第五号及び第六号」を「第一項第四号及び第二項第二号」に、「若しくは決定を受けたことにより還付される」を「を受けたことにより還付される」に改める。

第十八条第一項中「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第二項第二号」に改める。

第二十一条第二項中「、第三号若しくは第五号」を「から第四号まで」に、「同項第四号若しくは第六号」を「同条第二項第一号若しくは第二号」に改め、同項第一号中「第八号まで又は」を「第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで又は」に改め、同項第二号中「第六号まで」を「第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条第三項第一号中「、第三号又は第五号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「第十七条第一項第四号又は第六号」を「第十七条第二項第一号又は第二号」に改める。

第二十三条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「第五項」を「第三項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同項を同条第一項と

し、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第二項第二号」に、「予納特別税額」を「同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に、「おいて、これらの規定」を「おいて、同項」に、「うち、これら」を「うち、同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第百五十九条第四項及び第五項並びに第百六十条第四項から第六項まで」を「第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十八条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条第七項及び第十一項中「、第三号若しくは第五号」を「から第四号まで」に、「同項第四号」を「同条第二項第一号」に、「第六号」を「第二号」に改める。

第四十条第十一号中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十五条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「特別控除」の下に「に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等」を加え、同条第一項中「国内」の下に「(次条第四項、第五項及び第七項において「国内」という。)」を加え、「特例増改築等」を「特定増改築等」に改め、同条第二項中「特例増改築等」を「特定増改築等」に改め、同条第四項中「住宅被災者」の下に「(次条第一項及び第七項において「住宅被災者」という。)」を加え、同条第七項中「又は前二項」を「及び前二項」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例)

第六条の二　租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項(令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあっては、前条第一項又は第三項の規定により適用する場合を含む。)の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第十一項第一号及び第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第五項第一号及び第十三条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

2　前項に規定する特別特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める期間内に締結されているものをいう。

3　第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定の適用については、同法第四十一条の二第三項第三号中「各年又は令和三年」とあるのは「各年」と、同項第四号中「又は令和二年」とあるのは「から令和四年までの各年」と、同法第四十一条の二の二第八項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

4　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(以下この項及び第七項において「特例居住用家屋」という。)の新築若しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋(耐震基準(租税特別措置法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第六項において同じ。)又は経過年数基準(同条第一項に規定する経過年数基準をいう。第六項において同じ。)に適合するものに限る。)で政令で定めるもの(以下この項及び第七項において「特例既存住宅」という。)の取得(配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この条において同じ。)又はその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等(以下この項において「特例住宅の取得等」という。)で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、当該特例住宅の取得等で特例特別特例取得に該当するものは第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に該当するものと、当該特例居住用家屋は同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋と、当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋(当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。)は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する適用年又は同条第十三項に規定する特別特定適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

5　個人が、国内において、特例認定住宅(住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)に該当する家屋で政令で定めるもの又は住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの若しくは同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条

第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の新築又は特例認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例認定住宅の新築等」という。）で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するものは第一項に規定する認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものと、当該特例認定住宅は租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。ただし、同条第十項に規定する認定住宅特例適用年又は同条第十六項に規定する認定住宅特別特定適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

6　個人が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例要耐震改修住宅」という。）の取得で特例特別特例取得に該当するものをした場合において、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日までに同日以後当該特例要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該特例要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日から六月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により当該特例要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものは第四項に規定する特例既存住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものと、当該特例要耐震改修住宅は同項に規定する特例既存住宅とそれぞれみなして、同項の規定を適用することができる。

7　住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築若しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは特例既存住宅の取得若しくはその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等（以下この項において「特例住宅の取得等」という。）で、特例特別特例取得に該当するもの（前項の規定により特例既存住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものとみなされる同項に規定する特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものを含む。以下この項において同じ。）をした場合又は特例認定住宅の新築若しくは特例認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例認定住宅の新築等」という。）で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、当該特例住宅の取得等で特例特別特例取得に該当するもの又は当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するものは第一項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものと、当該特例居住用家屋は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋と、当該特例既存住宅（前項の規定により特例既存住宅とみなされる同項に規定する特例要耐震改修住宅を含む。）は同条第一項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋（当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋が同項に規定する従前住宅である場合には同法第二条第一項に規定する東日本大震災により通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けたことにより居住の用に供することができなくなったものに限るものとし、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。）は同法第十三条の二第一項に規定する増改築等をした家屋と、当該特例認定住宅は同項に規定する認定住宅とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する再建特例適用年又は同条第三項に規定する再建特別特定適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

8　第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものをし、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日までに同日以後当該特例要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該特例要耐震改修住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該耐震改修をして当該特例要耐震改修住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該特例要耐震改修住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第一項中「令和四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項（令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあっては、前条第一項又は第三項の規定により適用する場合を含む。）」とあるのは「同年十二月三十一日までの間に第八項」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第十一項第一号及び第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」とあるのは「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第八項に規定する耐震改修の日」と、同条第十三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」と、「第十三条第五項第一号及び第十三条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第三項」とあるのは「第十三条の二第三項」と、「令和四年十二月三十一日」として」とあるのは「令和三年十二月三十一日」として」と、第三項中「及び第四十一条の二の二の規定」とあるのは「の規定」と、「同法第四十一条の二第三項第三号」とあるのは「同条第三項第三号」と、「から令和四年」とあるのは「から令和三年」と、「と、同法第四十一条の二の二第八項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする」とあるのは「とする」と、第六項中「特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日から」とあるのは「耐震改

修の日から」として、この条の規定を適用する。

9　第四項及び第七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

10　第四項から第八項までに規定する特例特別特例取得とは、個人の第四項に規定する特例住宅の取得等又は第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得に係る租税特別措置法第四十一条第五項に規定する課税資産の譲渡等につき同条第十四項に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得のうち、当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得に係る契約が政令で定める期間内に締結されているものをいう。

11　第四項から第八項までの規定による第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の二の規定の適用については、同条第二項中「三千万円」とあるのは、「千万円」とする。

12　第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条第十四項を削り、同条第十五項中「第十三項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とする。

第十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七十三条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　平成二十九年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年四月一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日前にその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下この項及び次項において「個人番号」という。）を当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。以下この項及び次項において同じ。）の長に告知をしていないものが当該金融商品取引業者等の営業所の長に対して同日から同年十二月三十一日までの間に同号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同条第九項の規定にかかわらず、これを受理することができる。ただし、同条第八項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、同項に規定する住所及び個人番号が記載されている当該非課税口座開設届出書については、この限りでない。

6　平成二十九年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年十二月三十一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている同条第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、令和四年一月一日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をしたものとみなして、同条第十七項及び第十八項の規定を適用する。

第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条第二項中「の確定申告書」及び「連結確定申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を、「含む」の下に「ものとし、令和三年四月一日以後に提出するものを除く」を加える。

附則第四十二条第三項中「地方法人税確定申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

附則第五十一条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項から第十七項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とする。

附則第七十条第二項中「係る新租税特別措置法」を「係る所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年改正法」という。）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。）」に改め、「において当該帳簿書類に係る」の下に「令和三年改正法第十二条の規定による改正前の」を加え、「第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない」を「。以下この項において「令和三年改正前電子帳簿保存法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない」に、「同法第七条第一項（同法」を「令和三年改正前電子帳簿保存法第七条第一項（令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「同法第八条第二項（同法」を「令和三年改正前電子帳簿保存法第八条第二項（令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「、新租税特別措置法」を「、令和三年改正前租税特別措置法」に改め、「読み替えられた」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第十二条の規定による改正前の」を加え、「とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「とし、令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「と、同法」を「と、令和三年改正前電子帳簿保存法」に改める。

附則第百二十六条第三項中「復興特別法人税申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

第十九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中法人税法第百五十一条第一項の改正規定を削る。

第四条中地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十条の改正規定を削る。

第四条のうち地方法人税法第三十条を同法第三十条の二とし、同法第五章中同条の前に一条を加える改正規定中「第三十条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える」を「次のように改める」に改める。

第十三条のうち国税通則法第七十四条の二第四項の改正規定中「削る」を「削り、同条第五項中「同項第二号ロ」を「同項」に、「第一項第二号ロ」を「第一項」に、「連結親法人」を「通算法人」に改める」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の二十一第十一項第二十四号の改正規定中「第四十一条の二十一第十一項第二十四号」を「第四十一条の二十一第十四項第二十四号」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法目次の改正規定中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第二条第二項の改正規定中「から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り」を「を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十五号の二を同項第二十五号とし、同項第二十六号中「をいう」を「（同法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理すること）をいう」に改め、同項第三十一号を同項第三十二号とし、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十九号を同項第三十号とし」に、「改める」を「改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号とし、同項第二十六号の二を同項第二十七号とする」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第十条第七項第七号の改正規定中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の三の二第一項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第五項各号」に、「又は次条第八項第八号」を「、同法第六十六条第六項に規定する大通算法人又は次条第十九項第八号」に、「に該当するもの」を「（以下この項において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該普通法人を含む。）」に改め、同項の表の第一号の第二欄中「及び」の下に「第六項並びに」を加え、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法人」の下に「（前項第二号に規定する協同組合等及び同項第四号に規定する法人を除く。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項及び法人税法第六十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人の第一項に規定する各事業年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二　通算親法人である協同組合等に対する第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を同条第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から同条第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」と、同項中「八百万円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする）」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から第十二項までの規定により計算される第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう」とする。

三　前号に規定する協同組合等の前二項に規定する各事業年度終了の日において当該協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に対する法人税法第六十六条（第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第七項第二号及び第八項の他の中小通算法人には、当該協同組合等を含むものとする。

四　通算親法人である第一項の表の第四号に掲げる法人に対する同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは、「軽減対象所得金額（同項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第六十六条第七項から第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」とする。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定中「第四十二条の四第一項中「当該法人及び」に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中」を「第四十二条の四第三項第一号イ中「当該事業年度」を「第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この号において「適用年度」という。）に、「設立の日」を「内国法人の設立の日」に、「に、「（以下この号」を「（イ」に、「当該他の通算法人の設立日から当該設立日」を「同号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日（イにおいて「他の設立日」という。）から当該他の設立日」に、「同項第二号中」を「同号ロ中「当該事業年度」を「適用年度」に、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中」を「第四十二条の四第三項第一号イ中「当該事業年度」を「第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この号において「適用年度」という。）に、「設立の日」を「内国法人の設立の日」

第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同項第二号イに、「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改め、同項第五号の改正規定中「同項第二号に規定する」を削り、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「第六十八条の九第八項第一号に規定する」に、「場合には」を「場合には、」を「にはこれらの」を「には、当該」に、「同項第三号」を「同号」に改め、同項第八号の改正規定中「同項第八号」を「同項第六号の二中「第十一項」を「第二十六項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項第六号の三中「当該基準事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該基準事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、」を削り、「にはこれらの」を「には、当該」に改め、「とする。」を削り、同項第八号」に改め、同項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定中「同項第十一号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項」を「同号の次に次の一号」に改め、同条第八項の前に次のように加える。

八の二　通算適用除外事業者　通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者（当該通算法人である法人に係る通算親法人の同日を含む事業年度開始の日以後に当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた適用除外事業者として政令で定めるものを除く。）に該当する場合における当該通算法人である法人をいう。

第四十二条の四第八項第十一号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を「（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号の次に次の三号を加える。

十一　合算増減試験研究費割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合をいう。

十二　合算試験研究費割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額の当該通算法人及び他の通算法人の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

十三　基準年度比合算売上金額減少割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の第六号の二に規定する基準売上金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額の当該合計額に対する割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。

第四十二条の四第八項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第八項第二号中「。以下第十項まで」を「。以下この条」に、「の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「（以下この条において「他の事業年度」という。）の」に改め、同項第三号イ中「当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「他の事業年度の」に改め、同改正規定中同号イ(1)を削り、同改正規定のうち同号イ(2)中「合算増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「(2)に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同改正規定中同号イ(2)を同号イ(1)とし、同改正規定のうち同号イ(3)中「比較試験研究費合計額」を「当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額」に改め、同改正規定中同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロを次のように改める。

ロ　ハに掲げる金額の百分の二十五に相当する金額

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第八項第四号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「各事業年度に係る」を「各事業年度の」に改め、同項第七号中「を除く。」の下に「以下この号及び」を加え、「（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）」を削り、「（期限後欠損金額の場合」を「（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合」に改め、「当該適用対象事業年度における」及び「（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、同改正規定中同項に次の四号を加える。

八　第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号イに規定する合計額にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ　第二項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）において第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(1)　(2)に掲げる事業年度以外の事業年度　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（(2)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割

(ⅱ)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合(ⅲに掲げる場合を除く。)　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二)

(ⅲ)　当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合　百分の八・五

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　次に掲げる割合を合計した割合

(1)　(1)から(ⅲ)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)から(ⅲ)までに定める割合

(ⅱ)　(1)に掲げる割合に控除割増率(当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合

ロ　第五項に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合　百分の十二に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。)

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。)　当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。)　百分の十二に控除割増率(当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合

(3)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。)　次に掲げる割合を合計した割合

(1)　(1)に定める割合

(ⅱ)　(1)に掲げる割合に(2)に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

(ⅲ)　(2)に定める割合

九　第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号及び第七号の規定の適用については、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額に、それぞれ次に定める金額を加算した金額とする。

イ　次に掲げる事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合　第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人税の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。)を乗じて計算した金額

(1)　第三項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度終了の日に終了する事業年度)　百分の十五

(2)　第三項第二号に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の特例割合(合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)をいう。ロ(2)において同じ。)

(3)　第三項第三号に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち基準年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度(1)に掲げる事業年度を除く。)　百分の五

ロ　第六項に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合　第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人税の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。)を乗じて計算した金額

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。)　当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。)　百分の十二に控除割増率(当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合

(3)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。)　次に掲げる割合を合計した割合

(1)　(1)に定める割合

(ⅱ)　(1)に掲げる割合に(2)に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

(ⅲ)　(2)に定める割合

度を除く。）　当該超える事業年度の特例割合

(3)　基準年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度　百分の五

十　前二号の規定の適用がある場合における第四号の規定の適用については、同号中「の各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「の各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額（第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。）」と、「当初申告試験研究費の額」とあるのは「当初申告試験研究費の額、当初申告平均売上金額若しくは当初申告基準売上金額」と、「当該各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「当該各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額」とする。

十一　第三号の場合には、第一項後段及び第四項後段の規定は、適用しない。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第九項中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第十項中「当該通算法人に係る通算親法人の」を削り、「終了の日に終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した」を「前の」に改め、「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「場合」の下に「（同項第八号又は第九号の規定の適用がある場合には、当該確定申告書等に添付された書類に当該通算法人の平均売上金額又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額として記載された金額と当該通算法人の平均売上金額又は同号に規定する基準売上金額とが異なることとなつた場合を含む。）」を加え、同条第十一項中「過去適用事業年度（」を「当該通算法人等又は当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の過去適用等事業年度（」に、「開始の日前に開始した各事業年度で当該通算法人等が」を「終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日において当該通算法人等若しくは他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が」に、「（当該通算法人等に係る」を「（通算子法人にあつては、その事業年度終了の日において当該通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある」に、「限る。）をいう。以下この項」を「限る。）である場合の当該各事業年度をいう。以下この項及び次項」に、「当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損金増加額に限る。）」及び「（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、「相当する金額」の下に「（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）」を加え、同改正規定中同号に次のように加える。

イ　第八項第九号イに掲げる場合　当該政令で定める金額に同号イ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号イ(1)から(3)までに定める割合（同号イ(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

ロ　第八項第九号ロに掲げる場合　当該政令で定める金額に同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(3)までに定める割合（同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第十一項第二号中「又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額」を「の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額」に改め、同条第十二項中「過去事業年度等」を「過去適用等事業年度」に改め、同条第十六項中「同項第二号に規定する」を削り、「第十一項に規定する過去適用事業年度」を「第十一項に規定する過去適用等事業年度」に改め、同条第十八項中「から前項」を「（第八号から第十号までを除く。）及び第九項から前項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「の試験研究費の額」を「試験研究費の額は」に、「の特別試験研究費の額」を「特別試験研究費の額は」に改め、同表第八項第三号イの項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同表第八項第三号ロの項中「（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、同改正規定中同表第八項第四号の項を次のように改める。

第八項第四号	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第十八項の表第八項第七号の項中「（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、同表第十一項第一号の項中「（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を「に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）」に改め、「百分の十」の下に「に相当する金額」を加え、同表第十一項第二号の項中「百分の

二十五」を「第一項の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額」に、「百分の十」を「第七項に規定する百分の十に相当する金額」に改め、同条に三項を加える改正規定のうち、同条第二十五項中「及び第八項第六号ロ又は」を「並びに第八項第六号ロ及び」に改め、同条第二十六項中「比較試験研究費の額」の下に「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の六第五項を削る改正規定中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第四項中「その事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第五項」に改め、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる改正規定中「から第九項までを一項ずつ繰り上げ」を「を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「、第三項」を「、同項」に改め、同項を同条第八項とし」に改め、同条第十項を同条第九項とする改正規定中「同条第十項」の下に「中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項」を加える。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の九第八項から第十項までを削る改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の十一の二第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の三の改正規定を削る。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項を削る改正規定中「第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十九項第二号」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項」を加える。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第九号の改正規定を次のように改める。

第四十二条の十二の五第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第二号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項第四号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項第六号中「（以下この号」に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第八号中「当該法人の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし」及び「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該一年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「には「これらの」を「には、当該」に改め、「とする。」及び「（一年以内連結事業年度の数を含む。）」を削り、

同項第十一号中「(ロ)」を「(以下この号)」に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の五の改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の十二の七第一項中「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十三第一項第十八号を同項第十九号とする改正規定中「同項第十八号を同項第十九号」を「同項第十七号を同項第十八号」に改め、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる改正規定中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「この項及び第八項において「対象年度」を「この条において「対象年度」に、「第八号、第十五号又は第十六号」を「第九号、第十六号又は第十七号」に改め、同項第一号イ中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同号ロ中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項」を加え、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を改め、同項を同条第八項とする改正規定中「同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする」を「同項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

7　第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号(同条第十八項において準用する場合を含む。)に規定する適用対象事業年度において第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合における第五項(これらの号に掲げる規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する通算法人又は通算親法人である同項第九号に規定する農業協同組合等で、同条第四項に規定する適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものは、第五項の適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものとする。

二　通算子法人の対象年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の対象年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

三　第五項第一号に掲げる要件は、当該通算法人及び当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下この項において「他の通算法人」という。)の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額を超えることとする。

四　第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えることとする。

五　第五項に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度(合併等事業年度(当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。)に該当しない事業年度に限る。以下この号において「特定対象年度」という。)及び当該特定対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度(以下この号において「他の対象年度」という。)の所得の金額の合計額が当該特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

イ　分割又は現物出資(事業を移転するものに限る。イ及びロにおいて「分割等」という。)に係る分割法人又は現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　当該分割等の日

ロ　合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　当該承継の日

ハ　事業の譲渡をした法人である場合(当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　当該譲渡の日

ニ　事業の譲受けをした法人である場合(当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　当該譲受けの日

ホ　特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合(当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　当該承継の日

ヘ　特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合(当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)　その有することとなつた日

チ　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合　その有しないこととなつた日

第四十二条の十三第八項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第九項(同条第十八項において準用する場合を含む。)及び第二十一項」に、「及び前条第九項」を「並びに前条第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第六項第一号イ」を「第五項第一号イ」に、「場合における同号」を「場合(第七項第三号に規定す

る合計額が零である場合を含む。）における第五項第一号」に、「第四項」を「第三項」に、「、第六項又は第七項」を「又は第五項から第七項まで」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十三の次に一条を加える改正規定のうち第四十二条の十四第一項中「各号に掲げる規定」を「表の各号の上欄に掲げる規定（以下この項において「税額控除規定」という。）」に、「第一号イ」を「以下この項」に、「各号に定める金額」を「税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（以下この項において「控除額」という。）のうち通算不足欠損相当税額（他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（当該他の通算法人につき同法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額をいう。）に当該各号の中欄に掲げる割合を乗じて計算した金額から税額控除余裕額（当該控除額が当該適用事業年度の当該各号の下欄に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）を控除した金額（当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）から当該通算不足欠損相当税額を控除した金額を当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなして前条第一項及び同項各号に掲げる規定を適用した場合に同項の規定により当該調整前法人税額から控除しないこととなる同項に規定する調整前法人税額超過額があるときは、当該控除額のうち当該調整前法人税額超過額を構成することとなる部分に相当する金額を加算した金額）に達するまでの金額（当該控除額のうちに当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該達するまでの金額から当該加算された金額の合計額を控除した金額）」に改め、同改正規定中同項各号を削り、同項に次の表を加える。

一　第四十二条の六第二項の規定若しくは第四十二条の十二の四第二項の規定若しくは同条第三項の規定	百分の二十	第四十二条の六第二項に規定する百分の二十に相当する金額
二　第四十二条の九第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
三　第四十二条の十一の二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四　第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定	百分の二十	第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額
五　第四十二条の十二の二第一項の規定	百分の五	同項に規定する百分の五に相当する金額
六　第四十二条の十二の五第一項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
七　第四十二条の十二の五第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
八　第四十二条の十二の七第四項の規定、同条第五項の規定又は同条第六項の規定	百分の二十	同条第四項に規定する百分の二十に相当する金額

第十六条のうち租税特別措置法第四十二条の十三の次に一条を加える改正規定のうち、第四十二条の十四第二項中「同項第一号イに規定する事由該当通算法人」を「同項の他の通算法人」に改め、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第四十三条の三第二項の改正規定中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の四第十九項第八号」を「第四十二条の四第十九項第九号」を「同条第十九項第九号」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十三条の三第二項の改正規定の次に次のように加える。

第四十四条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加える。

第十六条のうち租税特別措置法第四十五条第三項の改正規定中「第四十五条第三項」を「第四十五条第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第五十二条の二第五項の改正規定中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加える。

第十六条中租税特別措置法第五十二条の三の改正規定の次に次のように加える。

第五十三条第二項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、「（第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。）」を削り、「、その」を「、当該」に、「第四十二条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「（第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定を含む。）」を削る。

第十六条中租税特別措置法第五十五条の改正規定の次に次のように加える。

第五十五条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）」、「（当該法人の当該各事業年度開始の

日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。」及び「その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に、「とする。以下この条」を「。次項及び第四項」に改め、「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該据置期間経過準備金額が連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係るものである場合には、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額）」を削り、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）」を削り、同項第七号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十五条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十六条のうち、租税特別措置法第五十六条第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「前条第七項」を「前条第六項」に改め、同項」を加え、同条第九項の改正規定中「前条第十一項」を「第五十五条第十一項」に、「前条第十一項」を「第五十五条第十項」に改め、同条第十一項の改正規定中「前条第十六項」を「第五十五条第十五項」を「第五十五条第十五項」に改め、同条第十三項の改正規定中「前条第二十項」を「前条第十九項」を「第五十五条第二十項」を「第五十五条第十九項」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第五十七条の四第九項の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項の改正規定、同法第五十七条の五第十一項の改正規定、同法第五十七条の六第七項の改正規定、同法第五十七条の七第九項の改正規定、同法第五十七条の七の二第八項の改正規定及び同法第五十七条の八第九項の改正規定中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」を「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十一条第二項の改正規定中「通算法人の各事業年度終了の日」を「当該適格分割等の直前の時」に、「当該通算法人と」を「通算法人である中小法人と」に、「通算法人を」を「通算法人である中小法人を」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十条第三項の次に五項を加える改正規定のうち、同条第四項第一号中「（以下この項」を「として政令で定める金額（以下この項」に改め、同条第六項第一号中「通算前所得金額（」を削り、「をいう。以下」を「として政令で定める金額（以下」に、「同じ。）として政令で定める金額」を「通算前所得金額」という。）」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十一条第二項の次に五項を加える改正規定のうち同条第三項中「通算前欠損金額（」を「通算前欠損金額として政令で定める金額（」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十一条の二第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項」を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十二条の三第一項の改正規定、同条第九項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第十六条のうち、租税特別措置法第六十五条の七第四項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第六十五条の八第十四項の改正規定及び同条第十五項の改正規定中「第七号」を「第五号」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の七第十項の改正規定中「第四十二条の十二の三第九項、」及び「第四十二条の十二の三第十項、」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の八第十六項の改正規定中「第九項前段」を「第八項前段」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の九の三第九項の改正規定中「第四十二条の十二の三第十項、」及び「第四十二条の十二の三第九項、」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の九の四第十四項の改正規定中「第八項前段」を「第七項前段」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項を削る改正規定中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改める。

第十六条中租税特別措置法第六十六条の十三の改正規定の前に次のように加える。

第六十六条の十一の四第一項中「次項第一号及び第三項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「同項」を「以下この号」に改め、「所得の金額をいう。」の下に「以下この号及び」を、「最初の事業年度」の下に「（通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。）の当該最初の事業年度開始の日前に開始する他の通算法人（当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）のうちに欠損控除前所得金額が生ずる事業年度（当該基準事業年度終了の日後に終了するものに限る。以下この号において「所得事業年度」という。）がある場合には、他の通算法人のいずれかの所得事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事

業年度）」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該通算法人等との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた日の前日を含む事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）及び当該有しないこととなつた日以後に開始する事業年度

ロ　当該通算法人等に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日前に開始する事業年度（当該通算法人等が通算法人である場合には、認定事業適応法人に該当しない他の通算法人の事業年度に限る。）

第六十六条の十一の四第一項第三号を削り、同条第二項第一号中「又は第六項」を削り、「、第五項」を「から第六項まで、第八項」に改め、「、同法」の下に「第五十八条の規定の適用があるもの、同法」を、「なつたもの」の下に「（同法第八十条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）」を加え、「この号及び次号」を「この条」に改め、同号ロ中「前項」を「この条」に改め、同項第二号中「及びハ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該適用事業年度前の事業年度で次項の規定の適用を受けた各事業年度における第四項第二号イに掲げる金額に相当する金額として政令で定める金額

第六十六条の十一の四第二項第三号中「適用事業年度の」の下に「所得限度額（」を加え、「の百分の五十に相当する金額から前号ハ」を「から法人税法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額を控除した金額をいう。第四項第三号及び第六号において同じ。）から前号ニ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　通算法人（当該通算法人又は他の通算法人が認定事業適応法人に該当する場合における当該通算法人に限る。）の適用対象事業年度（当該通算法人の適用事業年度又は認定事業適応法人に該当する他の通算法人の適用事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度をいう。次項において同じ。）において法人税法第六十四条の七の規定を適用して同法第五十七条の規定を適用する場合において、当該通算法人の同法第六十四条の七第一項第二号の規定により欠損金額とされる金額のうちに特例通算欠損事業年度において生じたものがあるときは、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号ハ(2)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例通算欠損事業年度（以下この条において「特例通算欠損事業年度」という。）である場合における当該通算法人の同項に規定する非特定超過控除対象額（以下この条において「非特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額

第一項第二号ハ(3)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該他の通算法人の非特定超過控除対象額に相当する金額を加算した金額
第一項第三号イ	（以下	（当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合には、当該通算法人の租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項に規定する特定超過控除対象額（以下この条において「特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額。以下
第一項第三号ロ(1)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該通算法人及び当該他の通算法人の非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額
第四項	みなし	みなし、当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額を当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなし
第五項	異なり、当該	異なり、当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、当該
第五項第一号	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額
第五項第二号	とし、かつ	と、当該通算法人の当該適用事業年度の租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額から前号に掲げる金額を控除した金額を当該適用事業年度の同条第二項第三号の欠損控除前所得金額とし、かつ
	の規定を	並びに同条第三項の規定を

第五項第二号イ	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額
	場合	場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）をいう。次項において同じ。）並びに当該適用事業年度に係る租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに掲げる金額のうち、当初申告の場合における当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度に係る配賦投資額（当該各特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額のうち当該通算法人の同号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額をいう。）の合計額
第六項	前項第二号イに掲げる金額	当初申告の場合における配賦欠損金控除額
第九項	金額として記載された金額を	金額（当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度又は当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額を含む。以下この項において同じ。）として記載された金額を

第六十六条の十一の四第五項中「前三項」を「第二項及び前三項」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第四項に規定する特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合（当該事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の全てにつき、それぞれその事業年度の確定申告書等に当該書類の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

第六十六条の十一の四第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する特例通算欠損事業年度とは、同項の通算法人の法人税法第六十四条の七第一項第二号に規定する十年内事業年度のうち、当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度（同号イに規定する対応事業年度をいう。以下この項において同じ。）又は他の通算法人（当該通算法人の適用対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。第二号イ(3)を除き、以下この項において同じ。）の事業年度で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）のいずれかが特例事業年度に該当する場合における当該十年内事業年度（以下この項において「特例十年内事業年度」という。）で、当該対応事業年度及び他の対応事業年度において生じた欠損金額のうちに特定超過控除対象額（第一号から第三号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。以下この項において同じ。）又は非特定超過控除対象額（第四号から第六号までに掲げる金額のうち最も少ない金額に第七号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）がある場合における当該特例十年内事業年度をいう。

一　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額（以下この項において「特定欠損金額」という。）から当該特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を控除した金額の合計額

二　当該通算法人の投資額残額（第二項第二号イに掲げる金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。第五号において同じ。）

イ　(1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額を合計した金額

(1)　当該通算法人の適用対象事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度(2)及び(3)において「過去通算適用事業年度」という。）における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2)　当該通算法人の過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(3)　当該通算法人の過去通算適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ロ　第二項第二号ロに掲げる金額

ハ　(1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額を合計した金額

(1)　当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2)　当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(3)　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

三　当該通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から前号ハ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額を控除した金額のうちイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額に達するまでの金額

イ　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

ロ　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度において生じた特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額の合計額

四　当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ(1)に掲げる金額から当該金額に非特定損金算入割合(当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合における当該特例十年内事業年度に係る同条第一項第三号ロに規定する非特定損金算入割合をいう。)を乗じて計算した金額を控除した金額

五　当該通算法人及び他の通算法人の投資額残額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度において生じた特定超過控除対象額

ロ　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度における当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。)において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

六　次に掲げる金額の合計額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から第二号ハ(1)及び(2)並びに前号イに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち非特定欠損控除前所得金額(当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(2)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。)に達するまでの金額

ロ　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の所得限度額から当該事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びに前号ロに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち他の非特定欠損控除前所得金額(当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(3)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。)に達するまでの金額

七　非特定欠損控除前所得金額が非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額のうちに占める割合

第十六条中租税特別措置法第六十八条の三の三の改正規定の次に次のように加える。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改める。

第二十一条のうち電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項第一号の改正規定中「第十一条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項の改正規定を次のように改める。

第二条第三項第四号中「並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の三第五項」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第七号とし、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　通算子法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、同項第十五号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十六号中「をいう」を「(同法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(第九号に規定する通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)に係る決算において費用又は損失として経理すること)をいう」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十七号を同項第十三号とし、同項第十八号から第三十二号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十三号から第三十五号までを削る。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第十五条第一項中「第五十八条第一項本文」を「第五十八条第一項」に、「のうち」を「に係る同条の規定の適用については」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「災害損失欠損金額」を「災害損失金額」に、「みなして、同条の規定を適用する」を「みなす」に改め、同条第

二項中「前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算その他」を削る。

第二十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、「これら」を「これ」を「これらに」を「これに」に改め、同条第四項第三号の改正規定中「同条第四項第三号」を「同条第四項」に、「この号」を「この項」に改め、同条第九項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改め、「削り」の下に「、「第三項」を「、同項」に改め」を加え、同条第十項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第七項の改正規定中「同条第七項」を「同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項」に、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第七項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第二項第三号の改正規定中「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、同条第五項の改正規定中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の次に一条を加える改正規定中第十七条の四の二第一項を次のように改める。

法人税法第二条第三号に規定する内国法人の次に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）後の各事業年度における租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「上欄に掲げる規定（」とあるのは「上欄に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定（以下この項において「震災税額控除規定」という。）を含む。」と、「中欄に掲げる割合（震災税額控除規定にあつては、百分の二十）」と、「下欄に掲げる金額」とあるのは「下欄に掲げる金額（震災税額控除規定にあつては、それぞれ震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の二第一項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の三第一項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の二第一項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の三第一項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の四の二

条第五項」を「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の五第一項の改正規定のうち同項中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項」に、「第十八条の二第一項」を「第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の八第七項の改正規定中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」を「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条を削る改正規定を削る。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十二条の二を改め、同条を同法第二十三条とする改正規定中「第二十二条の二中」を「第二十三条中」に、「次条」を「第二十一条」を「第二十五条から第三十三条まで」を「第三十二条及び第三十三条」に、「、「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする」を「改める」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条から第三十条までの改正規定及び同法第三十条の二を削る改正規定を次のように改める。

第二十四条から第三十一条までを次のように改める。

第二十四条から第三十一条まで　削除

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の改正規定中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十二条の改正規定中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十三条第一項の改正規定を削る。

附則第一条第四号ハ中「第四十一条の二十一第十一項第二十四号」を「第四十一条の二十一第十四項第二十四号」に改め、同条第五号リ中「第百四十七条」の下に「、第百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第百二条の改正規定を除く。）」を加え、同号ワ中「及び附則第百三十六条」を「並びに附則第百三十六条及び第百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第百二条の改正規定に限る。）」に改める。

附則第九条第三項中「同条第十一項」を「所得税法第二百三条の六第八項」に、「旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する」を「当該」に改める。

附則第二十条第五項中「次項」を「第五十八条第一項」に、「同条第四項」を「令和二年改正法附則第二十条第四項」に改め、同条第六項中「最終の連結事業年度」の下に「終了の日の翌日の属する事業年度」を加え、「終了の日の翌日の属する事業年度」を削り、同条第十一項中「第五十七条第六項、第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項」に改める。

附則第六十八条第一項中「同項に」を「租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に」に、「同条第五項第七号」を「新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号」に改める。

附則第八十八条第三項及び第百二条第三項中「、新租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「第六号」を「第四号」に、「から新租税特別措置法」を「から同法」に、「（新租税特別措置法」を「（同法」に改める。

附則第百十三条第一項中「には、同号」を「には同号」に、「連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の四第一項」を「四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号」に、「とする」を「とし、四年新措置法第四十二条の四第十九項第六号の三に規定する試験研究費の額には同項第六号の二に規定する基準事業年度に該当する連結事業年度の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする」に改める。

附則第百十三条の次に次の一条を加える。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条の二　四年新措置法第四十二条の六第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の六第三項又は四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3　四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の六第四項の法人に係るものを含むものとする。

4　四年新措置法第四十二条の六第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の六第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

附則第百十四条第一項中「四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する」、「（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）」、「四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する」及び「旧法人税法第二条第三十二号に規定する」を削り、同条第二項中「四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「」、「」という。）」及び「（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）」を削り、同条第四項中「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百三十条までにおいて「」及び「」という。）」を削る。

附則第百十五条の次に次の二条を加える。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十五条の二　四年新措置法第四十二条の十二の四第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項又は四年旧措置法第四十二条の十二の四第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3　四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定の適用を受けた金額のうち当該法人に係るものを含むものとする。

4　四年新措置法第四十二条の十二の四第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十五条の三　四年新措置法第四十二条の十二の五の規定の適用については、同条第三項第六号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。）に対する給与等（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三

項第十一号に規定する給与等の支給額」には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇用者をいう。）に対する給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。

2　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附則第百十六条第三項中「租税特別措置法第二条第二項第二十七号」を「四年新措置法第二条第二項第二十八号」に、「租税特別措置法第二条第二項第三十号」を「四年新措置法第二条第二項第三十一号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改める。

附則第百十七条中「、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項」を削り、「規定又は」を「規定、」に、「をいう」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項の規定をいう」に改める。

附則第百十八条第五項中「第六十八条の十第一項」を「第六十八条の十一第一項」に、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の五第一項」に改め、「第六十八条の十五の六の二第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで」を加え、「第六十八条の十八」を「第六十八条の二十」に、「第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九」に改め、同条第九項中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

19　四年新措置法第五十三条第二項の規定の適用については、同項に規定する試験研究費の額には、四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含むものとする。この場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、四年新措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたものとみなす。

附則第百十九条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第四項から第二十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　四年新措置法第五十五条の二の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

5　四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6　四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

附則第百二十五条第六項中「連結事業年度」の下に「終了の日の翌日を含む事業年度」を加え、「終了の日の翌日を含む事業年度」を削り、「租税特別措置法第二条第二項第二十七号」を「四年新措置法第二条第二項第二十八号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改める。

附則第百二十七条の次に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十七条の二　附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の十一の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法人税法第五十七条第四項」と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「、同法第五十八条」とあるのは「、法人税法第五十八条」とする。

2　四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人の基準事業年度（同項第一号に規定する基準事業年度をいう。第一号において同じ。）以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　基準事業年度後の各連結事業年度で四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）において生じた同条第三項第二号に規定する連結欠損金個別帰属額で附則第二十条第一項の規定により当該認定事業適応法人の四年新措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされた金額（次に掲げるものを除く。）を当該特例事業年度に係る四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額とみなす。

二　連結事業年度に該当する特例事業年度（四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）において生じた同条第三項第二号に規定する連結

イ　旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は新法人税法第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定によりないものとされたもの

ロ　旧法人税法第五十七条の二第一項の規定により旧法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

ハ　新法人税法第五十七条の二第一項の規定により新法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

三　当該適用事業年度(四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。)開始の日前に開始した連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度における各特例事業年度において生じた四年旧措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額に係る四年旧措置法第六十八条の九十六の二第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第百三十六条第十四項を削り、同条第十三項中「第十七条の二第三項」を「第十七条の二第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十七条の二第四項第三号」を「第十七条の二第四項」に、「同号の」を「四年新震災特例法第十七条の二第四項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十七条の二第四項第三号」を「第十七条の二第四項」に、「同号」を「同項」に、「第二条第三項第十二号」を「第二条第三項第七号」に、「同項第十三号」を「同項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第四項第三号」を「同条第四項」に、「同号」を「同項」に、「連結事業年度(四年旧震災特例法第二条第三項第十一号」を「連結事業年度(四年旧震災特例法第二条第三項第五号」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第六号に規定する」を削り、「(以下この条において「確定申告書」という。)の提出(四年旧震災特例法第二条第三項第十一号」を「の提出(同号」に、「同項第十二号」を「同項第七号」に、「同項第十三号」を「同項第八号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する法人の同項に規定する震災関連原状回復費用を支出した事業年度が平成三十年四月一日前に開始した事業年度である場合(当該震災関連原状回復費用に係る同項に規定する事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに当該震災関連原状回復費用を支出した場合で、かつ、当該支出した事業年度の四年旧震災特例法第二条第三項第六号に規定する確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)、同項第十号に規定する修正申告書又は同項第十一号に規定する更正請求書に附則第二十二条第三項に規定する書類の添付がある場合に限る。)には、令和四年四月一日以後に開始する事業年度については、当該支出した事業年度において生じた四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する欠損金額のうち、同項に規定する合計額に達するまでの金額は、附則第二十二条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

附則第百三十六条第十九項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」を「四年新震災特例法第二条第三項第十号」に、「第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項」を「第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項」を「第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項」に改め、同条第二十項中「第二十五条の二の二第一項」を「第二十五条の五の二第一項、第二十五条の二の二第一項」に、「第二十六条の二第一項」を「第二十六条第一項、第二十六条の二第一項」に改める。

附則第百四十八条の次に次の一条を加える。

(令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百四十八条の二　所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第　号)の一部を次のように改正する。

附則第五十条第八項中「同条第三項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。)」と、」を加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第九十五条第一項中「新震災特例法第二条第三項第十二号」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」に改める。

附則第百条第二項第二号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第百二条中「同条第二項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。)」と、」を加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第九十五条第一項中「新震災特例法第二条第三項第十二号」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」に改める。

附則第百条第二項第二号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第百二条中「同条第二項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。)」と、」を加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第百五十三条のうち貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第三十七条第七項第六号を同項第四号とする改正規定中「同項第六号」の下に「中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同号」を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条中租税特別措置法第六十六条の五の二の改正規定及び同法第六十八条の八十九の

二の改正規定並びに附則第五十五条及び第七十一条の規定　令和三年三月三十一日

二　第七条中租税特別措置法第九十条の十第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項第三号に係る部分、同項第四号イ(2)に係る部分（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える部分に限る。）、同項第六号イに係る部分及び同条第五項に係る部分（「の記載事項」を「に記録された事項」に改める部分に限る。）を除く。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第八十一条の規定　令和三年五月一日

三　第五条中国税通則法第七十四条の二に一項を加える改正規定及び附則第十三条の規定　令和三年七月一日

四　第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第七十九条及び第百二十四条の規定　令和三年十月一日

五　次に掲げる規定　令和四年一月一日

イ　第一条の規定（同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第二項第三号の改正規定、同法第百九十六条第一項の改正規定、同法第百九十八条の改正規定、同法第二百三条の改正規定（同条第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）及び同法第二百三条の六の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第七条、第九条、第百二十二条、第百二十三条及び第百二十六条（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。）の規定

ロ　第四条中消費税法第五十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第十二条の規定

ハ　第五条中国税通則法第六十五条第三項第二号の改正規定及び同法第百十七条に五項を加える改正規定

ニ　第六条の規定及び附則第十四条の規定

ホ　第七条中租税特別措置法第九条の三の二第六項の改正規定、同法第二十五条の二第四項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の四第三項の改正規定、同法第三十七条の十二の二第九項の改正規定、同法第四十一条の十五第五項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定及び同法第八十七条の六第十一項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六条第三項、第三十八条及び第七十八条の規定

ヘ　第八条の規定

ト　第十一条の規定

チ　第十二条の規定及び附則第八十二条の規定

リ　第十四条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条第四号ロの改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第四十条第十一号の改正規定及び同法第六十条の改正規定を除く。）及び附則第百二十条の規定

ヌ　第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の改正規定

六　第五条中国税通則法第三十四条の改正規定　令和四年一月四日

七　次に掲げる規定　令和四年四月一日

イ　第二条中法人税法第四十五条第一項第一号の改正規定

ロ　第七条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定（（令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の二第一項の改正規定（（令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十四第一項の改正規定（（令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第七十条の二の三第一項の改正規定（「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）及び同法第七十条の四第十項第三号の改正規定並びに附則第三十三条、第五十一条及び第六十七条の規定

八　第七条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第六号イの改正規定　令和四年五月一日

九　次に掲げる規定　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第四十五条第一項の改正規定

ロ　第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定

十　次に掲げる規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日

イ　第七条中租税特別措置法第十条の五の三第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の四の二第七項の改正規定、同条を同法第十条の五の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十三号の改正規定、同条第六項の改正規定（「第十条第九項」を「第十条第十項」に改める部分を除く。）、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の五の四の二」を「第十条の五の五、第十条の五の六」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の二第六項の改正規定、同条を同法第四十二条の十二の六とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十七号の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十二条の二の改正規定（同条第一項中「で第四十二条の五第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。）、同法第五十二条の三第五項の改正規

定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六、第四十二条の十二の七」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項、第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項、第五十七条の八第九項及び第五十八条第八項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の改正規定、同法第六十六条の七第十項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第九項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十二の前に一条を加える改正規定、同法第六十六条の十三第十項の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「、次条第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七の改正規定、同法第六十八条の十五の八第八項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第九項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十一項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十三項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十四項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十五項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十六項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十七項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十八項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十九項の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項、第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項、第五十七条の八第九項及び第五十八条第八項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の改正規定、同法第六十六条の七第十項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第九項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十二の前に一条を加える改正規定、同法第六十六条の十三第十項の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「、次条第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七の改正規定、同法第六十八条の十五の八第八項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第九項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十一項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十三項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十四項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十五項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十六項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十七項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十八項の改正規定、同法第六十八条の十五の八の四第十九項の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項の改正規定、同法第五十七条の五第十一項の改正規定、同法第五十七条の六第七項の改正規定、同法第五十七条の七第九項の改正規定、同法第五十七条の七の二第八項の改正規定、同法

同法第四十二条の五第二項第二号ロの改正規定、同法第四十四条の二第一項の改正規定（「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改める部分及び「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十三第一項の改正規定、同法第六十八条の十五の六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十八条の二十第一項の改正規定（「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改める部分及び「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十八第一項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定（「第二条第十一項」を「第二条第十七項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第五十八条、第七十四条及び第七十六条第一項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二　第七条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十二号の二の改正規定、同法第六十二条の三第四項第十号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十二号の二の改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三　次に掲げる規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

イ　第七条中租税特別措置法第三十三条第三項第三号の改正規定、同法第三十九条第七項の改正規定、同法第六十二条の三第四項第三号の改正規定、同法第六十三条第三項第三号の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の二第一項の改正規定、同法第六十五条の五の二第七項第二号イの改正規定、同法第六十五条の七第十六項第一号イの改正規定、同法第六十五条の九の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の二第十四項第二号イの改正規定、同法第六十八条の六十九第三項第三号の改正規定、同法第六十八条の七十二の改正規定、同法第六十八条の七十三第一項及び第六十八条の七十六の二第七項第二号イの改正規定、同法第六十八条の七十八第十六項第一号イの改正規定、同法第六十八条の八十の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の八十五第十四項第二号イの改正規定並びに同法第七十六条の改正規定

ロ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十一条の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分に限る。）及び同法第二十二条の五第二項第二号ロの改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分に限る。）

十四　第七条中租税特別措置法第四十一条第十項の改正規定　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十五　次に掲げる規定　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

イ　第七条中租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同条を同法第六十六条の十一の三とする改正規定、同法第六十六条の十一の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の九十五の次に一条を加える改正規定及び同法第六十八条の九十六第一項の改正規定（「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に改める部分に限る。）

ロ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第三号の改正規定

ハ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十条第十一号の改正規定

ニ　第十九条中所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の改正規定（租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項を削る改正規定に係る部分に限る。）

十六　第七条中租税特別措置法第八十条第一項の改正規定（「に係るものであつて同法」を「（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）に係るものであつて産業競争力強化法」に改める部分に限る。）及び附則第七十六条第二項の規定　海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七　第七条中租税特別措置法第八十条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第七十六条第三項の規定　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十八　第七条中租税特別措置法第九十条の十二第五項の改正規定（「の記載事項」を「に記録された事項」に改める部分に限る。）　道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

（非課税所得に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第九条第一項第十六号の規定は、令和三年分以後の所得税について適用する。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三条　新所得税法第十条第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に

提出する同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

2　新所得税法第十条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に同条第八項の金融機関の営業所等に対して行う同項に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第四条　新所得税法第十一条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する支払者に対して行う同条第四項に規定する電磁的方法による同条第三項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（退職所得に関する経過措置）

第五条　新所得税法第三十条の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（寄附金控除に関する経過措置）

第六条　新所得税法第七十八条第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（確定所得申告等に関する経過措置）

第七条　新所得税法第百二十条、第百二十二条から第百二十七条まで、第百五十九条及び第百六十条（これらの規定を新所得税法第百六十六条及び第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、旧所得税法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限が令和四年一月一日以後となる所得税の確定申告書について適用し、当該確定申告期限が同日前となる所得税の確定申告書については、なお従前の例による。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例等に関する経過措置）

第八条　新所得税法第百九十八条の規定は、施行日以後に行う同条第二項に規定する電磁的方法による同項に規定する記載事項の提供について適用し、施行日前に行った旧所得税法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条（第一項に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に行う同条第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する記載事項の提供について適用し、施行日前に行った旧所得税法第二百三条第四項の電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百三条の六の規定は、施行日以後に行う同条第五項に規定する電磁的方法による同項に規定する記載事項の提供について適用し、施行日前に行った旧所得税法第二百三条の六第六項の電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百一条の規定は、令和四年一月一日以後に支払うべき退職手当等（所得税法第百九十九条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき退職手当等について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧所得税法第二百三条第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第三十七条第四項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に支出する同条第四項に規定する寄附金の額について適用し、法人が施行日前に支出した第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第三十七条第四項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

2　新法人税法第三十七条第五項ただし書の規定は、同条第四項に規定する公益法人等が施行日以後に支出する金額について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第三条の規定による改正後の相続税法第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法第二十八条第五項に規定する短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した者に係る同条第一項の規定による贈与税の申告書の提出については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第四条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。）が到来する消費税について適用する。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第五条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第七十四条の二第五項の規定は、令和三年七月一日以後に法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この条において同じ。）に関する調査に係る新国税通則法第七十四条の二第一項第二号又は第三号に定める者に対して行う同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている法人税等に関する調査（同日前に第五条の規定による改正前の国税通則法第七十四条の二第一項第二号イ又は第三号イに掲げる者に対して同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行っていたものに限る。）に係るものを除く。）について適用する。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第六条の規定による改正後の国税徴収法第三十九条の規定は、令和四年一月一日以後に滞納となった国税（同日前に行われた第六条の規定による改正前の国税徴収法第三十九条に規定する無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処

分に係るもの（以下この条において「特定国税」という。）を除く。）について適用し、同日前に滞納となっている国税（特定国税を含む。）については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十五条　別段の定めがあるものを除き、第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第十六条　新租税特別措置法第三条（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債をいう。以下この条及び附則第三十六条第一項において同じ。）の利子について適用し、第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の利子については、なお従前の例による。

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第十七条　新租税特別措置法第三条の三第八項の規定は、施行日以後に同条第六項の支払の取扱者に対して行う同条第八項に規定する電磁的方法による同条第六項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（障害者等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第十八条　新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第五項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書及び新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第四条第二項において準用する旧所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書及び旧租税特別措置法第四条第二項において準用する旧所得税法第十条第四項の申告書については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第八項の金融機関の営業所等に対して行う新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第八項に規定する電磁的方法による新租税特別措置法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書、同条第二項において準用する新所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書及び新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（財産形成非課税申込書等の提出の特例に関する経過措置）

第十九条　新租税特別措置法第四条の三の二の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する電磁的方法による同項に規定する記載事項及び同条第五項に規定する書類に記載されるべき事項の提供について適用する。

（特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二十条　新租税特別措置法第四条の五第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特定寄附信託申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第四条の五第三項に規定する特定寄附信託申告書については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四条の五第五項から第七項までの規定は、施行日以後に同条第三項の特定寄附信託の受託者の同項に規定する営業所等に対して行う同条第五項に規定する電磁的方法による同条第三項に規定する特定寄附信託申告書に記載すべき事項及び同項に規定する特定寄附信託契約の契約書の写しに記載されるべき事項の提供について適用する。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第五条の二第十七項（同条第十九項の規定により読み替えて適用する場合並びにこれらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第十八項（新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第五条の二第十七項の特定振替機関等又は特定受託者に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第五条の二第一項、第五条の三第一項若しくは第四十一条の十三の三第一項に規定する非課税適用申告書に記載すべき事項、新租税特別措置法第五条の二第四項（新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する組合等届出書に記載すべき事項及び新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合契約書等の写しに記載されている事項又は租税特別措置法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号（これらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）に定める申告書に記載すべき事項若しくは租税特別措置法第五条の二第十二項第二号若しくは第四号（これらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める届出書に記載すべき事項及び租税特別措置法第五条の二第十二項第二号若しくは第四号に定める組合契約書等の写しに記載されている事項の提供について適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第六条第八項（同条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第九項（新租税特別措置法第六条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同条第八項の利子の支払をする者に対して行う同項に規定する電磁的方法による同条第四項（同条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）に規定する非課税適用申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第八条第五項の規定は、施行日以後に同条第四項の支払の取扱者に対して行う同条第五項に規定する電磁的方法

による同条第四項の明細書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第九条の五第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する支払者に対して行う同条第三項に規定する電磁的方法による同条第二項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第十条の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）及び次の各号に掲げる個人が施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等で当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

一　旧租税特別措置法第十条の二第一項第一号に掲げる個人　同号に定める減価償却資産（租税特別措置法第二条第一項第六号に規定する減価償却資産をいう。以下この条及び附則第三十二条において同じ。）のうちエネルギー（旧租税特別措置法第十条の二第一項第一号に規定するエネルギーをいう。）の使用の合理化に特に効果の高いものであることが施行日前に確認されたものとして財務省令で定めるもの

二　施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者　旧租税特別措置法第十条の二第一項第二号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

三　施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主　旧租税特別措置法第十条の二第一項第三号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該荷主連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十八条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十九条　第七条の規定（附則第一条第十号イに掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第七条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第十条の六第五項（各号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項	第一項第十二号及び第十三号	十二　前条第七項から第九項までの規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額 十三　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
、第十一号又は第十二号		十二　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
又は第十一号		

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十二条　個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第五項までにおいて同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の三第一項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十条第一項」とする。

4　個人が令和三年十二月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の第一欄中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは、「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

5　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十条の五の五第一項」とあるのは、「第十条の五の四の二第一項」とする。

7　個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

8　新租税特別措置法第十九条第二項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用する。

9　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは「について」とする。

（個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第二十四条の二第一項の規定は、令和五年分の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、租税特別措置法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において旧租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類につき同号に規定する承認を受けて同号に規定する財務省令で定めるところにより当該帳簿書類に係る同号に規定する電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その年において新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第三十四条の二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例等に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第三十七条の十（第三項第八号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同項第八号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる同条第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。

6　施行日前に受けた旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第三十七条の十四第十三項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十七条の十四第十六項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する非

課税口座廃止届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する未成年者口座廃止届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第四十一条の二の二の規定は、施行日以後に行う同条第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の二の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、施行日以後に行う同条第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の三の四第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第四十一条の十七（第二項に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十七（第四項に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項及び第二項の規定は、個人が施行日以後に支出する支出金について適用し、個人が施行日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第四十条　施行日前に提出された租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書（以下この条において「特例適用申告書」という。）（当該特例適用申告書又は当該特例適用申告書につき提出された旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する変更申告書の提出後に同項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後施行日の前日までに同項に規定する変更申告書の提出がされていないときにおける当該特例適用申告書を除く。）は、施行日において提出された特例適用申告書とみなす。

2　新租税特別措置法第四十一条の二十一第十項において準用する租税特別措置法第四十一条の二十一第六項の規定は、新租税特別措置法第四十一条の二十一第九項第一号に掲げる場合に該当することとなった日が施行日以後である場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する変更をした日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の二十一第十一項から第十三項までの規定は、施行日以後に同条第十一項の配分の取扱者に対して行う同項に規定する電磁的方法による特例適用申告書に記載すべき事項及び租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する財務省令で定める書類に記載されるべき事項又は新租税特別措置法第四十一条の二十一第九項第一号に定める申告書に記載すべき事項及び同項に規定する添付書類に記載されるべき事項の提供について適用する。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第四十二条第十一項及び第十二項の規定は、施行日以後に同条第十一項の利子の支払をする者又は国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書又は新租税特別措置法第四十二条第八項各号に定める申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第四十二条の二第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に同条第十四項の特定利子の支払をする者又は特定金融機関等に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第四十二条の二第八項に規定する非課税適用申告書又は新租税特別措置法第四十二条の二第十一項各号に定める申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第四十三条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人（同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）にある連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度（租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第七十二条までにおいて同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条　法人が施行日前に取得又は製作若し

くは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）及び次の各号に掲げる法人が施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等で当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

一　旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる法人　同号に定める減価償却資産（租税特別措置法第二条第二項第二十五号に規定する減価償却資産をいう。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）のうちエネルギー（旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーをいう。）の使用の合理化に特に効果の高いものであることが施行日前に確認されたものとして財務省令で定めるもの

二　施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者　旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第二号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

三　施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主　旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第三号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該荷主連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第一項」とあるのは、「第四十二条の十二の五の二第一項」とする。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条　第七条の規定（附則第一条第十号イに掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十九条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十六号及び第十七号	十六　前条第四項から第六項までの規定　それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額 十七　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項	、第十五号又は第十六号	又は第十五号

（法人の減価償却に関する経過措置）

第五十条　法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第

一項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十四条の二第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十条第一項」とする。

5　法人が令和三年十二月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の第一欄中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは、「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

6　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第一項」とあるのは、「第四十二条の十二の五の二第一項」とする。

8　法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第六十六条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」とする。

9　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「減価償却資産又は繰延資産で、」とあるのは、「減価償却資産で」とする。

10　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは「について」とする。

（法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第六十一条の二第一項の規定は、法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第六十五条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第六十六条の二の二の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十四条　施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十六条の二の二第一項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第六十六条の五の二の規定は、法人の令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第六十六条の八の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の九の四の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の九の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）

第五十七条　第七条の規定（附則第一条第十五号イに掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する新法人税法第三十七条第四項の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定す

る寄附金の額について適用し、法人が施行日前に支出した第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する旧法人税法第三十七条第四項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条　附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項中「同条第二十五項」とあるのは、「同条第二十一項」とする。

（外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　施行日前に提出された旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書（当該特例適用申告書又は当該特例適用申告書につき提出された旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する変更申告書の提出後に同項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後施行日の前日までに同項に規定する変更申告書の提出がされていないときにおける当該特例適用申告書を除く。）は、施行日において提出された新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書（第三項において「特例適用申告書」という。）とみなす。

2　新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の二十一第十項の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十一条の二十一第六項の規定は、新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の二十一第九項第一号に掲げる場合に該当することとなった日が施行日以後である場合について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する変更をした日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の二十一第十一項から第十三項までの規定は、施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の二十一第十一項の配分の取扱者に対して行う同項に規定する電磁的方法による特例適用申告書に記載すべき事項及び新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する財務省令で定める書類に記載されるべき事項又は新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の二十一第九項第一号に定める申告書に記載すべき事項及び同項に規定する添付書類に記載されるべき事項の提供について適用する。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、附則第四十四条各号に掲げる法人に該当するものが施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等で当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第六十八条の十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第六十八条の十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十三条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　第七条の規定（附則第一条第十号イに掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六十五条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十六号及び第十七号	十六　前条第四項から第六項までの規定　それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	十六　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項	、第十五号又は第十六号	又は第十五号

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第六十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十八第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する被災代替資産等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の二十第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十条第一項」とする。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が令和三年十二月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三欄に掲げる減価償却資産については、旧租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第四十五条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第五十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項」とする。

6　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の上欄中「第四十五条第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条第二項」と、同条第三項中「第四十五条第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条第二項」とする。

8　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用については、同条第一項中「減価償却資産又は繰延資産で、」とあるのは、「減価償却資産で」とする。

9　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の四十二の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは「について」とする。

（連結法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の令和四年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡を

した場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第六十八条の八十六の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例に関する経過措置）

第七十条　施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の八十六第一項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第六十八条の八十九の二の規定は、連結法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和三年三月三十一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第六十八条の九十二の規定は、連結事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人の認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第七十三条　新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第八十一条の六第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第八十一条の六第四項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

（連結法人が特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条　附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の規定の適用については、同項中「同条第二十五項」とあるのは、「同条第二十一項」とする。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が令和三年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十条の二の二第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第七項の取扱金融機関の営業所等に対して行う同項に規定する電磁的方法による同条第二項第三号に規定する教育資金非課税申告書又は同条第四項に規定する追加教育資金非課税申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

3　施行日前に個人が旧租税特別措置法第七十条の二の二第十項に規定する贈与者の行為により同条第一項に規定する信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を同項に規定する銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した同項に規定する金銭等で同項に規定する金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該個人が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る同条第十項第一号の規定による届出（施行日以後に当該個人が当該贈与者の行為又は当該贈与者からの書面による贈与により新租税特別措置法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用に係る当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得している場合における当該届出を除く。）及び旧租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号に規定する管理残額（当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第七十条の二の三第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第七項の取扱金融機関の営業所等に対して行う新租税特別措置法第七十条の二の二第七項に規定する電磁的方法による新租税特別措置法第七十条の二の三第二項第三号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書又は同条第四項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

5　施行日前に個人が旧租税特別措置法第七十条の二の三第十項に規定する贈与者の行為により同条第一項に規定する信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を同項に規定する銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した同項に規定する金銭等で同項に規定する金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該個人が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る同条第十項第二号に規定する管理残額（当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第七十六条　附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第二条第十七項」とあるのは「第二条第十二項」と、同条第二項中「第二条第三十一項」とあるのは「第二条第二十七項」とする。

2　附則第一条第十六号に定める日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条」とあるのは、「第十四条」とする。

3　附則第一条第十七号に定める日から地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）附則第一条第二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条の三の規定の適用については、同条第一項中「第十二条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第一項」と、「第十二条の六第一項」とあるのは「第十一条の六第一項」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第七十七条　施行日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第八十七条の六第十一項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。）が到来する酒税について適用する。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第七十九条　令和三年十月一日前に課した、又は課すべきであった新租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第八十条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時（以下この項において「初回航行時」という。）において、当該航空機に旧租税特別措置法第九十条の八、第九十条の八の二第一項又は第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、初回航行時に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一　新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八

二　新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三　新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の九第一項

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第八十一条　令和三年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　第十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「新電子帳簿保存法」という。）第四条第一項及び第五条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する新電子帳簿保存法第四条第一項に規定する国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を除く。）について適用し、同日前に備付けを開始した国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を含む。）については、なお従前の例による。

2　新電子帳簿保存法第四条第二項及び第五条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる国税関係書類（特定国税関係書類を含む。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係書類（特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

3　新電子帳簿保存法第四条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた第十二条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「旧電子帳簿保存法」という。）第四条第三項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

4　新電子帳簿保存法第五条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を含む。）については、なお従前の例による。

5　前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定国税関係帳簿　附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿

二　特定国税関係書類　附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている国税関係書類

三　特例特定国税関係書類　附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類

四　特定電磁的記録　附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第

五条第三項の承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録

6　新電子帳簿保存法第七条の規定は、令和四年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

7　新電子帳簿保存法第八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。次項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、同項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる国税関係帳簿であって財務省令で定めるものに係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムとみなす。

8　新電子帳簿保存法第八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に法定申告期限（国税通則法第六十八条第三項又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税については同法第二条第八号に規定する法定納期限とし、国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録は、新電子帳簿保存法第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録と、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録（当該保存義務者が同条ただし書の規定により当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録を除く。）は、新電子帳簿保存法第七条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録と、それぞれみなす。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十条の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十条第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第八号に規定する減価償却資産をいう。以下附則第八十八条までにおいて同じ。）については、なお従前の例による。

2　復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「旧復興特区法」という。）第三十七条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興特区法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下「旧復興推進計画」という。）につき同条第九項（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「旧福島特措法」という。）第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（旧復興特区法第六条第一項の変更の認定及び復興庁設置法等改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法第六条第一項の変更の認定を含む。以下「旧認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた個人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（旧震災特例法第十条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧建築物整備事業（旧復興特区法第二条第三項第二号ロ（旧福島特措法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（旧建築物整備事業にあっては旧震災特例法第十条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備とし、やむを得ない事情により同項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、これらの事業の用に供することができなかったものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業若しくは旧建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該個人の当該旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を同項に規定する産業集積事業と、当該旧建築物整備事業を同項に規定する建築物整備事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧特定機械装置等に係る同項に規定する特別償却限度額は第一号に掲げる金額とし、同条第三項に規定する税額控除限度額は第二号に掲げる金額とする。

一　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復

興産業集積区域内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額から当該機械及び装置について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額

ロ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた個人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

ハ　機械及び装置（イ及びロに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の三十四に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた個人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する企業立地を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ヘ　建物及びその附属設備並びに構築物（二及びホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の十七に相当する金額

二　新震災特例法第十条第三項に規定する特定機械装置等（同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものに限るものとし、旧特定機械装置等を除く。）の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額

イ　前号イ及びロに掲げる資産　百分の十五

ロ　前号ハに掲げる資産　百分の十

ハ　前号ニ及びホに掲げる資産　百分の八

ニ　前号ヘに掲げる資産　百分の六

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十四条　新震災特例法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定により提出された同条第一項に規定する企業立地促進計画とみなされたもの（以下「みなし企業立地促進計画」という。）についての新震災特例法第十条の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十五条　新震災特例法第十条の二の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の二の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十六条　新震災特例法第十条の三の規定は、個人の令和三年以後の同条第一項に規定する適用年の年分の所得税について適用し、個人の令和二年以前の旧震災特例法第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた個人が、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「経過適用期間」という。）内の日の属する各年（令和三年以後の年に限るものとし、事業を廃止した日の属する年を除く。）の経過適用期間内において、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十条の三第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所（以下この項において「旧産業集積事業所」という。）に勤務する旧被災雇用者等（旧震災特例法第十条の三第一項に規定する被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。）に対して給与等（新震災特例法第十条の三第一項に規定する給与等をいう。）を支給する場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条の三第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を同項に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第八十六条第二項の指定を受けた個人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の東日

本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和三年改正法附則第八十六条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」とする。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十七条　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新震災特例法第十条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（個人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第八十八条　新震災特例法第十条の五の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する開発研究用資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた個人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究（以下この項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち同条第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、開発研究の用に供することができなかったものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供される旧開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該個人の当該開発研究の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条の五第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧開発研究用資産を同項に規定する開発研究用資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧開発研究用資産に係る同項に規定する特別償却限度額は、次の各号に掲げる旧開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額から当該旧開発研究用資産について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額

二　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた新租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

三　前二号に掲げるもの以外の旧開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四に相当する金額

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第八十九条　新震災特例法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、個人が施行日前に旧震災特例法第十一条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第九十条　個人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「前条第三項及び第四項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二第三項及び第四項」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第九十一条　新震災特例法第十一条の五第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧震災特例法第十一条の五第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十二条　新震災特例法第十二条（同条第一項の表の第一号の下欄のイに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同欄のイに掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧震災特例法第十二条第一項の表の第一号の下欄のイに掲げる資産については、なお従前の例による。

（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十三条　施行日前に旧震災特例法第十三条の三の指定を受けた同条に規定する復興指定会社

により当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行される株式については、なお従前の例による。

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付に関する経過措置）

第九十四条　法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十四年三月十日以前に終了した各事業年度において生じた繰戻対象震災損失金額（旧震災特例法第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額をいう。）に係る同項の規定による法人税の還付の請求については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条　新震災特例法第十七条の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産（新震災特例法第二条第三項第十二号に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第三十七条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十七条の二第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧建築物整備事業（旧復興特区法第二条第三項第二号ロ（旧福島特措法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（旧建築物整備事業にあっては旧震災特例法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備とし、やむを得ない事情により同項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、これらの事業の用に供することができなかったものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業若しくは旧建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該法人の当該旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の二第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を同項に規定する産業集積事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧特定機械装置等に係る同項に規定する特別償却限度額は第一号に掲げる金額とし、同条第二項に規定する税額控除限度額は第二号に掲げる金額とする。

一　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた法人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額から普通償却限度額（新震災特例法第十七条の二第一項に規定する普通償却限度額をいう。附則第百条第二項第一号において同じ。）を控除した金額

ロ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた法人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

ハ　機械及び装置（イ及びロに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の三十四に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた法人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた法人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ヘ　建物及びその附属設備並びに構築物（イ及びホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の十七に相当する金額

二　新震災特例法第十七条の二第二項に規定する特定機械装置等（同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものに限るものとし、旧特定機械装置等を除く。）の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額

イ　前号イ及びロに掲げる資産　百分の十五

ロ　前号ハに掲げる資産　百分の十

ハ　前号ニ及びホに掲げる資産　百分の八

ニ　前号ヘに掲げる資産　百分の六

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十六条　新震災特例法第十七条の二の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第十七条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条　新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十八条　新震災特例法第十七条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する同条第一項に規定する適用年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した旧震災特例法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「経過適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（施行日以後に終了する事業年度に限るものとし、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の経過適用期間内において、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十七条の三第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所（以下この項において「旧産業集積事業所」という。）に勤務する旧被災雇用者等（旧震災特例法第十七条の三第一項に規定する被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。）に対して給与等（新震災特例法第十七条の三第一項に規定する給与等をいう。）を支給する場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の三第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を同項に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第九十八条第二項の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和三年改正法附則第九十八条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」とする。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十九条　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新震災特例法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第百条　新震災特例法第十七条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する開発研究用資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究（以下この項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち同条第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、開発研究の用に供することができなかったものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧開発研究用資産」

という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供される旧開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の五第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧開発研究用資産を同項に規定する開発研究用資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧開発研究用資産に係る同項に規定する特別償却限度額は、次の各号に掲げる旧開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた法人が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二　旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

三　前二号に掲げるもの以外の旧開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四に相当する金額

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第百一条　新震災特例法第十八条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に旧震災特例法第十八条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第百二条　法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第二十六条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第百十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第二項」とする。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第百三条　新震災特例法第十八条の三の規定は、同条第一項の指定を受けた法人の施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、旧震災特例法第十八条の三第一項の指定を受けた法人の施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定（以下この項において「旧指定」という。）を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、当該旧認定地方公共団体を新震災特例法第十八条の三第一項に規定する認定地方公共団体と、当該旧指定を同項の指定と、当該旧認定を受けた旧復興推進計画を同項に規定する認定復興推進計画と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項に」とあるのは「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下この項及び第四項において「復興庁設置法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この項及び第四項において「旧復興特区法」という。）第四十条第一項に」と、「特定復興産業集積区域（」とあるのは「復興産業集積区域（」と、「同法第二条第三項第二号イ」とあるのは「旧復興特区法第二条第三項第二号イ（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（第一号において「旧福島特措法」という。）第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第一号中「復興推進計画」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第百三条第二項の旧復興推進計画」と、「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」とあるのは「旧復興特区法第四条第九項（旧福島特措法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、「旧復興特区法第四十条第二項において準用する旧復興特区法第三十七条第三項の規定又は復興庁設置法等改正法附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第百四条　新震災特例法第十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧震災特例法第十八条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百五条　新震災特例法第十九条から第二十一条まで（新震災特例法第十九条第一項の表の第一号の下欄のイに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る新震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に取得をした旧震災特例法第十九条第一項の表の第一号

の下欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付に関する経過措置）

第百六条　連結親法人（新震災特例法第二条第三項第七号に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）の平成二十四年三月十日以前に終了した各連結事業年度（同項第五号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）において生じた繰戻対象震災損失金額（旧震災特例法第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額をいう。）に係る同項の規定による法人税の還付の請求については、なお従前の例による。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　新震災特例法第二十五条の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（新震災特例法第二条第三項第十三号に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人（同項第三十三号に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第三十七条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたものが、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧建築物整備事業（旧復興特区法第二条第三項第二号ロ（旧福島特措法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（旧建築物整備事業にあっては旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備とし、やむを得ない事情により同項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、これらの事業の用に供することができなかったものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業若しくは旧建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を同項に規定する産業集積事業と、当該旧建築物整備事業を同項に規定する建築物整備事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧特定機械装置等に係る同項に規定する特別償却限度額は第一号に掲げる金額とし、同条第二項に規定する税額控除限度額は第二号に掲げる金額とする。

一　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた連結法人（新震災特例法第二条第三項第十四号に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額から普通償却限度額（新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する普通償却限度額をいう。附則第百十二条第二項第一号において同じ。）を控除した金額

ロ　機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた連結法人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

ハ　機械及び装置（イ及びロに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の三十四に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた連結法人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた連結法人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ヘ　建物及びその附属設備並びに構築物（ニ及びホに掲げるものを除く。）その取得価

額の百分の十七に相当する金額

二　新震災特例法第二十五条の二第二項に規定する特定機械装置等（同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものに限るものとし、旧特定機械装置等を除く。）の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額

イ　前号イ及びロに掲げる資産　百分の十五

ロ　前号ハに掲げる資産　百分の十

ハ　前号ニ及びホに掲げる資産　百分の八

ニ　前号ヘに掲げる資産　百分の六

（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新震災特例法第二十五条の二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百九条　新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十条　新震災特例法第二十五条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する同条第一項に規定する適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した旧震災特例法第二十五条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたものが、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「経過適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（施行日以後に終了する連結事業年度に限るものとし、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の経過適用期間内において、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所（以下この項において「旧産業集積事業所」という。）に勤務する旧被災雇用者等（旧震災特例法第二十五条の三第一項に規定する被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。）に対して給与等（新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する給与等をいう。）を支給する場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を同項に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十（当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第百十条第二項の指定を受けたものが、当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和三年改正法附則第百十条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」とする。

（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十一条　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

2　復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新震災特例法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第百十二条　新震災特例法第二十五条の五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する開発研究用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第三十九条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたものが、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第二十五条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において附則第百条第二項に規定する開発研究（以下この項において「開発研究」という。）の用に供される同条第二項に規定する旧開発研究用資産（以下この項において「旧開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供される旧開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該開発研究の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第二十五条の五第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧開発研究用資産を同項に規定する開発研究用資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧開発研究用資産に係る同項に規定する特別償却限度額は、次の各号に掲げる旧開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人で、旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

二　当該連結親法人又はその連結子法人で、旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

三　前二号に掲げるもの以外の旧開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四に相当する金額

（連結法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第百十三条　新震災特例法第二十六条の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧震災特例法第二十六条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第百十四条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第二十六条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十八条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二第一項」と、同条第二項中「第十八条の二第一項」とあるのは「旧効力震災特例法第十八条の二第一項」と、同条第三項中「前条第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第二項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第百十五条　新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において「旧指定」という。）を受けたものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において「旧指定」という。）を受けたものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税については、当該旧認定地方公共団体を新震災特例法第二十六条の三第一項に規定する認定地方公共団体と、当該旧指定を同項の指定と、当該旧認定を受けた旧復興推進計画を同項に規定する認定復興推進計画と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項に」とあるのは「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六

号。以下この項及び第四項において「復興庁設置法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この項及び第四項において「旧復興特区法」という。）第四十条第一項に」と、「特定復興産業集積区域（」とあるのは「復興産業集積区域（」と、「同法第二条第三項第二号イ」とあるのは「旧復興特区法第二条第三項第二号イ（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（第一号において「旧福島特措法」という。）第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第一号中「復興推進計画」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第百十五条第二項の旧復興推進計画」と、「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」とあるのは「旧復興特区法第四条第九項（旧福島特措法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法第九条の規定又は復興庁設置法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法」と、同項第五号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法第四十条第二項において準用する旧復興特区法第三十七条第三項の規定又は復興庁設置法等改正法附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」とする。

（連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第百十六条　新震災特例法第二十六条の九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧震災特例法第二十六条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百十七条　新震災特例法第二十七条から第二十九条まで（新震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の下欄のイに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る新震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の下欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る旧震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百十八条　新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和三年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第百十九条　施行日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒（租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び租税特別措置法第八十七条第一項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十条　第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条及び第二十三条の規定は、旧所得税法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限が令和四年一月一日以後となる同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する場合について適用し、当該確定申告期限が同日前となる当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十一条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第十五条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第五項の規定の適用については、同項中「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」とあるのは、「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第百二十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項の表所得税法第百五十三条の項中「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号若しくは第三号」に、「第百二十条第一項第四号、第六号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百二十四条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の三十六」を「千分の三十三」に、「千分の九百六十四」を「千分の九百六十七」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第百二十五条　地方法人税法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百二十六条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「には、新所得税法」を「には、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。附則第五十八条第二項において「令和三年改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項及び附則第五十八条第二項において「令和三年改正前所得税法」という。）」に、「及び前項」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項」に、「記載した新所得税法」を「記載した令和三年改正前所得税法」に、「もって、新所得税法」を「もって、令和三年改正前所得税法」に、「の規定は」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は」に改める。

附則第五十八条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「には、租税特別措置法」を「には、令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。）」に、「及び」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び」に、「同法」を「令和三年改正前所得税法」に、「となる租税特別措置法」を「となる令和三年改正前租税特別措置法」に、「については、租税特別措置法」を「については、令和三年改正前租税特別措置法」に、「の規定は」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は」に改める。

附則第九十一条第三項中「及び所得税法等改正法」を「、所得税法等改正法」に、「の規定の」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和三年新震災特例法」という。）第四十三条第一項の規定の」に改め、「新震災特例法第四十三条の二第一項」の下に「及び令和三年新震災特例法第四十三条第一項」を加え、「とする」を「と、「同項」とあるのは「同法第八十七条第一項」とする」に改める。

（山村振興法の一部改正）

第百二十七条　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百二十八条　東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

第四十一条及び第四十二条　削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十九条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項の規定による指定を受けた株式会社に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百三十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に、「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百三十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るための事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設並びに中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設を行うとともに、家計の暮らしと民需を下支えするための住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の

到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るため、デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を設けること。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための準備金制度の創設等を行うこと。

2　家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除制度の特例の延長等を行うこと。

3　土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

4　この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和三年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、初年度において約四百億円、平年度において約五百六十億円である。

右報告する。

令和三年三月二日

財務金融委員長　越智　隆雄

衆議院議長　大島　理森殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる。このような観点から、所得税や贈与税などの在り方をあらためて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討すること。

二　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ＩＣＴ化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

三　新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和三年一月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

第四条中「平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化」を「同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和三年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2　旧法第三条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

理　由

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　特例公債の発行等

㈠　財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令

和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができること。

㈡　特例公債を発行する場合においては、㈠に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めること。

2　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に伴う予算措置

令和三年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額三十七兆二千五百六十億円が措置されている。

右報告する。

令和三年三月二日

財務金融委員長　越智　隆雄

衆議院議長　大島　理森殿

〔別紙〕

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　本法律案の成立により、令和三年度から令和七年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う歳出増はあるものの財政規律の維持に留意し、野放図な特例公債の発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運営を行うこと。

二　本法律案の成立後の令和三年度から令和七年度の特例公債の発行に当たっては、各年度の予算審議をより慎重かつ丁寧に行うため、財政規律の維持や特例公債発行額の抑制といった財政民主主義に基づく国会の責務・権能を果たせるよう、政府は、単年度ごとに財政健全化目標の進捗状況やその目標達成に向けた課題等に関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。

三　政府は、令和七年度の国及び地方公共団体を合わせたプライマリーバランス黒字化と、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとする財政健全化目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

四　我が国における人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえた経済の活力の向上及び持続的な発展の実現並びに持続可能な財政構造の確立のため、中長期的な視点に立った政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計が信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施され、国会がその推計の結果を活用することで財政等に対する民主的統制の権能が十分に発揮できるようにするため、政府は、経済及び財政等に関する将来の推計の信頼性の向上に関し、必要な検討や協力を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、三三一円
（本体一、二一〇円）